

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔技術的能力 1.0.10 重大事故等時の体制について〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。

相違No.	相違理由
①	島根2号炉は単号炉申請
②	島根2号炉は、島根原子力発電所1サイトで1つの原子力防災組織体制を構築。東海第二は、異なるサイトの東海発電所と一体の原子力防災組織体制を構築
③	島根2号炉の中央制御室は、島根1号炉と共用であり、複数号炉の同時被災時において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう当直副長の指揮に基づき運転操作対応を実施

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">添付資料 1.0.10</p> <p style="text-align: center;"><u>柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉</u></p> <p style="text-align: center;">重大事故等時の体制について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の特徴..... 1.0.10-1</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方..... 1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について..... 1.0.10-2</p> <p>a. 判断者の明確化..... 1.0.10-2</p> <p>b. 操作者の明確化..... 1.0.10-3</p> <p>2. <u>柏崎刈羽原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について</u>..... 1.0.10-3</p> <p>(1) <u>発電所対策本部の体制概要</u>..... 1.0.10-3</p> <p>a. <u>発電所長の役割</u>..... 1.0.10-3</p> <p>b. <u>発電所対策本部の構成</u>..... 1.0.10-3</p> <p>c. <u>緊急時対策要員が活動する施設</u>..... 1.0.10-5</p> <p>(2) <u>発電所対策本部の要員参集</u>..... 1.0.10-6</p> <p>a. <u>運転員</u>..... 1.0.10-6</p> <p>b. <u>発電所内に常駐している緊急時対策要員</u>..... 1.0.10-7</p> <p>c. <u>発電所外から発電所に参集する緊急時対策要員</u>..... 1.0.10-8</p> <p>(3) <u>通報連絡</u>..... 1.0.10-9</p> <p>(4) <u>発電所対策本部内における各機能班との情報共有について</u>..... 1.0.10-9</p> <p>a. <u>プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</u>..... 1.0.10-9</p> <p>b. <u>指示・命令, 報告</u>..... 1.0.10-10</p> <p>c. <u>本社対策本部との情報共有</u>..... 1.0.10-10</p> <p>(5) <u>交替要員の考え方</u>..... 1.0.10-10</p>	<p style="text-align: center;"><u>東海第二発電所</u></p> <p style="text-align: center;">重大事故等発生時の体制について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の特徴..... 1.0.10-2</p> <p>(2) <u>災害対策要員の確保に関する基本的な考え方</u>..... 1.0.10-3</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について..... 1.0.10-4</p> <p>2. <u>東海第二発電所における重大事故等対策に係る体制について</u>..... 1.0.10-5</p> <p>(1) <u>災害対策本部の体制概要</u>..... 1.0.10-5</p> <p>a. <u>本部長(所長)及び本部長代理の役割</u>..... 1.0.10-5</p> <p>b. <u>災害対策本部の構成</u>..... 1.0.10-6</p> <p>c. <u>災害対策要員が活動する施設</u>..... 1.0.10-9</p> <p>(2) <u>災害対策本部の要員招集</u>..... 1.0.10-10</p> <p>a. <u>当直</u>..... 1.0.10-11</p> <p>b. <u>発電所構内に常駐する災害対策要員(当直(運転員)除く)</u>..... 1.0.10-12</p> <p>c. <u>発電所外から発電所に参集する災害対策要員</u>..... 1.0.10-13</p> <p>(3) <u>通報連絡</u>..... 1.0.10-15</p> <p>(4) <u>災害対策本部内の情報共有について</u>..... 1.0.10-15</p> <p>a. <u>プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</u>..... 1.0.10-16</p> <p>b. <u>指示・命令, 報告</u>..... 1.0.10-16</p> <p>c. <u>本店対策本部との情報共有</u>..... 1.0.10-17</p> <p>(5) <u>交代要員の考え方</u>..... 1.0.10-18</p>	<p style="text-align: right;">添付資料 1.0.10</p> <p style="text-align: center;"><u>島根原子力発電所2号炉</u></p> <p style="text-align: center;">重大事故等時の体制について</p> <p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要..... 1.0.10-1</p> <p>(1) 体制の特徴..... 1.0.10-1</p> <p>(2) <u>重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</u>..... 1.0.10-2</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について..... 1.0.10-2</p> <p>a. <u>判断者の明確化</u>..... 1.0.10-2</p> <p>b. <u>操作者の明確化</u>..... 1.0.10-3</p> <p>2. <u>島根原子力発電所における重大事故等対策に係る体制について</u>..... 1.0.10-3</p> <p>(1) <u>緊急時対策本部の体制概要</u>..... 1.0.10-3</p> <p>a. <u>発電所長の役割</u>..... 1.0.10-3</p> <p>b. <u>緊急時対策本部の構成</u>..... 1.0.10-3</p> <p>c. <u>重大事故等に対処する要員が活動する施設</u>..... 1.0.10-6</p> <p>(2) <u>緊急時対策本部の要員参集</u>..... 1.0.10-6</p> <p>a. <u>運転員</u>..... 1.0.10-7</p> <p>b. <u>発電所内に常駐している緊急時対策要員及び自衛消防隊</u>..... 1.0.10-8</p> <p>c. <u>発電所外から発電所に参集する重大事故等に対処する要員</u>..... 1.0.10-9</p> <p>d. <u>自衛消防隊</u>..... 1.0.10-10</p> <p>(3) <u>通報連絡</u>..... 1.0.10-10</p> <p>(4) <u>緊急時対策本部内における各機能班との情報共有について</u>..... 1.0.10-10</p> <p>a. <u>プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</u>..... 1.0.10-11</p> <p>b. <u>指示・命令, 報告</u>..... 1.0.10-11</p> <p>c. <u>緊急時対策総本部との情報共有</u>..... 1.0.10-11</p> <p>(5) <u>交替要員の考え方</u>..... 1.0.10-12</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 1.0.10-11</p> <p>(1) 本社対策本部 1.0.10-11</p> <p> a. 本社対策本部の体制概要 1.0.10-11</p> <p> b. 本社対策本部設置までの流れ 1.0.10-13</p> <p> c. 広報活動 1.0.10-13</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点 1.0.10-13</p> <p>(3) 中長期的な体制 1.0.10-14</p> <p>第1表 態勢の区分と緊急時活動レベル (EAL) 1.0.10-15</p> <p>第2表 本部長不在時の代行順位 1.0.10-16</p> <p>第1図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2次緊急時態勢・参集要員召集後 (6号及び7号炉とも運転中の場合)) 1.0.10-17</p> <p>第2図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日 (6号及び7号炉とも運転中の場合)) 1.0.10-18</p> <p>第3図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (プルーム通過時) 1.0.10-19</p> <p>第4図 中央制御室運転員の体制 (6号及び7号炉運転中の場合) 1.0.10-20</p> <p>第5図 中央制御室運転員の体制 (6号炉運転中, 7号炉停止中の場合) 1.0.10-21</p> <p>第6図 中央制御室運転員の体制 (6号及び7号炉停止中の場合) 1.0.10-22</p>	<p>(6) プルーム通過前後の体制の移行 1.0.10-19</p> <p>(7) 廃止措置中の東海発電所の原子力防災体制との関係 1.0.10-21</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 1.0.10-23</p> <p>(1) 本店対策本部 1.0.10-24</p> <p> a. 本店対策本部の体制概要 1.0.10-24</p> <p> b. 本店対策本部設置までの流れ 1.0.10-25</p> <p> c. 広報活動 1.0.10-25</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点 1.0.10-26</p> <p>(3) 中長期的な体制 1.0.10-26</p> <p>第1.0.10-1表 防災体制の区分と緊急時活動レベル (EAL) 1.0.10-28</p> <p>第1.0.10-2表 所長 (原子力防災管理者) 不在時の代行順位 1.0.10-30</p> <p>第1.0.10-1図 災害対策本部体制 1.0.10-31</p> <p>第1.0.10-2図 災害対策本部の初動体制及び全体体制の構成 1.0.10-32</p> <p>第1.0.10-3図 災害対策本部の初動体制から全体体制への移行 1.0.10-33</p> <p>第1.0.10-4図 災害対策本部の要員 (プルーム通過時) 1.0.10-34</p> <p>第1.0.10-5図 中央制御室の当直 (運転員) 等の体制 (原子炉運転時) 1.0.10-35</p> <p>第1.0.10-6図 中央制御室の当直 (運転員) 等の体制 (原子炉運転停止中) 1.0.10-36</p>	<p>(6) 格納容器ベントに伴うプルーム通過前後の体制の移行 1.0.10-12</p> <p> a. プルーム通過前 1.0.10-12</p> <p> b. プルーム通過中 1.0.10-13</p> <p> c. プルーム通過後 1.0.10-13</p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について 1.0.10-13</p> <p>(1) 緊急時対策総本部 1.0.10-13</p> <p> a. 緊急時対策総本部の体制概要 1.0.10-13</p> <p> b. 緊急時対策総本部設置までの流れ 1.0.10-14</p> <p> c. 広報活動 1.0.10-15</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点 1.0.10-15</p> <p>(3) 中長期的な体制 1.0.10-16</p> <p>第1表 体制の区分と緊急時活動レベル (EAL) 1.0.10-17</p> <p>第2表 本部長不在時の代行順位 1.0.10-18</p> <p>第1図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (要員参集後) 1.0.10-19</p> <p>第2図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (夜間及び休日) 1.0.10-20</p> <p>第3図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (プルーム通過時) 1.0.10-21</p> <p>第4図 中央制御室運転員の体制 (2号炉運転中の場合) 1.0.10-22</p> <p>第5図 中央制御室運転員の体制 (2号炉停止中の場合) 1.0.10-22</p>	<p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉 申請 (以下, ①の相違)</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>第7図 発電所における態勢発令と緊急時対策要員の非常召集..... 1.0.10-23</p> <p>第8図 自動呼出・安否確認システムによる非常召集連絡..... 1.0.10-24</p> <p>第9図 重大事故等発生からの緊急時対策要員の動き (6号及び7号炉対応要員) 1.0.10-25</p> <p>第10図 緊急時対策要員の非常召集の流れ..... 1.0.10-26</p> <p>第11図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)における各機能班, 本社緊急時対策本部との情報共有イメージ..... 1.0.10-27</p> <p>第12図 重大事故等時の支援体制(概要) 1.0.10-28</p> <p>第13図 本社対策本部の構成..... 1.0.10-29</p> <p>第14図 本社における態勢発令と緊急時対策要員の非常召集..... 1.0.10-30</p> <p>第15図 全面緊急事態時の情報発信体制..... 1.0.10-31</p> <p>第16図 本社対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成..... 1.0.10-32</p>	<p>第1.0.10-7図 発電所における非常事態宣言と災害対策要員の非常召集..... 1.0.10-37</p> <p>第1.0.10-8図 一斉通報装置による災害対策要員の非常召集連絡..... 1.0.10-39</p> <p>第1.0.10-9図 プールーム通過前後の災害対策要員の動き..... 1.0.10-38</p> <p>第1.0.10-10図 災害対策要員の非常召集の流れ..... 1.0.10-40</p> <p>第1.0.10-11図 緊急時対策所(災害対策本部)内における各作業班, 本店対策本部との情報共有イメージ..... 1.0.10-41</p> <p>第1.0.10-12図 重大事故等発生時の支援体制(概要)..... 1.0.10-42</p> <p>第1.0.10-13図 本店対策本部の組織及び職務..... 1.0.10-43</p> <p>第1.0.10-14図 本店(東京)における態勢発令と災害対策要員の非常召集(非常召集の連絡経路)..... 1.0.10-44</p> <p>第1.0.10-15図 全面緊急事態発生時の情報発信体制..... 1.0.10-45</p> <p>第1.0.10-16図 原子力事業所災害対策支援拠点の体制..... 1.0.10-46</p>	<p>第6図 発電所における体制発令と重大事故等に対処する要員の非常召集..... 1.0.10-23</p> <p>第7図 要員招集システムによる非常召集連絡..... 1.0.10-24</p> <p>第8図 重大事故等発生から格納容器ベントに伴うプールーム通過前後の重大事故等に対処する要員の動き... 1.0.10-25</p> <p>第9図 重大事故等に対処する要員の非常召集の流れ 1.0.10-26</p> <p>第10図 緊急時対策所における各機能班, 緊急時対策総本部との情報共有イメージ..... 1.0.10-27</p> <p>第11図 重大事故等時の支援体制(概要) 1.0.10-28</p> <p>第12図 緊急時対策総本部の構成..... 1.0.10-29</p> <p>第13図 本社における体制発令と緊急時対策要員の非常召集..... 1.0.10-30</p> <p>第14図 全面緊急事態時の情報発信体制..... 1.0.10-31</p> <p>第15図 緊急時対策総本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成..... 1.0.10-32</p>	<p>①の相違</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>
<p>別紙1 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直しについて..... 1.0.10-33</p>			<p>・記載方針の相違 【柏崎6/7】</p>
<p>別紙2 柏崎刈羽原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ..... 1.0.10-42</p> <p>別紙3 自衛消防隊の体制について..... 1.0.10-51</p> <p>別紙4 重大事故等時における緊急時対策要員の動き..... 1.0.10-58</p> <p>別紙5 緊急時対策所における主要な資機材一覧..... 1.0.10-59</p> <p>別紙6 緊急時対策要員による通報連絡について..... 1.0.10-60</p> <p>別紙7 原子力事業所災害対策支援拠点について..... 1.0.10-61</p>	<p>別紙1 自衛消防隊の体制について..... 1.0.10-47</p> <p>別紙3 重大事故等発生時における災害対策要員の動き..... 1.0.10-60</p> <p>別紙2 緊急時対策所における主要な資機材一覧..... 1.0.10-58</p> <p>別紙5 災害対策要員による通報連絡について..... 1.0.10-86</p> <p>別紙7 原子力事業所災害対策支援拠点について..... 1.0.10-96</p>	<p>別紙1 島根原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ..... 1.0.10-33</p> <p>別紙2 自衛消防隊の体制について..... 1.0.10-40</p> <p>別紙3 重大事故等時における重大事故等に対処する要員の動き..... 1.0.10-46</p> <p>別紙4 緊急時対策所における主要な資機材一覧... 1.0.10-47</p> <p>別紙5 緊急時対策要員による通報連絡について... 1.0.10-48</p> <p>別紙6 原子力事業所災害対策支援拠点について... 1.0.10-50</p>	<p>柏崎6/7は, 自社の福島第一原子力発電所事故の教訓を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>別紙8 発電所構外からの要員の参集について..... 1.0.10-63</p> <p>補足1 <u>有効性評価シナリオと要員参集の整合性について</u>..... 1.0.10-72</p> <p>補足2 当直副長による操作員への操作指示/確認手順について..... 1.0.10-74</p> <p>補足3 発電所が締結している医療協定について..... 1.0.10-75</p>	<p>別紙4 <u>発電所外からの災害対策要員の参集について</u>..... 1.0.10-61</p> <p>別紙6 <u>廃止措置中の東海発電所の原子力防災体制との関係について</u>..... 1.0.10-88</p> <p>補足1 発電所が締結している医療協定について..... 1.0.10-97</p>	<p>別紙7 発電所構外からの要員の参集について 1.0.10-52</p> <p>補足1 <u>2号当直副長又は1号当直主任による運転士への操作指示/確認手順について</u>..... 1.0.10-68</p> <p>補足2 発電所が締結している医療協定について ... 1.0.10-69</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、島根原子力発電所1サイトで1つの原子力防災組織体制を構築</p> <p>東海第二は、異なるサイトの東海発電所と一体の原子力防災組織体制を構築（以下、②の相違）</p> <p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、有効性評価において参集要員に期待していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要</p> <p>発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止、その他必要な活動を円滑に行うため、原子力防災管理者（<u>発電所長</u>）は、事象に応じて<u>原子力警戒態勢、第1次、第2次緊急時態勢</u>を発令し、<u>発電所長を本部長とする原子力警戒本部又は緊急時対策本部</u>（以下「<u>発電所対策本部</u>」という。）を設置する。（第1表）</p> <p>また、発電所における<u>原子力警戒態勢又は緊急時態勢</u>の発令を受けた本社は、<u>本社原子力警戒態勢又は本社緊急時態勢</u>を発令し、本社に<u>原子力警戒本部又は緊急時対策本部</u>（以下「<u>本社対策本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法（以下「<u>原災法</u>」という。）第10条第1項に基づく<u>特定事象</u>である場合の通報、<u>態勢</u>の発令、<u>対策本部</u>の設置等については、原災法第7条に基づき作成している<u>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画</u>（以下「<u>防災業務計画</u>」という。）に定めている。</p> <p>防災業務計画には、<u>発電所対策本部</u>の設置、原子力防災要員を含む<u>緊急時対策要員</u>を置くこと、並びにこれを支援するため<u>本社対策本部</u>を設置することを規定している。これらの組織により全社（全社とは、<u>東京電力ホールディングス株式会社及び各事業子会社（東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社）</u>のことをいい以下同様とする。）として原子力災害事前対策、緊急事態応急対策及び原子力災害中長期対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要</p> <p><u>東海第二発電所</u>において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止、その他必要な活動を円滑に行うため、原子力防災管理者（<u>所長</u>）は、事象に応じて<u>警戒事態又は原子力災害対策特別措置法</u>（以下「<u>原災法</u>」という。）第10条第1項に基づく<u>特定事象等の重大事故等発生の場合には非常事態を宣言し、所長を災害対策本部長とする</u>（以下「<u>本部長</u>」という。）<u>東海第二発電所警戒本部又は東海第二発電所災害対策本部</u>（以下「<u>災害対策本部</u>」という。）を設置する。（第1.0.10-1図）</p> <p>また、<u>東海第二発電所</u>での<u>警戒事態又は非常事態の宣言</u>を受けた本店（東京）は、<u>本店警戒事態又は本店非常事態</u>を発令し、<u>本店警戒本部又は本店総合災害対策本部</u>（以下「<u>本店対策本部</u>」という。）を設置する。</p> <p>原子炉施設に異常が発生し、その状況が原災法第10条第1項に基づく<u>特定事象</u>である場合の通報、<u>非常事態の宣言</u>、<u>災害対策本部</u>の設置等については、原災法第7条に基づき作成している<u>東海第二発電所原子力事業者防災業務計画</u>（以下「<u>防災業務計画</u>」という。）及び<u>関連する社内規程</u>に定めている。</p> <p>防災業務計画には、<u>災害対策本部</u>の設置、原子力防災要員を置くこと、及びこれを支援するため<u>本店対策本部</u>を設置することを規定している。これらの組織により全社として原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、及び原子力災害中長期対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>原子炉施設の異常時には、<u>災害対策本部</u>の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び社内規程において、<u>防災訓練等</u>を通じて平時から機能の確認を行う。<u>本資料では、重大事故等発生時、即ち、原災法第10条第1項に基づく特定事象が発生して、東海第二発電所に災害対策本部を設置し、本店（東京）に本店対策本部を設置した場合における体制について示す。</u></p>	<p>1. 重大事故等対策に係る体制の概要</p> <p>発電所において、重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止、その他必要な活動を円滑に行うため、<u>所長（原子力防災管理者）</u>は、事象に応じて<u>緊急時警戒体制、緊急時非常体制又は緊急時特別非常体制</u>（以下総称して「<u>緊急時体制</u>」という。）を発令し、<u>発電所長を緊急時対策本部長（以下「<u>本部長</u>」という。）とする緊急時対策本部</u>を設置する。（第1表）</p> <p>また、発電所における<u>緊急時体制</u>の発令を受けた本社は、<u>本社における緊急時体制</u>を発令し、本社に<u>緊急時対策総本部</u>を設置する。</p> <p>発電用原子炉施設に異常が発生し、その状況が原子力災害対策特別措置法（以下「<u>原災法</u>」という。）第10条第1項に該当する事象又は第十五条第1項に該当する事象（以下「<u>原災法該当事象</u>」という。）である場合の通報、<u>体制</u>の発令、<u>対策本部</u>の設置等については、原災法第7条に基づき作成している<u>島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画</u>（以下「<u>防災業務計画</u>」という。）に定めている。</p> <p>防災業務計画には、<u>緊急時対策本部</u>の設置、原子力防災要員を含む<u>緊急時対策要員</u>を置くこと、並びにこれを支援するため<u>緊急時対策総本部</u>を設置することを規定している。これらの組織により全社（全社とは、<u>中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社</u>のことをいい、以下同様とする。）として原子力災害事前対策、緊急事態応急対策、及び原子力災害中長期対策を実施できるようにしておくことで、原災法第3条で求められる原子力事業者の責務を果たしている。</p> <p>発電用原子炉施設の異常時には、<u>緊急時対策本部</u>の対応が事象収束に対して有効に機能するように、保安規定及び社内規程において、<u>防災訓練等</u>を通じて平時から機能の確認を行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>以下に具体的な重大事故等時の体制について示す。</p> <p>(1) 体制の特徴</p> <p><u>当社は、福島第一原子力発電所事故から得られた課題から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定め、米国における非常事態対応のために標準化された IncidentCommand System(ICS)を参考に、重大事故等の中期的な対応が必要となる場合及び発電所の複数の原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合に対応できるよう、原子力防災組織を構築している。(別紙1)</u></p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する（<u>目標設定会議の開催</u>）。</p> <p>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p>	<p>(1) 体制の特徴</p> <p><u>原子力防災組織は、本部長、災害対策本部長代理（以下「本部長代理」という。）、本部員及び発電用原子炉主任技術者で構成される「本部」と、8つの作業班で構成され、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</u></p> <p><u>災害対策本部において、指揮命令は基本的に本部長を最上位に置き、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。また、プラント状況や各班の対応状況についても各本部員より適宜報告されるため、常に綿密な情報の共有がなされる。</u></p> <p><u>東海第二発電所専従の本部長代理（1名）は、実施組織及び支援組織の取りまとめとして、これらに係わる本部員の指揮命令を行う。</u></p> <p><u>あらかじめ定めた手順に従って運転班（当直）が行う運転操作や復旧操作については、当直発電長の判断により自律的に実施し、運転本部員に実施事項等が報告される。</u></p> <p><u>東海第二発電所の災害対策本部体制を構成する職位及び班を以下に示す。</u></p>	<p>以下に具体的な重大事故等時の体制について示す。</p> <p>(1) 体制の特徴</p> <p><u>緊急時対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、それぞれの役割分担、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</u></p> <p>発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。</p> <p>原子力防災組織の活動に当たり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する（<u>戦略会議の開催</u>）。</p> <p>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p>	<p>・体制及び運用の相違</p> <p>【柏崎6/7, 東海第二】</p> <p>島根2号炉は、本部長に判断が集中しないよう、各機能の責任者として統括を配置した原子力防災組織を構築</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>②～⑤の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、プルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織設計となっている。</p> <p>(2) 重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、発電所内に必要な重大事故等に対処する要員である運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊を常時確保する。</p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、<u>社員</u>で対応できるよう重大事故等に対処する要員を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の重大事故等に対処する要員に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め重大事故等に対処する要員の補充を行うとともに、そのような事</p>	<p>a. 本部員 災害対策本部体制は緊急時対策所に構築され、以下の要員（災害対策要員）から構成される。 ・本部長：原子力防災管理者（所長） ・本部長代理：副原子力防災管理者 ・発電用原子炉主任技術者 ・本部員：担当班の統括</p> <p>b. 作業班 基本的な役割、機能ごとに以下の各班を構成し、それぞれの本部員の指揮命令の下、活動を実施する。 ①情報班 ②広報班 ③庶務班 ④消防班 ⑤技術班 ⑥放射線管理班 ⑦保修班 ⑧運転班</p> <p>各班の必要要員規模は、対応すべき事故の様相又は事故の進展や収束の状況により異なるが、プルーム通過の前・中・後においても要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織とする。</p> <p>(2) 災害対策要員の確保に関する基本的な考え方 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう<u>に発電所構内に必要な要員を常時確保する。また、火災発生時の初期消火活動に対応するため、初期消火要員についても発電所構内に常時確保する。</u></p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、<u>社員</u>で対応できるように<u>要員</u>を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の<u>要員</u>に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め要員の補充を行うとともに、そのような事態に備えた体制に係る管理を行う。</p>	<p>②～⑦の機能を担う必要要員規模は対応すべき事故の様相、また事故の進展や収束の状況により異なるが、プルーム通過の前・中・後でも要員の規模を拡大・縮小しながら円滑な対応が可能な組織とする。</p> <p>(2) <u>重大事故等に対処する要員の確保に関する基本的な考え方</u> 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合でも速やかに対策を行えるよう、<u>発電所内に必要な重大事故等に対処する要員である運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊を常時確保する。</u></p> <p>重大事故等の対応で、高線量下における対応が必要な場合においても、<u>社員及び協力会社社員</u>で対応できるよう<u>重大事故等に対処する要員</u>を確保する。</p> <p>病原性の高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症等が発生し、所定の<u>重大事故等に対処する要員</u>に欠員が生じた場合は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含め<u>重大事故等に対処する要員</u>の補充を行うとともに、そのような事</p>	<p>備考</p> <p>・体制の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2号炉は、協力会社社員も宿日直し重大事故等に対応</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>緊急時対策要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日を含めて必要な緊急時対策要員を非常召集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断は全て発電所にて行うこととし、本社対策本部は全社大での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、<u>事故発生号炉の当直副長</u>が行う。</p>	<p>必要な要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉運転停止等の措置を実施し、確保できる要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な要員を非常召集できるよう、定期的に通報連絡訓練を実施する。</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の災害対策活動に関する一切の業務は、災害対策本部の下で行う。また、災害対策本部において行う対策活動を本店対策本部は支援する。</p> <p>運転班（当直）が行う運転操作や復旧操作については、あらかじめ定めた手順に従って当直発電長の判断により実施する。</p> <p>一方、あらかじめ定めた手順によらない操作及び対応については、原子炉施設の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、<u>本部長代理（1名）</u>が最終的に判断する。</p> <p>発電所における重大事故等対策に係る判断は、<u>本部長代理（1名）</u>が行う。</p>	<p>態に備えた重大事故等に対処する要員の体制に係る管理を行う。</p> <p>重大事故等に対処する要員の補充の見込みが立たない場合は、原子炉停止等の措置を実施し、確保できる重大事故等に対処する要員で、安全が確保できる原子炉の運転状態に移行する。</p> <p>また、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）を含めて必要な重大事故等に対処する要員を非常召集できるよう、定期的に連絡訓練を実施する。</p> <p>(3) 重大事故等対策における判断者及び操作者について</p> <p>a. 判断者の明確化</p> <p>重大事故等対策の判断はすべて発電所にて行うこととし、緊急時対策総本部は全社大での体制にて、発電所で実施される対策活動の支援を行う。</p> <p>運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、<u>当直副長</u>が行う。</p> <p>一方、あらかじめ定めた手順によらない操作及び対応については、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を職務とする発電用原子炉主任技術者の助言を踏まえ、<u>本部長</u>が最終的に判断する。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請号炉数の相違 【柏崎 6/7】 ①の相違 ・体制の相違 【東海第二】 島根 2号炉の中央制御室は、島根 1号炉と共用であり、複数号炉の同時被災時において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう当直副長の指揮に基づき運転操作対応を実施（以下、③の相違） ・体制の相違 【東海第二】 島根 2号炉は、あらかじめ定めた手順によらない操作も本部長が判断

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>一方、<u>発電所対策本部</u>で実施される対応の判断は、緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）上で役割分担に応じて定める責任者が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対処が必要な事象が発生した場合、<u>運転操作手順書</u>に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、<u>事故発生号炉の当直副長</u>が行い、<u>発電所対策本部</u>は各プラントの状況（<u>号機班</u>）や使用可能な設備（<u>復旧班</u>）、事象の進展（<u>計画班・保安班</u>）等の状況について<u>目標設定会議</u>等で共有し、<u>本部長</u>が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、<u>運転員</u>が使用する<u>運転操作手順書</u>と<u>発電所緊急時対策要員</u>が使用する<u>緊急時対策本部用手順書</u>と、<u>使用主体</u>によって整備している。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、<u>重大事故等対処設備</u>の操作に</p>	<p><u>外部機関との対応、広報の統括を本部長代理（1名）が行う。</u></p> <p>国及び<u>地方公共団体等</u>の関係機関及び社外の支援組織との連携に係る対応の判断は、<u>本店対策本部長</u>が行う。</p> <p><u>一部の敷地を共有する東海発電所との同時被災により各発電所での対応が必要な事象が発生した場合、災害対策本部は各発電所の状況や使用可能な設備、事象の進展等の状況を共有し、東海発電所長及び東海第二発電所長を兼務する本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</u></p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、<u>使用主体</u>に応じて、<u>中央制御室及び現場で当直（運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）</u>が使用する<u>運転手順書（以下「運転手順書」という。）</u>及び<u>緊急時対策所及び現場で災害対策要員（当直（運転員）及び重大事故等対応要員（運転操作対応）を除く）</u>が使用する手順書（以下「<u>災害対策本部手順書</u>」という。）を整備する。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることを踏まえ、<u>重大事故等対策設備</u>の操</p>	<p><u>なお、国及び自治体等</u>の関係機関及び社外の支援組織との連携に係る対応の判断は、<u>緊急時対策総本部長</u>が行う。</p> <p>緊急時対策本部で実施される対応の判断は、緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）上で役割分担に応じて定める責任者が行う。</p> <p>プラントの同時発災時等において複数号炉での対処が必要な事象が発生した場合、<u>運転操作手順書</u>に従い実施される事故時のプラント対応の判断は、<u>当直副長</u>が行い、<u>緊急時対策本部</u>は各プラントの状況（<u>プラント監視班</u>）や使用可能な設備（<u>復旧班</u>）、事象の進展（<u>技術班</u>）等の状況について<u>戦略会議</u>等で共有し、<u>本部長</u>が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。<u>なお、廃止措置号炉である1号炉については、1号炉の燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することとなるが、燃料プールの冷却機能を喪失した場合においても、燃料プールの水温が100℃に到達するのは約11日後と評価しているため、2号炉の対応が優先される。</u></p> <p>※ 添付資料 1.0.16「重大事故等時における停止号炉の影響について」による。</p> <p>b. 操作者の明確化</p> <p>各種手順書は、<u>運転員</u>が使用する<u>運転操作手順書</u>と<u>緊急時対策要員</u>が使用する<u>緊急時対策本部用手順書</u>と、<u>使用主体</u>によって整備している。</p> <p>ただし、使用目的によっては、相互の手順の完遂により機能を達成する場合があることから、<u>重大事故等対処設備</u>の操作に</p>	<p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、対外対応の責任者として<u>広報統括</u>を配置</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 東海第二固有の対応</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 ①の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>当たっては、中央制御室と<u>発電所対策本部</u>の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p> <p>2. <u>柏崎刈羽原子力発電所</u>における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) <u>発電所対策本部</u>の体制概要</p> <p>a. <u>発電所長の役割</u></p> <p>発電所長は、<u>発電所対策本部</u>の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、発電所長が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。(第2表)</p> <p>b. <u>発電所対策本部</u>の構成</p> <p>(a) <u>発電所対策本部</u></p> <p><u>発電所対策本部</u>は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、重大事故等対策を実施する責任者として<u>号機統括</u>を配置し、<u>号機統括のもと、号機班、当直(運転員)</u>、復旧班及び自衛消防隊で構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、復旧計画の戦略立案及び発電所内外の放射能の状況把握等を行う責任者として<u>計画・情報統括</u>を配置し、<u>計画・情報統括のもと、計画班及び保安班</u>で構成する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、対外対応を行う責任者</p>	<p>作に当たっては、中央制御室と<u>災害対策本部</u>の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p> <p>2. <u>東海第二発電所</u>における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) <u>災害対策本部</u>の体制概要</p> <p>a. <u>本部長(所長)及び本部長代理の役割</u></p> <p>所長は、本部長として<u>原子力防災組織を統括管理するとともに、必要な要員を招集し状況の把握に努め、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行う。</u></p> <p>本部長(所長)が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。(第1.0.10-2表)</p> <p>本部長代理は、<u>実施組織及び支援組織の取り纏めを行う。また本部長の指示を受けて、原子力オフサイトセンターでの対応及び特定の課題を迅速に確認し、関連する班に具体的な対応を指示する。</u></p> <p>b. <u>災害対策本部</u>の構成</p> <p>(a) <u>災害対策本部</u></p> <p><u>災害対策本部</u>は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、<u>当直、重大事故等対策に係る現場活動を行う重大事故等対応要員及び初期消火活動を行う自衛消防隊から構成される。重大事故等対応要員は、保修班及び運転班で構成され、各班には班長及び班員に対して必要な指示を行う本部員と、班員に対して具体的な作業指示や本部に作業状況の報告を行う班長を配置する。</u></p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、<u>技術班、放射線管理班、保修班及び運転班から構成され、各班には班長及び班員に対して必要な指示を行う本部員と、班員に対して具体的な作業指示や本部に作業状況の報告を行う班長を配置する。</u></p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、<u>情報班、広報班及び庶務班</u></p>	<p>当たっては、中央制御室と<u>緊急時対策本部</u>の間で緊密な情報共有を図りながら行うこととする。</p> <p>2. <u>島根原子力発電所</u>における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>(1) <u>緊急時対策本部</u>の体制概要</p> <p>a. <u>発電所長の役割</u></p> <p>発電所長は、<u>緊急時対策本部</u>の本部長として統括管理を行い、責任を持って、原子力防災の活動方針の決定を行う。なお、発電所長が不在の場合又は欠けた場合は、あらかじめ定めた順位に従い、副原子力防災管理者がその職務を代行する。(第2表)</p> <p>b. <u>緊急時対策本部</u>の構成</p> <p>(a) <u>緊急時対策本部</u></p> <p><u>緊急時対策本部</u>は、実施組織及び支援組織に区分される。さらに、支援組織は、技術支援組織及び運営支援組織に区分される。</p> <p>実施組織は、重大事故等対策を実施する責任者として<u>プラント監視統括及び復旧統括</u>を配置し、<u>プラント監視統括のもと、プラント監視班及び当直(運転員)、復旧統括のもと、復旧班及び自衛消防隊</u>で構成する。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、復旧計画の戦略立案及び発電所内外の放射能の状況把握等を行う責任者として<u>技術統括</u>を配置し、<u>技術統括のもと、技術班及び放射線管理班</u>で構成する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、対外対応を行う責任者</p>	<p>備考</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、全体の統括管理を本部長が行い、各機能の責任者として統括を配置し対応を実施</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請のため、号機統括を配置していない</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、復旧班とプラント監視班を実施組織として整理</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>として<u>対外対応統括及び発電所対策本部</u>の運営を支援する責任者として<u>総務統括</u>を配置し、<u>対外対応統括のもと、通報班及び立地・広報班</u>で構成し、<u>総務統括のもと、資材班及び総務班</u>で構成する。</p> <p>各班及び当直にはそれぞれ責任者である班長、当直副長を配置する。</p> <p>統括及び班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>当直副長が欠けた場合は、当直長が<u>当直副長</u>の職務を兼務することをあらかじめ定める。</p>	<p>から構成され、各班には班長及び班員に対して必要な指示を行う本部員と、班員に対して具体的な作業指示や本部に作業状況の報告を行う班長を配置する。(第1.0.10-1図～第1.0.10-6図)</p> <p><u>災害対策本部(全体体制)111名は、当社社員と自衛消防隊の消火担当及び給水確保対応に当たる協力会社社員(13名)で構成される。</u></p> <p>なお、<u>災害対策本部において初動対応を行う要員(災害対策要員(初動))39名については、自衛消防隊の消火担当(7名)の要員以外を当社社員で構成する。</u></p>	<p>として<u>広報統括、情報管理を行う責任者として情報統括及び緊急時対策本部</u>の運営を支援する責任者として<u>支援統括</u>を配置し、<u>広報統括のもと、報道班及び対外対応班、情報統括のもと、情報管理班及び通報班、支援統括のもと、支援班及び警備班</u>で構成する。</p> <p>各班及び当直にはそれぞれ責任者である班長、当直副長を配置する。</p> <p>統括及び班長が欠けた場合は、同じ機能を担務する下位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務することとし、具体的な代行者の配置については、上位の職位の要員が決定することをあらかじめ定める。</p> <p>当直副長が欠けた場合は、当直長が当直副長の職務を兼務することをあらかじめ定める。</p> <p><u>緊急時対策本部(全体体制)101名は、当社社員と給水確保、電源確保、燃料確保、アクセスルート確保、放射線管理及び消火対応に当たる協力会社社員(18名)で構成される。</u></p> <p>なお、<u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、初動対応を行う重大事故等に対処する要員47名については、当社社員と給水確保、電源確保、燃料確保、アクセスルート確保、放射線管理及び消火対応に当たる自衛消防隊長及び協力会社社員(18名)等で構成する。</u></p> <p><u>廃止措置号炉である1号炉は、すべての使用済燃料が1号炉の燃料プールに保管され、十分な期間にわたり冷却された状態であり、対応作業までに時間的な余裕があるため、監視や運転操作対応については、号炉ごとに確立した指揮命令系統のもと、中央制御室に常駐している運転員により対応に当たる。</u></p> <p><u>また、可搬型設備により1号炉の燃料プールへ注水する操作については、平日の勤務時間帯においては発電所内に勤務する緊急時対策要員、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、発電所外から参集した緊急時対策要員で2号炉の対応を優先しつつ対応に当たる。</u></p>	<p>備考</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は、消火担当要員以外も協力会社社員が対応</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉は、廃止措置中である1号炉の対応方針について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><実施組織></p> <p>号機統括：対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作への助言，可搬型設備を用いた対応，不具合設備の復旧の統括</p> <p>号機班：当直からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手，対策本部へインプット，事故対応手段の選定に関する当直のサポート，当直からの支援要請に関する号機統括への助言</p> <p>当直（運転員）：重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作，中央制御室内監視・操作の実施，事故の影響緩和，拡大防止に関わるプラントの運転操作</p> <p>復旧班：事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作，可搬型設備の準備状況の把握，号機統括へインプット，不具合設備の復旧の実施</p> <p>自衛消防隊：火災発生時における消火活動</p> <p><技術支援組織></p> <p>計画・情報統括：事故対応方針の立案，プラントパラメータ等の把握とプラント状態の予測，本部長への技術的進言・助言（重大事故等対処設備等，構内設備の活用）</p> <p>計画班：事故対応に必要な情報（パラメータ，常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等）の収集，プラント状態の進展予測・評価，プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映，アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括のサポート</p> <p>保安班：発電所内外の放射線・放射能の状況把握，影響</p>	<p><実施組織></p> <p>当直（運転員）：事故の影響緩和・拡大防止に関する運転上の措置，初期消火活動等（7名）</p> <p>消防班：自衛消防隊による初期消火活動（12名）</p> <p>重大事故等対応要員：役割別に各班に分かれる。</p> <p>保修班：事故の影響緩和・拡大防止に関する給水対応，電源対応，アクセスルート確保対応及び拡散抑制対応（3名）</p> <p>（給水対応）給水確保に伴う措置（8名）</p> <p>（電源対応）電源確保に伴う措置（6名）</p> <p>（アクセスルート確保対応）アクセスルート確保に伴う措置（2名）</p> <p>（拡散抑制対応）放射性物質の拡散抑制に伴う措置（13名）</p> <p>運転班：事故の影響緩和・拡大防止に関する運転上の措置（3名）</p> <p>重大事故等対応要員のうち保修班の要員は，実施組織が行う各災害対策活動を相互に助勢して実施できる配置とし，対応する必要がある災害対策活動に対処可能な体制とする。</p> <p>火災発生時には，火災の発生場所に応じて当直あるいは守衛が初期消火を行い，出動要請を受けた自衛消防隊が初期消火を引き続いて実施する。また，平日（勤務時間中）と夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）では初期消火の対応要領が異なるが，どちらの場合においても，迅速かつ適切に初期消火活動を行うことができる。（別紙1）</p> <p><技術支援組織></p> <p>技術班：事故状況の把握・評価，プラント状態の進展予測・評価，事故拡大防止対策の検討及び技術的助言等（2名）</p> <p>放射線管理班：影響範囲の評価，被ばく管理，汚染拡大防止措</p>	<p><実施組織></p> <p>プラント監視統括：事故状況の把握の統括，事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言</p> <p>プラント監視班：当直（運転員）からの重要パラメータの入手，事故対応手段の選定に関する当直（運転員）への情報提供</p> <p>当直（運転員）：事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転上の操作</p> <p>復旧統括：可搬型設備を用いた対応，不具合設備の復旧及び消火活動の統括</p> <p>復旧班：事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作並びに不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施</p> <p>自衛消防隊：消火活動</p> <p>火災発生時には，発電所内に常駐する自衛消防隊（自衛消防隊長及び初期消火要員）が初期消火活動を実施する。（別紙2）</p> <p><技術支援組織></p> <p>技術統括：原子炉の運転に関するデータの収集，分析及び評価の統括，原子炉の運転に関する具体的復旧方法，工程等作成の統括，発電所内外の放射線，放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括</p> <p>技術班：原子炉の運転に関するデータの収集，分析及び評価，原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置，原子炉の運転に関する具体的復旧方法，工程等作成</p> <p>放射線管理班：発電所内外の放射線及び放射性物質濃度</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は，各機能の責任者として，統括を配置</p> <p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は，各機能の責任者として，統括を配置</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示、影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への助言、放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括のサポート</p> <p><運営支援組織></p> <p>対外対応統括：対外対応活動の統括、対外対応情報の収集、本部長へインプット</p> <p>通報班：対外関係機関へ通報連絡</p> <p>立地・広報班：自治体派遣者の活動状況把握とサポート、マスコミ対応者への支援</p> <p>総務統括：発電所対策本部の運営支援の統括</p> <p>資材班：資材の調達及び輸送に関する一元管理、原子力緊急事態支援組織からの資機材受入調整</p> <p>総務班：要員の呼集、参集状況の把握、対策本部へインプット、食料・被服の調達、宿泊関係の手配、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示、物的防護施設の運用指示等</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙2に記す。また、発電所原子力防災組織（緊急時対策要員、運転員及び自衛消防隊）の体制について第1図～第3図に、中央制御室の運転員の体制を第4図～第6図に、自衛消防隊の体制について別紙3に記す。</p>	<p>置等に関する技術的助言、二次災害防止に関する措置等（2名）</p> <p>発電所内外の放射線・放射能の状況把握（4名）</p> <p>保修班：（統括）不具合設備の応急復旧、放射性物質の汚染除去、事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示及び技術的助言等（4名）</p> <p>運転班：プラント状態の把握及び災害対策本部への報告、事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示及び技術的助言等（2名）</p> <p><運営支援組織></p> <p>広報班：発生した事象に関する広報、関係地方公共団体の対応、報道機関等の社外対応、発電所内外へ広く情報提供等（3名）</p> <p>情報班：事故に関する情報収集・整理及び連絡調整、本店対策本部及び社外機関との連絡調整等（4名）</p> <p>庶務班：（総務）災害対策本部の運営、防災資機材の調達及び輸送、社外関係機関への連絡（10名）（施設防護）事業所内の警備、避難誘導（3名）（保健安全）医療（救護）に関する措置、二次災害防止に関する措置（3名）</p> <p>(b) 災害対策要員</p> <p>災害対策要員は重大事故等に対処するために必要な指示を行う本部要員、各作業班員、現場にて対応を行う重大事故等対応要員、当直（運転員）及び自衛消防隊（初期消火要員）で構成する。</p>	<p>の状況把握に係る測定、放射性物質の影響範囲の推定、緊急時対策活動に係る立入禁止措置、退去措置、除染等の放射線管理並びに重大事故等に対処する要員・退避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染</p> <p><運営支援組織></p> <p>広報統括：報道機関対応支援、対外対応活動の統括</p> <p>報道班：緊急時対策総本部が行う報道機関対応の支援</p> <p>対外対応班：自治体からの問合せ対応、自治体派遣者の支援</p> <p>情報統括：関係機関への通報連絡、情報管理等の統括</p> <p>情報管理班：情報の収集、共有等</p> <p>通報班：関係機関への通報連絡等</p> <p>支援統括：緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括</p> <p>支援班：緊急時対策本部の運営支援、重大事故等に対処する要員の人員把握、避難誘導、資機材及び輸送手段の確保、救出・医療活動</p> <p>警備班：出入り管理及び警備当局対応、緊急車両の誘導</p> <p>島根原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れについて別紙1に記す。また、原子力防災組織（重大事故等に対処する要員）の体制について第1図～第3図に、中央制御室の運転員の体制を第4図、第5図に、自衛消防隊の体制について別紙2に記す。</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、復旧班とプラント監視班を実施組織として整理</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) <u>発電所対策本部設置までの流れ</u></p> <p>発電所において、警戒事象（その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原災法第10条第1項に基づく特定事象に至るおそれがある事象）が発生した場合、発電所長はただちに原子力警戒態勢を、特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、発電所長はただちに緊急時態勢を発令するとともに本社原子力運営管理部長へ報告する。</p> <p>発電所総務班長は、発電所対策本部を設置するため、発電所緊急時対策要員を非常召集する。（第7図）</p> <p>発電所長は、発電所における緊急時態勢を発令した場合、速やかに発電所対策本部を設置する。</p> <p>c. <u>緊急時対策要員が活動する施設</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえ数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している。（別紙4、別紙5）</p> <p>(a) <u>支援組織の活動に必要な施設及び設備</u></p> <p>重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）、衛星電話設備、無線連絡設備等を備えた5号炉原子炉建屋内緊急時対策所を整備する。</p>	<p>(c) <u>災害対策本部設置までの流れ</u></p> <p>東海第二発電所において、重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合、原子力防災管理者（所長）は直ちに警戒事態を宣言するとともに本店発電管理室長へ報告する。原子力防災管理者は速やかに発電所警戒本部を設置し、災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対し非常召集を行う。</p> <p>さらに、発電所において、原災法第10条第1項に定める特定事象等を含む重大事故等の原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者（所長）は直ちに非常事態を宣言するとともに本店発電管理室長へ報告する。原子力防災管理者は速やかに災害対策本部を設置し、災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対し非常召集を行う。</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、当直発電長から事象の発生連絡を受けた原子力防災管理者（所長）は、当直発電長に災害対策本部の要員の招集を指示し、通報連絡要員が一斉通報システムを用いて災害対策要員の非常召集を行う。（第1.0.10-7図）</p> <p>c. <u>災害対策要員が活動する施設</u></p> <p>重大事故等時に、災害対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。</p> <p>これらは、重大事故等時の初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することにより発電用原子炉の状態を確認し、重大事故等への対応に必要な各班及びその要員数を決定するとともに、発電所内外の必要な各所へ通報連絡を行う。また、平時における防災訓練では、上記の各班及びその要員数により適切に活動を実施できることを確認する。（別紙2）</p> <p>(a) <u>支援組織の活動に必要な施設及び設備</u></p> <p>重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（以下「SPDS」という。）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）、衛星電話設備及び無線連絡設備等を備えた緊急時対策所を整備する。</p>	<p>(b) <u>緊急時対策本部設置までの流れ</u></p> <p>発電所において、警戒事態該当事象（その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが原災法該当事象に至るおそれがある事象）、原災法該当事象が発生した場合、所長（原子力防災管理者）はただちに緊急時体制を発令するとともに本社電源事業本部部長（原子力管理）へ報告する。</p> <p><u>情報統括</u>は、緊急時対策本部を設置するため、重大事故等に対処する要員を非常召集する。（第6図）</p> <p>所長（原子力防災管理者）は、発電所における緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部を設置する。</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、当直長から事象の発生連絡を受けた連絡責任者は、所長（原子力防災管理者）に発生事象の報告を行うとともに、手順書に従い、要員招集システムを用いて重大事故等に対処する要員の非常召集を行う。</p> <p>c. <u>重大事故等に対処する要員が活動する施設</u></p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策本部における実施組織及び支援組織が関係箇所との連携を図り迅速な対応により事故対応を円滑に実施するために、以下の施設及び設備を整備する。これらは、重大事故等時において、初期に使用する施設及び設備であり、これらの施設又は設備を使用することによって発電用原子炉の状態を確認し、必要な所内外各所へ通報連絡を行い、また重大事故等対処のため夜間においても速やかに現場へ移動する。なお、これらは重大事故等への対応における各班、要員数を踏まえ数量を決定し、原子力防災訓練において、適切に活動を実施できる数量であることを確認している。（別紙3、別紙4）</p> <p>(a) <u>支援組織の活動に必要な施設及び設備</u></p> <p>重大事故等対応に必要なプラントのパラメータを確認するための安全パラメータ表示システム（SPDS）、発電所内外に通信連絡を行い関係箇所と連携を図るための統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム、IP-電話機、IP-FAX）、衛星電話設備及び無線通信設備等を備えた緊急時対策所を整備する。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根は情報統括が召集</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 実施組織の活動に必要な施設及び設備</p> <p>中央制御室、<u>5号炉原子炉建屋内緊急時対策所及び現場との連携を図るため、携帯型音声呼出電話設備、無線連絡設備、衛星電話設備等を整備する。</u>また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう可搬型照明設備を整備する。</p> <p>(2) 発電所対策本部の要員参集</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、電話、送受話器等にて発電所構内の緊急時対策要員に対して非常召集を行い、発電所対策本部を設置した上で活動を実施する。</u>柏崎刈羽原子力発電所では、中長期的な対応も交替できるよう運転員以外の発電所員についてもほぼ全員（約850名）が緊急時対策要員であることから、平日の勤務時間帯での要員確保は可能である。</p> <p>夜間及び休日<u>に原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、発電所対策本部体制が構築されるまでの間については、運転員及び発電所内に常駐している緊急時対策要員を主体とした初動体制を確立し、迅速な対応を図る。</u></p> <p>また、<u>平日勤務時間帯、夜間及び休日いずれの場合においても、緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員は、対応者（執務できない場合の交替者を含む）を明確にした上で、5号炉定検事務室又はその近傍及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務若しくは宿泊することとし、非常召集時は5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>以下、<u>発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日における緊急時態勢発令時の体制について記載する。</u></p>	<p>(b) 実施組織の活動に必要な施設及び設備</p> <p>中央制御室、緊急時対策所及び現場との連携を図るため、<u>携行型有線通話装置、無線通話設備及び衛星電話設備等を整備する。</u>また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう<u>ヘッドライト及びランタン等を配備する。</u></p> <p>(2) 災害対策本部の要員招集</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>重大事故等が発生した場合には、送受話器（ページング）、所内放送等にて発電所構内の災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対して非常召集を行い、災害対策本部を設置した上で活動を実施する。</u>東海第二発電所では、中長期的な対応も交替できるよう<u>当直（運転員）以外の発電所職員についてもほぼ全員が災害対策要員としており、平日の勤務時間中での要員確保は可能である。</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に<u>重大事故等が発生した場合には、一斉通報システムを用いて災害対策本部体制を構成する災害対策要員に対し非常召集を行うとともに、災害対策本部体制が構築されるまでの間については、当直（運転員）及び発電所構内に常駐している災害対策要員による初動体制を確立し、統括待機当番者の指示の下、迅速な対応を図る。</u></p> <p>また、<u>発電所構内に常駐している災害対策要員のうち運転班の要員は、原則中央制御室に参集する。その他の参集する要員は、緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>以下に、<u>発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における重大事故等時の体制について記載する。この時間帯においても、重大事故等時に適切に対応を行うことができる。（第1.0.10-3図、第1.0.10-5図、第1.0.10-6図、第1.0.10-7図、第1.0.10-8図、第1.0.10-9図）</u></p>	<p>(b) 実施組織の活動に必要な施設及び設備</p> <p>中央制御室、<u>緊急時対策所及び現場との連携を図るため、有線式通信設備、無線通信設備及び衛星電話設備等を整備する。</u>また、電源が喪失し照明が消灯した場合でも、迅速な現場への移動、操作及び作業を実施し、作業内容及び現場状況の情報共有を実施できるよう<u>可搬型照明設備を整備する。</u></p> <p>(2) 緊急時対策本部の要員参集</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>緊急時体制が発令された場合、電話、所内通信連絡設備等にて発電所構内の重大事故等に対処する要員に対して非常召集を行い、緊急時対策本部を設置したうえで活動を実施する。</u>島根原子力発電所では、中長期的な対応も交替できるよう運転員以外の発電所員についてもほぼ全員（約450名）が緊急時対策要員であることから、平日の勤務時間帯での要員確保は可能である。</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に<u>緊急時体制が発令された場合、要員招集システムを用いて緊急時対策本部体制を構成する重大事故等に対処する要員に対し非常召集を行うとともに、緊急時対策本部体制が構築されるまでの間については、発電所内に常駐している重大事故等に対処する要員による初動体制を確立し、迅速な対応を図る。</u></p> <p>また、<u>平日の勤務時間帯、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合においても、重大事故等に対処する要員は、非常召集時、原則緊急時対策所に参集する。</u></p> <p>以下、<u>発電所構内の要員数が少なくなる夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）における緊急時体制発令時の体制について記載する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 運転員</p> <p>6号及び7号炉について、中央制御室の運転員は、当直長、当直副長、当直主任、現場支援担当、当直副主任、主機操作員及び補機操作員の計18名/直を配置している。(第4図)</p> <p>1プラント運転中、1プラント運転停止中※1については、運転員を13名(第5図)とし、また2プラント運転停止中については、運転員を10名(第6図)とする。</p> <p>※1 原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が100℃未満)及び燃料交換の期間</p> <p>重大事故時には事故発生号炉の当直副長が、重大事故等対策に係る運転操作に関する指揮・命令・判断を行い、中央制御室で運転操作を行う運転員及び現場で対応する運転員は、<u>当直副長指示のもと重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書に従い事故対応を行う。</u></p> <p>複数号炉の同時被災時においても、号炉ごとの運転操作指揮を指揮・命令・判断に関して必要な力量を有している※2 <u>当直副長</u>が行い、号炉ごとに運転操作に係る情報収集や事故対策の検討等を行うことにより、情報の混乱や指揮命令が遅れることのない体制とする。</p> <p>※2 「<u>指揮・命令に関して必要な力量を有している</u>」とは、<u>BWR 運転訓練センターにおいて、指揮命令、状況判断等について習得する上級初期訓練、及び重大事故等への拡大を防ぐ取り組み、炉心損傷後の対応、状況判断を含む予測について習得するSA(上級)訓練を受講していることを言う。</u></p>	<p>a. 当直</p> <p>原子炉運転時における中央制御室の当直(運転員)は、当直発電長1名、当直副発電長1名及び当直運転員5名の計7名/直を配置している(第1.0.10-5図)。また、原子炉運転停止中※1における当直(運転員)は、現場対応操作を考慮して、当直発電長1名、当直副発電長1名及び当直運転員3名の計5名/直を配置している(第1.0.10-6図)。</p> <p>※1 原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が100℃未満)及び燃料交換の期間</p> <p>重大事故等時には、<u>当直発電長</u>が重大事故等対策に係る運転操作に関する指揮・命令・判断を行い、<u>当直副発電長は当直発電長を補佐する。</u>中央制御室で運転操作を行う当直運転員及び現場で対応する当直運転員は、<u>当直発電長指示の下、重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書に従い事故対応を行う。</u>当直発電長は適宜、災害対策本部と連携し重大事故等対応操作の状況を報告する。</p> <p>原子炉運転停止中の当直(運転員)の数は、原子炉運転時当直(運転員)の数より少ないが、当直内の各役割及び指揮命令系統は維持される。</p>	<p>a. 運転員</p> <p>2号炉について、中央制御室の運転員は、当直長1名、当直副長1名、運転士2名、及び補助運転士3名の計7名/直を配置している。(第4図)</p> <p>2号炉の運転停止中※1については、運転員を5名(第5図)とする。</p> <p>なお、<u>廃止措置号炉である1号炉は、当直主任1名及び補助運転士1名の計2名/直を配置している。</u></p> <p>※1 原子炉の状態が冷温停止(原子炉冷却材温度が100℃未満)及び燃料交換の期間</p> <p>重大事故等時には<u>2号当直副長</u>が、重大事故等対策に係る運転操作に関する指揮・命令・判断を行い、中央制御室で運転操作を行う運転員及び現場で対応する運転員は、<u>2号当直副長の指示のもと重大事故等対策の対応を行うために整備された手順書に従い事故対応を行う。</u>当直長は、<u>適宜、緊急時対策本部のプラント監視班長又は連絡責任者と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</u></p> <p>2号炉停止中の運転員の数は、2号炉運転中の運転員の数より少ないが、当直内の役割分担及び指揮命令系統は維持される。</p> <p>なお、<u>廃止措置号炉である1号炉との同時被災時には、1号炉はすべての使用済燃料が1号炉の燃料プールに保管され、十分な期間にわたり冷却された状態であることから、監視や運転操作対象が1号炉の燃料プールに限定されること及び運転操作指揮を1号炉の当直主任が行うことにより、2号炉の重大事故等の指揮において、情報の混乱や指揮命令が遅れることはない。</u></p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体制の相違 【柏崎6/7】 ①の相違 ・体制及び申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請のため、2号炉が運転又は停止中のみ記載 ・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 ①の相違 ・体制の相違 【東海第二】 ③の相違 ・体制の相違 【柏崎6/7】 廃止措置号炉である島根1号炉との共用の中央制御室における体制を考慮し、号炉ごとの指揮命令系統を確立している

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>当直長は適宜、<u>発電所対策本部の号機班長と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</u></p> <p>また、<u>号炉ごとの当直主任及び主機操作員は中央制御室内のプラント操作・監視、現場操作の指示を行い、現場支援担当・当直副主任・補機操作員は2名以上が1組で号炉ごとの現場操作を行う。</u></p> <p>なお、<u>運転員の勤務形態は、通常サイクル5班2交替で運用しており、重大事故等時においても、中長期での運転操作等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしていること及び重大事故の対応に当たっては号炉ごとに完結できるよう、号炉ごとに中央制御室運転員2名、現場運転員4名(2人1組で2チーム)の体制を整えていること、また作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の運転員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</u></p> <p>また、<u>柏崎刈羽原子力発電所1～5号炉には22名の運転員が当直業務を行っており、発電所に緊急時態勢が発令された場合、必要に応じて速やかに各号炉の使用済燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することにより、複数号炉の同時被災の場合にも適切に対応できる。具体的には、使用済燃料プール水位の監視を実施するとともに、スロッシングや使用済燃料プールの損傷による水位低下に対し、常設設備等を使用した冷却水補給操作等の必要な措置を実施する。使用済燃料プールへ注水する操作については、復旧班(1～5号炉)が当たる。</u></p> <p>b. <u>発電所内に常駐している緊急時対策要員</u></p> <p>夜間及び休日には、<u>発電所内に常駐している緊急時対策所にて6号及び7号炉の対応を行う要員28名(意思決定・指揮を行う要員4名、実施組織として現場対応を行う要員12名、技術支援組織として情報収集・計画立案を行う要員5名、運営支援組織として対外対応を行う要員5名及びロジスティック・リソース管理を行う要員2名)、現場で対応を行う復旧班要員14名(注水隊4名、送水隊2名、電源隊</u></p>	<p>なお、<u>当直(運転員)の勤務形態は、通常サイクル5班2交替で運用しており、重大事故等時においても、中長期的な運転操作等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしていること、及び重大事故等の対応に当たっては有効性評価を考慮して中央制御室の当直運転員2名及び現場運転員6名(現場の当直運転員3名と重大事故等対応要員のうち運転操作対応3名(2人1組3チーム))の体制を整えている。また、特定の作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場運転員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</u></p> <p>b. <u>発電所構内に常駐する災害対策要員(当直(運転員)除く)</u></p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)には、<u>発電所構内に常駐する災害対策要員(当直(運転員)除く)が、緊急時対策所で初動対応を行う。</u></p> <p>重大事故等時には、<u>初動対応の全体を指揮する統括待機当番者1名は当直発電長からの連絡を受けて、現場を指揮する現場統括待機者1名、外部通報・連絡及び情報収集を行う要員2名※2、現場対応を行う運転班、保修班及び消防班の要員26名</u></p>	<p><u>当直長は、適宜、緊急時対策本部のプラント監視班長又は連絡責任者と連携しプラント対応操作の状況を報告する。</u></p> <p>また、<u>当直主任及び運転士は中央制御室内のプラント操作・監視、現場操作の指示を行い、運転士及び補助運転士は2名以上が1組で現場操作を行う。</u></p> <p>なお、<u>運転員の勤務形態は、通常サイクル5班2交替で運用しており、重大事故等時においても、中長期での運転操作等の対応に支障が出ることがないように、通常時と同様の勤務形態を継続することとしていること及び重大事故の対応に当たっては号炉ごとに完結できるよう、2号炉は中央制御室運転員2名、現場運転員4名(2人1組で2チーム)の体制を整えていること、また作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の運転員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</u></p> <p>また、<u>1号炉は、当直長(2号炉との兼任)のもと2名の運転員が当直業務を行っており、発電所に緊急時体制が発令された場合、必要に応じて速やかに1号炉の燃料プールに保管されている燃料に対する必要な措置を実施することにより、2号炉との同時被災の場合にも適切に対応できる。具体的には、燃料プール水位の監視を実施するとともに、スロッシングや燃料プールの損傷による水位低下に対し、常設設備等を使用した冷却水補給操作等の必要な措置を実施する。</u></p> <p><u>1号炉の燃料プールへ注水する操作については、発電所外から参集要員が参集した時点で対応に当たる。</u></p> <p>b. <u>発電所内に常駐している緊急時対策要員及び自衛消防隊</u></p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)には、<u>発電所内に常駐している緊急時対策所で対応を行う要員5名(意思決定・指揮を行う要員1名、対外対応・情報管理を行う要員4名)、現場で対応を行う復旧班要員28名(電源確保要員3名、給水確保要員6名、送水確保要員6名、燃料確保要員4名、アクセスルート確保要員2名、自衛消防隊長1名、消防チーム6名)、チェン징ングエリアの設営等を行</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は現場操作を2チームで実施</p> <p>東海第二は、現場操作を3チームで実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>6名、瓦礫隊2名)、チェンジングエリアの設営等を行う保安班要員2名の合計44名(1~7号炉の対応を行う必要な要員は合計50名)を非常召集し、発電所対策本部の初動体制を確立するとともに、各要員は任務に応じた対応を行う。(第2図)</p> <p>なお、6号及び7号炉の対応を行う緊急時対策要員合計44名(1~7号炉の対応を行う必要な要員は合計50名)が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、緊急時対策要員は交替で対応可能な人員を確保していること及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p>	<p>(内訳：運転操作要員3名、アクセスルート確保要員2名、電源・給水確保要員10名、自衛消防隊11名、)並びに放射線測定等を行う放射線管理班要員2名の合計32名を非常召集し、災害対策本部の初動体制を確立する。(別紙3)</p> <p>重大事故等の応急対応については、必要な対応を実施可能な要員を確保することとし、これを初動体制の各班の機能及び要員数により対応可能としている。このため、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。(第1.0.10-2図)</p> <p>※2 情報班員のうち1名が中央制御室に常駐し初動対応を行う。</p>	<p>放射線管理要員3名及び中央制御室が機能しない場合に対応を行う運転補助要員2名の合計38名を非常召集し、緊急時対策本部の初動体制を確立するとともに、各要員は任務に応じた対応を行う。(第2図)</p> <p>なお、緊急時対策要員及び自衛消防隊38名が発電所内に常駐しており、重大事故等時においても、中長期での緊急時対策所や現場での対応に支障が出ることがないよう、緊急時対策要員及び自衛消防隊は交替で対応可能な人員を確保していること及び重大事故等の対応に当たっては作業ごとに対応可能な要員を確保し、対応する手順において役割と分担を明確化していること、また、作業に当たり被ばく線量が集中しないよう配慮する運用としていることから、特定の現場要員に作業負荷や被ばく線量が集中することはない。</p> <p>また、廃止措置号炉である1号炉は、すべての使用済燃料が1号炉の燃料プールに保管され、十分な期間にわたり冷却された状態であり、対応作業までに時間的な余裕があるため、監視や運転操作対応については、号炉ごとに確立した指揮命令系統のもと、中央制御室に常駐している運転員により対応に当たる。</p> <p>また、可搬型設備により1号炉の燃料プールへ注水する操作については、平日の勤務時間帯においては発電所内に勤務する緊急時対策要員、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)においては、発電所外から参集した緊急時対策要員で2号炉の対応を優先しつつ対応に当たる。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、大規模損壊発生時に活動を期待する運転補助要員を配置</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、初動で情報管理班員は緊急時対策所において対応</p> <p>・記載方針の相違 【柏崎6/7,東海第二】 島根2号炉は、廃止措置中である1号炉の対応方針について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. <u>発電所外から発電所に参集する緊急時対策要員</u></p> <p>(a) <u>非常召集の流れ</u> 夜間及び休日に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<u>緊急時対策要員</u>を速やかに非常召集するため、「<u>自動呼出・安否確認システム</u>」, 「<u>通信連絡手段</u>」等を活用し、要員の非常召集を行う。(第8図)</p> <p>新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集連絡がなくても自発的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には<u>柏崎エネルギーホール又は刈羽寮</u>とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p><u>柏崎エネルギーホール又は刈羽寮</u>に参集した要員は、<u>発電所対策本部</u>と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。(第10図)</p>	<p>c. <u>発電所外から発電所に参集する災害対策要員</u></p> <p>(c) <u>非常召集の流れ</u> 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に重大事故等が発生した場合には、発電所外にいる<u>災害対策要員</u>を速やかに非常召集するため、「<u>一斉通報システム</u>」, 「<u>通信連絡手段</u>」等を活用し<u>災害対策要員</u>の非常召集を行う。(第1.0.10-9図)</p> <p>東海村周辺地域で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集の連絡がなくても支障がない限り<u>発電所の緊急時対策所又は発電所外集合場所(第三滝坂寮)</u>に参集する。なお、地震等により家族及び自宅などが被災した場合や地方公共団体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p><u>招集する災害対策要員のうち、あらかじめ指名されている発電所参集要員である災害対策要員は、直接発電所の緊急時対策所に参集する。あらかじめ指名された発電所参集要員以外の要員は、発電所外の集合場所に参集し、災害対策本部の指示に従い対応する。</u></p> <p>発電所外の集合場所に参集した要員は、<u>災害対策本部</u>と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。(第1.0.10-10図)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>発電所の状況(設備及び所員の被災等)</u> ② <u>参集した要員の確認(人数、体調等)</u> ③ <u>重大事故等対応に必要な装備(汚染防護具、マスク、線量計等)</u> ④ <u>発電所への持参品(通信連絡設備、照明機器等)</u> ⑤ <u>気象及び災害情報等</u> 	<p>c. <u>発電所外から発電所に参集する重大事故等に対処する要員</u></p> <p>(a) <u>非常召集の流れ</u> 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる<u>重大事故等に対処する要員</u>を速やかに非常召集するため、「<u>要員招集システム</u>」, 「<u>通信連絡手段</u>」等を活用し、要員の非常召集を行う。(第7図)</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常召集連絡がなくても自主的に発電所に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保したうえで参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には<u>構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)</u>とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p><u>構外参集拠点(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)</u>に参集した重大事故等に対処する要員は、<u>緊急時対策本部</u>と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、発電所に集団で移動する。(第9図)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格納容器ベントの実施見通し)、発電所に行くための必要な装備(放射線防護服、マスク、線量計を含む。))</u> ② <u>その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況等、移動するうえで有益な情報)</u> ③ <u>発電所へ移動する人の情報(人数、体調、移動手段(徒歩、車両)、連絡先)</u> 	<p>備考</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(b) 非常召集となる要員</p> <p>発電所対策本部（全体体制）については、発電所員約 1,120 名のうち、約 900 名（平成 29 年 4 月現在）が<u>柏崎市又は刈羽村に在住しており、数時間で相当数の要員の非常召集が可能である。（別紙 8）</u></p> <p>なお、夜間及び休日において、重大事故等が発生した場合の緊急時対策要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む）～集合場所（情報収集時間を含む）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、<u>5 時間 30 分以内に参集可能な要員は半数以上（350 名以上）と考えられることから、事象発生から 10 時間以内に外部から発電所へ参集する 6 号及び 7 号炉の対応を行うために必要な緊急時対策要員※3（106 名（発電所全体で 114 名））は確保可能であることを確認した。</u></p> <p>また、<u>事象発生から 10 時間以内の重大事故等時の対応においては、発電所内に常時確保する 44 名の緊急時対策要員により対応が可能であるが、早期に班長以下の要員数が約 2 倍となれば、より迅速・多様な重大事故等への対応が可能と考えられる。このため、徒歩参集、要員自身の被災、過酷な天候、道路の被害等を考慮し、事象発生から約 6 時間を目処に、外部から発電所に参集する 40 名の緊急時対策要員※3 を確保する。</u></p> <p>※3 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>非常召集により参集した要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日の体制から緊急時態勢の体制に移行する。なお、残りの要員については交替要員として待機させる。</p>	<p>(a) 非常召集により参集する要員</p> <p>災害対策本部の要員については、発電所員約 260 名のうち、約 130 名が発電所から <u>5k m 圏内に居住している。（平成 28 年 7 月現在）</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、<u>災害対策要員の所在や参集ルート等を踏まえて参集時間と参集する災害対策要員数を評価した。その結果、要員の参集開始時間を招集連絡の 30 分後とすることや、要員の参集手段を徒歩移動とするという保守的な条件においても、重大事故等の発生 of 2 時間後には約 110 名が参集すると評価される。この評価結果は、東海第二発電所で抽出される全ての事故シナリオにおいて、外部からの参集要員に要求される参集時間及び要員数を十分に達成できる。（別紙 4）</u></p> <p>参集した要員が災害対策本部の初動体制に加わることで、災害対策本部は初動体制から全体体制に移行する。統括待機当番者は、本部長の参集後には、本部長代理となる。また、初動体制における情報班、保修班、放射線管理班、運転班は、参集した要員による班員数の増加により、現場の応急対応を長期に渡り円滑かつ確実に実施することが可能となる。さらに、参集した要員により、中長期的な対応等を検討する技術班が全体体制の中で設置される。なお、残りの要員は交代要員として待機する。（第 1.0.10-2 図）</p>	<p>(b) 非常召集となる要員</p> <p>緊急時対策本部（全体体制）については、発電所員約 540 名のうち、約 390 名（令和 3 年 3 月現在）が <u>10km 圏内に在住しており、数時間で相当数の要員の非常召集が可能である。（別紙 7）</u></p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、<u>重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向（所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの参集に要する時間）を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7 時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は 150 名以上（発電所員約 540 名の約 3 割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54 名※2）は、要員参集の目安としている 8 時間以内に確保可能であることを確認した。</u></p> <p>※2 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>非常召集により参集した重大事故等に対処する要員の中から状況に応じて必要要員を確保し、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制から緊急時対策本部の体制に移行する。なお、残りの要員については交替要員として待機させる。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は、参集の目安である 8 時間で参集可能な 10km 圏内として設定</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7, 東海第二】 島根 2 号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していないが、重大事故等への対応にあたって、外部からの参集要員の目安時間を設定</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 通報連絡</p> <p>原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合の通報連絡は通報班が行うが、夜間及び休日の場合、発電所に常駐している緊急時対策要員のうち5名（対外対応統括、通報班、立地・広報班）並びに本社通報対応者3名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長及びその他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする。（別紙6）</p>	<p>(b) 非常招集により参集する対象者</p> <p>発電所外から参集する災害対策本部の要員は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においても、拘束当番として72名を確保する。</p> <p>確保する拘束当番者の選定に当たっては、対象者の居住場所を考慮する。他操作との流動性が少ない特定の力量を有する参集要員（運転員）については、参集の确实さを向上させるために、あらかじめ発電所近傍に待機させる運用とする。また、保修班において作業に必要な有資格者（各種主任技術者や大型車両及びクレーンなどの免状取得者）を配置する。</p> <p>(3) 通報連絡</p> <p>災害対策本部の全体体制における重大事故等発生時における通報連絡は情報班が行うが、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合には、発電所に常駐する初動体制における当直発電長又は通報連絡要員が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村村長、原子力防災専門官、原子力緊急時支援・研修センター及びその他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う。（別紙5）</p>	<p>d. 自衛消防隊</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に火災が発生した際、発電所に常駐している自衛消防隊長及び初期消火要員による初期消火活動を実施する。</p> <p>初期消火要員は、常時10名以上で編成し、当直長1名、運転員2名、連絡責任者1名、誘導員1名及び消防チーム（初期消火活動を専任とする）6名を配置している。</p> <p>重大事故等に対処する要員参集後は、自衛消防隊長1名、消防チーム6名に、参集した消火班8名も加わった自衛消防体制を構築する。</p> <p>重大事故等の対応中に発電所敷地内で現場操作を妨げるような火災が発生した場合には、緊急時対策要員のうち、給水・送水確保要員6名を活用するが、消火活動が終了した時点で、自衛消防隊長の判断により速やかに重大事故等の対応に係る現場操作に戻ることとしている。</p> <p>上記の体制を構築することにより、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に火災が発生した際にも、重大事故等の対応に影響を及ぼすことがないようにする。（別紙2）</p> <p>(3) 通報連絡</p> <p>緊急時体制が発令された場合の通報連絡は情報管理班及び通報班が行うが、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合、発電所に常駐している連絡責任者1名、連絡担当者3名の計4名で行うものとし、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事及びその他定められた通報連絡先に、所定の様式によりFAXを用いて一斉送信することにより、複数地点への連絡を迅速に行う体制とする。（別紙5）</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、発電所に常駐している要員のみで通報連絡を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>a. 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, <u>新潟県知事, 柏崎市長及び刈羽村長</u>に対しては, 電話でFAXの着信の確認を行うとともに, その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>b. その後, 緊急時対策要員の召集で, 参集した<u>通報班</u>の要員確保により, 更なる時間短縮を図る。</p>	<p>a. <u>各通報連絡先</u>に対しては, あらかじめ指名された<u>通報連絡当番者</u>が電話により, FAXの着信確認又はFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>b. その後, <u>災害対策要員</u>の招集により<u>通報連絡要員</u>を確保し, 更なる時間短縮を図る。</p>	<p>a. 内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 島根県知事, 松江市長及び鳥取県知事に対しては, 電話でFAXの着信の確認を行うとともに, その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>b. その後, <u>重大事故等</u>に対処する要員の招集で, 参集した<u>情報管理班及び通報班の要員確保</u>により, 更なる時間短縮を図る。</p>	<p>柏崎 6/7 は本社要員も通報連絡を実施</p>
<p>(4) <u>発電所対策本部内</u>における各機能班との情報共有について <u>発電所対策本部内</u>における各機能班, <u>本社対策本部間</u>との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。(第11図)</p> <p>a. プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>号機班</u>が安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び通信連絡設備を用い, 当直長又は当直副長からプラント状況を逐次入手し, ホワイトボード等に記載するとともに, 主要な情報について<u>発電所対策本部</u>全体に共有するため発話する。</p> <p>②<u>計画班</u>は, 情報共有ツールをもとにプラントパラメータを確認し, 状況把握, 今後の進展予測, 中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各機能班は, 適宜, 入手したプラント状況, 周辺状況, 重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに, 適宜OA機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで, <u>対策本部内</u>の全要員, <u>本社対策本部</u>との情報共有を図る。</p> <p>④<u>号機統括</u>は, 配下の各機能班の発話, 情報共有ツールをもとに全体の状況把握, 今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに, 定期的に配下の各班長を召集して, プラント状況, 今後の対応方針について説明し, 状況認識, 対応方針を共有する。</p> <p>⑤<u>本部長</u>は定期的に各統括と対外対応を含む対応戦略等を協議し, その結果を本部席から<u>対策本部内</u>の全要員に向けて発話し, 全体の共有を図る。</p> <p>⑥<u>号機班</u>を中心に, 本部長, 各統括の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し, 発信情報, 意思決定, 指示事項等の情報を更新することにより, 情報共有を図る。</p>	<p>(4) <u>災害対策本部内</u>の情報共有について <u>災害対策本部内</u>及び<u>本店対策本部</u>との基本的な情報共有方法は, 以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。(第1.0.10-11図, 第1.0.10-12図, 第1.0.10-13図)</p> <p>a. プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>情報班</u>は, 通信連絡設備を用い<u>当直発電長</u>又は<u>情報班員</u>からプラント状況を逐次入手し, ホワイトボード等に記載するとともに, 主要な情報を<u>災害対策本部</u>に報告する。</p> <p>②<u>技術班</u>は, <u>SPDSデータ表示装置</u>によりプラントパラメータを監視し, 状況把握, 今後の進展予測及び中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各作業班は, 適宜, 入手したプラント状況, 周辺状況, 重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに, 適宜OA機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで, <u>災害対策本部内</u>の全要員, <u>本店対策本部</u>との情報共有を図る。</p> <p>④<u>本部長代理</u>は, <u>本部と各作業班</u>の発話, <u>情報共有記録</u>をもとに全体の状況把握, 今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに, プラント状況, 今後の対応方針について<u>災害対策本部内</u>に説明し, 状況認識, 対応方針の共有化を図る。</p> <p>⑤<u>本部長代理</u>は, 定期的に対外対応を含む対応戦略等を<u>災害対策本部本部員</u>と協議し, その結果を<u>災害対策本部内</u>の全要員に向けて発話し, 全体の共有を図る。</p> <p>⑥<u>情報班</u>を中心に, 本部長, <u>本部長代理</u>, <u>各本部員</u>の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し, 発信情報, 意思決定, 指示事項等の情報を記録・保存し, 情報共有を図る。</p>	<p>(4) <u>緊急時対策本部内</u>における各機能班との情報共有について <u>緊急時対策本部内</u>における各機能班, <u>緊急時対策総本部</u>との基本的な情報共有方法は以下のとおりである。今後の訓練等で有効性を確認し適宜見直していく。(第10図)</p> <p>a. プラント状況, 重大事故等への対応状況の情報共有</p> <p>①<u>プラント監視班</u>が安全パラメータ表示システム (SPDS) 及び通信連絡設備を用い, 当直長又は当直副長からプラント状況を逐次入手し, ホワイトボード等に記載するとともに, 主要な情報について<u>緊急時対策本部内</u>全体に共有するため発話する。</p> <p>②<u>技術班</u>は, <u>SPDSデータ表示装置</u>をもとにプラントパラメータを確認し, 状況把握, 今後の進展予測及び中期的な対応・戦略を検討する。</p> <p>③各機能班は, 適宜, 入手したプラント状況, 周辺状況, 重大事故等への対応状況をホワイトボード等に記載するとともに, 適宜OA機器 (パーソナルコンピュータ等) 内の共通様式に入力することで, <u>緊急時対策本部内</u>の全要員, <u>緊急時対策総本部</u>との情報共有を図る。</p> <p>④<u>プラント監視統括</u>, <u>復旧統括</u>は, 配下の各機能班の発話, SPDSデータ表示装置をもとに全体の状況把握, 今後の進展予測・戦略検討に努めるとともに, 定期的に配下の各班長に対して, プラント状況, 今後の対応方針について説明し, 状況認識, 対応方針を共有する。</p> <p>⑤<u>本部長</u>は, 定期的に各統括と対外対応を含む対応戦略等を協議し, その結果を本部席から<u>緊急時対策本部内</u>の全要員に向けて発話し, 全体の共有を図る。</p> <p>⑥<u>情報管理班</u>を中心に, 本部長, <u>各統括</u>の発話内容をOA機器内の共通様式に入力し, 発信情報, 意思決定, 指示事項等の情報を更新することにより, 情報共有を図る。</p>	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は単号炉申請のため, 号機班を配置していない</p> <p>・体制の相違 【東海第二】 東海第二は情報班員を中央制御室に配置し, プラント情報を入手 島根 2号炉は, プラント監視班長又は連絡責任者と当直長が連絡を取りプラント情報を入手</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. 指示・命令, 報告</p> <p>①各機能班は各々の責任と権限があらかじめ定められており, 本部席での発話や他の機能班から直接聴取, OA 機器内の共通様式からの情報に基づき, 自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うとともに, その対応状況をホワイトボード等への記載, 並びに OA 機器内の共通様式に入力することで, 対策本部内の情報共有を図る。また, 重要な情報について上司である統括へ報告するが, 無用な発話, 統括への報告・連絡・相談で対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各統括は, 配下の各班長から報告を受け, 各班長に指示・命令を行うとともに, 重要な情報について, 適宜本部席で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は, 各統括からの発話, 報告を受け, 適宜指示・命令を出す。</p> <p>④号機班を中心に, 本部長, 各統括の指示・命令, 報告, 発話内容を OA 機器内の共通様式に入力することで, 本部対策内の全要員, 本社対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本社対策本部との情報共有</p> <p>発電所対策本部と本社対策本部の情報共有は通信連絡設備, OA 機器内の共有様式を用いて行う。</p>	<p>b. 指示・命令, 報告</p> <p>①災害対策本部では, 指揮命令は本部長を最上位とし, 階層構造の上位から下位に行われる。一方, 下位から上位へは, プラント状況や対応状況等が報告される。<u>東日本大震災時における東海第二発電所での対応経験を踏まえ, 情報班員を中央制御室に平時から待機させることで, 重大事故等発生時には, 情報班員がプラント状況や中央制御室の状況を重大事故等発生直後から災害対策本部に報告する。また, 各班の対応状況についても各本部員より災害対策本部内に適宜報告されることから, 常に綿密に情報が共有される。</u></p> <p>②本部長は, 本部長代理からの発話, 報告を受け, 適宜指示・命令を行う。</p> <p>③本部長代理は, 実施組織及び支援組織の各班の作業及び関連する情報の報告を受けて取り纏め, 本部長に報告する。また, 実施組織及び支援組織の各班の本部員に具体的な指示・命令を行う。</p> <p>④各本部員は, 配下の各作業班長から報告を受け, 各班長に指示・命令を行うとともに, 重要な情報を災害対策本部内で適宜発話し情報共有するとともに, 本部長代理に報告する。</p> <p>⑤各作業班長は, 各班員に対応の指示を行うとともに, 班員の対応状況等の情報を入手し, 情報を整理した上で本部員へ報告する。</p> <p>⑥情報班を中心に, 本部長, 本部長代理, 各本部員の指示・命令, 報告, 発話内容をホワイトボード等への記載, 並びに OA 機器内の共通様式に入力することで, 災害対策本部内の全要員, 本店対策本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 本店対策本部との情報共有</p> <p>災害対策本部と本店対策本部間の情報共有は, テレビ会議システム, 通信連絡設備, OA 機器内の共通様式を用いて行う。</p>	<p>b. 指示・命令, 報告</p> <p>①各機能班は, 各々の責任と権限があらかじめ定められており, 本部席での発話や他の機能班から直接聴取, OA 機器内の共通様式からの情報に基づき, 自律的に自班の業務に関する検討・対応を行うとともに, その対応状況をホワイトボード等への記載, 並びに OA 機器内の共通様式に入力することで, 緊急時対策本部内の情報共有を図る。また, 重要な情報について上司である統括へ報告するが, 無用な発話, 統括への報告・連絡・相談で緊急時対策本部内の情報共有を阻害しないように配慮している。</p> <p>②各統括は, 配下の各班長から報告を受け, 各班長に指示・命令を行うとともに, 重要な情報について, 適宜本部席で発話することで情報共有する。</p> <p>③本部長は, 各統括からの発話, 報告を受け, 適宜指示・命令を出す。</p> <p>④情報管理班を中心に, 本部長, 各統括の指示・命令, 報告, 発話内容を OA 機器内の共通様式に入力することで, 緊急時対策本部内の全要員, 緊急時対策総本部との情報共有を図る。</p> <p>c. 緊急時対策総本部との情報共有</p> <p>緊急時対策本部と緊急時対策総本部の情報共有は, テレビ会議システム, 通信連絡設備, OA 機器内の共通様式を用いて行う。</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は情報班員を中央制御室に配置し, プラント情報を入力</p> <p>島根 2号炉は, プラント監視班長又は連絡責任者と当直長が連絡を取りプラント情報を入力</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(5) 交替要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令された場合、電話、送受話器等にて発電所構内の緊急時対策要員及び発電用原子炉主任技術者に対して非常召集を行う。</u></p> <p>夜間及び休日の場合、発電所内に宿直している<u>運転員 18 名及び緊急時対策要員の初動要員 44 名（主要な統括・班長を含む。）</u>にて初期対応を実施する（第 2 図）。それ以外の緊急時対策要員は、<u>自動呼出・安否確認システムにより非常召集される（第 8 図）。</u>（(2) <u>発電所対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する緊急時対策要員 参照</u></p> <p>6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者については、<u>重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（柏崎市若しくは刈羽村）にそれぞれ 1 名待機させる。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者は、<u>非常召集中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（可搬型）等）を携帯することにより、発電所対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</u></p> <p>また、<u>初動後の交替についても考慮し、主要な統括・班長、6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者の交替要員についても、発電所への参集が可能となるよう配慮する。</u></p> <p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日の場合いずれの場合も、<u>時間の経過とともに必要とする人員（106名：第1図）以上が集まることから、長期的対応に備え、対応者と待機者を選する。（第9図、別紙8）</u></p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外（原子力事業所災害対策支援拠点、自宅等）で待機し、基本的に 12 時間（目途）ごとに発電所外で待機している要員と交替することで長期的な対応にも対応可能な体制を構築する。</p>	<p>(5) 交代要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>重大事故等が発生した場合には、送受話器（ページング）、所内放送等にて発電所構内の災害対策本部体制を構成する災害対策要員及び発電用原子炉主任技術者に対し非常召集を行う。</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に<u>重大事故等が発生した場合には、当直（運転員）7 名及び発電所構内に宿直している重大事故等に対処する災害対策要員 32 名にて初期対応を実施する（第 1.0.10-2 図、第 1.0.10-8 図）。</u>それ以外の災害対策要員及び発電用原子炉主任技術者は、<u>一斉通報システムにより非常召集される。（第 1.0.10-9 図）※3</u></p> <p>※3 (2) <u>災害対策本部の要員招集 c. 発電所外から発電所に招集する災害対策要員を参照</u></p> <p>非常召集の対象となる<u>発電用原子炉主任技術者又は代行者については、招集連絡を受けた後、速やかに災害対策本部に駆けつけられるよう、東海村又は隣接市町村に配置する。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者は、<u>参集途中であっても通信連絡手段（衛星電話設備（携帯型）等）を携帯することにより、災害対策本部からプラントの状況及び対策の状況等の情報連絡を受けられることができる。</u></p> <p>また、<u>初動対応者の交代を考慮し、主要な本部要員、班長、発電用原子炉主任技術者の交代要員は、発電所に比較的早期に参集できるように配慮する。</u></p> <p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）のいずれの場合も、<u>参集する災害対策要員は時間の経過に伴って増加し全体体制の要員数（111名：第1.0.10-1図）以上になる。このため、長期的対応に備えて、対応者と待機者を選する（第1.0.10-9図）。</u></p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外（原子力事業所災害対策支援拠点、自宅等）で待機する。<u>対応者は、基本的には 12 時間（目途）ごとに待機要員と交替することで長期的な対応にも対応可能な体制を構築する。</u></p>	<p>(5) 交替要員の考え方</p> <p>平日の勤務時間帯に<u>緊急時体制が発令された場合、電話、所内通信連絡設備等にて発電所構内の重大事故等に対処する要員に対して非常召集を行う。</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の場合、<u>発電所内に宿直している運転員 7 名及び緊急時対策要員及び自衛消防隊の初動要員 38 名にて初期対応を実施する（第 2 図）。</u>それ以外の重大事故等に対処する要員は、<u>要員招集システムにより非常召集される（第 7 図）。</u>（(2) <u>緊急時対策本部の要員参集 c. 発電所外から発電所に参集する重大事故等に対処する要員参照</u>）</p> <p>発電用原子炉主任技術者については、<u>重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に非常召集が可能なエリア（松江市）に発電用原子炉主任技術者又は代行者を 1 名待機させる。</u></p> <p>発電用原子炉主任技術者は、<u>参集途中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（携帯型）等）を携帯することにより、緊急時対策本部からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</u></p> <p>また、<u>初動後の交替についても考慮し、主要な統括・班長、発電用原子炉主任技術者の交替要員についても、発電所への参集が可能となるよう配慮する。</u></p> <p>平日の勤務時間帯、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）のいずれの場合も、<u>参集する重大事故等に対処する要員は時間の経過に伴って増加し全体体制の要員数（101名：第1図）以上になる。このため、長期的対応に備えて、対応者と待機者を選する（第8図、別紙7）。</u></p> <p>必要人数を発電所に残し、残りは発電所外（原子力事業所災害対策支援拠点、自宅等）で待機し、基本的に 12 時間（目途）ごとに発電所外で待機している要員と交替することで長期的な対応にも対応可能な体制を構築する。</p>	<p>備考</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎 6/7】 島根 2 号炉は単号炉申請のため、2 号炉の炉主任のみを対象</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>なお、<u>プルーム通過時においても対応する必要がある活動に対し、緊急時対策所に交替要員を確保した必要最小限の体制（主要な統括・班長、6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者をそれぞれ2名確保）を構築する（第3図）。</u></p>	<p>なお、<u>プルーム通過時には、必要な活動に対して交替要員を考慮した最小限の要員を緊急時対策所、中央制御室及び現場（原子炉建屋付属棟3階）に合計72名が待機する。</u></p> <p>緊急時対策所には66名（内訳：主要な本部員・班長、発電用原子炉主任技術者の災害対策対応24名とその交替要員24名、中央制御室から退避4名、現場から退避14名）が待機し、中央制御室待避室には同様に3名（内訳：当直3名）が待機し、現場（原子炉建屋付属棟3階）にも同様に3名（内訳：重大事故等対応要員である運転班員3名）が待機する。なお、<u>プルーム通過中は、現場作業は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される。（第1.0.10-4図）。</u></p> <p>(6) プルーム通過前後の体制の移行</p> <p>a. プルーム通過前</p> <p>緊急時対策所の災害対策本部の体制は、格納容器ベントに伴うプルームの通過に備え、プルーム通過前に災害対策本部の体制を変更する。プルーム通過時においても緊急時対策所に必要な災害対策要員を残し、それ以外の災害対策要員は事前に原子力事業所災害対策支援拠点に一時退避する。</p> <p>中央制御室の当直（運転員）及び情報班員は、プルーム通過中の監視に必要な要員を除き緊急時対策所に退避する。中央制御室で監視に当たる当直（運転員）は、中央制御室待避室を正圧化させてプルームの通過に備える。</p> <p><u>また、格納容器ベント対応のために第二弁操作室で操作に当たる運転班班員も、プルーム通過前に第二弁操作室に移動し、第二弁操作室を正圧化させてプルーム通過に備える。</u></p> <p>b. プルーム通過中</p> <p>プルーム通過中は、重大事故等の現場対応は実施できないが、緊急時対策所における災害対策本部の本部員及び本部員による本部体制及び各班の機能は維持され、<u>SPDSデータ表示装置や監視カメラ等を用いてプラント状況や周囲状況の把握及び作業再開後の対応について、緊急時対策所内で議論される。</u> プルーム通過後の作業再開は、<u>可搬型モニタリング・ポスト等の指示が急激に低下し、指示が安定したことをもって判断する。</u></p>	<p>なお、<u>格納容器ベントに伴うプルーム通過時には、必要な活動に対して交替要員を考慮した最小限の要員を緊急時対策所及び中央制御室に合計69名が待機する。</u></p> <p>緊急時対策所には、64名（内訳：主要な本部員、統括、班長、発電用原子炉主任技術者等の23名とその交替要員23名、中央制御室から待避4名、現場から待避14名）が待機し、中央制御室待避室には同様に5名（内訳：当直長1名、2号当直副長1名、2号当直主任又は2号運転士1名、2号補助運転士2名）が待機する。なお、<u>プルーム通過中は、現場対応は行わないが、緊急時対策所の各班の機能は維持される（第3図）。</u></p> <p>(6) 格納容器ベントに伴うプルーム通過前後の体制の移行</p> <p>a. プルーム通過前</p> <p>緊急時対策本部の体制は、格納容器ベントに伴うプルームの通過に備え、プルーム通過前に緊急時対策本部の体制を変更する。プルーム通過時においても緊急時対策所に必要な重大事故等に対処する要員を残し、それ以外の重大事故等に対処する要員は事前に原子力事業所災害対策支援拠点等に一時退避する。</p> <p>中央制御室の運転員は、プルーム通過中の監視に必要な要員を除き緊急時対策所に待避する。中央制御室で監視に当たる運転員は、中央制御室待避室を正圧化させてプルームの通過に備える。</p> <p>b. プルーム通過中</p> <p>プルーム通過中は、重大事故等の現場対応は実施できないが、緊急時対策所における緊急時対策本部の本部員及び各統括・班長による本部体制及び各班の機能は維持され、<u>SPDSデータ表示装置や監視カメラ等を用いてプラント状況や周囲状況の把握及び作業再開後の対応について、緊急時対策所内で議論される。</u> プルーム通過後の作業再開は、<u>可搬式モニタリング・ポスト等の指示が減少に転じ、指示が安定したことをもって判断する。</u></p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、情報管理班員は緊急時対策所において対応し、現場でベント対応を行った運転員は中央制御室待避室に一時待避</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>c. プルーム通過後</p> <p><u>プルームの通過が判断され次第、緊急時対策所建屋の空調を正圧化状態から空気浄化モードに移行し、緊急時対策所建屋のチェンジングエリアの運用を再開する。第二弁操作室に待機していた運転班員の緊急時対策所への帰還は、チェンジングエリアの運用再開後を原則とするが、チェンジングエリアの運用開始前に、やむを得ず帰還する必要がある場合には、緊急時対策所建屋内のエアロックのエリアにおいて、放射線防護具の脱衣及び汚染検査を行う。</u></p> <p>プルーム通過前に緊急時対策所に退避していた中央制御室の当直(運転員)及び情報班員は、プルーム通過後、中央制御室のチェンジングエリアの運用が再開され次第中央制御室に移動する。また、原子力事業所災害対策支援拠点に退避していた災害対策要員を、本部長は災害対策本部の体制をプルーム通過時の体制から重大事故等時の対応体制に戻すことに合わせ、発電所に要員を招集する。</p> <p><u>(7) 廃止措置中の東海発電所の原子力防災体制との関係</u></p> <p><u>廃止措置中の東海発電所は全ての核燃料は搬出済みであり、今後、原子炉構造物が解体される。東海発電所には核燃料物質がないため、東海第二発電所のような重大事故等が発生することはない。</u></p> <p><u>しかし、東海発電所において原災法及び関連法令に定める特定事象が発生した場合には、東海第二発電所及び東海発電所で同時に災害対策本部を確立することとなる。</u></p> <p><u>災害対策要員の観点から、東海第二発電所及び東海発電所に災害対策本部を確立した場合における東海第二発電所の重大事故等対応が東海発電所の事故対応から受ける影響について以下に示す。</u></p> <p>a. 東海発電所で発生が想定される事故</p> <p><u>「原災法」及び「原子力災害対策特別措置法施行令」では、国民の生命及び財産の保護の観点から、これに影響する又は影響する可能性がある事象が発生した場合には、事業者の通報が要求されている。さらに、「原子力災害対策指針」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」では、原子炉の状況に応じた通報すべき事象(EAL)が定められている。</u></p>	<p>c. プルーム通過後</p> <p>プルームの通過が判断され次第、緊急時対策所の空調を緊急時対策所正圧化装置(空気ポンプ)による加圧状態から緊急時対策所空気浄化送風機への切替えを行い、緊急時対策所のチェンジングエリアの運用を再開する。</p> <p>プルーム通過前に緊急時対策所に待避していた中央制御室の運転員は、プルーム通過後、中央制御室のチェンジングエリアの運用が再開され次第中央制御室に移動する。また、原子力事業所災害対策支援拠点等に退避していた重大事故等に対処する要員を、本部長は緊急時対策本部の体制をプルーム通過時の体制から重大事故等時の対応体制に戻すことに合わせ、発電所に要員を招集する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は、現場でベント対応を行った運転員も中央制御室待避室に一時待避</p> <p>・体制の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>②の相違</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>廃止措置中の東海発電所に該当するEALは「敷地境界付近の放射線量の上昇」, 「火災爆発等による管理区域外での放射線の放出」及び「事業所外運搬での放射線量の上昇」がある。東海発電所廃止措置計画認可申請書(平成23年度申請)では, 廃止措置作業においてEALに該当する可能性がある事象として, 「廃止措置工事において発生した放射性物質(粉じん)を捕捉した高性能粒子フィルタの破損による敷地境界の線量率の上昇」等が記載されている。また, 廃止措置作業において「事業所内外運搬で, 輸送容器からの放射性物質の流出による放射線量の上昇」も挙げられる。</u></p> <p><u>このように, 廃止措置中の東海発電所においても原災法第10条に該当する特定事象が発生する可能性があり, これが, 東海第二発電所の重大事故等と同時に発生した場合には, 東海第二発電所と東海発電所において災害対策本部を同時に確立することとなる。</u></p> <p><u>b. 東海第二発電所災害対策要員の東海発電所災害対策要員との関係</u></p> <p><u>東海第二発電所と東海発電所の災害対策要員は, 原則として別組織とするが, 東海第二発電所の災害対策本部の一部の要員は, 東海発電所の災害対策本部の要員を兼務する。</u></p> <p><u>重大事故等の対応に係る現場作業を行う要員及びその要員に指示をする要員並びに特定施設に係る課題等の専門的な現場作業又は検討を行う要員は, 各発電所の独立した組織とするが, 下記に示すとおり, 東海発電所の災害対策の災害対策本部体制と別組織とすることで安全上の阻害的影響がある要員は, 東海発電所の災害対策本部の要員と兼務する。</u></p> <p><u>東海第二発電所と東海発電所の災害対策要員を兼務する要員は, 以下のとおり。</u></p> <p><u>(a) 災害対策本部長</u></p> <p><u>他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で, 両発電所に係る事故対応上の意思決定(要員の避難, 作業中断等)が必要である。このため, 別組織の要員では, 事故収束及び要員の安全確保に支障を来す。</u></p> <p><u>(b) 広報班</u></p> <p><u>広報においては, 同一敷地内に二つの発電所がある場合, 両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要がある。</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>発電所において<u>原子力警戒態勢又は緊急時態勢</u>の発令を受けた場合、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する。(第12 図)</p> <p>以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) <u>本社対策本部</u></p> <p>a. <u>本社対策本部</u>の体制概要</p> <p>(a) <u>社長の役割</u></p> <p>社長は、<u>本社対策本部の本部長</u>として統括管理を行い、全社大での体制にて原子力災害対策活動を実施するため<u>本社対策本部長</u>としてその職務を行う。なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、<u>本社対策本部の副本部長</u>がその職務を代行する。</p> <p>(b) <u>本社対策本部</u>の構成</p> <p><u>本社対策本部</u>は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制にて、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について<u>発電所対策本部</u>の活動を支援することとし、事故進展評価及び放射線管理に関する支</p>	<p>る。このため、<u>別組織の要員が個々に情報提供すると、報道機関や住民に混乱を招く。</u></p> <p>(c) <u>オフサイトセンター対応</u></p> <p><u>オフサイトセンターの情報提供においては、同一敷地内に二つの発電所がある場合、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要がある。このため、別組織の要員が個々に情報提供すると、他機関の円滑な防災業務の遂行に支障を来す。</u></p> <p>また、<u>広報班及びオフサイトセンターに指示・命令する本部長代理についても、同様に、安全性への影響の観点から兼務とする。</u></p> <p><u>東海第二発電所災害対策要員 111 名は、東海第二発電所専従要員 97 名及び兼務要員 14 名から構成される。なお、東海発電所災害対策要員 72 名は、東海発電所専従者 58 名及び兼務者 14 名により構成される。(別紙 6)</u></p> <p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>発電所において<u>原子力警戒事態又は非常事態が宣言された場合、本店対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、</u>発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する。(第 1.0.10-12 図)</p> <p>以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) <u>本店対策本部</u></p> <p>a. <u>本店対策本部</u>の体制概要</p> <p>(a) <u>本店対策本部長(社長)の役割</u></p> <p>社長は、<u>本店対策本部長</u>として統括管理を行い、全社大での体制にて原子力災害対策活動を実施するため、<u>本店対策本部長</u>としてその職務を行う。なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、<u>本店対策本部の副本部長</u>がその職務を代行する。</p> <p>(b) <u>本店対策本部</u>の構成</p> <p><u>本店対策本部</u>は、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出すること防止するために、特に中長期の対応について<u>災害対策本部</u>の活動を支援する。<u>重大事故等の応急対応を実施する災害対策本部の各班を支援するために、本店対策本部には対応する各班を設置するととも</u></p>	<p>3. 発電所外における重大事故等対策に係る体制について</p> <p>発電所において<u>緊急時体制の発令を受けた場合、緊急時対策総本部及び原子力事業所災害対策支援拠点において、</u>発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する体制を構築する。(第 11 図)</p> <p>以下に発電所外における体制について示す。</p> <p>(1) <u>緊急時対策総本部</u></p> <p>a. <u>緊急時対策総本部</u>の体制概要</p> <p>(a) <u>社長の役割</u></p> <p>社長は、<u>緊急時対策総本部の総本部長</u>として統括管理を行い、全社大での体制にて原子力災害対策活動を実施するため<u>緊急時対策総本部長</u>としてその職務を行う。なお、社長が不在の場合は、あらかじめ定めた順位に従い、<u>緊急時対策総本部の副総本部長</u>がその職務を代行する。</p> <p>(b) <u>緊急時対策総本部</u>の構成</p> <p><u>緊急時対策総本部</u>は、<u>原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制にて、</u>重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について<u>緊急時対策本部</u>の活動を支援することとし、<u>事故進展評価及び放射線管理に関する</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>援の他、<u>発電所対策本部が事故対応に専念できるよう発電所対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送</u>、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する。(第13図)</p> <p>復旧統括：<u>発電所事故対応作業の支援統括</u> 復旧班：<u>発電所の復旧方法の検討、立案及び発電所への助言等</u> 計画・情報統括：<u>プラント情報や放射線に関する情報、事故進展評価等の統括</u> 情報班：<u>事故状況、対応状況の把握及び本社対策本部内の情報共有、一元管理</u> 計画班：<u>事故状況の把握、進展評価、環境への影響評価、発電所の復旧計画の策定支援等</u> 保安班：<u>放射性物質の放出量評価、周辺環境への影響の予測・評価、放射線管理用資機材の配備、発電所関係者の線量管理等の支援等</u> 対外対応統括：<u>対外対応活動の統括</u> 情報発信に関して社会的感性に基づいた本部長への提言 官庁連絡班：<u>原子力規制庁等の関係官庁への通報連絡及び官庁への情報提供と質問対応等</u> 広報班：<u>広報活動における全社統一方針と戦略の策定及びプレス対応(プレス文、QA作成含む)等</u> 立地班：<u>発電所の立地地域対応の支援、自治体・緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)への情報提供、自治体・オフサイトセンターからの要望対応等</u> 総務統括：<u>発電所復旧要員が的確に復旧活動を行うための支援の統括</u> 通信班：<u>社内外関係各所との通信連絡設備について復旧・確保の支援等</u> 総務班：<u>本社対策要員の非常召集、発電所対策要員の職場環境の整備、人員輸送手段の確保等</u> 厚生班：<u>本社対策本部における食料・被服の調達及び宿泊関係の手配、発電所対策要員の食料・被服の調達</u></p>	<p>に、<u>災害対策本部が事故対応に専念できるように</u>、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営を行う各班を設置する。</p> <p>また、<u>他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等</u>、技術面・運用面で支援する体制を整備する。(第1.0.10-13図)</p> <p>情報班：<u>事故に関する情報の収集、災害対策本部への指導・援助及び本店対策本部内での連絡調整、社外関係機関との連絡・調整及び法令上必要な連絡、報告等</u> 庶務班：<u>通信施設の確保、要員の確保、応援計画案の作成及び各班応援計画の取り纏め等</u> 広報班：<u>報道機関等の対応、広報関係資料の作成、応援計画案の作成等</u> 技術班：<u>原子炉・燃料の安全に係る事項の検討、発電所施設・環境調査施設の健全性確認、災害対策本部が行う応急活動の検討、応援計画案の作成等</u> 放射線管理班：<u>放射線管理に係る事項の検討、個人被ばくに係る事項の検討、応援計画の作成等</u> 保健安全班：<u>緊急被ばく医療に係る事項の検討、応援計画案の作成等</u></p>	<p>支援の他、<u>緊急時対策本部が事故対応に専念できるよう緊急時対策本部が必要とする資機材や人員の手配・輸送</u>、社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援する体制を整備する。(第12図)</p> <p>統括班：<u>緊急時対策総本部指令の伝達、情報収集、社外関係個所への連絡及び関係官庁等への報告連絡、応急措置の検討、統合原子力防災ネットワークの接続確保、その他緊急時対策総本部運営に関する事項</u> 放射線班：<u>放射線被ばく状況の把握・推定、原子力災害医療、その他放射線管理に関する事項</u> 技術班：<u>事故状況の把握・評価、統括班支援</u> 広報班：<u>報道機関対応、お客さまへの広報関係、社外諸団体との折衝</u> 総務班：<u>食料等の調達及び宿泊施設の手配、被害申出窓口の開設</u> 警備班：<u>警備関係</u> 資材班：<u>応急復旧用資機材及び輸送手段の確保、その他必要な物品の調達</u> 労務班：<u>従業員・応援者の健康管理、作業服の調達</u> 外部電源復旧班：<u>送電設備被害・復旧状況の把握、送電設備の応急措置・復旧対策の検討、発電所保安用外部電源の送電確保に係る需給運用</u> 通信班：<u>保安通信回線の確保</u> 情報システム班：<u>情報共有システムの維持管理</u> 支援班：<u>原子力事業所災害対策支援拠点の設営、運営、情報収集、要員の入退域管理、資機材の調達、輸送、その他原子力災害対策活動の後方支援</u> 支援班(東京支社)：<u>中央官庁等対応、原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</u> 地域対応班：<u>原子力防災活動における関係自治体との連携、原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>支援、現地医療体制整備支援等</p> <p>資材班：発電所の復旧活動に必要な資機材の調達、適切な箇所への搬送等</p> <p>支援統括：発電所の復旧に向けた支援拠点や支援の受入の統括</p> <p>後方支援拠点班：原子力事業所災害対策支援拠点の立ち上げ・運営、同拠点における社外関係機関（自衛隊、消防、警察等）との情報連絡等</p> <p>支援受入調整班：官庁（自衛隊、消防、警察等）への支援要請・調整の窓口等</p> <p>電力支援受入班：事業者間協力協定に基づく他原子力事業者からの支援受入調整、原子力緊急事態支援組織からの支援受入調整等</p> <p>b. <u>本社対策本部設置までの流れ</u></p> <p>発電所において、警戒事象が発生した場合、発電所長はただちに原子力警戒態勢を、特定事象又は原災法第15条第1項に該当する事象が発生した場合、発電所長はただちに緊急時態勢を発令するとともに本社原子力運営管理部長へ報告する。</p> <p>報告を受けた本社原子力運営管理部長はただちに社長に報告し、社長は本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令する。</p> <p>本社原子力運営管理部長から連絡を受けた本社総務班長は、本社対策本部を設置するため、本社緊急時対策要員を非常召集する。（第14図）</p> <p>社長は、本社における原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに本社対策本部を設置する。</p> <p>なお、夜間及び休日において、本社対策本部体制が構築されるまでの間については、本社近傍で待機している原子力部門の宿直者3名にて初期対応を行うが、事象の規模に応じて、他部門の宿直者（10名程度）の応援を含めた体制で初動対応を行う。</p>	<p>b. <u>本店対策本部設置までの流れ</u></p> <p>発電所において原子力警戒事態又は非常事態が宣言された場合、発電管理室長は、本店対策本部組織の要員を非常召集する。（第1.0.10-14図）</p> <p>発電管理室長は、発電所に災害対策本部が設置された場合、社長を本部長とする本店対策本部を設置する。</p> <p>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、本店対策本部体制が構築されるまでの間については、本店近傍で待機している宿直者2名にて初期対応を行う。</p>	<p>b. <u>緊急時対策総本部設置までの流れ</u></p> <p>発電所において、緊急時体制の発令に該当する事象が発生した場合、所長（原子力防災管理者）はただちに緊急時体制を発令するとともに本社電源事業本部長（原子力管理）へ報告する。</p> <p>報告を受けた本社電源事業本部長（原子力管理）はただちに社長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>本社電源事業本部長（原子力管理）は、緊急時対策総本部を設置するため、本社緊急時対策要員を非常召集する。（第13図）</p> <p>社長は、本社における緊急時体制を発令した場合、速やかに原子力施設事態即応センターに緊急時対策総本部を設置する。</p> <p>なお、緊急時対策総本部の要員は、主に広島市内に居住していることから、発電所において大規模な自然災害が発生した場合でも容易に参集できる。</p>	<p>備考</p> <p>・体制及び運用の相違【柏崎6/7, 東海第二】島根2号炉は、参集にて対応</p>

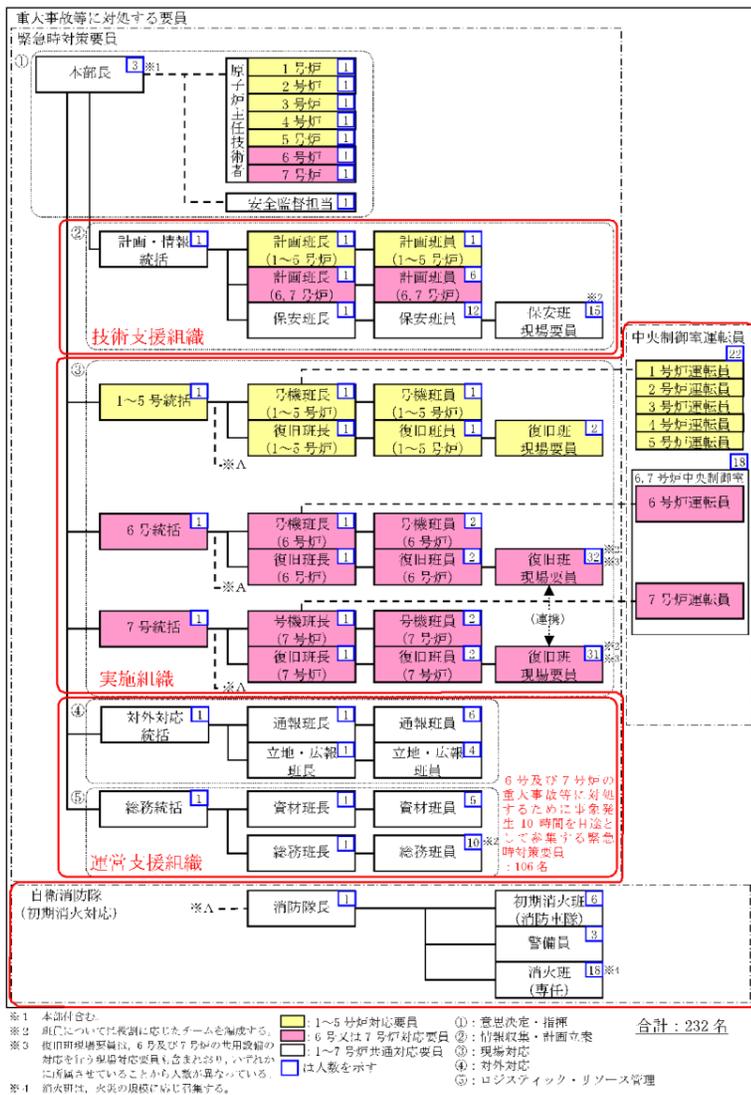
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部（全面緊急事態時の場合）と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）及びオフサイトセンターとの情報発信体制を構築し、<u>本社対策本部にて対応を行う。</u>（第15図）</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類（<u>不織布カバーオール</u>、ゴム手袋、全面マスク等）、燃料を配備している。</p> <p>また、発電所において緊急事態が発令された場合、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</p> <p>社長は、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するために、原災法第10条通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を<u>本社支援統括</u>に指示する。</p> <p><u>本社支援統括</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定する。（別紙7）</p> <p><u>後方支援拠点班長</u>は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、<u>現場責任者の指揮の下、各チームの役割に基づき活動を行う。</u>（第16図）</p> <p>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員（24時間対応及び交替要員含む）については、<u>全社大からの支援要員で対応することを基本とする。</u></p>	<p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部（全面緊急事態発生時の場合）と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）及び<u>緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）</u>との情報発信体制を構築し、<u>災害対策本部と連携し対応を行う。</u>（第1.0.10-15図）</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p><u>発電所において非常事態が宣言された場合に、発電所外から7日間支援を受けなくとも災害対応が実施できるよう、発電所構内には、災害対応を可能とするための資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類（不燃布カバーオール、ゴム手袋、全面マスク等）、燃料を配備している。</u></p> <p><u>一方で、災害対応が更に長期化する可能性を考慮し、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備する。</u></p> <p><u>本店対策本部長（社長）</u>は、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するため、原災法第10条通報後に、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を<u>庶務班長</u>に指示する。</p> <p><u>庶務班長</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮した上で原子力事業所災害対策支援拠点を指定する。（別紙5）<u>また、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</u></p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、<u>現地責任者の指揮のもと、後方支援業務を行う。</u>（第1.0.10-16図）</p>	<p>c. 広報活動</p> <p>原子力災害発生時における広報活動については、原災法第16条第1項に基づき設置される原子力災害対策本部（全面緊急事態時の場合）と連携することとしており、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）及び<u>オフサイトセンター</u>との情報発信体制を構築し、<u>緊急時対策総本部にて対応を行う。</u>（第14図）</p> <p>また、近隣住民を含めた広範囲の住民からの問い合わせについては、相談窓口等で対応を行い、記者会見情報等についてはホームページ等を活用し、情報発信する。</p> <p>(2) 原子力事業所災害対策支援拠点</p> <p><u>発電所構内には、7日間外部支援なしに災害対応が可能な資機材として、必要な数量の食料、飲料水、防護具類（汚染防護服、ゴム手袋、全面マスク等）、燃料を配備している。</u></p> <p><u>また、発電所において緊急時体制が発令された場合、発電所外からの支援体制として、以下のとおり原子力事業所災害対策支援拠点を整備している。</u></p> <p>社長は、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援するために、原災法該当事象の通報後、原子力事業所災害対策支援拠点の設営を<u>本社統括班長</u>に指示する。</p> <p><u>本社統括班長</u>は、あらかじめ選定している施設の候補の中から放射性物質が放出された場合の影響等を考慮したうえで原子力事業所災害対策支援拠点を指定する。（別紙6）</p> <p><u>本社支援班長</u>は、原子力事業所災害対策支援拠点へ必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援拠点を運営し、発電所における重大事故等対策に係る活動を支援する。</p> <p>原子力事業所災害対策支援拠点へ派遣された要員は、<u>支援拠点指揮者の指揮の下、それぞれの役割に基づき活動を行う。</u>（第15図）</p> <p><u>また、事態の長期化による作業員等の増員に伴って増加する放射線管理業務等を行うための追加要員（24時間対応及び交替要員含む。）については、全社大からの支援要員で対応することを基本とする。</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は緊急時対策総本部にて広報対応を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、<u>本社対策本部</u>が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー（<u>株式会社東芝</u>、<u>日立GEニュークリア・エナジー株式会社</u>）及び協力会社等から重大事故等時に現場操作対応等を実施する人員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び人員の派遣等について、協議及び合意の上、支援計画を定め、「<u>柏崎刈羽原子力発電所における原子力防災組織の発足時の事態収拾活動への協力</u>」に係る協定を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備している。</p>	<p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、<u>本店対策本部</u>が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー（<u>日立GEニュークリア・エナジー株式会社</u>）及び協力会社から、<u>重大事故等発生後に現場操作対応等を実施する要員の派遣や、事故収束に向けた対策立案等の技術支援や要員の派遣等について、協議・合意の上、東海第二発電所の技術支援に関するプラントメーカーとの覚書を締結し、重大事故等発生後に必要な支援が受けられる体制を整備する。</u></p>	<p>(3) 中長期的な体制</p> <p>重大事故等発生後の中長期的な対応が必要になる場合に備えて、<u>緊急時対策総本部</u>が中心となって社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を整備する。</p> <p>具体的には、プラントメーカー（<u>日立GEニュークリア・エナジー株式会社</u>）及び協力会社等から<u>重大事故等時に現場操作対応等を実施する人員の派遣や事故収束に向けた対策立案等の技術支援や設備の補修に必要な予備品等の供給及び人員の派遣等について、協議及び合意のうえ、支援計画を定め、「非常災害発生時における応急復旧の支援に関する覚書」を締結し、重大事故等時に必要な支援が受けられる体制を整備している。</u></p>	

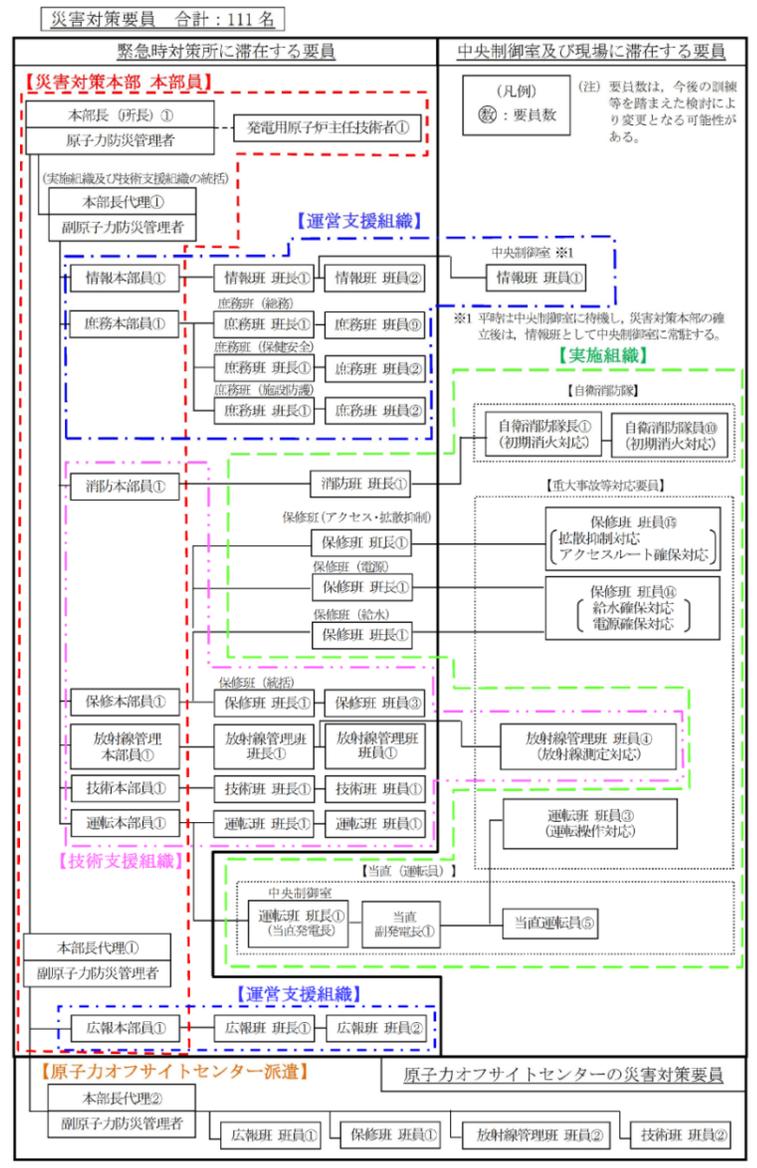
防災体制	緊急事態の区分	異常・緊急時の情勢	施設の状況	事象の種類
非常事態	全面緊急事態 (原災法第15条第1項)	○原子力防災管理者(所長)が、原災法第15条第1項に該当する事象(右の事象の種類参照)の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき、若しくは内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったとき。	原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が発生	(GE01)敷地境界付近の放射線量の上昇 (GE02)通常放出経路での気体放射性物質の放出 (GE03)通常放出経路での液体放射性物質の放出 (GE04)火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 (GE05)火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 (GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 (GE21)原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能 (GE22)原子炉注水機能の喪失 (GE23)残留熱除去機能喪失後の圧力制御機能喪失
				(GE25)全交流電源の1時間以上喪失 (GE27)全直流電源の5分以上喪失 (GE28)炉心損傷の検出 (GE29)停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE30)使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (GE41)格納容器圧力の異常上昇 (GE42)2つの障壁の喪失及び1つの障壁の喪失または喪失可能性 (GE51)原子炉制御室の機能喪失・警報喪失 (GE55)住民の避難を開始する必要がある事象発生

※EAL : Emergency Action Level, AL : Alert, SE : Site area Emergency, GE : General Emergency

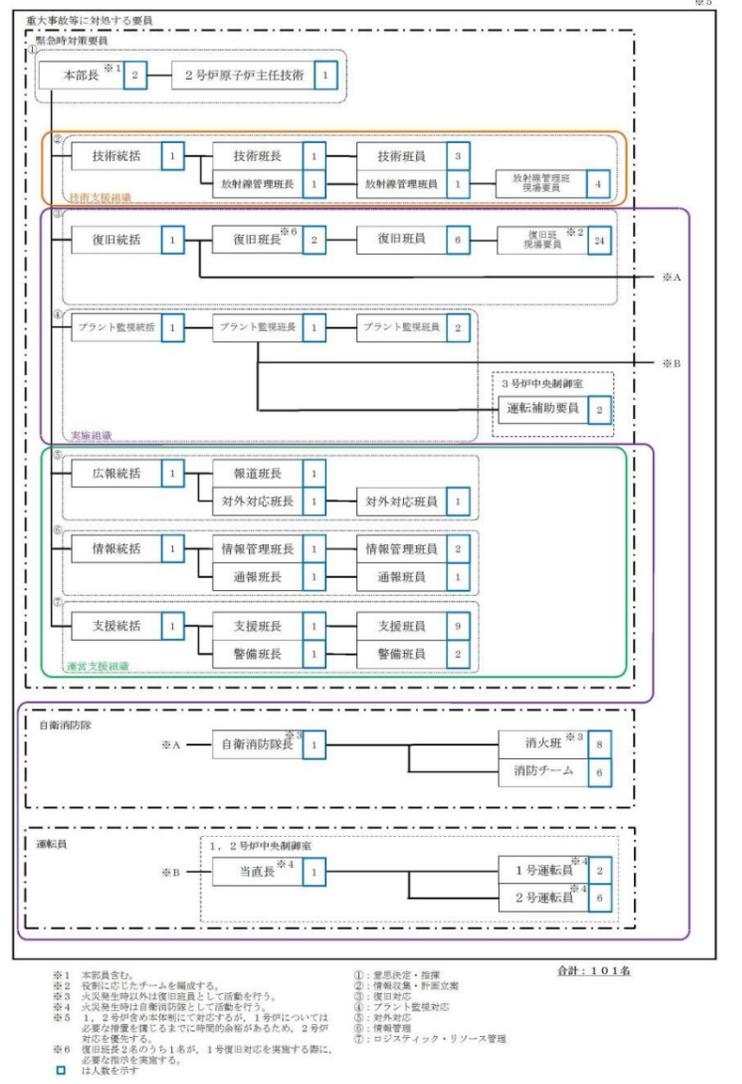
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																						
<p style="text-align: center;">第2表 本部長不在時の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="172 247 834 877"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>役職^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>原子力安全センター所長</td></tr> <tr><td>2</td><td>ユニット所長(5～7号炉)</td></tr> <tr><td>3</td><td>ユニット所長(1～4号炉)</td></tr> <tr><td>4</td><td>副所長(技術系所員)</td></tr> <tr><td>5</td><td>防災安全部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>第二運転管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>第二保全部長</td></tr> <tr><td>8</td><td>第一運転管理部長</td></tr> <tr><td>9</td><td>第一保全部長</td></tr> <tr><td>10</td><td>第二運転管理部運転管理担当^{※2}</td></tr> <tr><td>11</td><td>第二保全部保全担当^{※2}</td></tr> <tr><td>12</td><td>第一運転管理部運転管理担当^{※2}</td></tr> <tr><td>13</td><td>第一保全部保全担当^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 役職については、組織見直し等により変更される場合がある。 ※2 運転管理担当、保全担当は部長を補佐する専任職のことをいう。</p>	代行順位	役職 ^{※1}	1	原子力安全センター所長	2	ユニット所長(5～7号炉)	3	ユニット所長(1～4号炉)	4	副所長(技術系所員)	5	防災安全部長	6	第二運転管理部長	7	第二保全部長	8	第一運転管理部長	9	第一保全部長	10	第二運転管理部運転管理担当 ^{※2}	11	第二保全部保全担当 ^{※2}	12	第一運転管理部運転管理担当 ^{※2}	13	第一保全部保全担当 ^{※2}	<p style="text-align: center;">第1.0.10-2表 所長(原子力防災管理者)不在時の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="961 275 1694 573"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>所長代理</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長</td></tr> <tr><td>3</td><td>次長</td></tr> <tr><td>4</td><td>各室長</td></tr> </tbody> </table>	代行順位	役職	1	所長代理	2	副所長	3	次長	4	各室長	<p style="text-align: center;">第2表 本部長不在時の代行順位</p> <table border="1" data-bbox="1754 254 2487 793"> <thead> <tr> <th>代行順位</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>副所長(技術全般)</td></tr> <tr><td>2</td><td>副所長(3号試運転)</td></tr> <tr><td>3</td><td>技術部長</td></tr> <tr><td>4</td><td>保修部長</td></tr> <tr><td>5</td><td>発電部長</td></tr> <tr><td>6</td><td>廃止措置・環境管理部長</td></tr> <tr><td>7</td><td>保修部課長(保修管理)</td></tr> <tr><td>8</td><td>保修部課長(保修技術)</td></tr> <tr><td>9</td><td>保修部課長(SA工事プロジェクト)</td></tr> <tr><td>10</td><td>保修部課長(電気)</td></tr> <tr><td>11</td><td>保修部課長(計装)</td></tr> <tr><td>12</td><td>保修部課長(原子炉)</td></tr> <tr><td>13</td><td>保修部課長(タービン)</td></tr> <tr><td>14</td><td>保修部課長(3号電気)</td></tr> <tr><td>15</td><td>保修部課長(3号機械)</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 役職については、組織見直し等により変更される場合がある。</p>	代行順位	役職	1	副所長(技術全般)	2	副所長(3号試運転)	3	技術部長	4	保修部長	5	発電部長	6	廃止措置・環境管理部長	7	保修部課長(保修管理)	8	保修部課長(保修技術)	9	保修部課長(SA工事プロジェクト)	10	保修部課長(電気)	11	保修部課長(計装)	12	保修部課長(原子炉)	13	保修部課長(タービン)	14	保修部課長(3号電気)	15	保修部課長(3号機械)	
代行順位	役職 ^{※1}																																																																								
1	原子力安全センター所長																																																																								
2	ユニット所長(5～7号炉)																																																																								
3	ユニット所長(1～4号炉)																																																																								
4	副所長(技術系所員)																																																																								
5	防災安全部長																																																																								
6	第二運転管理部長																																																																								
7	第二保全部長																																																																								
8	第一運転管理部長																																																																								
9	第一保全部長																																																																								
10	第二運転管理部運転管理担当 ^{※2}																																																																								
11	第二保全部保全担当 ^{※2}																																																																								
12	第一運転管理部運転管理担当 ^{※2}																																																																								
13	第一保全部保全担当 ^{※2}																																																																								
代行順位	役職																																																																								
1	所長代理																																																																								
2	副所長																																																																								
3	次長																																																																								
4	各室長																																																																								
代行順位	役職																																																																								
1	副所長(技術全般)																																																																								
2	副所長(3号試運転)																																																																								
3	技術部長																																																																								
4	保修部長																																																																								
5	発電部長																																																																								
6	廃止措置・環境管理部長																																																																								
7	保修部課長(保修管理)																																																																								
8	保修部課長(保修技術)																																																																								
9	保修部課長(SA工事プロジェクト)																																																																								
10	保修部課長(電気)																																																																								
11	保修部課長(計装)																																																																								
12	保修部課長(原子炉)																																																																								
13	保修部課長(タービン)																																																																								
14	保修部課長(3号電気)																																																																								
15	保修部課長(3号機械)																																																																								



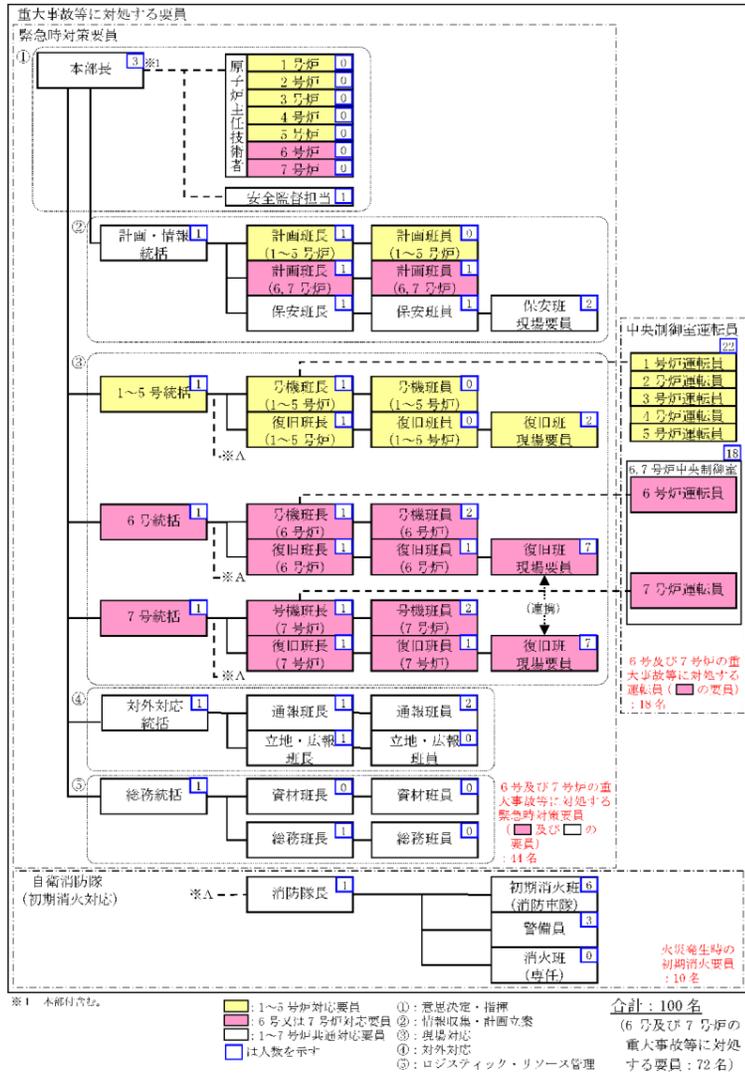
第1図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (第2次緊急時態勢・参集要員召集後 (6号及び7号炉とも運転中の場合))



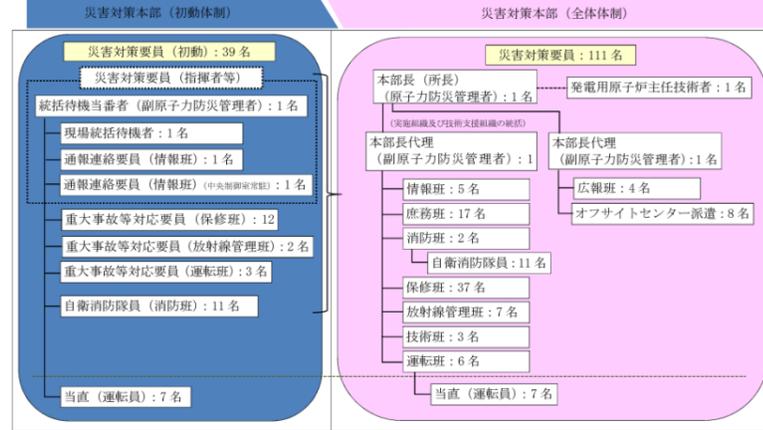
第1.0.10-1図 災害対策本部体制



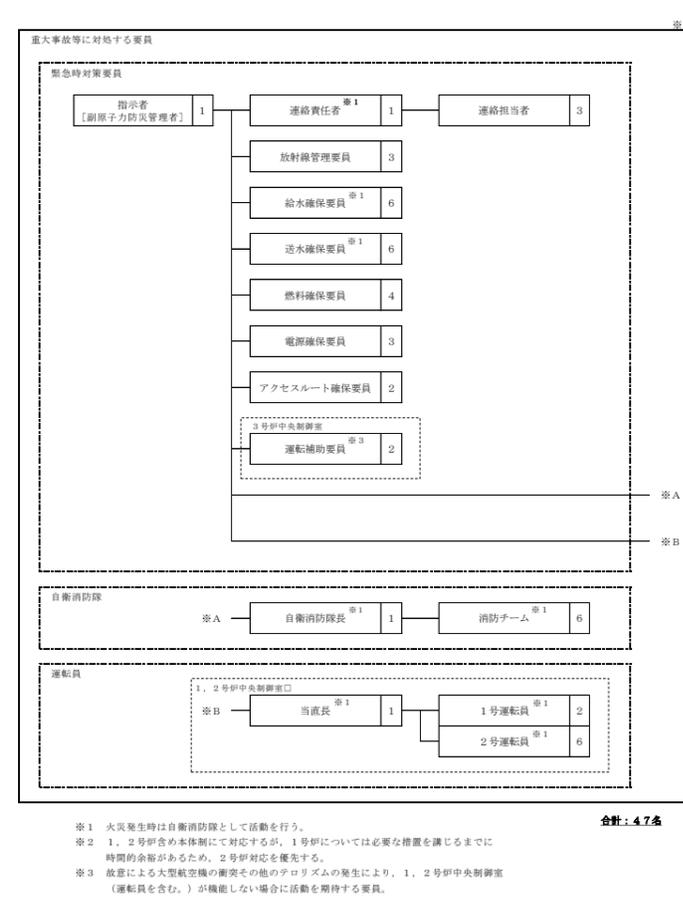
第1図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (要員参集後)



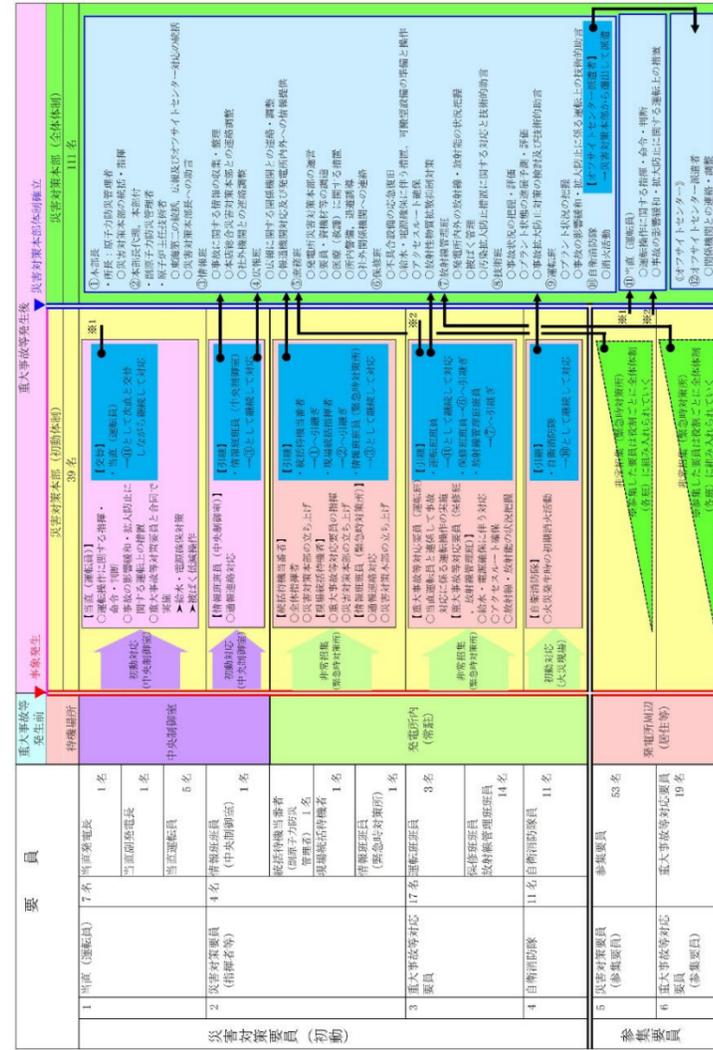
第2図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図
(夜間及び休日 (6号及び7号炉とも運転中の場合))



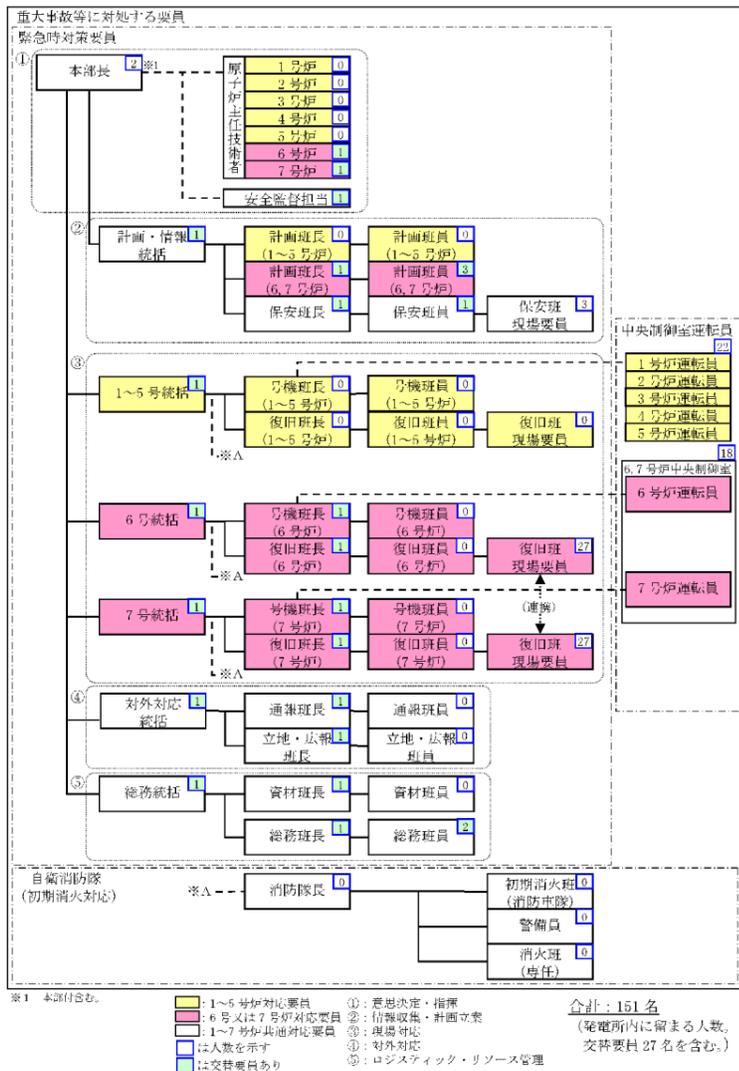
第1.0.10-2図 災害対策本部の初動体制及び全体体制の構成



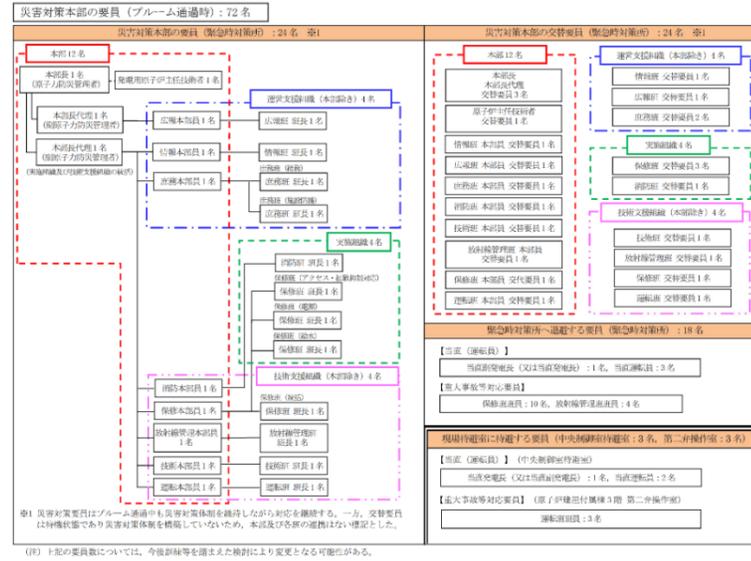
第2図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図
(夜間及び休日)



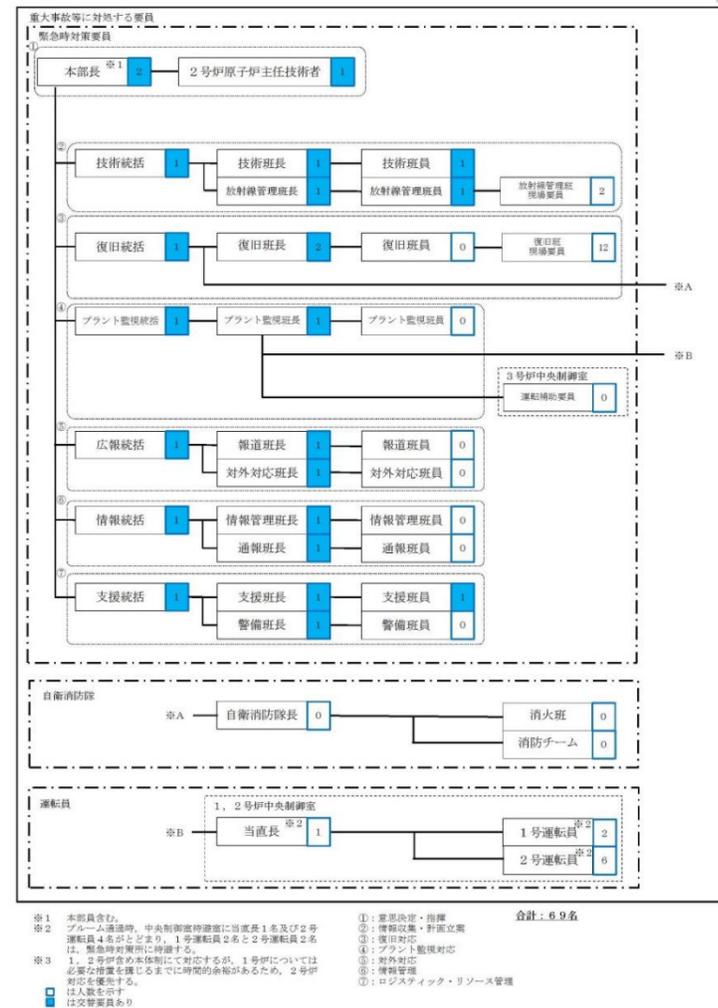
第 1.0.10-3 図 災害対策本部の初動体制から全体体制への移行



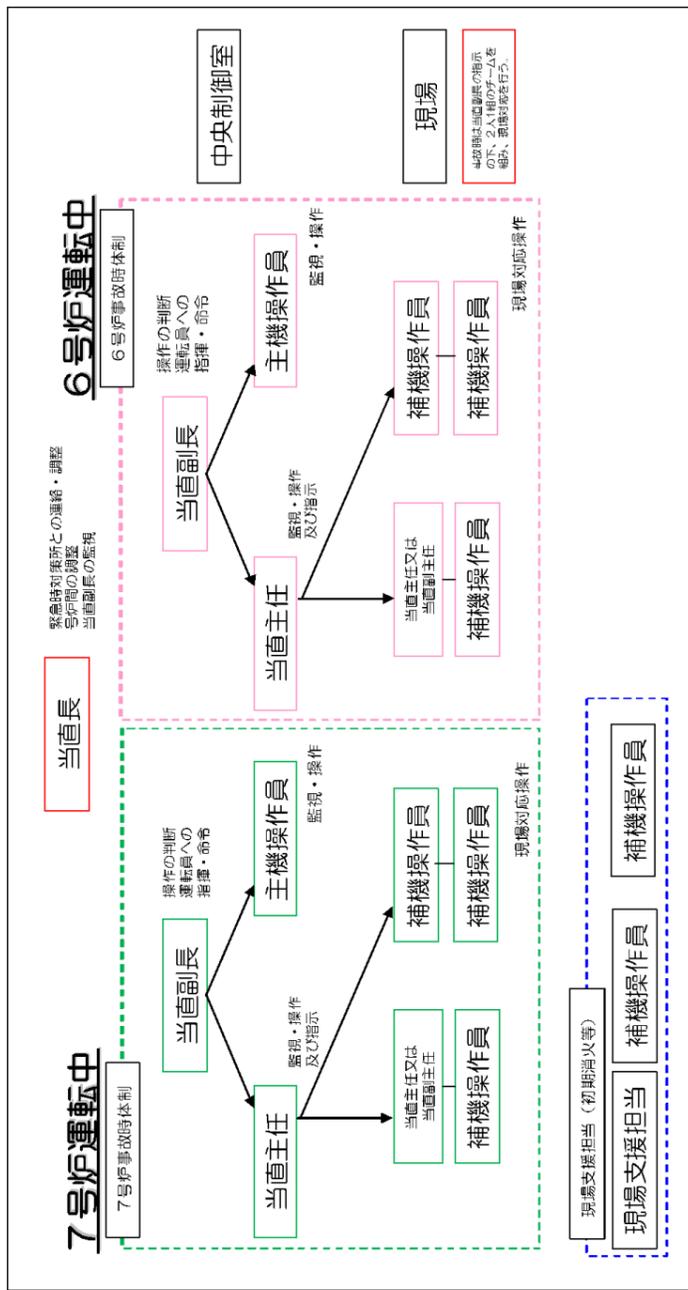
第3図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時)



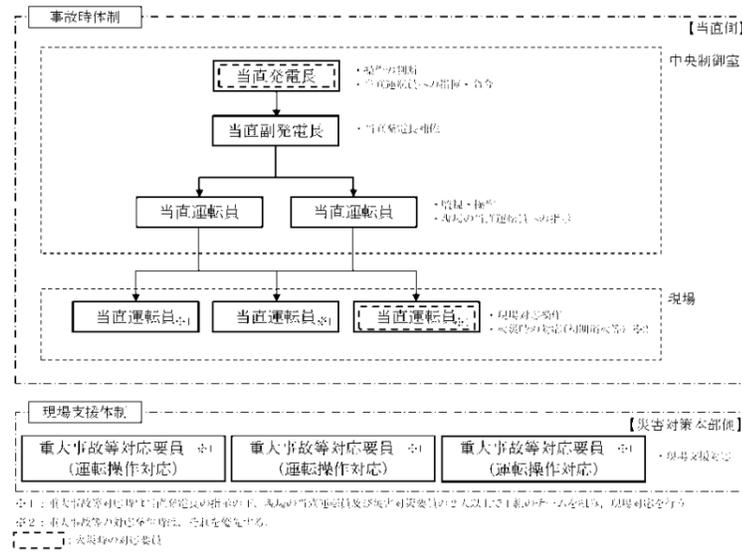
第1.0.10-4図 災害対策本部の要員 (ブルーム通過時)



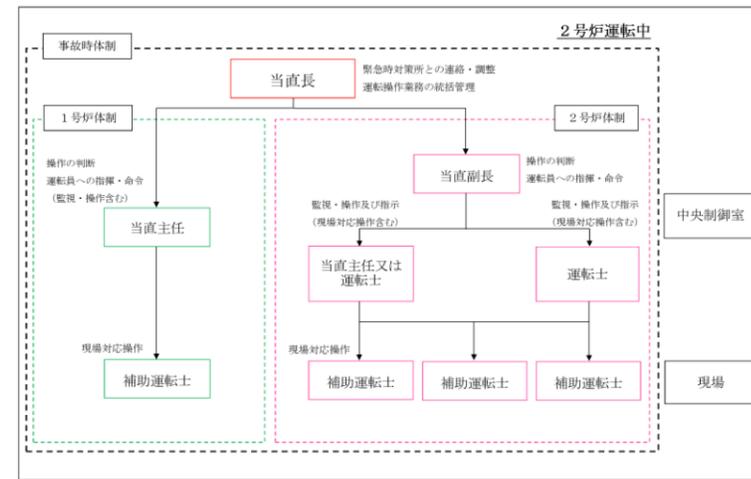
第3図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図 (ブルーム通過時)



第4図 中央制御室運転員の体制 (6号及び7号炉運転中の場合)

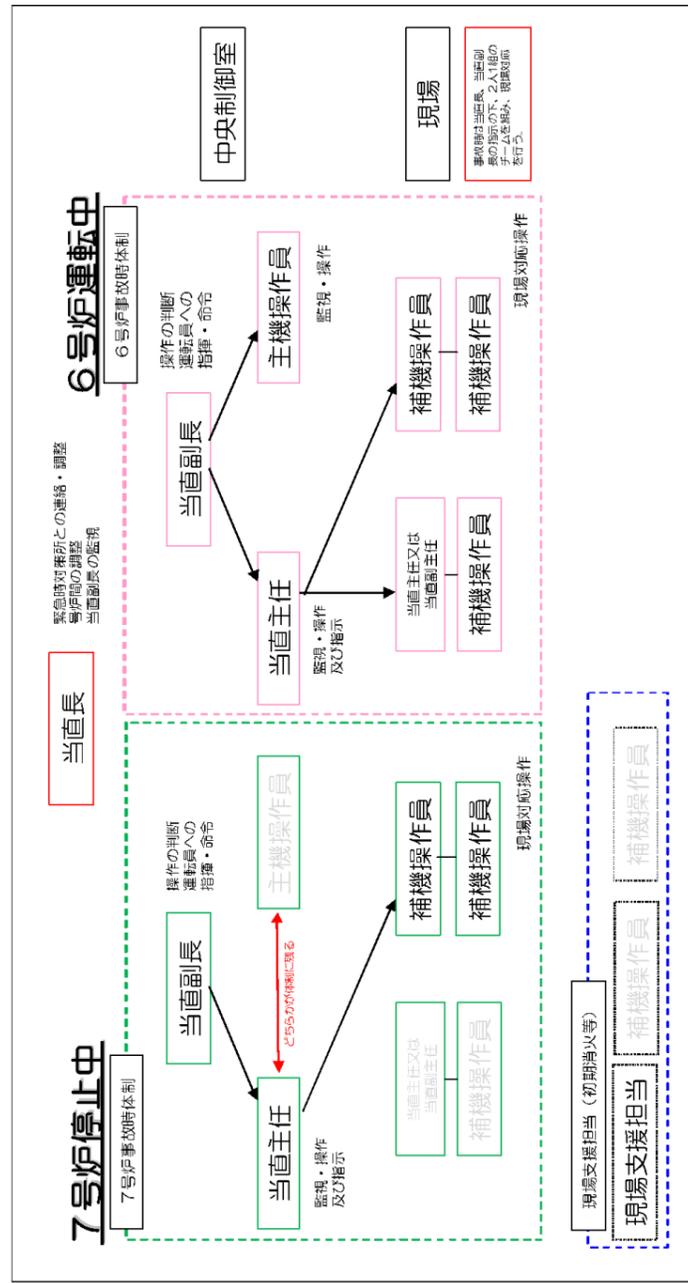


第1.0.10-5図 中央制御室の当直 (運転員) 等の体制 (原子炉運転時)

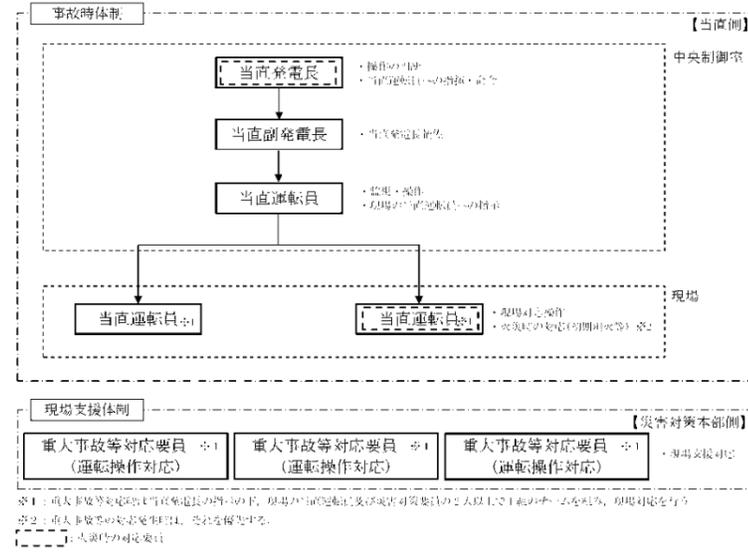


第4図 中央制御室運転員の体制 (2号炉運転中の場合)

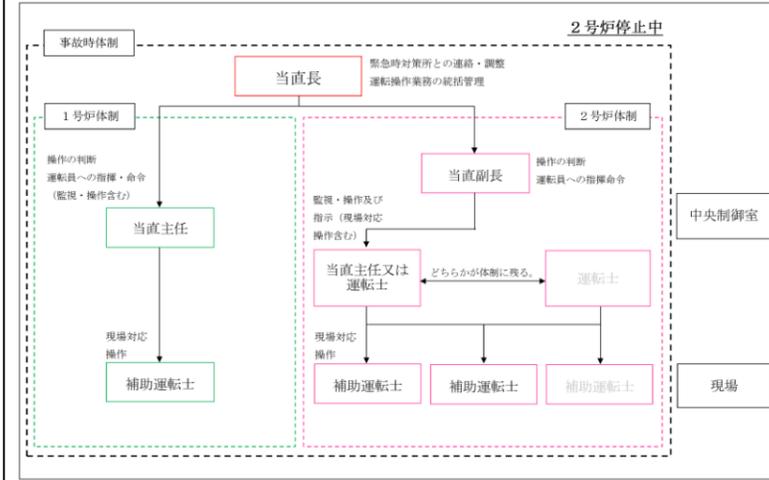
備考
・体制及び申請号炉数の相違
【柏崎 6/7】
島根 2号炉は単号炉申請のため、2号炉が運転又は停止中のみ記載



第5図 中央制御室運転員の体制 (6号炉運転中、7号炉停止中の場合)

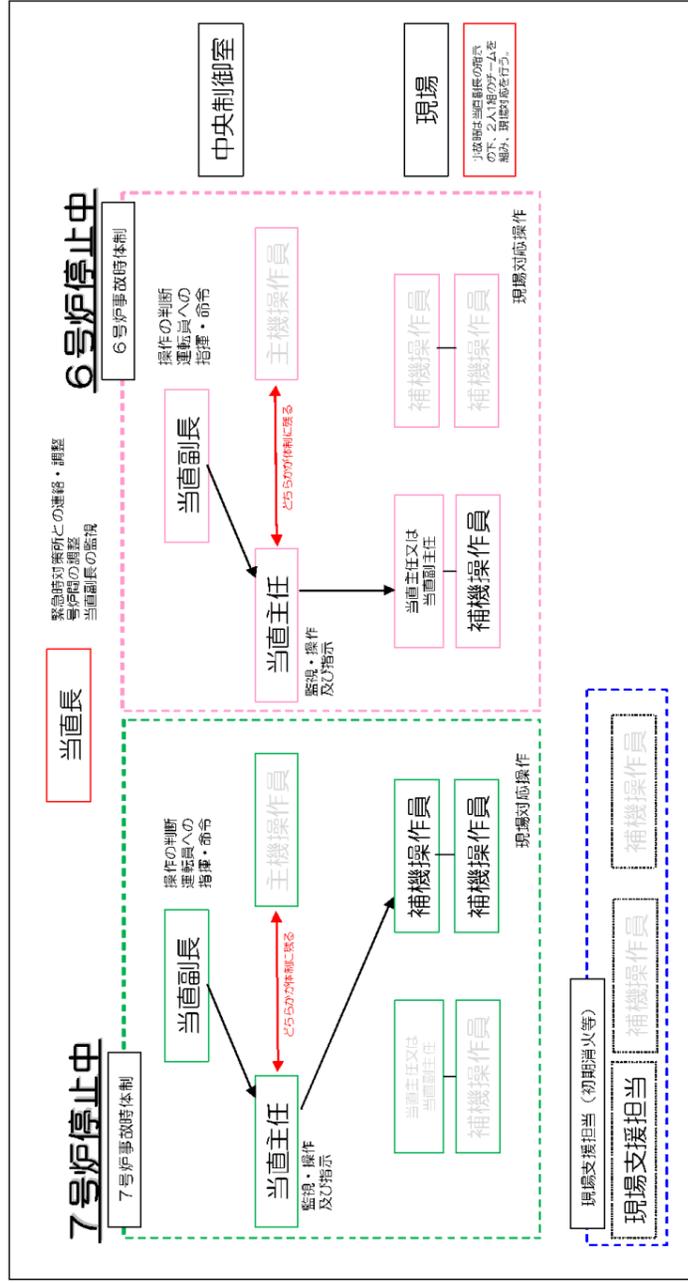


第1.0.10-6図 中央制御室の当直(運転員)等の体制 (原子炉運転停止中)



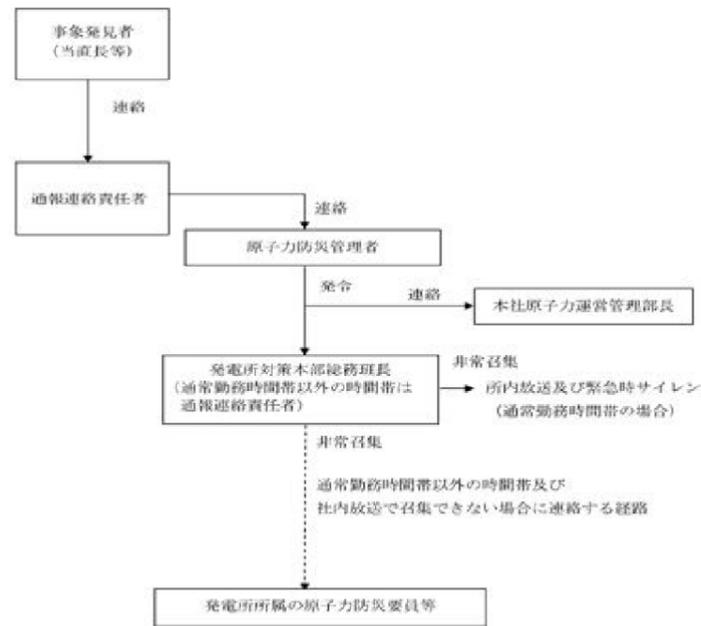
第5図 中央制御室運転員の体制 (2号炉停止中の場合)

・体制及び申請号炉数の相違
 【柏崎6/7】
 島根2号炉は単号炉申請のため、2号炉が運転又は停止中のみ記載



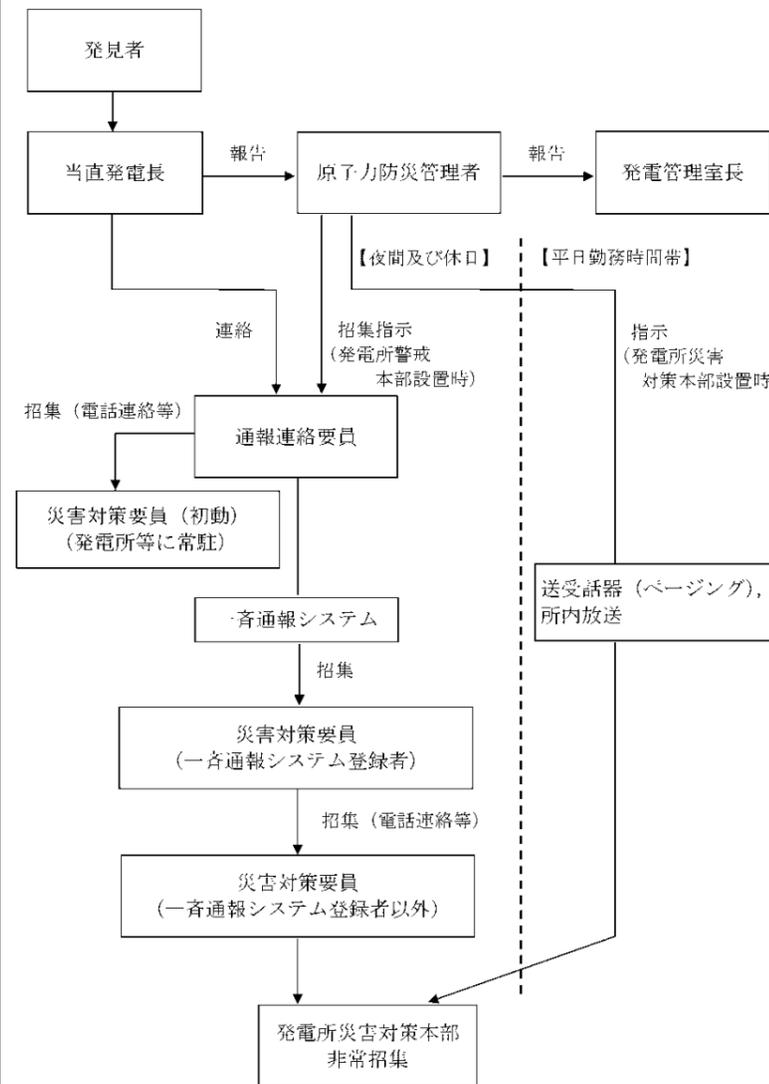
第6図 中央制御室運転員の体制 (6号及び7号炉停止中の場合)

・体制及び申請号炉数の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉は単号炉申請のため、2号炉が運転又は停止中のみ記載



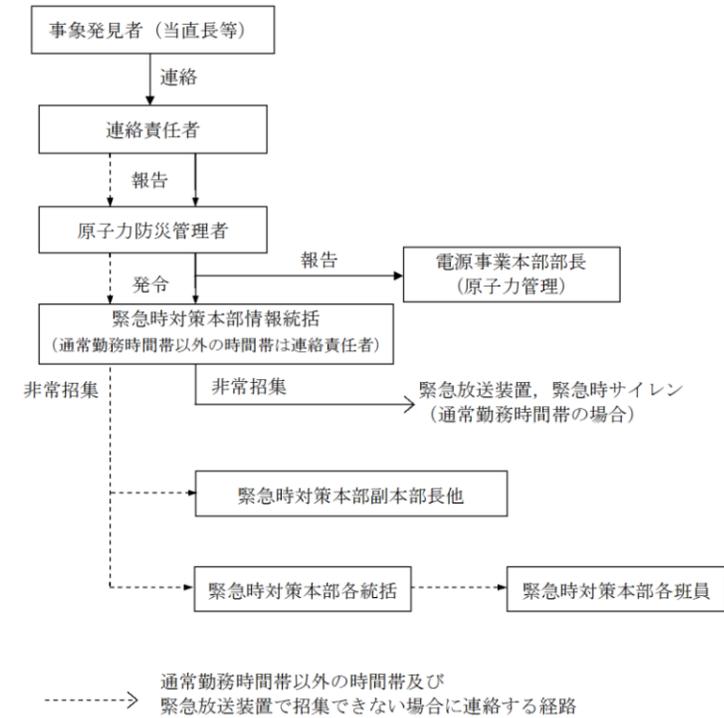
※ 原子力警戒事態発令の場合、「発電所対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。

第7図 発電所における態勢発令と緊急時対策要員の非常召集

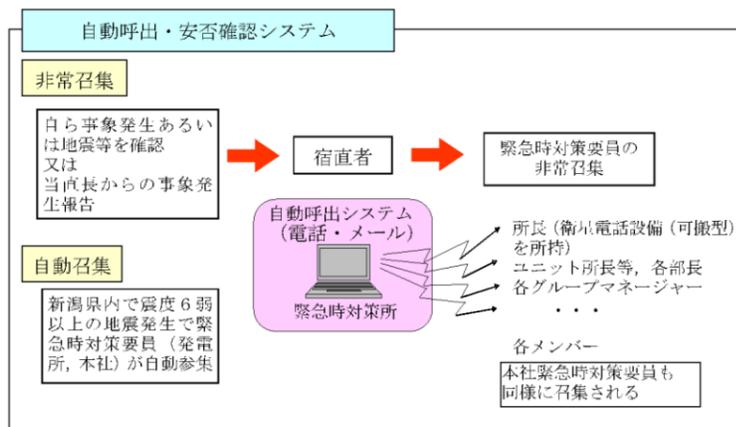


※ 原子力警戒事態発令の場合、「発電所災害対策本部」は「発電所警戒本部」に読み替える。

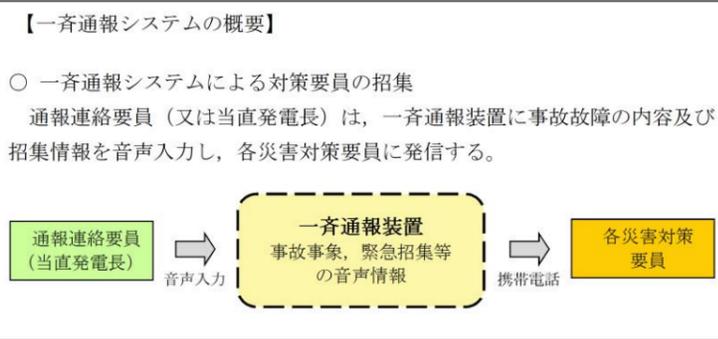
第 1.0.10-7 図 発電所における非常事態宣言と災害対策要員の非常召集



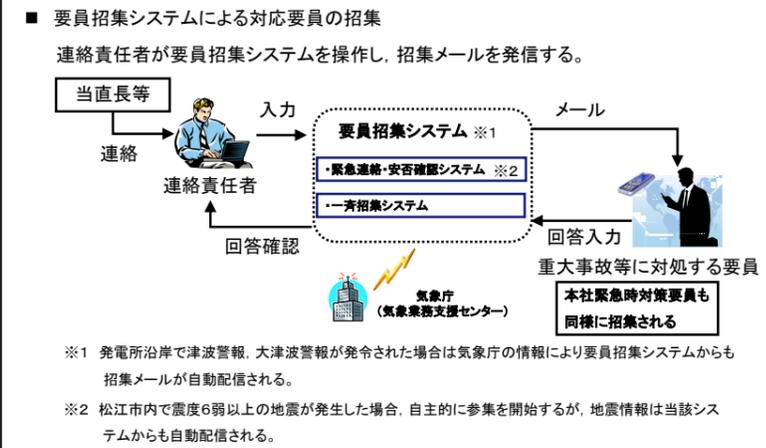
第6図 発電所における体制発令と重大事故等に対処する要員の非常召集



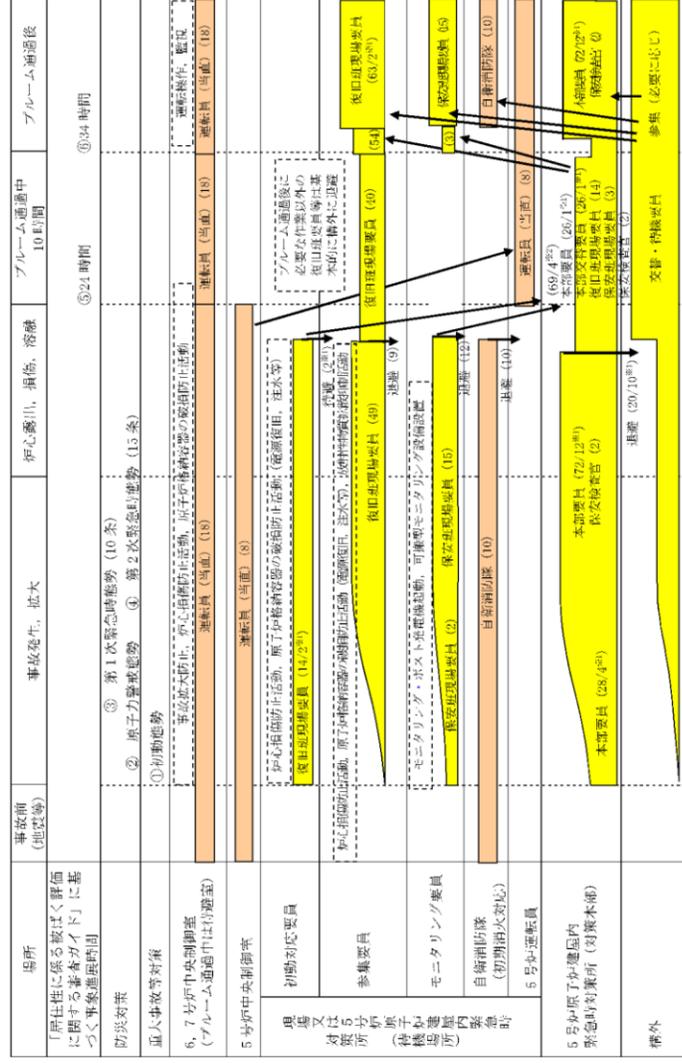
第8図 自動呼出・安否確認システムによる非常召集連絡



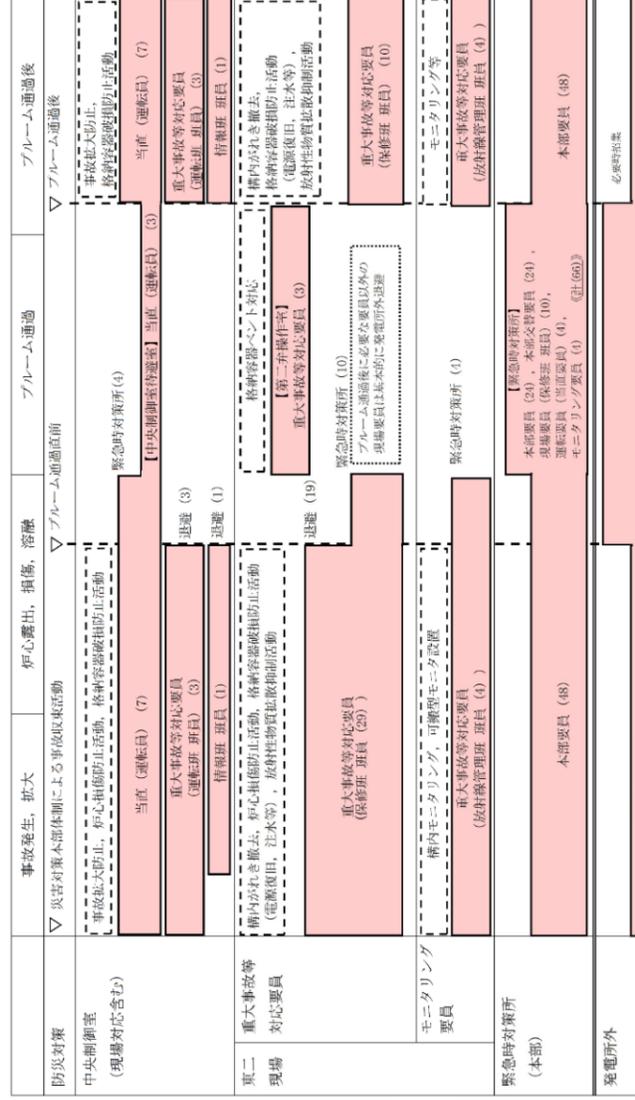
第 1.0.10-9 図 一斉通報装置による災害対策要員の非常召集連絡



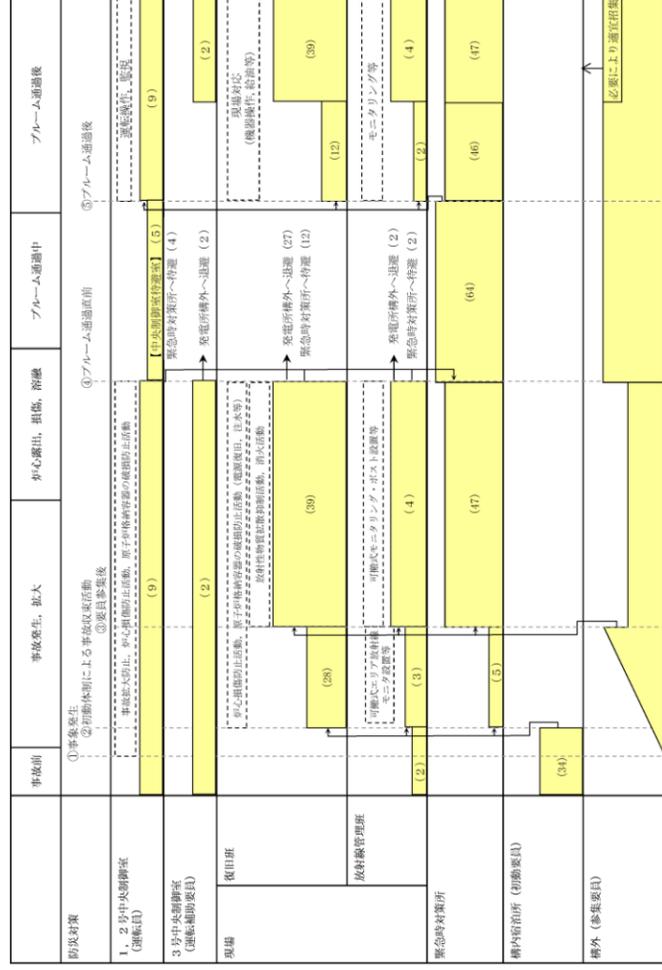
第7図 要員招集システムによる非常召集連絡



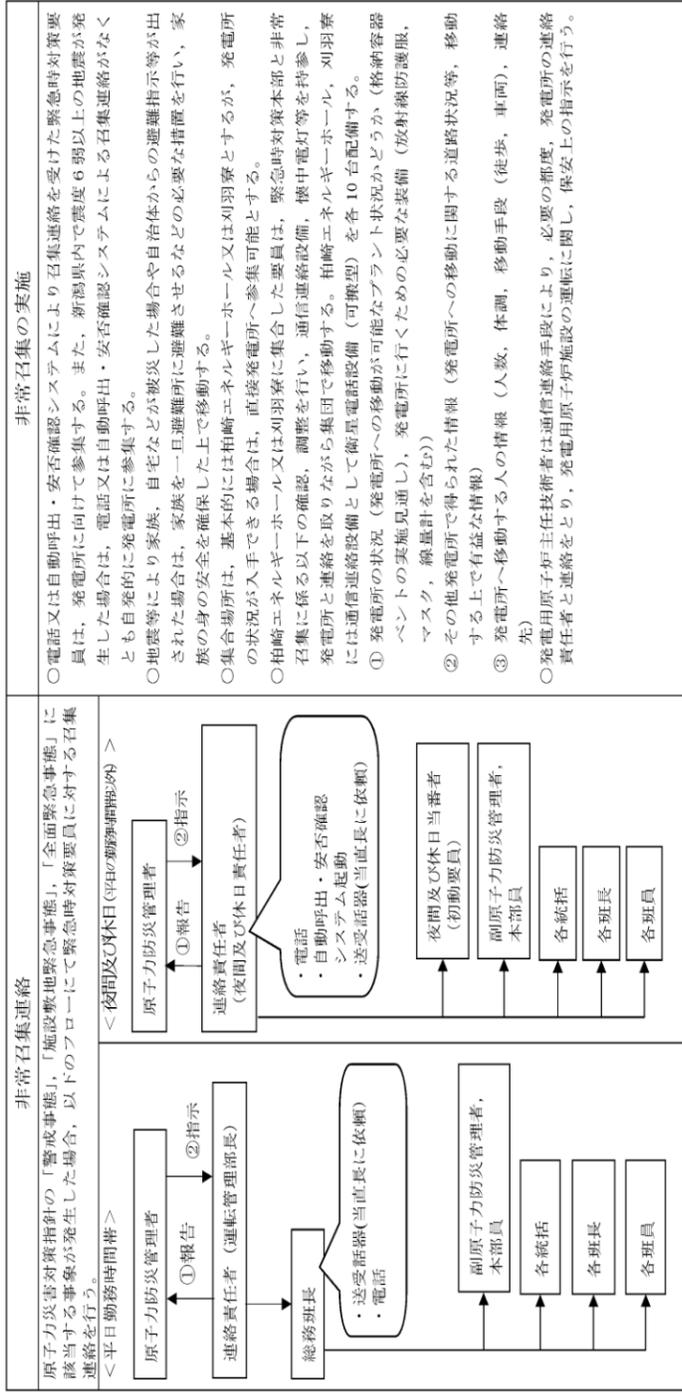
第9図 重大事故等発生からの緊急時対策要員の動き (6号及び7号炉対応要員)
 ※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※1:1~5分炉に係る対応要員、※2:1~5分炉に係る対応要員及び保安検査官の人数



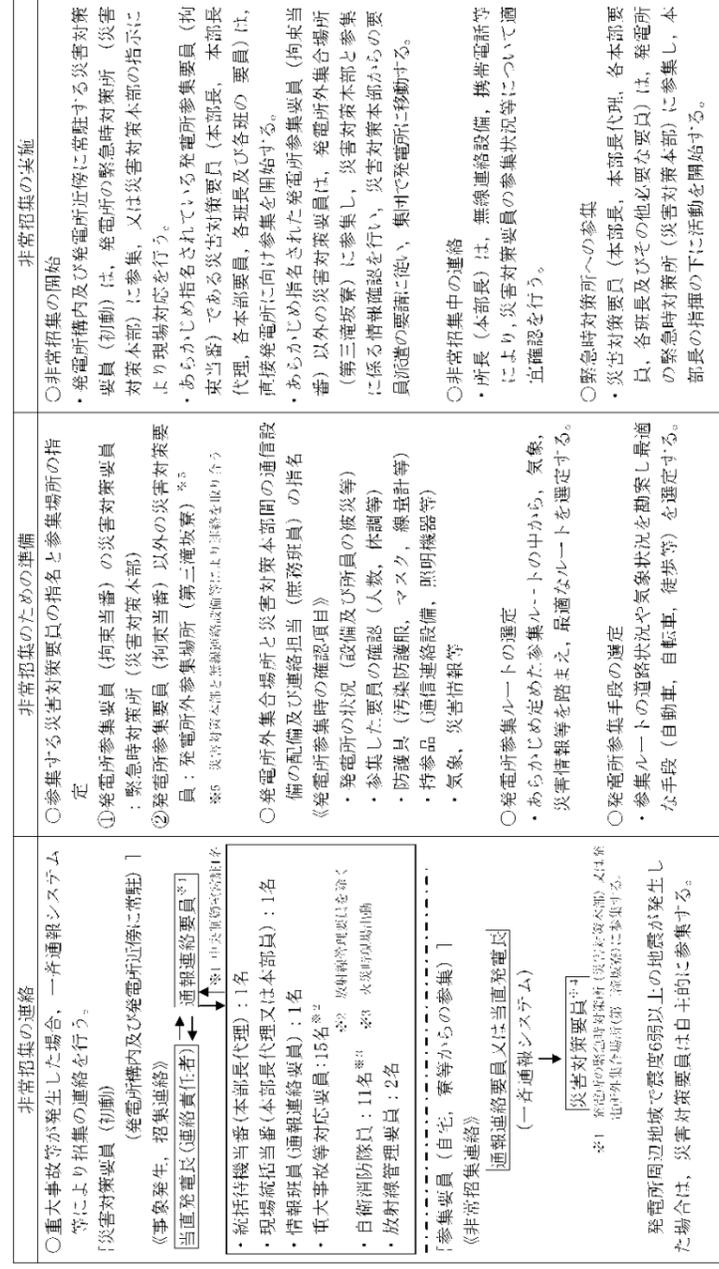
第10図 重大事故等発生からの緊急時対策要員の動き (6号及び7号炉対応要員)
 ※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。
 ※1:1~5分炉に係る対応要員、※2:1~5分炉に係る対応要員及び保安検査官の人数



第8図 重大事故等発生から格納容器ベントに伴うプルーム通過前後の重大事故等に対処する要員の動き
 (注) 要員数については、今後の訓練等を踏まえた検討により変更となる可能性がある。



第10図 緊急時対策要員の非常召集の流れ



第9図 重大事故等に対処する要員の非常召集の流れ

非常召集の実施

○電話又は自動呼出・安否確認システムにより召集連絡を受けた緊急時対策要員は、発電所に向けて参集する。また、新島県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話又は自動呼出・安否確認システムによる召集連絡がなくとも自動的に発電所に参集する。

○地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族を一旦避難所に避難させるなどの必要な措置を行い、家族の身の安全を確保した上で移動する。

○集合場所は、基本的には柏崎エネルギーホール又は刈羽寮とするが、発電所の状況が入りできる場合は、直接発電所へ参集可能とする。

○柏崎エネルギーホール又は刈羽寮には、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。柏崎エネルギーホール、刈羽寮には通信連絡設備として衛星電話設備(可搬型)を各10台配備する。

① 発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格納容器ベントの実施見直し)、発電所に行きたくための必要な装備(放射線防護服、マスク、線量計を含む))

② その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況等、移動する上で有益な情報)

③ 発電所へ移動する人の情報(人数、体調、移動手段(徒歩、車両)、連絡先)

○発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の連絡責任者と連絡をとり、発電用原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。

非常召集の実施

○非常召集の開始

- ・発電所構内及び発電所近傍に常駐する災害対策要員(初動)は、発電所の緊急時対策所(災害対策本部)に参集、又は災害対策本部の指示により現場対応を行う。
- ・あらかじめ指名されている発電所参集要員(拘束当番)である災害対策要員(本部長、本部長代理、各本部長及び各班の要員)は、直接発電所に向け参集を開始する。
- ・あらかじめ指名された発電所参集要員(拘束当番)以外の災害対策要員は、発電所外集合場所(第三滝坂寮)に参集し、災害対策本部と参集に係る情報確認を行い、災害対策本部からの要員派遣の要請に随い、集団で発電所へ移動する。

○非常召集中の連絡

- ・所長(本部長)は、無線連絡設備、携帯電話等により、災害対策要員の参集状況等について適宜確認を行う。
- 緊急時対策所への参集
- ・災害対策要員(本部長、本部長代理、各本部長、各班長及びその他の必要要員)は、発電所の緊急時対策所(災害対策本部)に参集し、本部長の指揮の下に活動を開始する。

非常召集のための準備

○参集する災害対策要員の指名と参集場所の指定

① 発電所参集要員(拘束当番)の災害対策要員：緊急時対策所(災害対策本部)

② 発電所参集要員(拘束当番)以外の災害対策要員：発電所外参集場所(第三滝坂寮) ※5

※5 災害対策本部と無線連絡設備等により連絡を取り合う

○発電所外集合場所と災害対策本部間の通信設備の配備及び連絡担当(庶務班員)の指名

《発電所参集時の確認項目》

- ・発電所の状況(設備及び所員の被災等)
- ・参集した要員の確認(人数、体調等)
- ・防護具(汚染防護服、マスク、線量計等)
- ・持参品(通信連絡設備、照明機器等)
- ・気象、災害情報等

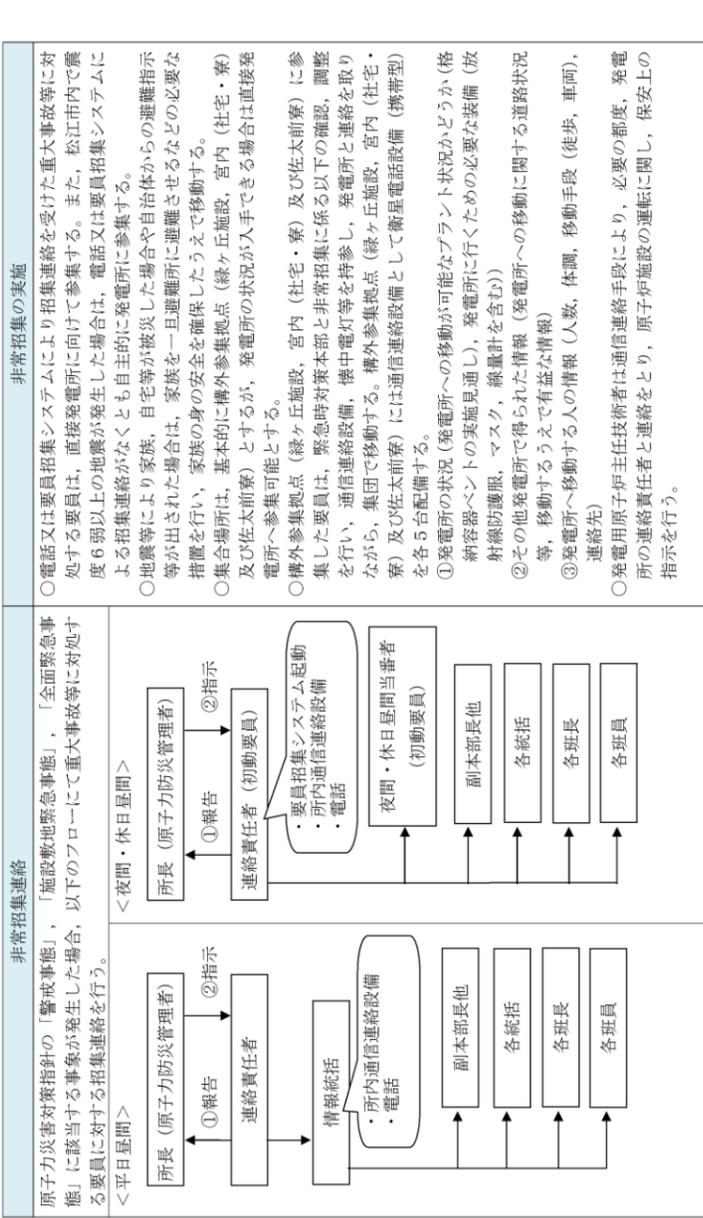
○発電所参集ルートの選定

- ・あらかじめ定められた参集ルートの中から、気象、災害情報等を踏まえ、最適なルートを選定する。

○発電所参集手段の選定

- ・参集ルートの道路状況や気象状況を勘案し最適な手段(自動車、自転車、徒歩等)を選定する。

第1.0.10-10図 災害対策要員の非常召集の流れ



非常召集連絡

原子力災害対策指針の「警戒事態」、「施設敷地緊急事態」、「全面緊急事態」に該当する事象が発生した場合、以下のフローにて重大事故等に対処する要員に対する召集連絡を行う。

○電話又は要員召集システムにより召集連絡を受けた重大事故等に対処する要員は、直接発電所に向けて参集する。また、松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、電話又は要員召集システムによる召集連絡がなくとも自動的に発電所に参集する。

○地震等により家族、自宅などが被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族を一旦避難所に避難させるなどの必要な措置を行い、家族の身の安全を確保したうえで移動する。

○集合場所は、基本的に構外参集拠点(緑ヶ丘施設、営内(社宅・寮)及び佐太前寮)とするが、発電所の状況が入りできる場合は直接発電所へ参集可能とする。

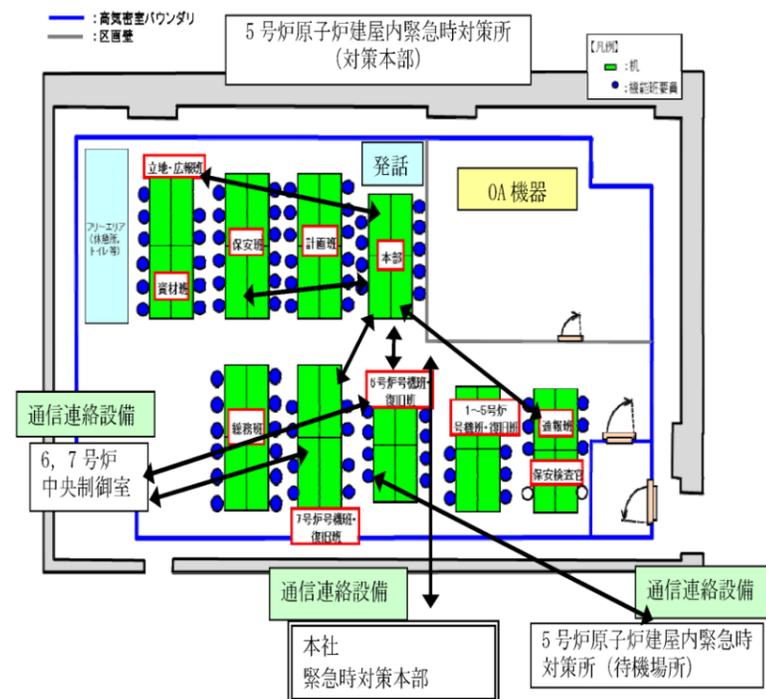
○構外参集拠点(緑ヶ丘施設、営内(社宅・寮)及び佐太前寮)に参集した要員は、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら、集団で移動する。構外参集拠点(緑ヶ丘施設、営内(社宅・寮)及び佐太前寮)には通信連絡設備として衛星電話設備(携帯型)を各5台配備する。

① 発電所の状況(発電所への移動が可能なプラント状況かどうか(格納容器ベントの実施見直し)、発電所に行くための必要な装備(放射線防護服、マスク、線量計を含む))

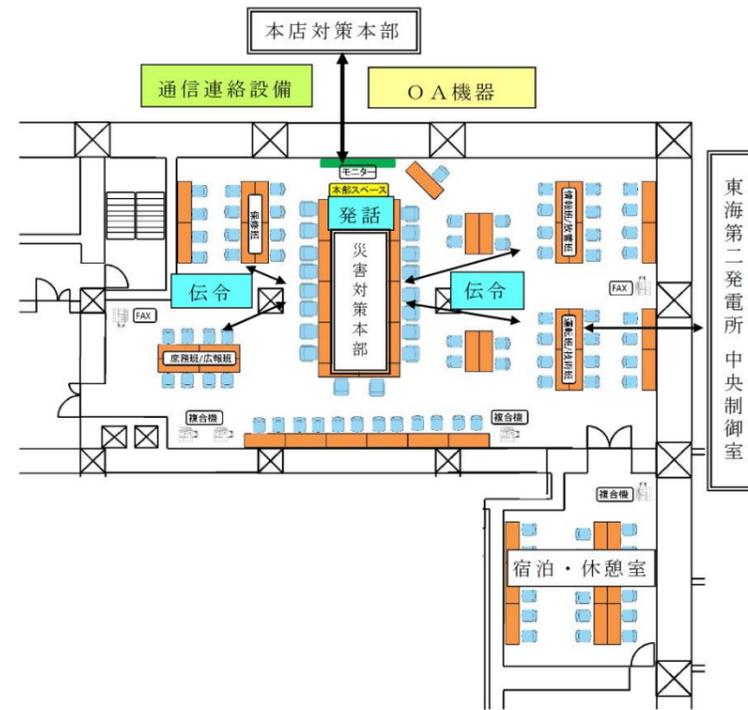
② その他発電所で得られた情報(発電所への移動に関する道路状況等、移動するうえで有益な情報)

③ 発電所へ移動する人の情報(人数、体調、移動手段(徒歩、車両)、連絡先)

○発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により、必要の都度、発電所の連絡責任者と連絡をとり、原子炉施設の運転に関し、保安上の指示を行う。

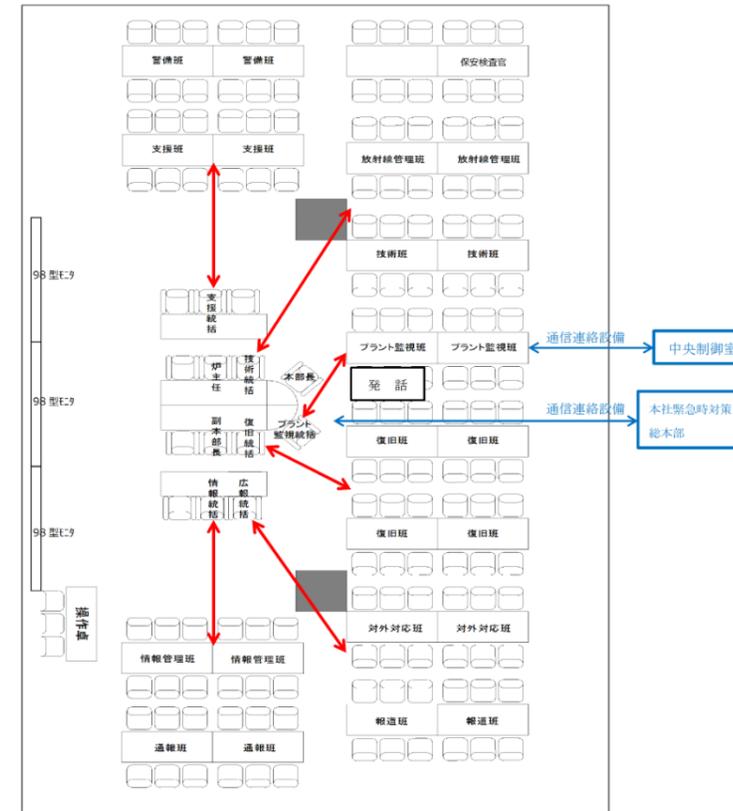


第11図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所(対策本部)における各機能班, 本社緊急時対策本部との情報共有イメージ



(注) 緊急時対策所(災害対策本部)内の配置については、今後訓練等の結果を踏まえた検討により変更となる可能性がある。

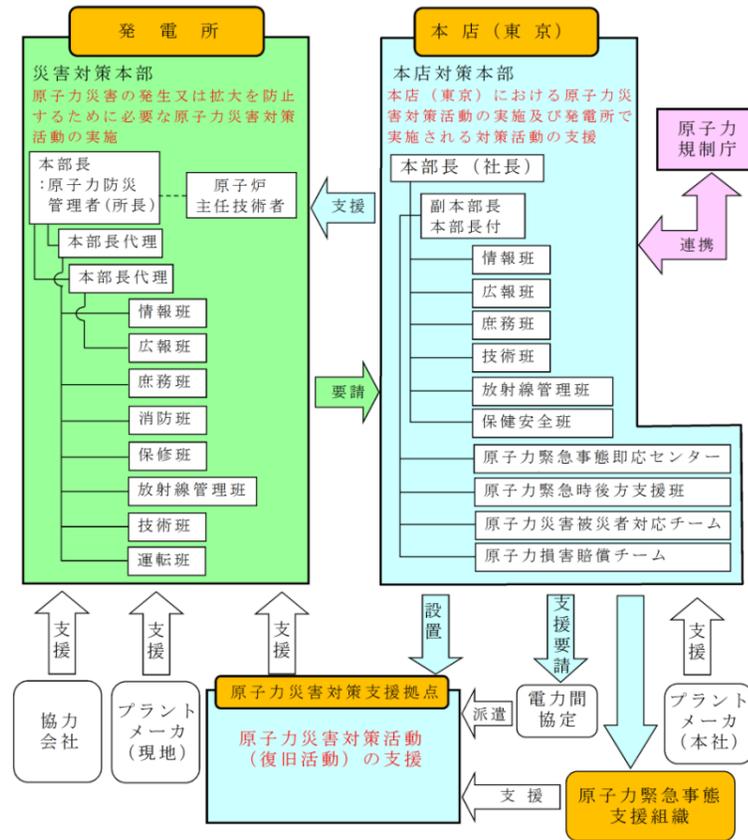
第1.0.10-11図 緊急時対策所(災害対策本部)内における各作業班, 本店対策本部との情報共有イメージ



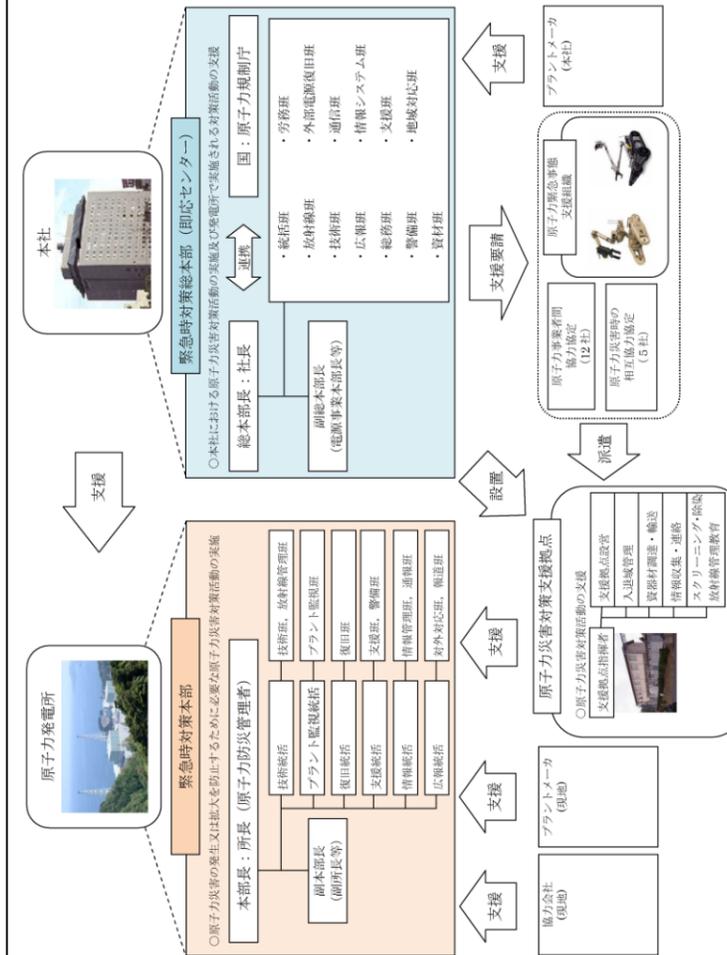
第10図 緊急時対策所における各機能班, 緊急時対策総本部との情報共有イメージ



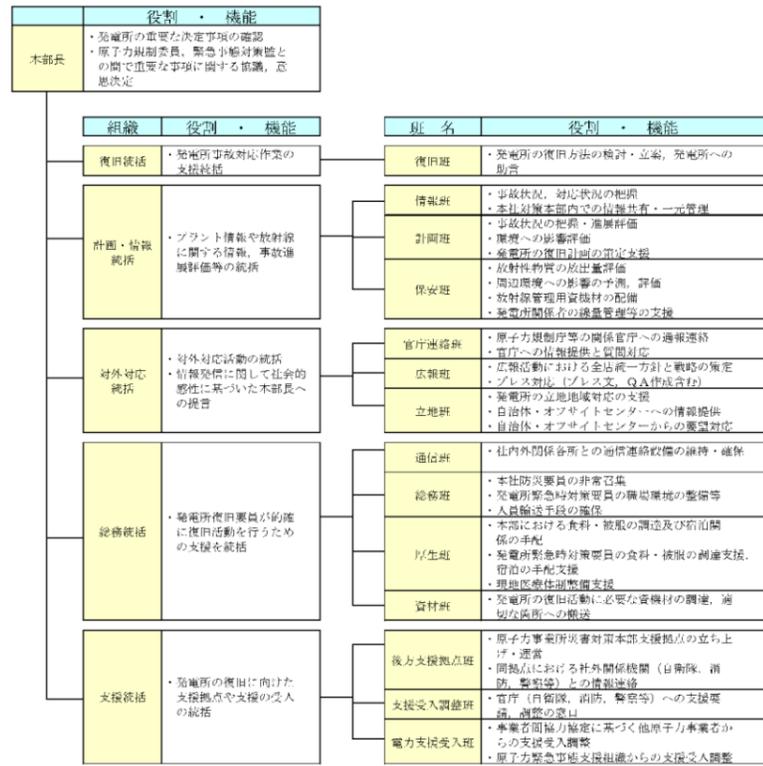
第12図 重大事故等時の支援体制（概要）



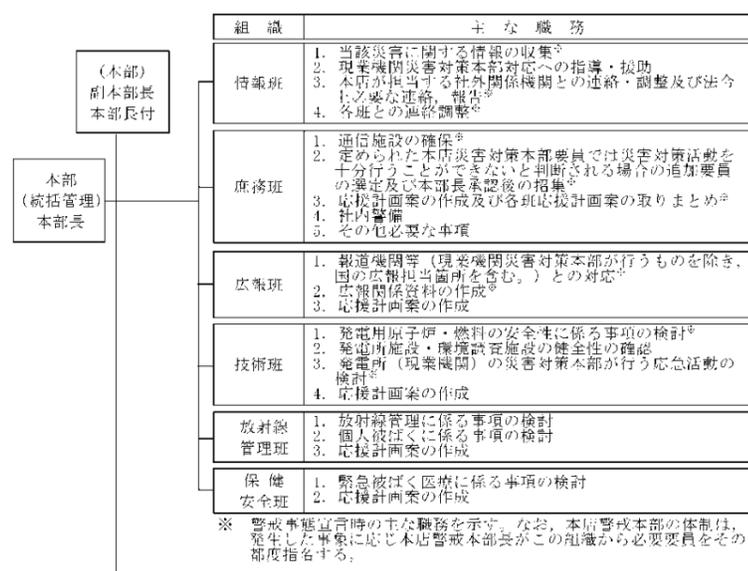
第1.0.10-12図 重大事故等発生時の支援体制（概要）



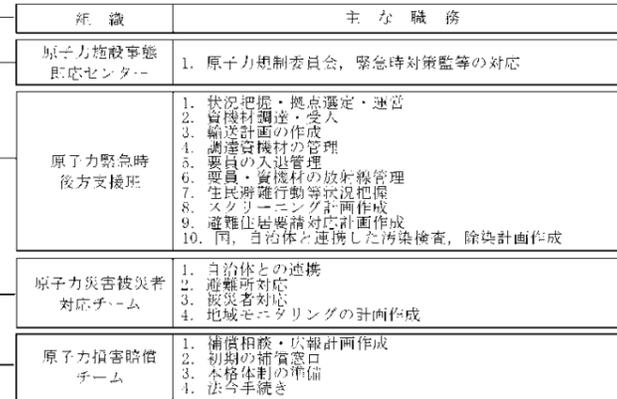
第11図 重大事故等時の支援体制（概要）



第13図 本社対策本部の構成



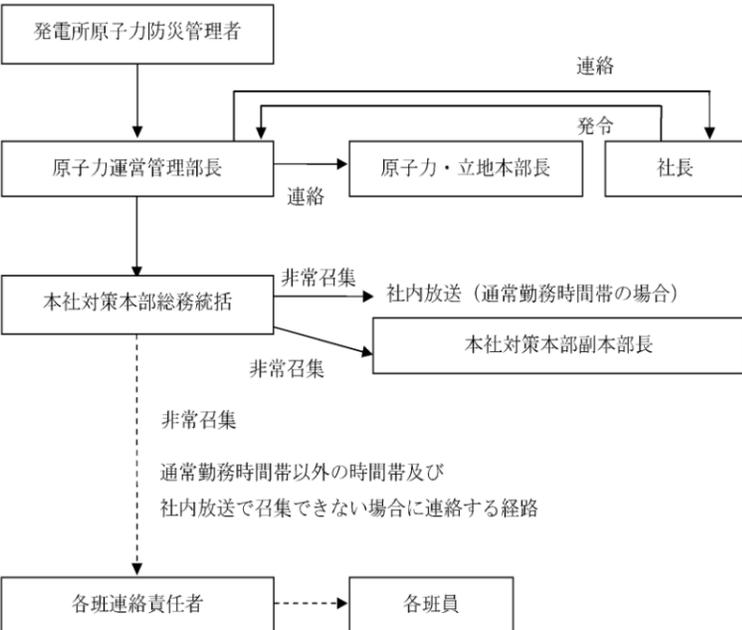
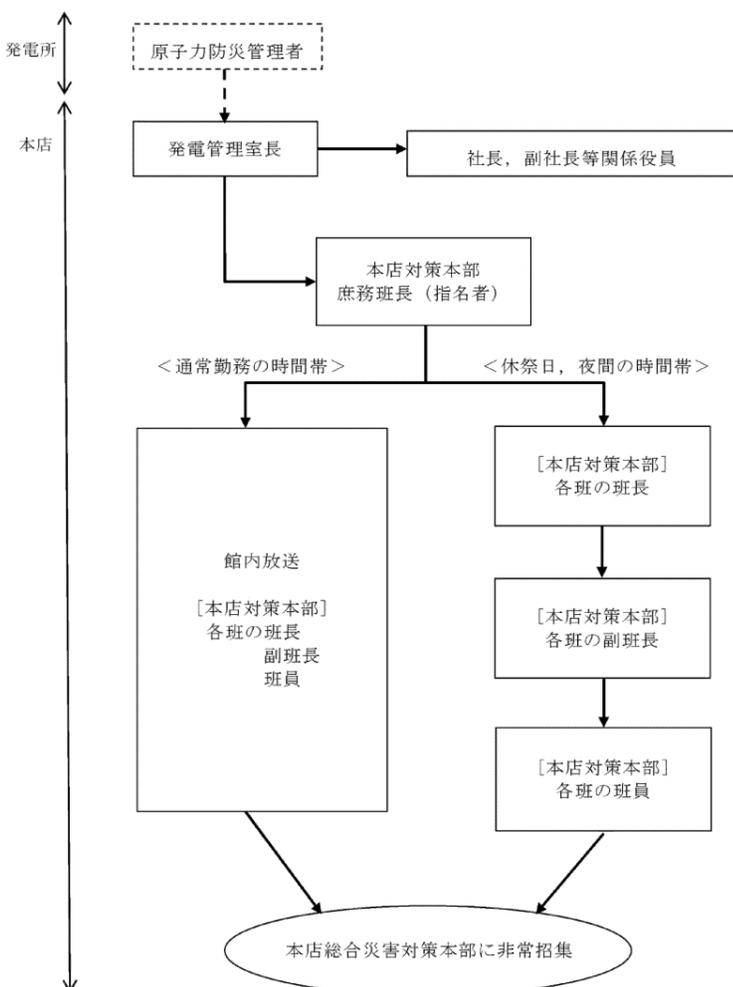
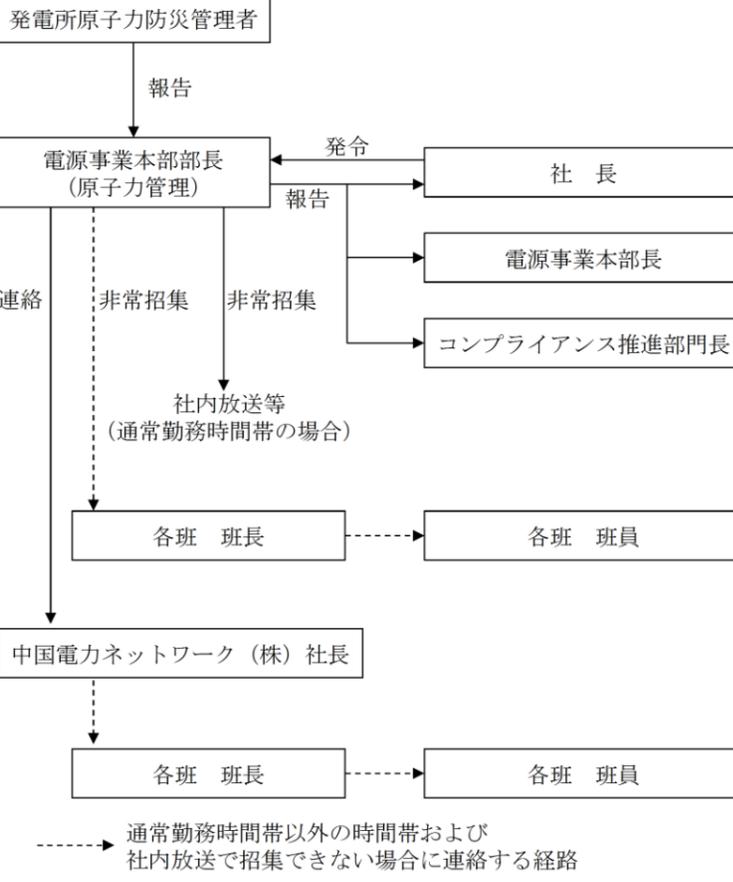
[本部長は、必要に応じて以下の組織を設ける]



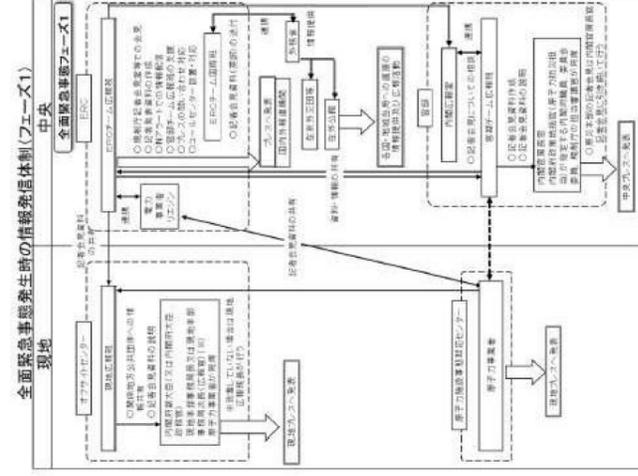
第1.0.10-13図 本店対策本部の組織及び職務



第12図 緊急時対策総本部の構成

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>※ 原子力警戒事態発令の場合、「本社対策本部」は「本社警戒本部」に読み替える。</p> <p>第14図 本社における態勢発令と緊急時対策要員の非常召集</p>	 <p>第1.0.10-14図 本店（東京）における態勢発令と災害対策要員の非常召集（非常召集の連絡経路）</p>	 <p>第13図 本社における体制発令と緊急時対策要員の非常召集</p>	備考

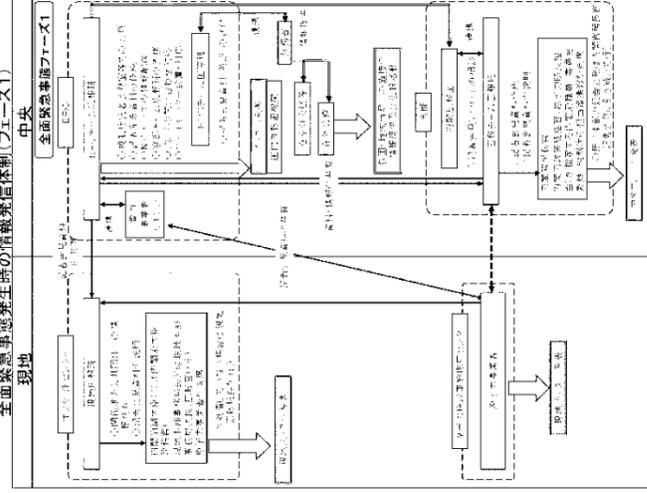
(例) 全面緊急事態時の情報発信体制(フェーズ1：原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階)



(原子力災害対策マニュアル：原子力防災会議幹事会 平成 28 年 12 月 7 ロール改訂から抜粋)

第 15 図 全面緊急事態時の情報発信体制

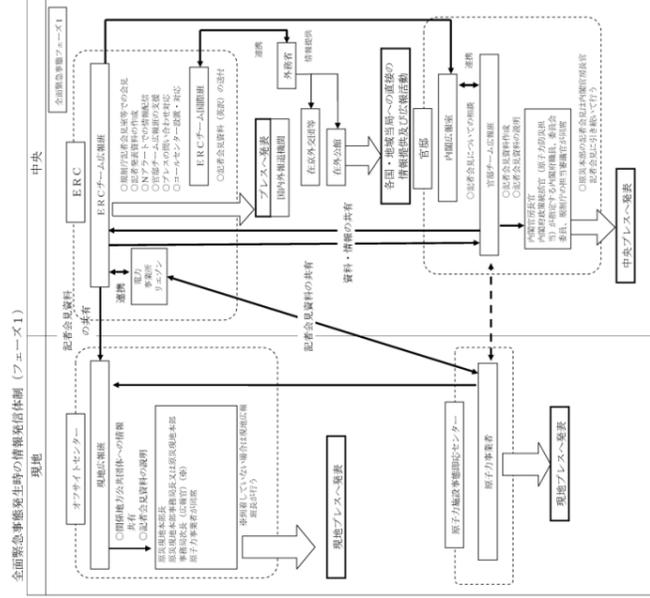
(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1)



(原子力災害対策マニュアル：原子力防災会議幹事会 平成 28 年 12 月 7 ロール改訂より抜粋)

第 1.0.10-15 図 全面緊急事態発生時の情報発信体制

(例) 全面緊急事態発生時の情報発信体制(フェーズ1：原子力緊急事態宣言後の初期の対応段階)



(原子力災害対策マニュアル：原子力防災会議幹事会 令和 2 年 7 月 27 日一部改訂より抜粋)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7 号炉 (2017. 12. 20 版)

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

①迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に關する中央での記者会見については原則として官邸に一元化。

官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会員の準備については、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁長官が指定する規制庁職員(統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班(プラント班、放射線班、住民安全班等)、関係省庁、原子力事業者等が連携。

②オフサイトセンターでの情報発信に關しては、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)及び現地地本部署局長又は現地地本部署局長(広報官)(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請。

③原子力事業所における情報発信に關しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。

東海第二発電所 (2018. 9. 18)

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

① 迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に關する中央での記者会見については原則として官邸に一元化。

官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会員の準備については、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁長官が指定する規制庁職員(統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班(プラント班、放射線班、住民安全班等)、関係省庁、原子力事業者等が連携。

② オフサイトセンターでの情報発信に關しては、内閣府副大臣(又は内閣府大臣政務官)及び現地地本部署局長又は現地地本部署局長(広報官)(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請。

③ 原子力事業所における情報発信に關しては、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。

島根原子力発電所 2号炉

【中央、現地、原子力事業者の情報発信体制、役割分担】

① 迅速かつ適切な広報活動を行うため、初動段階の事故情報等に關する中央での記者会見については原則として官邸に一元化。

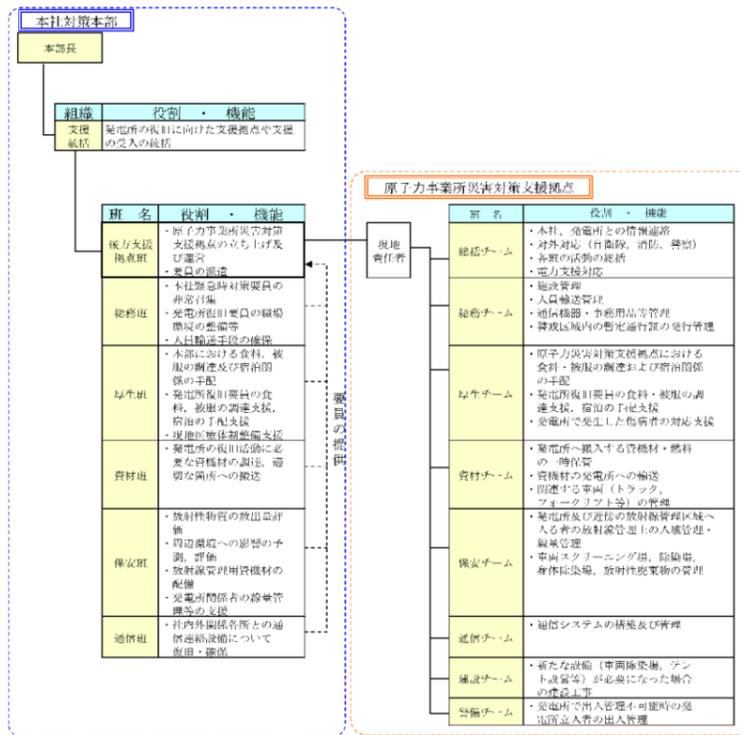
官邸での記者会見に向けた情報収集及び記者会員の準備については、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が指定する内閣府(原子力防災担当)職員及び規制庁長官が指定する規制庁職員(統括の下、官邸チーム広報班その他の官邸チーム主要機能班(プラント班、放射線班、住民安全班等)、関係省庁、原子力事業者等が連携。

② オフサイトセンターでの情報発信は、震災現地本部長、震災現地地本部長又は震災現地地本部長(広報官)(現地に到着していない場合は、現地広報班長)等が必要に応じて記者会見を行うものとする。その際、事故の詳細等に関する説明のため、原子力事業者に対応を要請。

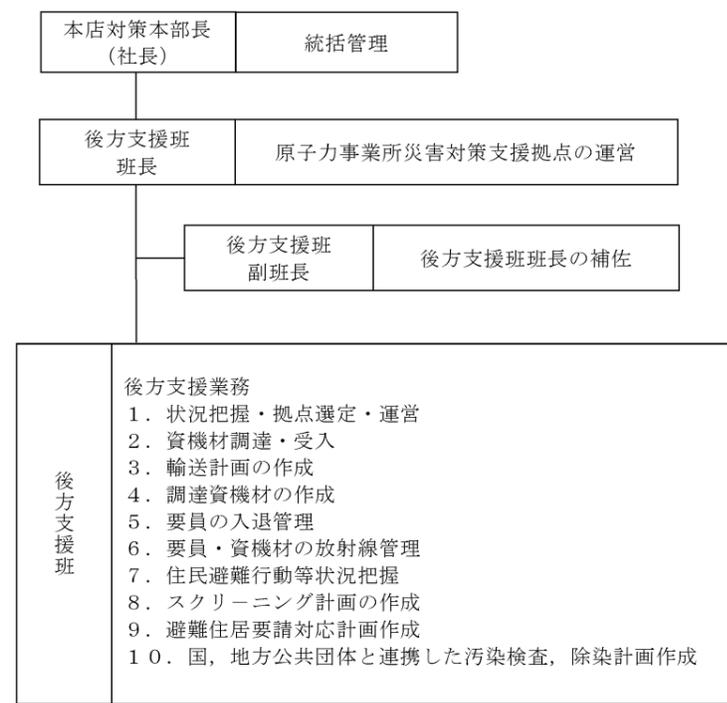
③ 原子力事業所における情報発信は、原子力事業者と連携して、特に必要とされる時は、規制庁長官が指定する規制庁職員が、記者会見を行うものとする。その記者会見の情報については、官邸チーム広報班及びERCチーム広報班に共有。

また、フェーズの進展に応じて地方公共団体・住民等とコミュニケーションをとって作業を進める。

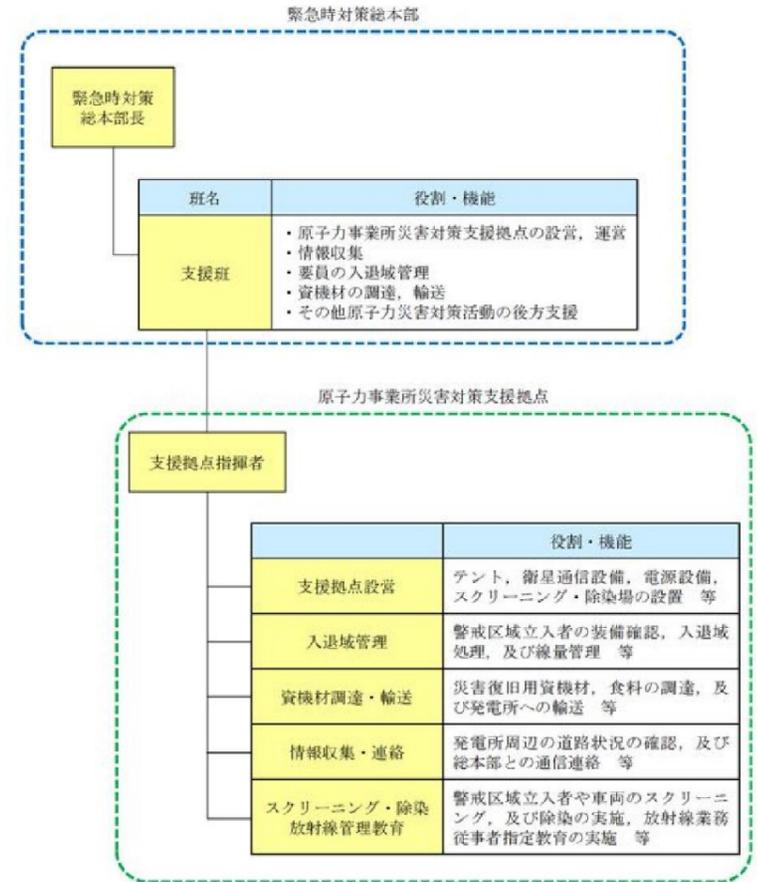
第 14 図 全面緊急事態時の情報発信体制



第16図 本社対策本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成



第1.0.10-16図 原子力事業所災害対策支援拠点の体制



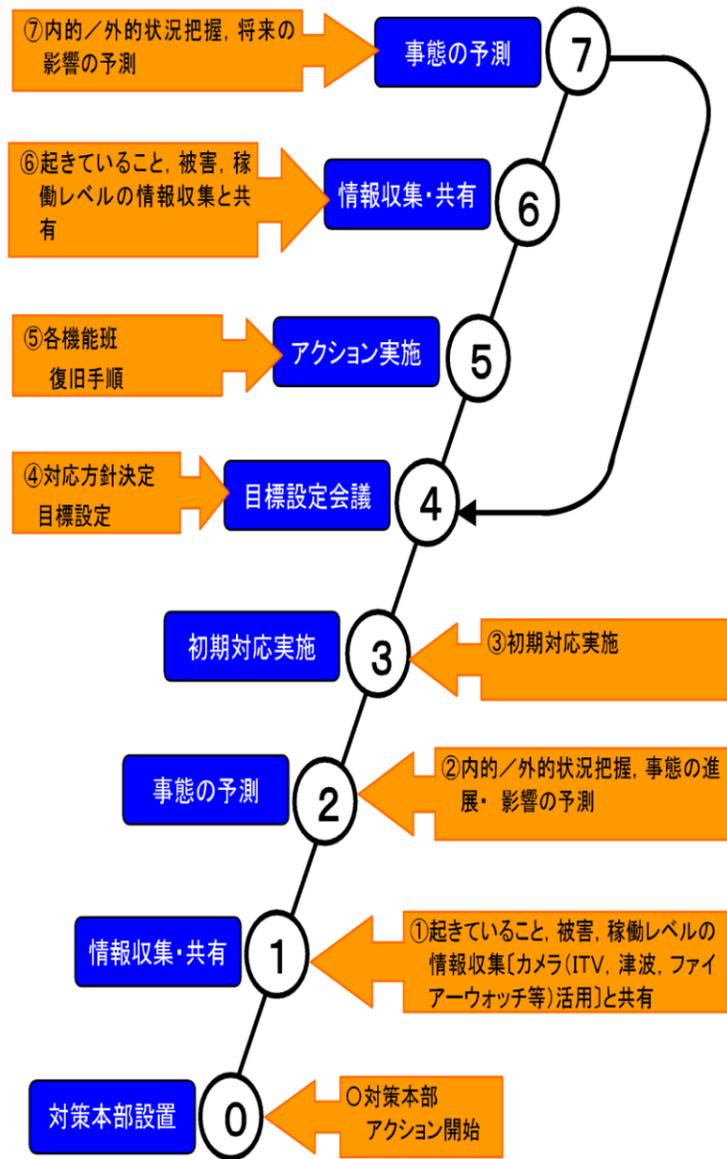
第15図 緊急時対策総本部及び原子力事業所災害対策支援拠点の構成

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																				
<p style="text-align: right;">別紙 1</p> <p>別紙 1 福島第一原子力発電所事故を踏まえた原子力防災組織の見直しについて</p> <p>(1) 福島第一原子力発電所事故対応の課題と必要要件</p> <p>a. 福島第一原子力発電所事故対応の課題</p> <p>当社福島第一原子力発電所事故対応では発電所対策本部の指揮命令が混乱し、迅速・的確な意思決定ができなかったが、緊急時活動や体制面における課題及び、それぞれの課題に対する必要要件を第 1 表に示す。</p> <p>第 1 表 福島第一原子力発電所事故対応の課題と必要要件</p> <table border="1" data-bbox="172 693 905 1759"> <thead> <tr> <th>課 題*</th> <th>必要要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然災害と同時に起こり得る複数原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。</td> <td>①複数施設の同時被災、中長期的な対応を考慮した要員体制を構築する。</td> </tr> <tr> <td>事故の状況や進展が個別の号炉ごとに異なるにもかかわらず、従前の機能班単位で活動した。</td> <td>②号機班を設け号炉単位に連絡体制を密にする。</td> </tr> <tr> <td>中央制御室と発電所対策本部間、発電所対策本部と本社対策本部間において機器の動作状況を正しく共有できなかった。</td> <td>③中央制御室と発電所対策本部間の通信連絡設備を強化する。 ④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。</td> </tr> <tr> <td>発電所長が全ての班 (12 班) を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたため、あらゆる情報が発電所対策本部の本部長に報告され、情報が輻輳し混乱した。</td> <td>⑤発電所長が直接監督する人数を減らす。(監督限界の設定) ④情報共有ツールを活用し、情報共有することにより、本部における発話を制限する。</td> </tr> <tr> <td>発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。</td> <td>⑥発電所長の権限を下部組織に委譲する。</td> </tr> <tr> <td>本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない発電所の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。</td> <td>⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。 ⑧対外対応活動を本社対策本部に一元化する。</td> </tr> <tr> <td>公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。</td> <td>④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。 ⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。</td> </tr> <tr> <td>本社対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。</td> <td>⑨現場決定権は発電所対策本部に与え本社対策本部は支援に徹する。 ⑩指揮命令系統を明確化し、それ以外の者からの指示には従わない。</td> </tr> <tr> <td>官邸から発電所長へ直接連絡が入り、発電所対策本部を混乱させた。</td> <td>⑪外部からの問合せ対応は本社対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止する。</td> </tr> </tbody> </table>	課 題*	必要要件	自然災害と同時に起こり得る複数原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。	①複数施設の同時被災、中長期的な対応を考慮した要員体制を構築する。	事故の状況や進展が個別の号炉ごとに異なるにもかかわらず、従前の機能班単位で活動した。	②号機班を設け号炉単位に連絡体制を密にする。	中央制御室と発電所対策本部間、発電所対策本部と本社対策本部間において機器の動作状況を正しく共有できなかった。	③中央制御室と発電所対策本部間の通信連絡設備を強化する。 ④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。	発電所長が全ての班 (12 班) を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたため、あらゆる情報が発電所対策本部の本部長に報告され、情報が輻輳し混乱した。	⑤発電所長が直接監督する人数を減らす。(監督限界の設定) ④情報共有ツールを活用し、情報共有することにより、本部における発話を制限する。	発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。	⑥発電所長の権限を下部組織に委譲する。	本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない発電所の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。	⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。 ⑧対外対応活動を本社対策本部に一元化する。	公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。	④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。 ⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。	本社対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	⑨現場決定権は発電所対策本部に与え本社対策本部は支援に徹する。 ⑩指揮命令系統を明確化し、それ以外の者からの指示には従わない。	官邸から発電所長へ直接連絡が入り、発電所対策本部を混乱させた。	⑪外部からの問合せ対応は本社対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止する。			<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>柏崎 6/7 は、自社の福島第一原子力発電所事故の教訓を記載</p>
課 題*	必要要件																						
自然災害と同時に起こり得る複数原子炉施設の同時被災を想定した備えが十分でなかった。	①複数施設の同時被災、中長期的な対応を考慮した要員体制を構築する。																						
事故の状況や進展が個別の号炉ごとに異なるにもかかわらず、従前の機能班単位で活動した。	②号機班を設け号炉単位に連絡体制を密にする。																						
中央制御室と発電所対策本部間、発電所対策本部と本社対策本部間において機器の動作状況を正しく共有できなかった。	③中央制御室と発電所対策本部間の通信連絡設備を強化する。 ④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。																						
発電所長が全ての班 (12 班) を管理するフラットな体制で緊急時対応を行っていたため、あらゆる情報が発電所対策本部の本部長に報告され、情報が輻輳し混乱した。	⑤発電所長が直接監督する人数を減らす。(監督限界の設定) ④情報共有ツールを活用し、情報共有することにより、本部における発話を制限する。																						
発電所長からの権限委譲が適切でなく、ほとんどの判断を発電所長が行う体制となっていた。	⑥発電所長の権限を下部組織に委譲する。																						
本来復旧活動を最優先で実施しなくてはならない発電所の要員が、対外的な広報や通報の最終的な確認者となり、復旧活動と対外情報発信活動の両立を求められた。	⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。 ⑧対外対応活動を本社対策本部に一元化する。																						
公表の遅延、情報の齟齬、関係者間での情報共有の不足等が生じ、事故時の対外公表・情報伝達が不十分だった。	④情報共有ツールの活用により情報共有を図る。 ⑦対外対応を専属化し、発電所長の対外発信や広報の権限を委譲する。																						
本社対策本部が、発電所対策本部に事故対応に対する細かい指示や命令、コメントを出し、発電所長の判断を超えて外部の意見を優先したことで、発電所対策本部の指揮命令系統を混乱させた。	⑨現場決定権は発電所対策本部に与え本社対策本部は支援に徹する。 ⑩指揮命令系統を明確化し、それ以外の者からの指示には従わない。																						
官邸から発電所長へ直接連絡が入り、発電所対策本部を混乱させた。	⑪外部からの問合せ対応は本社対策本部が行い、外部からの発電所への直接介入を防止する。																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 226 587 264">課題*</th> <th data-bbox="587 226 908 264">必要要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 264 587 428">緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。</td> <td data-bbox="587 264 908 428">⑫外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 428 587 667">地震・津波による発電所内外の被害と放射性物質による屋外の汚染により、事故収束対応のための資機材の迅速な輸送、受け渡しができなかった。</td> <td data-bbox="587 428 908 667">⑬後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ⑭汚染エリアでの輸送にも従事できるよう、輸送部隊に放射線教育を実施する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 667 587 793">本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができなかった。</td> <td data-bbox="587 667 908 793">⑮本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 793 587 892">通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。</td> <td data-bbox="587 793 908 892">⑯社員に対して放射線放射線計測器の取扱研修を行い、放射線管理補助員を育成する。</td> </tr> </tbody> </table>	課題*	必要要件	緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。	⑫外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得する。	地震・津波による発電所内外の被害と放射性物質による屋外の汚染により、事故収束対応のための資機材の迅速な輸送、受け渡しができなかった。	⑬後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ⑭汚染エリアでの輸送にも従事できるよう、輸送部隊に放射線教育を実施する。	本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができなかった。	⑮本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。	通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。	⑯社員に対して放射線放射線計測器の取扱研修を行い、放射線管理補助員を育成する。			
課題*	必要要件												
緊急時対応に必要な作業を当社社員が自ら持つべき技術として設定していなかったことから、作業を自ら迅速に実行できなかった。	⑫外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得する。												
地震・津波による発電所内外の被害と放射性物質による屋外の汚染により、事故収束対応のための資機材の迅速な輸送、受け渡しができなかった。	⑬後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ⑭汚染エリアでの輸送にも従事できるよう、輸送部隊に放射線教育を実施する。												
本社は、資材の迅速な準備、輸送、受け渡しで十分な支援ができなかった。	⑮本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。												
通常の管理区域以上の状態が屋外にまで拡大したため、放射線管理員が不足した。	⑯社員に対して放射線放射線計測器の取扱研修を行い、放射線管理補助員を育成する。												
<p>※ 当社の「社内事故調報告書（福島原子力事故調査報告書）」や、「福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン」以外にも、以下に示すような報告書が公表されており、これらの中には当社が取り組むべき有益な提言が含まれていると認識している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会最終報告（政府事故調）</u> ・ <u>東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告書（国会事故調）</u> ・ <u>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について（原子力安全・保安院）</u> ・ <u>「福島第一」事故検証プロジェクト最終報告書（大前研一）</u> ・ <u>Lessons Learned from the Nuclear Accident at the Fukushima Daiichi Nuclear Power Station (INPO)</u> ・ <u>福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書（民間事故調）</u> 													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																										
<p>b. 原子力防災組織に必要な要件の整理</p> <p><u>柏崎刈羽原子力発電所及び本社の原子力防災組織は、福島第一原子力発電所での課題を踏まえ、発電所の複数の原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合及び重大事故等の中期的な対応が必要となる場合でも対応できるようにするため、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要要件及び要件適用の考え方を第2表に整理した。</u></p> <p>第2表 当社原子力防災組織へ反映すべき必要要件及び要件適用の考え方</p> <table border="1" data-bbox="172 567 905 1717"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 567 421 604">必要要件*</th> <th data-bbox="421 567 905 604">当社の原子力防災組織への要件適用の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 604 421 667">①複数施設同時被災、中長期的な対応ができる体制の構築</td> <td data-bbox="421 604 905 667"> <ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部要員を増強。 ・交替して中長期的な対応を実施。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 667 421 760">②中央制御室ごとの連絡体制の構築</td> <td data-bbox="421 667 905 760"> <ul style="list-style-type: none"> ・号機班の設置。 (プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張する) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 760 421 886">⑤監督限界の設定</td> <td data-bbox="421 760 905 886"> <ul style="list-style-type: none"> ・指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。 ・原子力防災組織に必要な機能を以下の5つに定義し、統括を新規に設置。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 886 421 1024">⑦対外対応の専属化</td> <td data-bbox="421 886 905 1024"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定・指揮 2. 対外対応 3. 情報収集と計画立案 4. 現場対応 5. ロジスティック、リソース管理 <ul style="list-style-type: none"> ・対外対応に関する責任者や専属の対応者の配置。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1024 421 1087">⑧現場決定権を発電所長に与える。</td> <td data-bbox="421 1024 905 1087"> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な対応責任は現場指揮官に与え、現場第一線で活動する者以外は、たとえ上位職位・上位職者であっても現場のサポートに徹する役割とする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1087 421 1150">⑨発電所長の権限を下部組織に委譲</td> <td data-bbox="421 1087 905 1150"> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な役割や対応について、あらかじめ本部長の権限を統括に委譲することで、自発的な対応を行えるようにする。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1150 421 1192">⑩指揮命令系統の明確化</td> <td data-bbox="421 1150 905 1192"> <ul style="list-style-type: none"> ・本社から発電所への介入は行わない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1192 421 1255">⑪対外対応活動を本社対策本部に一本化</td> <td data-bbox="421 1192 905 1255"> <ul style="list-style-type: none"> ・本社対策本部に対外対応に関する責任者と専属の対応者を配置し、広報、情報発信を一本化する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1255 421 1318">⑫外部からの対応の本社一元化</td> <td data-bbox="421 1255 905 1318"> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの問合せは全て本社が行い、発電所への直接介入を防止する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1318 421 1411">⑬情報共有ツールの活用</td> <td data-bbox="421 1318 905 1411"> <ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式(テンプレート)の統一や情報共有のツールを活用する。 ・これに伴い、本部における発話を制限する。(情報錯綜の防止) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1411 421 1528">⑭現場力の強化</td> <td data-bbox="421 1411 905 1528"> <ul style="list-style-type: none"> ・外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得。 ・放射線管理補助員を育成する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1528 421 1717">⑮発電所支援体制の構築</td> <td data-bbox="421 1528 905 1717"> <ul style="list-style-type: none"> ・後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ・輸送を行う協力企業に放射線教育を実施する。 ・本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>第1表における対応策③は設備対策のため、本表には記載せず。</p>	必要要件*	当社の原子力防災組織への要件適用の考え方	①複数施設同時被災、中長期的な対応ができる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部要員を増強。 ・交替して中長期的な対応を実施。 	②中央制御室ごとの連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・号機班の設置。 (プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張する) 	⑤監督限界の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。 ・原子力防災組織に必要な機能を以下の5つに定義し、統括を新規に設置。 	⑦対外対応の専属化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定・指揮 2. 対外対応 3. 情報収集と計画立案 4. 現場対応 5. ロジスティック、リソース管理 <ul style="list-style-type: none"> ・対外対応に関する責任者や専属の対応者の配置。 	⑧現場決定権を発電所長に与える。	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な対応責任は現場指揮官に与え、現場第一線で活動する者以外は、たとえ上位職位・上位職者であっても現場のサポートに徹する役割とする。 	⑨発電所長の権限を下部組織に委譲	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な役割や対応について、あらかじめ本部長の権限を統括に委譲することで、自発的な対応を行えるようにする。 	⑩指揮命令系統の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・本社から発電所への介入は行わない。 	⑪対外対応活動を本社対策本部に一本化	<ul style="list-style-type: none"> ・本社対策本部に対外対応に関する責任者と専属の対応者を配置し、広報、情報発信を一本化する。 	⑫外部からの対応の本社一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの問合せは全て本社が行い、発電所への直接介入を防止する。 	⑬情報共有ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式(テンプレート)の統一や情報共有のツールを活用する。 ・これに伴い、本部における発話を制限する。(情報錯綜の防止) 	⑭現場力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得。 ・放射線管理補助員を育成する。 	⑮発電所支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ・輸送を行う協力企業に放射線教育を実施する。 ・本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。 			
必要要件*	当社の原子力防災組織への要件適用の考え方																												
①複数施設同時被災、中長期的な対応ができる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・発電所対策本部要員を増強。 ・交替して中長期的な対応を実施。 																												
②中央制御室ごとの連絡体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・号機班の設置。 (プラント状況の様相・規模に応じて縮小・拡張する) 																												
⑤監督限界の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・指示命令が混乱しないよう、現場指揮官を頂点に、直属の部下は最大7名以下に収まる構造を大原則とする。 ・原子力防災組織に必要な機能を以下の5つに定義し、統括を新規に設置。 																												
⑦対外対応の専属化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 意思決定・指揮 2. 対外対応 3. 情報収集と計画立案 4. 現場対応 5. ロジスティック、リソース管理 <ul style="list-style-type: none"> ・対外対応に関する責任者や専属の対応者の配置。 																												
⑧現場決定権を発電所長に与える。	<ul style="list-style-type: none"> ・最終的な対応責任は現場指揮官に与え、現場第一線で活動する者以外は、たとえ上位職位・上位職者であっても現場のサポートに徹する役割とする。 																												
⑨発電所長の権限を下部組織に委譲	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な役割や対応について、あらかじめ本部長の権限を統括に委譲することで、自発的な対応を行えるようにする。 																												
⑩指揮命令系統の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・本社から発電所への介入は行わない。 																												
⑪対外対応活動を本社対策本部に一本化	<ul style="list-style-type: none"> ・本社対策本部に対外対応に関する責任者と専属の対応者を配置し、広報、情報発信を一本化する。 																												
⑫外部からの対応の本社一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの問合せは全て本社が行い、発電所への直接介入を防止する。 																												
⑬情報共有ツールの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・縦割りの指示命令系統による情報伝達に齟齬がでないよう、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式(テンプレート)の統一や情報共有のツールを活用する。 ・これに伴い、本部における発話を制限する。(情報錯綜の防止) 																												
⑭現場力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得。 ・放射線管理補助員を育成する。 																												
⑮発電所支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を決める。 ・輸送を行う協力企業に放射線教育を実施する。 ・本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用を手順化する。 																												

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																
<p><u>なお、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要な要件の整理に当たり、弾力性をもった運用が可能である、米国の消防、警察、軍等の災害現場・事件現場等における標準化された現場指揮に関するマネジメントシステム [ICS (Incident Command System)] を参考にしている。ICS の主な特徴を第3表に示す。また、ICS における災害対策本部活動サイクルを第1図に示す。</u></p>																			
<p>第3表 ICS の主な特徴</p>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="172 569 869 646">特 徴</th> <th data-bbox="869 569 914 646">対応する要件※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="172 646 869 793"> <p>・災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造 基本的な機能として、Command (指揮)、Operation(現場対応)、Planning (情報収集と計画立案)、Logistics (リソース管理)、Finance/Administration (経理、総務) がある。可能であれば現場指揮官が全てを実施しても構わないが、対応規模等、必要に応じ独立した班を組織する。規模の拡大に応じ、組織階層構造を深くする形で組織を拡張する。</p> </td> <td data-bbox="869 646 914 793">① ② ⑤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 793 869 919"> <p>・監督限界の設定 (3~7名程度まで) Incident Commander (現場指揮官) を頂点に、直属の部下は 3~7 名の範囲で収まる構造を大原則とする。本構造の持つ意味は、一人の人間が緊急時に直接指揮命令を下せる範囲は経験的に 7 名まで (望ましくは 5 名まで) であることに由来している。</p> </td> <td data-bbox="869 793 914 919">⑤</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 919 869 1045"> <p>・直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化 自分の直属の組織長からブリーフィングを受けて各組織のミッションと自分の役割を確実に理解する。善意であっても、誰の指示も受けず勝手に動いてはならない。反対に、指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くこともしてはならない。</p> </td> <td data-bbox="869 919 914 1045">⑩</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1045 869 1171"> <p>・決定権を現場指揮官に与える役割分担の明確化 最終的な対応責任は現場指揮官に与え、たとえ上位組織・上位職者であっても周辺はそのサポートに徹する役割を分担する (米国の場合、たとえ大統領であっても現場指揮官に命令することはできない)。</p> </td> <td data-bbox="869 1045 914 1171">⑥ ⑨</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1171 869 1266"> <p>・全組織レベルでの情報共有を効率的に行うための様式やツールの活用 縦割りの指揮命令系統による情報伝達の齟齬を補うために、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式の統一や情報共有のためのツールを活用する。</p> </td> <td data-bbox="869 1171 914 1266">④</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1266 869 1381"> <p>・技量や要件の明確化と維持のための教育・訓練の徹底 日本の組織体制では、役職や年次による役割分担が一般的だが、ICS では各役割のミッションを明確にし、そこにつく者の技量や要件を明示、それを満たすための教育/訓練を課すことで「その職務を果たすことができる者」がその役職に就く運用となっている。</p> </td> <td data-bbox="869 1266 914 1381">⑫</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1381 869 1507"> <p>・現場指揮官をサポートする指揮専属スタッフの配置 現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフを設けることができる。(指揮専属スタッフは、現場指揮官に変わって意思決定は行わない立場であるが、与えられた役割に対し部門横断的な活動を行うことができる点で現場指揮官と各機能班の指揮命令系統とは異なった特徴を有している。)</p> </td> <td data-bbox="869 1381 914 1507">-</td> </tr> </tbody> </table>	特 徴	対応する要件※	<p>・災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造 基本的な機能として、Command (指揮)、Operation(現場対応)、Planning (情報収集と計画立案)、Logistics (リソース管理)、Finance/Administration (経理、総務) がある。可能であれば現場指揮官が全てを実施しても構わないが、対応規模等、必要に応じ独立した班を組織する。規模の拡大に応じ、組織階層構造を深くする形で組織を拡張する。</p>	① ② ⑤	<p>・監督限界の設定 (3~7名程度まで) Incident Commander (現場指揮官) を頂点に、直属の部下は 3~7 名の範囲で収まる構造を大原則とする。本構造の持つ意味は、一人の人間が緊急時に直接指揮命令を下せる範囲は経験的に 7 名まで (望ましくは 5 名まで) であることに由来している。</p>	⑤	<p>・直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化 自分の直属の組織長からブリーフィングを受けて各組織のミッションと自分の役割を確実に理解する。善意であっても、誰の指示も受けず勝手に動いてはならない。反対に、指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くこともしてはならない。</p>	⑩	<p>・決定権を現場指揮官に与える役割分担の明確化 最終的な対応責任は現場指揮官に与え、たとえ上位組織・上位職者であっても周辺はそのサポートに徹する役割を分担する (米国の場合、たとえ大統領であっても現場指揮官に命令することはできない)。</p>	⑥ ⑨	<p>・全組織レベルでの情報共有を効率的に行うための様式やツールの活用 縦割りの指揮命令系統による情報伝達の齟齬を補うために、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式の統一や情報共有のためのツールを活用する。</p>	④	<p>・技量や要件の明確化と維持のための教育・訓練の徹底 日本の組織体制では、役職や年次による役割分担が一般的だが、ICS では各役割のミッションを明確にし、そこにつく者の技量や要件を明示、それを満たすための教育/訓練を課すことで「その職務を果たすことができる者」がその役職に就く運用となっている。</p>	⑫	<p>・現場指揮官をサポートする指揮専属スタッフの配置 現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフを設けることができる。(指揮専属スタッフは、現場指揮官に変わって意思決定は行わない立場であるが、与えられた役割に対し部門横断的な活動を行うことができる点で現場指揮官と各機能班の指揮命令系統とは異なった特徴を有している。)</p>	-	<p>※ 対応する要件のうち、③は設備対策のため、⑦、⑧、⑩、⑫は、ICS の特徴に整理できないため、上表に記載していない。なお、⑦、⑧、⑩は対外対応機能を分離し、本社広報、情報発信を一本化することで対応。⑫については本社に発電所支援機能を独立させ強化することで対応。(詳細は次ページ以降参照)</p>		
特 徴	対応する要件※																		
<p>・災害規模に応じて拡大・縮小可能な組織構造 基本的な機能として、Command (指揮)、Operation(現場対応)、Planning (情報収集と計画立案)、Logistics (リソース管理)、Finance/Administration (経理、総務) がある。可能であれば現場指揮官が全てを実施しても構わないが、対応規模等、必要に応じ独立した班を組織する。規模の拡大に応じ、組織階層構造を深くする形で組織を拡張する。</p>	① ② ⑤																		
<p>・監督限界の設定 (3~7名程度まで) Incident Commander (現場指揮官) を頂点に、直属の部下は 3~7 名の範囲で収まる構造を大原則とする。本構造の持つ意味は、一人の人間が緊急時に直接指揮命令を下せる範囲は経験的に 7 名まで (望ましくは 5 名まで) であることに由来している。</p>	⑤																		
<p>・直属の上司の命令のみに従う指揮命令系統の明確化 自分の直属の組織長からブリーフィングを受けて各組織のミッションと自分の役割を確実に理解する。善意であっても、誰の指示も受けず勝手に動いてはならない。反対に、指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くこともしてはならない。</p>	⑩																		
<p>・決定権を現場指揮官に与える役割分担の明確化 最終的な対応責任は現場指揮官に与え、たとえ上位組織・上位職者であっても周辺はそのサポートに徹する役割を分担する (米国の場合、たとえ大統領であっても現場指揮官に命令することはできない)。</p>	⑥ ⑨																		
<p>・全組織レベルでの情報共有を効率的に行うための様式やツールの活用 縦割りの指揮命令系統による情報伝達の齟齬を補うために、全組織で同一の情報を共有するための情報伝達・収集様式の統一や情報共有のためのツールを活用する。</p>	④																		
<p>・技量や要件の明確化と維持のための教育・訓練の徹底 日本の組織体制では、役職や年次による役割分担が一般的だが、ICS では各役割のミッションを明確にし、そこにつく者の技量や要件を明示、それを満たすための教育/訓練を課すことで「その職務を果たすことができる者」がその役職に就く運用となっている。</p>	⑫																		
<p>・現場指揮官をサポートする指揮専属スタッフの配置 現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフを設けることができる。(指揮専属スタッフは、現場指揮官に変わって意思決定は行わない立場であるが、与えられた役割に対し部門横断的な活動を行うことができる点で現場指揮官と各機能班の指揮命令系統とは異なった特徴を有している。)</p>	-																		
<p>参考文献： ・「3.11以降の日本の危機管理を問う」(神奈川大学法学研究所叢書 27) 務台俊介編著、レオ・ボスナー/小池貞利/熊丸由布治著 発行所：(株) 見洋書房 2013.1.30 初版 ・21st Century FEMA Study Course:-Introduction to Incident Command System, ICS-100, National Incident Management System (NIMS), Command and Management (ICS-100.b) / FEMA / 2011.6 ・「緊急時総合調整システム Incident Command System (ICS) 基本ガイドブック」 永田高志/石井正三/長谷川学/寺谷俊康/水野浩利/深見真希/レオ・ボスナー著 発行元：公益社団法人日本医師会 2014.6.20 初版</p>																			



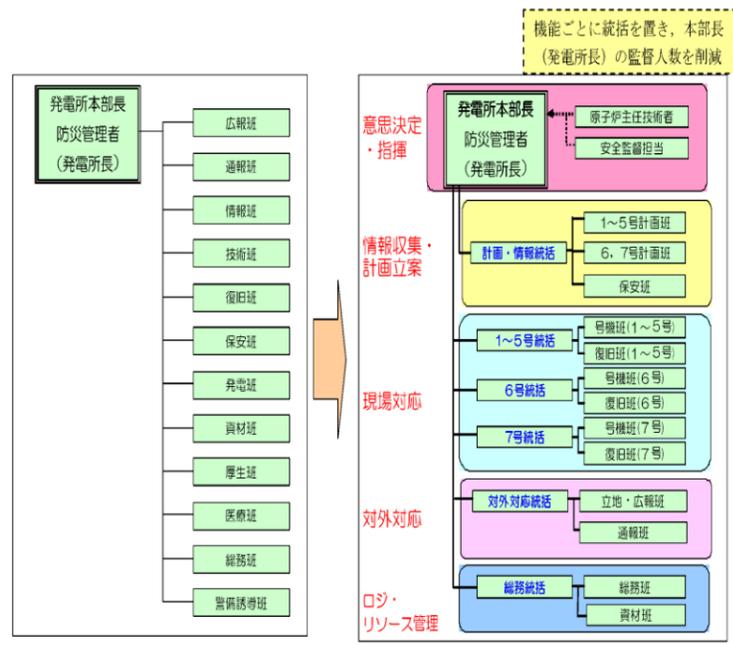
※緊急時統合調整システム Incident Command System(ICS)
基本ガイドブック (日本医師会) 参照

第1図 ICSにおける災害対策本部活動サイクル*

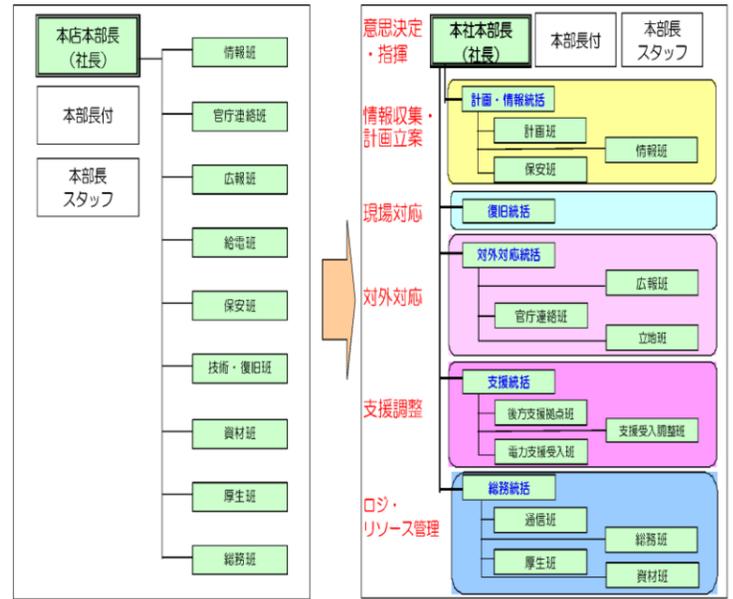
ICS は上記の特徴から、たとえ想定を超えるような事態を迎えても、柔軟に対応し事態を収拾することを目的とした弾力性を持ったシステムであり、当社の原子力防災組織へ反映すべき必要な要件におおむね合致していると考えている。

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 具体的な改善策</p> <p><u>当社の原子力防災組織の具体的な改善策について以下に記す。</u></p> <p>a. 組織構造上の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>基本的な機能として5つの役割にグルーピング。</u> ○ <u>指揮命令が混乱しないよう、また、監督限界を考慮し、指揮官（本部長）の直属の部下（統括）を7名以下、統括の直属の部下（各班の班長）も7名以下となるよう組織を構成（発電所 第2 図，本社 第3 図）。班員についても役割に応じたチーム編成とすることで、班長以下の指揮命令系統にも監督限界を配慮（例：総務班の場合は、厚生チーム、警備チーム、医療チーム、総務チーム等、役割ごとに分類）。</u> ○ <u>号機班は、プラント状況の様相・規模に応じて縮小、拡張可能なよう号炉ごとに配置。（第2 図）</u> ○ <u>ロジスティック機能を計画立案、現場対応機能から分離。</u> ○ <u>対外対応に関する責任者として対外対応統括を配置。</u> ○ <u>社外対応を行う要所となるポジションにはリスクコミュニケーターを配置。</u> ○ <u>現場指揮官の意思決定をサポートする役割を持つ指揮専属スタッフとして安全監督担当を配置。現場の安全性について、指揮官（本部長）に助言を行うとともに、現場作業員の安全性を確保するために協働し、緊急時対策要員の安全確保に努める役割を担う。安全監督担当は、部門横断的な活動を行うことができる点で本部長、統括と各班長の指揮命令系統とは異なった位置づけとなっており、現場作業員の安全性確保に関し、各統括・班長に対して是正を促すことができる。</u> <p>b. 組織運営上の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>指揮命令系統上にいない人物からの指示で動くことがないようにする。</u> ○ <u>最終的な対応責任は発電所対策本部にあり、重大事故等時における本社対策本部の役割は、事故の収束に向けた発電所対策本部の活動の支援に徹すること、現地の発電所長からの支援要請に基づいて活動することを</u> 			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>原則とし、事故対応に対する細かい指示や命令、コメントの発信を行わない。</u></p> <p><u>○必要な役割や対応について、あらかじめ本部長の権限を委譲することで、各統括や班長が自発的な対応を行えるようにする。</u></p> <p><u>○発電所の被災状況や、プラントの状況を共有する社内情報共有ツール（チャット、COP (Common Operational Picture))を整備することにより、発電所や本社等の関係者に電話や紙による情報共有に加え、より円滑に情報を共有できるような環境を整備する。</u></p> <p><u>(第4図)</u></p> <p><u>○TV会議で共有すべき情報は、全員で共有すべき情報に限定する等、発話内容を制限することで、適切な意思決定、指揮命令を行える環境を整備する。</u></p> <p><u>○発電所対策本部と本社対策本部間の情報共有は、TV会議システム、社内情報共有ツールとあわせて、同じミッションを持つ総括、班長間で通信連絡設備を使用し、連絡、情報共有を行う。</u></p> <p><u>○外部からの支援に頼らずに当社社員が自ら対応できるように可搬型代替注水ポンプやホイールローダ等をあらかじめ配備し、運転操作を習得。</u></p> <p><u>○本社は、後方支援拠点となる原子力事業所災害対策支援拠点を速やかに立ち上げられるよう、拠点を整備し、あらかじめ派遣する人員を選定。</u></p> <p><u>○本社は、災害発生後、発電所が必要としている資機材を迅速に送ることができるよう、調達・輸送面に関する運用をあらかじめ手順化。</u></p>			



第2図 柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織の改善



第3図 本社の原子力防災組織の改善

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p>社内情報共有ツール (チャット) 社内情報共有ツール (COP)</p> <p>※ 緊急時組織の運用については、訓練を通じて改善を図っていることから、今後変更となる可能性がある。</p> <p>第4図 社内情報共有ツール</p> <p>(3)改善後の効果について</p> <p><u>原子力防災組織を改善したことにより、以下の効果があると考えている。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>指示命令系統が機能ごとに明確になる。</u> ○<u>管理スパンが設定されたことにより、指揮者（特に本部長）の負担が低減され、指揮者は、プラント状況等を客観的に俯瞰し、指示が出せるようになる。</u> ○<u>本部長から各統括に権限が委譲され、各統括の指示の下、各機能班が自律的に自班の業務に対する検討・対応を行うことができるようになる。</u> ○<u>運用や情報共有ツール等を改善することにより、発電所対策本部、各機能班のみならず、本社との情報共有がスムーズに行えるようになる。</u> <p><u>訓練シナリオを様々に変えながら訓練を繰り返すことで、技量の維持・向上を図るとともに、原子力災害は初期段階における状況把握と即応性が重要であることから、それらを中心に更なる改善を加えることにより、実践力を高めることが可能になると考えている。</u></p> <p><u>また、複数プラント同時事故に対応するブラインド訓練（訓練員に事前にシナリオを知らせない訓練）を継続することにより、重大事故等時のマネジメント力と組織力が向上していくものと考えている。</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
 <p data-bbox="658 470 836 495">発電所緊急時対策本部 (本部長)</p> <p data-bbox="249 604 700 630">第5図 柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災訓練の様子</p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>当社は福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、事故以降、原子力防災組織の見直しを進めてきている。具体的には、緊急時訓練を繰り返し実施して見直しを重ね、実効的な組織を目指して継続的な改善を行っているところである。</p> <p>こうした取り組みを経て現在柏崎刈羽原子力発電所において組織している緊急時対策本部の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所の原子力防災組織を第1図に示す。緊急時対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 <ul style="list-style-type: none"> まず基本的な機能を以下の4つに整理し、機能ごとに責任者として「統括」を配置する。 さらに「統括」の下に機能班を配置する。 (1) 情報収集・計画立案 (2) 現場対応 (3) 対外対応 (4) ロジスティック・リソース管理 <p>これらの統括の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「本部長」を置く。このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班長に委譲されており、各統括、班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各統括、班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 		<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p>島根原子力発電所における緊急時対策本部体制と指揮命令及び情報の流れ</p> <p>島根原子力発電所における原子力防災組織の体制について、以下に説明する。</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織を第1図に示す。緊急時対策本部の体制の構築に伴う基本的な考え方は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機能ごとの整理 <ul style="list-style-type: none"> まず基本的な機能を以下の6つに整理し、機能ごとに責任者として「統括」を配置する。 さらに「統括」の下に機能班を配置する。 (1) 情報収集・計画立案 (2) 復旧対応 (3) プラント監視対応 (4) 対外対応 (5) 情報管理 (6) ロジスティック・リソース管理 <p>これらの統括の上に、組織全体を統括し、意思決定、指揮を行う「本部長」を置く。このように役割、機能を明確に整理するとともに、階層化によって管理スパンを適正な範囲に制限する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限委譲と自律的活動 <ul style="list-style-type: none"> あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班長に委譲されており、各統括、班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。 なお、各統括、班長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、本部長へ作業の可否判断を求めることとする。 	<p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>柏崎6/7は、自社の福島第一原子力発電所事故の教訓を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・戦略の策定と対応方針の確認</p> <p><u>計画・情報統括は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、本部長に進言する。また、こうした視点から対応実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</u></p> <p>・申請号炉と長期停止号炉の分離</p> <p><u>号炉ごとに行う現場対応については、申請号炉である6号及び7号炉と長期停止号炉である1～5号炉に対応する組織を分離する。</u></p> <p>・申請号炉の復旧操作対応</p> <p><u>申請号炉である6号及び7号炉については、万一の両プラント同時被災の場合の輻輳する状況にも適切に対応できるようにするため、各号炉を統括する者をそれぞれに置き（「6号統括」と「7号統括」）、統括以下、号炉ごとに独立した組織とすることで、要員が担当号炉に専念できる体制とする。</u></p>		<p>・戦略の策定と対応方針の確認</p> <p><u>技術統括は、本部長のブレーンとして事故対応の戦略を立案し、本部長に進言する。また、実施組織が行う事故対応の方向性の妥当性を常に確認し、必要に応じて是正を助言する。</u></p> <p>・復旧操作対応</p> <p><u>原子力防災組織は、適切に緊急時対応ができるようになるため、緊急時対策本部内における機能ごとに責任者として「統括」（技術統括、復旧統括、プラント監視統括、広報統括、情報統括及び支援統括）を配置する。</u></p> <p>・申請号炉と廃止措置号炉への対応</p> <p><u>廃止措置号炉である1号炉は、すべての使用済燃料が1号炉の燃料プールに保管され、十分な期間にわたり冷却された状態であり、対応作業までに時間的な余裕があるため、監視や運転操作対応については、号炉ごとに確立した指揮命令系統のもと、中央制御室に常駐している運転員により対応に当たる。</u></p> <p><u>また、可搬型設備により1号炉の燃料プールへ注水する操作については、平日の勤務時間帯においては発電所内に勤務する緊急時対策要員、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、発電所外から参集した緊急時対策要員で2号炉の対応を優先しつつ対応に当たる。</u></p> <p><u>プラント監視対応：1号運転員及びプラント監視班員にて確認</u></p> <p><u>復旧対応：復旧班員にて対応。復旧班長2名のうち1名が、必要な指示を実施</u></p>	<p>・申請号炉数の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>・体制及び申請号炉数の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根2号炉は、全体の統括管理を本部長が行い、各機能の責任者として統括を配置し対応を実施</p> <p>・記載方針の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根2号炉は、廃止措置中である1号炉の対応方針について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>・ 本部長の管理スパン</p> <p>以上のように統括を配置すると、本部長は1～7号炉の現場の対応について、<u>1～5号統括、6号統括、7号統括の3名を管理することになる。</u></p> <p>本部長は各統括に基本的な役割を委譲していることから、3名の統括を通じて全号炉の管理をするが、<u>プラントが事前の想定を超えた状況になり、2基を超えるプラントで本部長が統括に対して直接の指示を行う必要が生じた場合には、本部長の判断により、本部長が指名した者と本部長が役割を分割し、それぞれの担当号炉を分けて管理する。</u> (第2図)</p> <p>・ 発電所全体に亘る活動</p> <p>発電所全体を所管する自衛消防隊は、<u>火災の発生箇所、状況に応じて、1～5号統括、6号統括、7号統括のいずれかの指揮下で活動する。</u></p> <p>また、発電所全体を所管する保安班は、<u>計画・情報統括配下に配置する。</u></p>		<p>・ 本部長の管理スパン</p> <p>以上のように、<u>統括を配置することで、本部長は1、2号炉の現場対応について、技術統括、復旧統括、プラント監視統括の3名を管理することになる。</u></p> <p>本部長は各統括に基本的な役割を委譲していることから、<u>3名の統括を通じて1、2号炉の管理をする。</u></p> <p>・ 発電所全体に亘る活動</p> <p>発電所全体を所管する自衛消防隊は、<u>復旧統括の指揮下で活動する。</u></p> <p>また、<u>発電所全体を所管する放射線管理班は、技術統括配下に配置する。</u></p>	<p>・ 体制の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根2号炉は単号炉申請のため、号機統括を配置していない</p> <p>・ 体制及び申請号炉数の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根2号炉は、自衛消防隊は復旧統括の指揮下で活動</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 役割・機能 (ミッション)</p> <p>緊急時対策本部における各職位の役割・機能 (ミッション) を、第1表に示す。</p> <p>この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<u>号機班と復旧班及び号機統括</u>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<u>号機班</u>：プラント設備に関する運転操作について、<u>当直</u>による実際の対応を確認する。この運転操作には、常設設備を用いた対応まで含む。これらの運転操作の実施については、本部長から<u>当直副長</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>号機班</u>から特段の指示がなくても、<u>当直</u>が手順にしたがって自律的に実施し、<u>号機班</u>へは実施の報告が上がって来ることになる。万一、<u>当直</u>の対応に疑義がある場合には、<u>号機班長</u>は<u>当直</u>に助言する。</p> <p>○<u>復旧班</u>：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。これらの対応の実施については、<u>復旧班</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>復旧班</u>が手順にしたがって自律的に準備し、<u>号機統括</u>へ状況の報告を行う。</p> <p>○<u>号機統括</u>：<u>当直</u>及び<u>号機班</u>と<u>復旧班</u>の実施するプラント復旧操作に関する報告を踏まえて、<u>担当号炉</u>における<u>復旧活動</u>の責任者として当該活動を統括する。</p> <p>なお、あらかじめ決められた範囲での<u>復旧操作</u>については<u>当直</u>及び<u>復旧班</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>号機統括</u>は万一对応に疑義がある場合には是正の指示を行う。また、<u>当該号炉</u>の火災の場合には、自衛消防隊の指揮を行う。</p>		<p>2. 役割・機能 (ミッション)</p> <p>緊急時対策本部における各職位の役割・機能 (ミッション) を、第1表に示す。</p> <p>この中で、特に緊急時にプラントの復旧操作を担当する<u>プラント監視班、復旧班、プラント監視統括、及び復旧統括</u>の役割・機能について、以下のとおり補足する。</p> <p>○<u>プラント監視班</u>：プラント設備に関する運転操作について、<u>運転員</u>による実際の対応を確認する。この運転操作には常設設備を用いた対応まで含む。</p> <p>これらの運転操作の実施については、本部長から<u>当直長</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>プラント監視班</u>から特段の指示がなくても、<u>運転員</u>が手順に従って自律的に実施し、<u>プラント監視班</u>へは実施の報告が上がって来ることになる。万一、<u>運転員</u>の対応に疑義がある場合には、<u>プラント監視班長</u>は<u>運転員</u>に助言する。</p> <p>○<u>復旧班</u>：設備や機能の復旧や、可搬型設備を用いた対応を実施する。</p> <p>これらの対応の実施については、<u>復旧班</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>復旧班</u>が手順に従って自律的に準備し、<u>復旧統括</u>への状況の報告を行う。</p> <p>○<u>プラント監視統括</u>：<u>運転員</u>及び<u>プラント監視班</u>の実施する<u>プラント運転操作</u>に関する報告を踏まえて、<u>プラント運転操作</u>の責任者として当該活動を統括する。</p> <p>なお、あらかじめ決められた範囲での<u>運転操作</u>については<u>運転員</u>及び<u>プラント監視班</u>にその実施権限が委譲されているため、<u>プラント監視統括</u>は万一对応に疑義がある場合には是正の指示を行う。</p>	

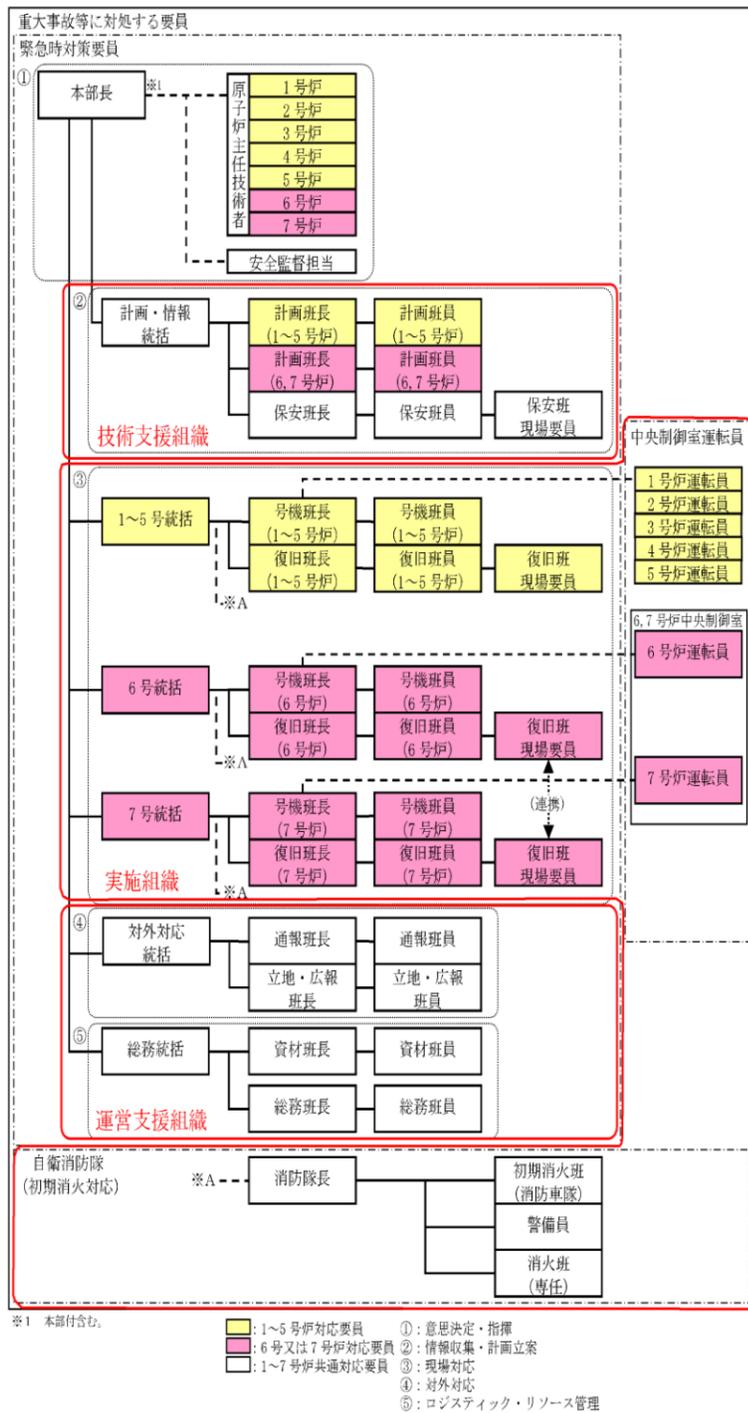
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
		<p>○復旧統括：復旧班の実施するプラント復旧活動に関する報告を踏まえて、プラント復旧活動の責任者として当該活動を統括する。</p> <p>なお、あらかじめ決められた範囲での復旧活動については復旧班にその実施権限が委譲されているため、復旧統括は万一对応に疑義がある場合には是正の指示を行う。</p> <p>また、火災の場合には、自衛消防隊の指揮を行う。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>3. 指揮命令及び情報の流れについて</p> <p>緊急時対策本部において、指揮命令は基本的に本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、例えば同じ号炉の号機班と復旧班等、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班長に委譲されているため、その範囲であれば特に本部長や統括からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、本部長や統括が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>以上のような指揮命令及び情報の流れについて、具合例として以下の2つのケースの場合を示す。</p> <p>(ケース1) 可搬型代替注水ポンプによる6号炉への注水(定められた手順で対応が可能な場合の例: 第3図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧班長(6号炉)の指示の下、6号復旧班が自律的に可搬型代替注水ポンプによる送水を準備、開始する。 ・復旧班長(6号炉)は、6号統括に状況を報告するとともに号機班(6号炉)にも情報を共有する。 ・6号炉当直副長の指示の下、当直が自律的に原子炉压力容器への注水ラインを構成する。 ・号機班長(6号炉)は、6号統括に状況を報告するとともに復旧班(6号炉)にも情報を共有する。 ・号機班長(6号炉)は復旧班から共有された情報をもとに、原子炉压力容器への注水の準備ができたことを当直に連絡する。 ・当直は原子炉压力容器への注水を開始する。 ・号機班長(6号炉)は6号統括に、原子炉压力容器への注水開始を報告する。 		<p>3. 指揮命令及び情報の流れについて</p> <p>緊急時対策本部において、指揮命令は基本的に本部長を頭に、階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方、下位から上位へは、実施事項等が報告される。これとは別に、常に横方向の情報共有が行われ、例えばプラント監視班と復旧班等、連携が必要な班の間には常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>なお、あらかじめ定めた手順の範囲内において、本部長の権限は各統括、班長に委譲されているため、その範囲であれば特に本部長や統括からの指示は要しない。複数号炉にまたがる対応や、あらかじめ定めた手順を超えるような場合には、本部長や統括が判断を行い、各班に実施の指示を行う。</p> <p>以上のような指揮命令及び情報の流れについて、具体例として以下の場合を示す。</p> <p>(具体例) 大量送水車による原子炉压力容器への注水(定められた手順で対応が可能な場合の例: 第3図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復旧統括の指示の下、復旧班が自律的に大量送水車による送水の準備を開始する。 ・復旧班長は、復旧統括に大量送水車の準備状況を報告し、復旧統括はプラント監視統括に情報を共有する。 ・2号当直副長の指示の下、当直が自律的に原子炉压力容器への注水ラインを構成する。 ・プラント監視班長は、プラント監視統括に状況を報告し、プラント監視統括は復旧統括に情報を共有する。 ・復旧班は、2号当直副長の指示により、大量送水車の注水弁開操作を開始する。 ・復旧班は、2号当直副長に注水弁開操作完了を報告する。 ・2号当直副長は、原子炉压力容器への注水が開始されたことをプラント監視班長に報告する。 ・プラント監視班長は、プラント監視統括へ注水弁開操作完了した旨を報告し、プラント監視統括は、報告を受け本部内に情報を共有する。 	

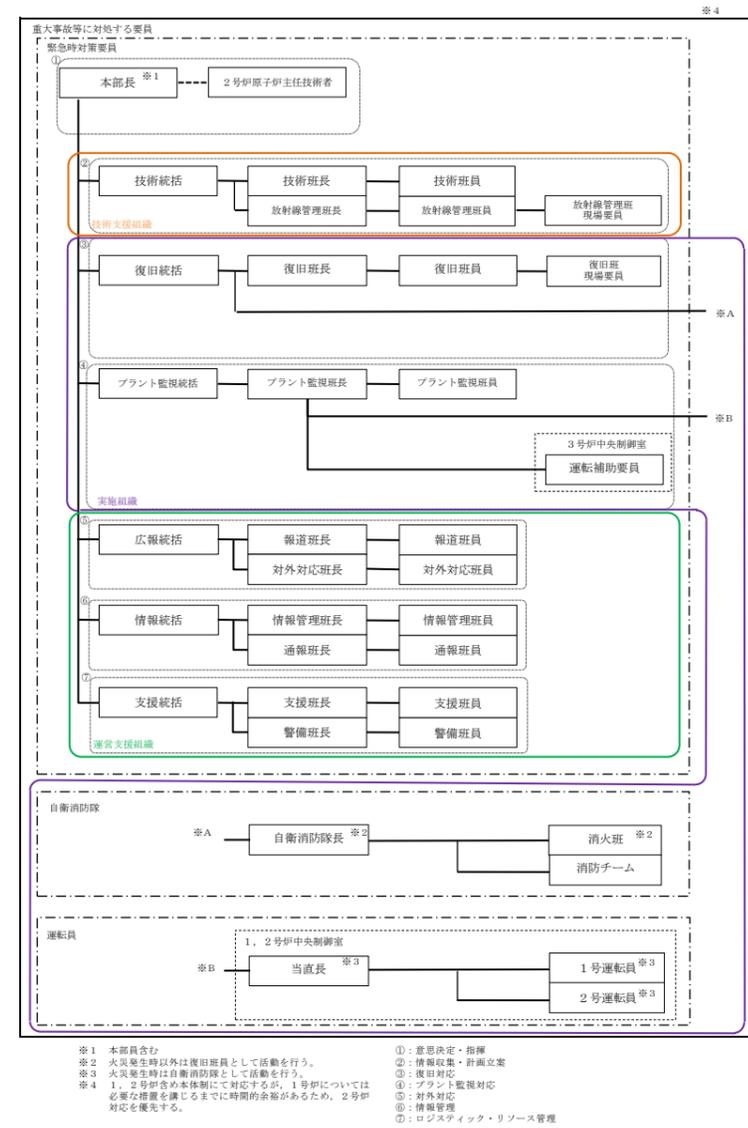
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(ケース2) 複数個所の火災発生 (自衛消防隊の指揮権が委譲される場合の例: 第4 図)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>6号炉での火災消火のため、6号統括が自分の指揮下に入るよう自衛消防隊に命じ出動を指示する。</u> ・ <u>自衛消防隊が6号炉で活動中に1号炉で火災発生。1号炉当直副長は初期消火班にて対応する。</u> ・ <u>両火災の対応の優先度について1~5号統括と6号統括を中心に本部にて協議し、本部長の判断にて「6号炉での消火活動の継続」を決定する。</u> ・ <u>6号炉消火後、6号統括は、自衛消防隊に1号炉へ移動するよう指示し、自衛消防隊の指揮権を1~5号統括に委譲する。</u> ・ <u>自衛消防隊は1~5号統括の指揮の下、1号炉の消火活動を実施する。</u> 			<p>・ 体制の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号機は単号炉申請であり、自衛消防隊は復旧統括の指揮下で活動</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>4. その他</p> <p>(1) 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、<u>上述した体制をベースに、特に初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</u></p> <p>(2) 要員が負傷した際等の代行の考え方</p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、同じ機能を担務する下位の職位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務する（例：復旧班長が負傷した場合は復旧班副班長が代行するか又は統括が兼務する）。</p> <p>具体的な代行者の選定については、上位職の者（例えば班長の代行者については統括）が決定する。</p>		<p>4. その他</p> <p>(1) <u>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の体制</u></p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）については、<u>初動対応に必要な要員を中心に宿直体制をとり、常に必要な要員数を確保することによって事故に対処できるようにする。その後に順次参集する要員によって徐々に体制を拡大していく。</u></p> <p>(2) <u>要員が負傷した際等の代行の考え方</u></p> <p>特に夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において万一何らかの理由で要員が負傷する等により役割が実行できなくなった場合には、平日の勤務時間帯のように十分なバックアップ要員がないことが考えられる。こうした場合には、同じ機能を担務する下位又は同位の職位の要員が代行するか又は上位の職位の要員が下位の職位の要員の職務を兼務する（例：連絡責任者が負傷した場合は、連絡担当者が代行する）。</p> <p>具体的な代行者の選定については、<u>上位職の者が決定する。</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																
第1表 各職位のミッション		第1表 各職位のミッション																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災態勢の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部 (以下「対策本部」という。) の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>安全監督担当</td> <td>・人身安全に関する安全の監督, 本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>計画・情報統括</td> <td>・事故対応方針の立案 ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の予測 ・本部長への技術的進言・助言 (重大事故等対処設備等, 橋内設備の活用)</td> </tr> <tr> <td>計画班</td> <td>・事故対応に必要な情報 (パラメータ, 常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等) の収集, プラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括のサポート</td> </tr> <tr> <td>保安班</td> <td>・発電所内外の放射線・放射能の状況把握, 影響範囲の評価 ・被ばく管理, 汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への助言 ・放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括のサポート</td> </tr> <tr> <td>号機統括</td> <td>・対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作への助言, 可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧の統括</td> </tr> <tr> <td>号機班</td> <td>・当直からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手, 対策本部へインプット ・事故対応手段の選定に関する当直のサポート ・当直からの支援要請に関する号機統括への助言</td> </tr> <tr> <td>当直 (運転員)</td> <td>・重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・中央制御室内監視・操作の実施 ・事故の影響緩和, 拡大防止に関わるプラントの運転操作</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握, 号機統括へインプット ・不具合設備の復旧の実施</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>・初期消火活動 (消防車隊)</td> </tr> <tr> <td>対外対応統括</td> <td>・対外対応活動の統括 ・対外対応情報の収集, 本部長へインプット</td> </tr> <tr> <td>通報班</td> <td>・社外関係機関への通報連絡</td> </tr> <tr> <td>立地・広報班</td> <td>・自治体派遣者の活動状況把握とサポート ・マスコミ対応者への支援</td> </tr> <tr> <td>総務統括</td> <td>・発電所対策本部の運営支援の統括</td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td>・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・原子力緊急事態支援組織からの資器材受入調整</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・要員の呼集, 参集状況の把握, 対策本部へインプット ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・他の班に属さない事項</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災態勢の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部 (以下「対策本部」という。) の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言	安全監督担当	・人身安全に関する安全の監督, 本部長への助言	計画・情報統括	・事故対応方針の立案 ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の予測 ・本部長への技術的進言・助言 (重大事故等対処設備等, 橋内設備の活用)	計画班	・事故対応に必要な情報 (パラメータ, 常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等) の収集, プラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括のサポート	保安班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握, 影響範囲の評価 ・被ばく管理, 汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への助言 ・放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括のサポート	号機統括	・対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作への助言, 可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧の統括	号機班	・当直からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手, 対策本部へインプット ・事故対応手段の選定に関する当直のサポート ・当直からの支援要請に関する号機統括への助言	当直 (運転員)	・重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・中央制御室内監視・操作の実施 ・事故の影響緩和, 拡大防止に関わるプラントの運転操作	復旧班	・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握, 号機統括へインプット ・不具合設備の復旧の実施	自衛消防隊	・初期消火活動 (消防車隊)	対外対応統括	・対外対応活動の統括 ・対外対応情報の収集, 本部長へインプット	通報班	・社外関係機関への通報連絡	立地・広報班	・自治体派遣者の活動状況把握とサポート ・マスコミ対応者への支援	総務統括	・発電所対策本部の運営支援の統括	資材班	・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・原子力緊急事態支援組織からの資器材受入調整	総務班	・要員の呼集, 参集状況の把握, 対策本部へインプット ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・他の班に属さない事項		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職位</th> <th>ミッション</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>・防災体制の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定</td> </tr> <tr> <td>原子炉主任技術者</td> <td>・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言</td> </tr> <tr> <td>技術統括</td> <td>・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価の統括 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成の統括 ・発電所内外の放射線, 放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価 ・原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成</td> </tr> <tr> <td>放射線管理班</td> <td>・発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 ・放射性物質の影響範囲の推定 ・緊急時対策活動に係る立入禁止措置, 退去措置, 除染等の放射線管理 ・重大事故等に対処する要員・逃避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染</td> </tr> <tr> <td>プラント監視統括</td> <td>・事故状況の把握の統括 ・事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言</td> </tr> <tr> <td>プラント監視班</td> <td>・当直 (運転員) からの重要パラメータの入手 ・事故対応手段の選定に関する当直 (運転員) への情報提供</td> </tr> <tr> <td>当直 (運転員)</td> <td>・事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作</td> </tr> <tr> <td>運転補助要員</td> <td>・大規模損壊発生時の運転補助</td> </tr> <tr> <td>復旧統括</td> <td>・可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧及び消火活動の統括</td> </tr> <tr> <td>復旧班</td> <td>・事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 ・不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊</td> <td>・消火活動</td> </tr> <tr> <td>広報統括</td> <td>・報道機関対応支援, 対外対応活動の統括</td> </tr> <tr> <td>報道班</td> <td>・緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援</td> </tr> <tr> <td>対外対応班</td> <td>・自治体からの問合せ対応, 自治体派遣者の支援</td> </tr> <tr> <td>情報統括</td> <td>・関係機関への通報連絡等, 情報管理の統括</td> </tr> <tr> <td>情報管理班</td> <td>・情報の収集, 共有等</td> </tr> <tr> <td>通報班</td> <td>・関係機関への通報連絡等</td> </tr> <tr> <td>支援統括</td> <td>・緊急時対策本部の運営支援, 警備対応の統括</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td>・緊急時対策本部の運営支援 ・重大事故等に対処する要員の人員把握 ・避難誘導 ・資器材及び輸送手段の確保 ・救出・医療活動</td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td>・出入り管理及び警備当局対応 ・緊急車両の誘導</td> </tr> </tbody> </table>	職位	ミッション	本部長	・防災体制の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定	原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言	技術統括	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価の統括 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成の統括 ・発電所内外の放射線, 放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括	技術班	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価 ・原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成	放射線管理班	・発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 ・放射性物質の影響範囲の推定 ・緊急時対策活動に係る立入禁止措置, 退去措置, 除染等の放射線管理 ・重大事故等に対処する要員・逃避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染	プラント監視統括	・事故状況の把握の統括 ・事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言	プラント監視班	・当直 (運転員) からの重要パラメータの入手 ・事故対応手段の選定に関する当直 (運転員) への情報提供	当直 (運転員)	・事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作	運転補助要員	・大規模損壊発生時の運転補助	復旧統括	・可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧及び消火活動の統括	復旧班	・事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 ・不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施	自衛消防隊	・消火活動	広報統括	・報道機関対応支援, 対外対応活動の統括	報道班	・緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援	対外対応班	・自治体からの問合せ対応, 自治体派遣者の支援	情報統括	・関係機関への通報連絡等, 情報管理の統括	情報管理班	・情報の収集, 共有等	通報班	・関係機関への通報連絡等	支援統括	・緊急時対策本部の運営支援, 警備対応の統括	支援班	・緊急時対策本部の運営支援 ・重大事故等に対処する要員の人員把握 ・避難誘導 ・資器材及び輸送手段の確保 ・救出・医療活動	警備班	・出入り管理及び警備当局対応 ・緊急車両の誘導	
職位	ミッション																																																																																		
本部長	・防災態勢の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部 (以下「対策本部」という。) の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																																																																		
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言																																																																																		
安全監督担当	・人身安全に関する安全の監督, 本部長への助言																																																																																		
計画・情報統括	・事故対応方針の立案 ・プラントパラメータ等の把握とプラント状態の予測 ・本部長への技術的進言・助言 (重大事故等対処設備等, 橋内設備の活用)																																																																																		
計画班	・事故対応に必要な情報 (パラメータ, 常設設備の状況・可搬型設備の準備状況等) の収集, プラント状態の進展予測・評価 ・プラント状態の進展予測・評価結果の事故対応方針への反映 ・アクシデントマネジメントの専門知識に関する計画・情報統括のサポート																																																																																		
保安班	・発電所内外の放射線・放射能の状況把握, 影響範囲の評価 ・被ばく管理, 汚染拡大防止措置に関する緊急時対策要員への指示 ・影響範囲の評価に基づく対応方針に関する計画・情報統括への助言 ・放射線の影響の専門知識に関する計画・情報統括のサポート																																																																																		
号機統括	・対象号炉に関する事故の影響緩和・拡大防止に関わるプラント設備の運転操作への助言, 可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧の統括																																																																																		
号機班	・当直からの重要パラメータ及び常設設備の状況の入手, 対策本部へインプット ・事故対応手段の選定に関する当直のサポート ・当直からの支援要請に関する号機統括への助言																																																																																		
当直 (運転員)	・重要パラメータ及び常設設備の状況把握と操作 ・中央制御室内監視・操作の実施 ・事故の影響緩和, 拡大防止に関わるプラントの運転操作																																																																																		
復旧班	・事故の影響緩和・拡大防止に関わる可搬型設備の準備と操作 ・可搬型設備の準備状況の把握, 号機統括へインプット ・不具合設備の復旧の実施																																																																																		
自衛消防隊	・初期消火活動 (消防車隊)																																																																																		
対外対応統括	・対外対応活動の統括 ・対外対応情報の収集, 本部長へインプット																																																																																		
通報班	・社外関係機関への通報連絡																																																																																		
立地・広報班	・自治体派遣者の活動状況把握とサポート ・マスコミ対応者への支援																																																																																		
総務統括	・発電所対策本部の運営支援の統括																																																																																		
資材班	・資材の調達及び輸送に関する一元管理 ・原子力緊急事態支援組織からの資器材受入調整																																																																																		
総務班	・要員の呼集, 参集状況の把握, 対策本部へインプット ・食料・被服の調達 ・宿泊関係の手配 ・医療活動 ・所内の警備指示 ・一般入所者の避難指示 ・物的防護施設の運用指示 ・他の班に属さない事項																																																																																		
職位	ミッション																																																																																		
本部長	・防災体制の発令, 変更の決定 ・緊急時対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定																																																																																		
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督, 本部長への助言																																																																																		
技術統括	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価の統括 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成の統括 ・発電所内外の放射線, 放射性物質濃度の状況把握に係る測定の統括																																																																																		
技術班	・原子炉の運転に関するデータの収集, 分析及び評価 ・原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 ・原子炉の運転に関する具体的復旧方法, 工程等作成																																																																																		
放射線管理班	・発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る測定 ・放射性物質の影響範囲の推定 ・緊急時対策活動に係る立入禁止措置, 退去措置, 除染等の放射線管理 ・重大事故等に対処する要員・逃避者の線量評価及び汚染拡大防止措置・除染																																																																																		
プラント監視統括	・事故状況の把握の統括 ・事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言																																																																																		
プラント監視班	・当直 (運転員) からの重要パラメータの入手 ・事故対応手段の選定に関する当直 (運転員) への情報提供																																																																																		
当直 (運転員)	・事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作																																																																																		
運転補助要員	・大規模損壊発生時の運転補助																																																																																		
復旧統括	・可搬型設備を用いた対応, 不具合設備の復旧及び消火活動の統括																																																																																		
復旧班	・事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対処設備の準備と操作 ・不具合設備の応急措置のための復旧作業方法の作成及び復旧作業の実施																																																																																		
自衛消防隊	・消火活動																																																																																		
広報統括	・報道機関対応支援, 対外対応活動の統括																																																																																		
報道班	・緊急時対策本部が行う報道機関対応の支援																																																																																		
対外対応班	・自治体からの問合せ対応, 自治体派遣者の支援																																																																																		
情報統括	・関係機関への通報連絡等, 情報管理の統括																																																																																		
情報管理班	・情報の収集, 共有等																																																																																		
通報班	・関係機関への通報連絡等																																																																																		
支援統括	・緊急時対策本部の運営支援, 警備対応の統括																																																																																		
支援班	・緊急時対策本部の運営支援 ・重大事故等に対処する要員の人員把握 ・避難誘導 ・資器材及び輸送手段の確保 ・救出・医療活動																																																																																		
警備班	・出入り管理及び警備当局対応 ・緊急車両の誘導																																																																																		



第1図 柏崎刈羽原子力発電所 原子力防災組織 体制図



第1図 島根原子力発電所 原子力防災組織 体制図

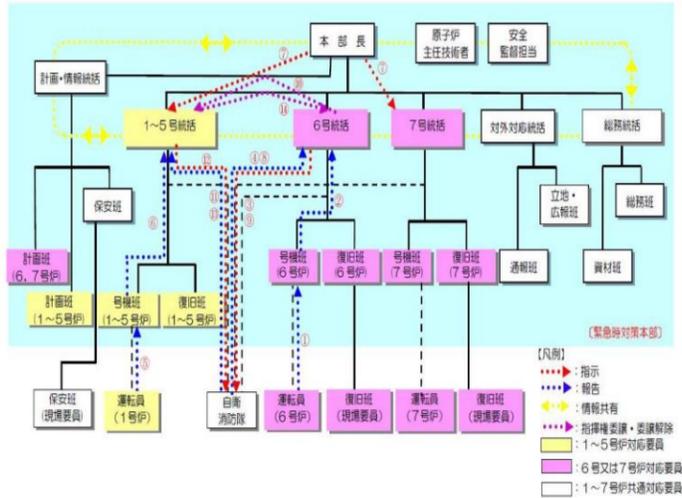
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>基本的な緊急時対策本部の体制</p> <p>プラントが事前の想定を超え、2基を超えるプラントで本部長が統括に対して直接の指示を行う必要が生じた場合の体制</p> <p>第2図 柏崎刈羽原子力発電所 緊急時対策本部体制 (概要)</p>			<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、廃止措置号炉である 1号炉との同時発災が発生した場合においても 2号炉体制で対応する</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)

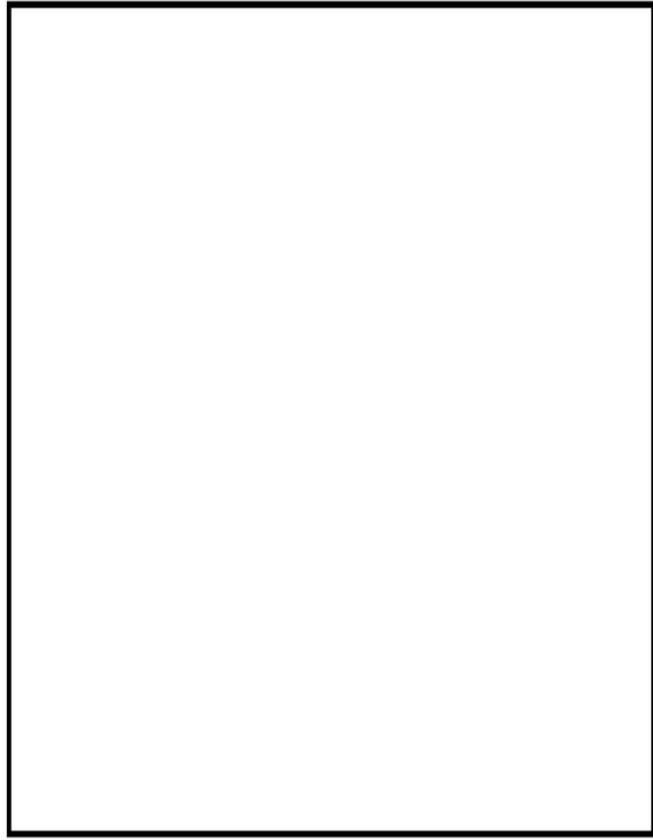
東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)

島根原子力発電所 2号炉

備考

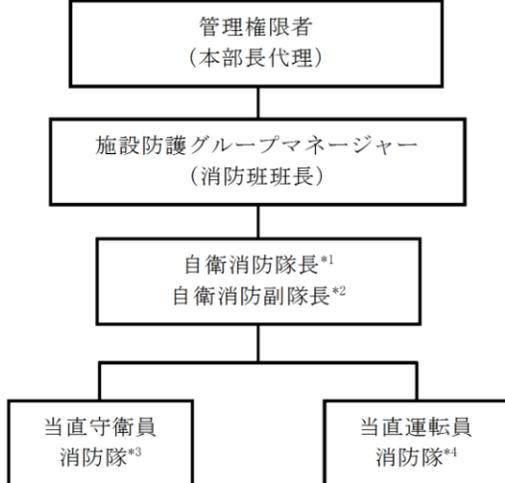


指示・命令の流れ (例: 6号炉で火災が発生し、その後1号炉で火災が発生した場合)



第4図 火災発生時(2箇所の場合)の対応と情報の流れ(例)

・体制の相違
【柏崎 6/7】
 島根 2号炉は単号炉申請であり、自衛消防隊は復旧統括の指揮下で活動(複数同時火災発生時の対応については、別紙2に記載する)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																					
<p style="text-align: right;">別紙3</p> <p style="text-align: center;">自衛消防隊の体制について</p> <p>1. 自衛消防隊の体制</p> <p>自衛消防隊の体制を第1表に記す。</p> <p>火災が発生した際、発電所内に常駐している消防隊長及び初期消火班による初期消火活動が行われる。その後、参集した消火班も加わった自衛消防体制が構築される。</p> <p style="text-align: center;">第1表 自衛消防隊編成表 (現場指揮本部)</p> <table border="1" data-bbox="172 850 914 1759"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>所属等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防隊長 (1)</td> <td>平日の勤務時間帯：①防災安全GM ②防災安全担当 ③運転管理担当 夜間及び休日：自衛消防隊専属の宿直者</td> <td>①現場指揮本部の責任者 ②消火活動全体の指揮 ③当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">初期消火班 (15) (16)^{*1}</td> <td>当直長 (1)^{*2} 1号炉[1] 2号炉[1] 3号炉[1] 4号炉[1] 5号炉[1] 6,7号炉[1]</td> <td>計 6名 ①公設消防への通報 (発電関連設備) ②運転員 (初期消火要員) への初期消火指示 ③プラントの情報提供, 消防活動の情報共有 (当直長は現場での消火活動のメンバーには属さない)</td> </tr> <tr> <td>運転員 (3)^{*2} 1号炉[3] 2号炉[2]^{*3} 3号炉[2]^{*3} 4号炉[2]^{*3} 5号炉[2]^{*3} 6,7号炉[3] (4)^{*5}</td> <td>計 14名 ①屋内・屋外での消火活動 (発電関連設備) ②当該現場での消火戦略検討・指揮 (現場支援担当又は当直主任) ③火災発生場所での消火活動の指揮 (現場支援担当又は当直主任) ④火災発生現場 (建屋内) への公設消防誘導・説明</td> </tr> <tr> <td>正門警備員 (2)^{*6}</td> <td>①屋内・屋外での消火活動 (その他区域) ②火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導</td> </tr> <tr> <td>放射線測定要員・放射線測定当番 (2) 消防車隊</td> <td>放射線量測定 防護・副防護本部警備員 (1) 委託員 (6) 指揮者から消防車隊への指示伝達係 屋内・屋外での消火活動</td> </tr> <tr> <td>消火班 (30)</td> <td>副班長：専任 (2), 兼任可 (1) 班員：専任 (16), 兼務可 (11) (専任) 消火専任の要員 (兼務) 機能班との兼務可</td> <td>【参集状況に応じ、現場にて副班長が役割分担を指名】 ●消火係 ①消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ●現場整理・資機材搬送係 ①現場交通整理 (公設消防車両の誘導) ②火災現場保存 (関係者以外の立入規制含む) ③消火活動資機材の運搬 (現場指揮本部機材含む) ●情報係 ①発電所本部への情報連絡 ②火災現場での情報収集・記録 ●救護係 ①負傷者の救護 ②総務班医療係到着までの介護</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は人数</p>	構成	所属等	役割	消防隊長 (1)	平日の勤務時間帯：①防災安全GM ②防災安全担当 ③運転管理担当 夜間及び休日：自衛消防隊専属の宿直者	①現場指揮本部の責任者 ②消火活動全体の指揮 ③当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)	初期消火班 (15) (16) ^{*1}	当直長 (1) ^{*2} 1号炉[1] 2号炉[1] 3号炉[1] 4号炉[1] 5号炉[1] 6,7号炉[1]	計 6名 ①公設消防への通報 (発電関連設備) ②運転員 (初期消火要員) への初期消火指示 ③プラントの情報提供, 消防活動の情報共有 (当直長は現場での消火活動のメンバーには属さない)	運転員 (3) ^{*2} 1号炉[3] 2号炉[2] ^{*3} 3号炉[2] ^{*3} 4号炉[2] ^{*3} 5号炉[2] ^{*3} 6,7号炉[3] (4) ^{*5}	計 14名 ①屋内・屋外での消火活動 (発電関連設備) ②当該現場での消火戦略検討・指揮 (現場支援担当又は当直主任) ③火災発生場所での消火活動の指揮 (現場支援担当又は当直主任) ④火災発生現場 (建屋内) への公設消防誘導・説明	正門警備員 (2) ^{*6}	①屋内・屋外での消火活動 (その他区域) ②火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導	放射線測定要員・放射線測定当番 (2) 消防車隊	放射線量測定 防護・副防護本部警備員 (1) 委託員 (6) 指揮者から消防車隊への指示伝達係 屋内・屋外での消火活動	消火班 (30)	副班長：専任 (2), 兼任可 (1) 班員：専任 (16), 兼務可 (11) (専任) 消火専任の要員 (兼務) 機能班との兼務可	【参集状況に応じ、現場にて副班長が役割分担を指名】 ●消火係 ①消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ●現場整理・資機材搬送係 ①現場交通整理 (公設消防車両の誘導) ②火災現場保存 (関係者以外の立入規制含む) ③消火活動資機材の運搬 (現場指揮本部機材含む) ●情報係 ①発電所本部への情報連絡 ②火災現場での情報収集・記録 ●救護係 ①負傷者の救護 ②総務班医療係到着までの介護	<p style="text-align: right;">別紙1</p> <p style="text-align: center;">自衛消防隊の体制について</p> <p>1. 自衛消防隊の体制</p> <p>(1) 自衛消防隊の編成</p> <p>東海第二発電所の建屋内外及び周辺防護区域において火災が発生した場合、発電所構内に常駐している当直守衛員及び当直 (運転員) が、自衛消防隊 (内訳：自衛消防隊長1名、自衛消防副隊長1名及び消火担当7名) を編成し、初期消火活動を行う。(図1, 表1)</p> <p>また、火災発生時は、施設防護グループマネージャーが当直守衛員消防隊を出勤させ初期消火活動を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD A[管理権限者 (本部長代理)] --> B[施設防護グループマネージャー (消防班班長)] B --> C[自衛消防隊長*1 自衛消防副隊長*2] C --> D[当直守衛員 消防隊*3] C --> E[当直運転員 消防隊*4] </pre> </div> <p style="text-align: center;">図1 自衛消防隊の編成</p> <p>注：() 内は、災害対策本部設置後の体制を示す。 *1 現場指揮者(夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) は宿直当番者対応) *2 現場連絡責任者(夜間及び休日 (平日の勤務時間帯以外) は宿直当番者対応) *3 構内全域における初期消火活動等 *4 東海第二発電所の管理区域及び周辺防護区域内における初期消火活動等</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">自衛消防隊の体制について</p> <p>1. 自衛消防隊の体制</p> <p>自衛消防隊の体制を第1表に記す。</p> <p>火災が発生した際、発電所内に常駐している自衛消防隊長及び初期消火要員による初期消火活動が行われる。その後、参集した消火班も加わった自衛消防体制が構築される。</p> <p style="text-align: center;">第1表 自衛消防隊編成表</p> <table border="1" data-bbox="1751 850 2493 1533"> <thead> <tr> <th>構成</th> <th>所属等</th> <th>役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛消防隊長 (1)</td> <td>【平日昼間】 ① 保修部課長 (保修管理) ② 保修部課長 (保修技術) ③ 保修部課長 (建築) 【夜間及び休日】 自衛消防隊専属の宿直者</td> <td>① 自衛消防隊の責任者 ② 消火活動全体の指揮 ③ 当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④ 公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">初期消火要員 (11)</td> <td>当直長 (1)</td> <td>① 公設消防への通報 ② 自衛消防隊長, 消防チームへの連絡 ③ 運転員への初期消火指示 ④ プラントの情報提供, 消火活動の情報共有 (当直長は、現場での消火活動のメンバーには属さない)</td> </tr> <tr> <td>運転員 (2)</td> <td>① 火災現場での消火活動 ② 火災現場での消火戦略検討 ③ 火災現場 (屋内) への公設消防誘導・説明 ④ 放射線量測定</td> </tr> <tr> <td>連絡責任者 (1)</td> <td>関係者への連絡</td> </tr> <tr> <td>誘導員 (1)</td> <td>火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導</td> </tr> <tr> <td>消防チーム (6)</td> <td>屋内・屋外での消火活動</td> </tr> <tr> <td>【平日昼間】 消火班：班長 (1), 班員 (7) 【夜間・休日昼間】 給水・送水確保要員 (6) ^{*1}</td> <td></td> <td>【参集状況に応じ、班長が役割分担を指名】 ① 消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ② 緊急時対策本部への情報連絡 ③ 火災発生現場での情報収集・記録</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は人数</p>	構成	所属等	役割	自衛消防隊長 (1)	【平日昼間】 ① 保修部課長 (保修管理) ② 保修部課長 (保修技術) ③ 保修部課長 (建築) 【夜間及び休日】 自衛消防隊専属の宿直者	① 自衛消防隊の責任者 ② 消火活動全体の指揮 ③ 当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④ 公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)	初期消火要員 (11)	当直長 (1)	① 公設消防への通報 ② 自衛消防隊長, 消防チームへの連絡 ③ 運転員への初期消火指示 ④ プラントの情報提供, 消火活動の情報共有 (当直長は、現場での消火活動のメンバーには属さない)	運転員 (2)	① 火災現場での消火活動 ② 火災現場での消火戦略検討 ③ 火災現場 (屋内) への公設消防誘導・説明 ④ 放射線量測定	連絡責任者 (1)	関係者への連絡	誘導員 (1)	火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導	消防チーム (6)	屋内・屋外での消火活動	【平日昼間】 消火班：班長 (1), 班員 (7) 【夜間・休日昼間】 給水・送水確保要員 (6) ^{*1}		【参集状況に応じ、班長が役割分担を指名】 ① 消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ② 緊急時対策本部への情報連絡 ③ 火災発生現場での情報収集・記録
構成	所属等	役割																																						
消防隊長 (1)	平日の勤務時間帯：①防災安全GM ②防災安全担当 ③運転管理担当 夜間及び休日：自衛消防隊専属の宿直者	①現場指揮本部の責任者 ②消火活動全体の指揮 ③当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)																																						
初期消火班 (15) (16) ^{*1}	当直長 (1) ^{*2} 1号炉[1] 2号炉[1] 3号炉[1] 4号炉[1] 5号炉[1] 6,7号炉[1]	計 6名 ①公設消防への通報 (発電関連設備) ②運転員 (初期消火要員) への初期消火指示 ③プラントの情報提供, 消防活動の情報共有 (当直長は現場での消火活動のメンバーには属さない)																																						
	運転員 (3) ^{*2} 1号炉[3] 2号炉[2] ^{*3} 3号炉[2] ^{*3} 4号炉[2] ^{*3} 5号炉[2] ^{*3} 6,7号炉[3] (4) ^{*5}	計 14名 ①屋内・屋外での消火活動 (発電関連設備) ②当該現場での消火戦略検討・指揮 (現場支援担当又は当直主任) ③火災発生場所での消火活動の指揮 (現場支援担当又は当直主任) ④火災発生現場 (建屋内) への公設消防誘導・説明																																						
	正門警備員 (2) ^{*6}	①屋内・屋外での消火活動 (その他区域) ②火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導																																						
	放射線測定要員・放射線測定当番 (2) 消防車隊	放射線量測定 防護・副防護本部警備員 (1) 委託員 (6) 指揮者から消防車隊への指示伝達係 屋内・屋外での消火活動																																						
消火班 (30)	副班長：専任 (2), 兼任可 (1) 班員：専任 (16), 兼務可 (11) (専任) 消火専任の要員 (兼務) 機能班との兼務可	【参集状況に応じ、現場にて副班長が役割分担を指名】 ●消火係 ①消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ●現場整理・資機材搬送係 ①現場交通整理 (公設消防車両の誘導) ②火災現場保存 (関係者以外の立入規制含む) ③消火活動資機材の運搬 (現場指揮本部機材含む) ●情報係 ①発電所本部への情報連絡 ②火災現場での情報収集・記録 ●救護係 ①負傷者の救護 ②総務班医療係到着までの介護																																						
構成	所属等	役割																																						
自衛消防隊長 (1)	【平日昼間】 ① 保修部課長 (保修管理) ② 保修部課長 (保修技術) ③ 保修部課長 (建築) 【夜間及び休日】 自衛消防隊専属の宿直者	① 自衛消防隊の責任者 ② 消火活動全体の指揮 ③ 当直長への消火活動の情報提供・プラント情報の共有 ④ 公設消防窓口 (プラント状況・消火活動の情報提供)																																						
初期消火要員 (11)	当直長 (1)	① 公設消防への通報 ② 自衛消防隊長, 消防チームへの連絡 ③ 運転員への初期消火指示 ④ プラントの情報提供, 消火活動の情報共有 (当直長は、現場での消火活動のメンバーには属さない)																																						
	運転員 (2)	① 火災現場での消火活動 ② 火災現場での消火戦略検討 ③ 火災現場 (屋内) への公設消防誘導・説明 ④ 放射線量測定																																						
	連絡責任者 (1)	関係者への連絡																																						
	誘導員 (1)	火災発生現場 (構内全域) への公設消防誘導																																						
	消防チーム (6)	屋内・屋外での消火活動																																						
【平日昼間】 消火班：班長 (1), 班員 (7) 【夜間・休日昼間】 給水・送水確保要員 (6) ^{*1}		【参集状況に応じ、班長が役割分担を指名】 ① 消火活動 (消火器・屋外消火栓等の使用) ② 緊急時対策本部への情報連絡 ③ 火災発生現場での情報収集・記録																																						

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																		
<p>※1: 1~5号炉は各号炉15名で構成。6,7号炉は通常15名, 6,7号炉同時火災では16名で構成。</p> <p>※2: 発電関連設備での火災発生時が対象, []内は各号炉の初期消火要員。</p> <p>※3: 単独火災発生時は1号炉初期消火要員1名を補充。</p> <p>※4: 単独火災発生時は6,7号炉初期消火要員1名を補充。</p> <p>※5: 6,7号炉のいずれか一方の号炉の火災では3名で活動。6,7号炉同時火災では運転員1名を補充し4名で活動。</p> <p>※6: 初期消火班の正門警備員(2)は, 発電所周辺警備を行うために正門警備所(防火帯外側)に常駐しており, 森林火災発生時には, 公設消防を火災現場に誘導する。なお, 火災の影響がおよぶ場合には安全な場所へ待避する。</p> <p>用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電関連設備 周辺防護区域内において, 原子力発電所の運転等に直接関係する建物(原子炉建屋等), 防護区域外であっては水処理建屋, 15.4kV変電所, 6.6kV開閉所, 給水建屋等の運転員の監視区域の建物等をいう。 ・その他区域 発電関連設備以外で, 発電所敷地内にある当社所有の建物(事務本館, 免震重要棟, 防護本部, 副防護本部, サービスホール, 技能訓練棟, 原子炉保修訓練棟, 予備品倉庫(大湊), 発電倉庫(大湊)等), 高台保管場所, 森林, 伐採木仮置き場等をいう。 	<p>表1 初期消火活動のための要員と主な役割</p> <table border="1" data-bbox="955 268 1700 856"> <thead> <tr> <th>初期消火活動の要員</th> <th>消火活動における担当(人数)</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当直発電長 当直守衛員</td> <td>通報連絡責任者 (1名)</td> <td>・消防機関への通報 ・所内関係者への連絡及び出動指示</td> </tr> <tr> <td>当直運転員 当直守衛員</td> <td>連絡担当 (1名)</td> <td>・火災現場への移動及び状況確認 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・可能な範囲での初期消火</td> </tr> <tr> <td>自衛消防隊長 (技術系管理職)</td> <td>現場指揮者 (1名)</td> <td>・出動の準備/火災現場への移動 ・火災状況の把握 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・火災現場での消火活動の指揮</td> </tr> <tr> <td>自衛消防副隊長 (管理職)</td> <td>現場連絡責任者 (1名)</td> <td>・消防機関への情報提供 ・消防機関の現場誘導</td> </tr> <tr> <td>当直守衛員</td> <td>消火担当 (7名)</td> <td>・出動の準備/火災現場への移動 ・消防自動車, 消火器, 消火栓等による消火活動</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 火災発生時の消火活動要員の動き</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)と, 平日勤務時間帯における火災発生時の消火活動に係る要員の動きを表2に示す。夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の時間帯についても, 現場の監視及び消火活動は十分に対応可能である。以下に詳細を記載する。</p> <p>東海第二発電所当直(運転員)は東海第二発電所管理区域(建屋内外)及び周辺防護区域を所掌とし, また, 当直守衛員は屋外全般を所掌として, 火災発生時には初期消火対応及び公設消防への連絡を行う。</p> <p>初動対応において出動要請を受けた自衛消防隊は, 初期消火に引き続いて消火対応を行い, 公設消防の到着後は公設消防の指揮下で消火対応を行う。</p>	初期消火活動の要員	消火活動における担当(人数)	主な役割	当直発電長 当直守衛員	通報連絡責任者 (1名)	・消防機関への通報 ・所内関係者への連絡及び出動指示	当直運転員 当直守衛員	連絡担当 (1名)	・火災現場への移動及び状況確認 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・可能な範囲での初期消火	自衛消防隊長 (技術系管理職)	現場指揮者 (1名)	・出動の準備/火災現場への移動 ・火災状況の把握 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・火災現場での消火活動の指揮	自衛消防副隊長 (管理職)	現場連絡責任者 (1名)	・消防機関への情報提供 ・消防機関の現場誘導	当直守衛員	消火担当 (7名)	・出動の準備/火災現場への移動 ・消防自動車, 消火器, 消火栓等による消火活動	<p>※1 重大事故等対応中に発電所敷地内で復旧班の現場操作を妨げるような火災が発生した場合, 自衛消防隊長の指揮のもと, 消火活動を行う。</p>	
初期消火活動の要員	消火活動における担当(人数)	主な役割																			
当直発電長 当直守衛員	通報連絡責任者 (1名)	・消防機関への通報 ・所内関係者への連絡及び出動指示																			
当直運転員 当直守衛員	連絡担当 (1名)	・火災現場への移動及び状況確認 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・可能な範囲での初期消火																			
自衛消防隊長 (技術系管理職)	現場指揮者 (1名)	・出動の準備/火災現場への移動 ・火災状況の把握 ・現場状況の所内関係者への伝達 ・火災現場での消火活動の指揮																			
自衛消防副隊長 (管理職)	現場連絡責任者 (1名)	・消防機関への情報提供 ・消防機関の現場誘導																			
当直守衛員	消火担当 (7名)	・出動の準備/火災現場への移動 ・消防自動車, 消火器, 消火栓等による消火活動																			

自衛消防隊は、隊長、副隊長（夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）は、訓練により力量を確保している宿直当番者）及び当直守衛員9人により構成される。消火担当7人により、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を同時に使用した消火活動が可能である。

当直（運転員）及び当直守衛員が、各々の所掌において火災を発見した場合は、上記のとおり初期消火対応及び公設消防への連絡を行うとともに、当直（運転員）と当直守衛員の間で迅速に情報共有する。

表2 火災発生時の消火活動要員の動き

夜間及び休日 (平日勤務時間帯を除く)	所掌	活動場所	時系列					本部体制の所属			
			初動対応			自衛消防隊到着後	公設消防の現場誘導	初動体制	全体体制		
			現場確認	119通報	自衛消防隊出動要請						
災害対策本部 (初期消火活動要員) (39名)の要員	当直発電長 (通報連絡責任者)	1 東海第二発電所内部	MCR	●	●				当直	当直	
	当直運転員 (連絡担当)	1 東海第二発電所内部	MCR～火災現場	●		●			当直	当直	
	自衛消防隊 (前指当番)	自衛消防隊長 (現場指揮者)	1 東海第二発電所内部	火災現場						消防班	消防班
		自衛消防副隊長 (現場連絡責任者, 1名)	8 東海第二発電所内部・屋外	現場指揮本部				消火対応 ^{※3}	●		
		当直守衛員 ^{※1} (消火担当, 7名)	8 東海第二発電所内部・屋外	火災現場							
	当直守衛員 (通報連絡責任者)	2 屋外	監視所		●	●		対応継続 ^{※4}			
当直守衛員 (連絡担当)	2 屋外	監視所～火災現場	●			●					

平日勤務時間帯	所掌	活動場所	時系列					本部体制の所属			
			初動対応			自衛消防隊到着後	公設消防の現場誘導	初動体制	全体体制		
			現場確認	119通報	自衛消防隊出動要請						
災害対策本部 (初期消火活動要員) (39名)の要員	当直発電長 (通報連絡責任者)	1 東海第二発電所内部	MCR	●	●				当直	当直	
	当直運転員 (連絡担当)	1 東海第二発電所内部	MCR～火災現場	●		●			当直	当直	
	自衛消防隊 (前指当番)	自衛消防隊長 (現場指揮者)	1 東海第二発電所内部	火災現場						消防班	消防班
		自衛消防副隊長 (現場連絡責任者, 1名)	8 東海第二発電所内部・屋外	現場指揮本部				消火対応 ^{※3}	●		
		当直守衛員 ^{※1} (消火担当, 7名)	8 東海第二発電所内部・屋外	火災現場							
	当直守衛員 (通報連絡責任者)	2 屋外	監視所		●	●		対応継続 ^{※4}			
当直守衛員 (連絡担当)	2 屋外	監視所～火災現場	●			●					

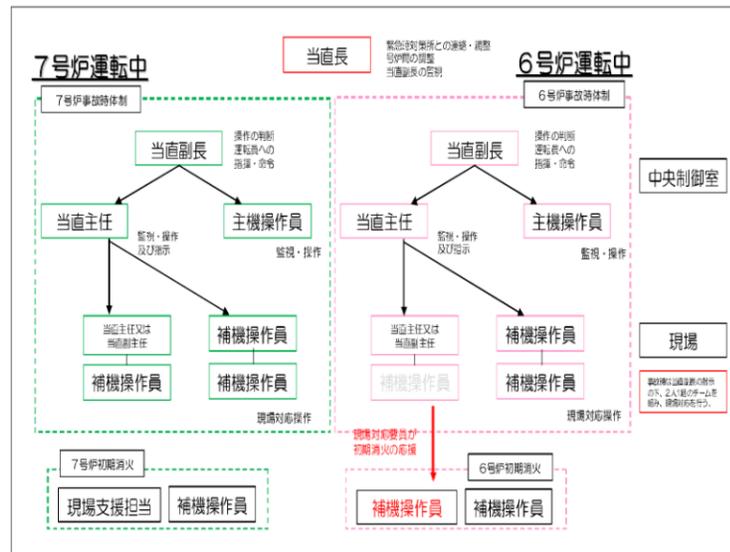
※1 自衛消防隊のうち当直守衛員(7名)は消防車操作の力量を有する
 ※2 当直発電長及び当直運転員は中央制御室にてフロント運転対応に移行
 ※3 自衛消防隊長：火災現場で消火活動の指揮、自衛消防副隊長以下8名：火災現場等で消火対応
 ※4 通報連絡責任者：監視所で連絡の指揮、連絡担当：他火災の連絡業務に備える

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. <u>6号及び7号炉の重大事故発生時における複数同時火災時の対応</u></p> <p>緊急時対応中に<u>6号及び7号炉で火災が発生し同時に消火活動が必要になった場合の対応について示す。6号及び7号炉の同時火災については、6号及び7号炉のそれぞれの建屋本館内部(6号及び7号炉で計2箇所)での火災(以下「内部火災」という。)</u>のケースと、<u>発電所敷地内での火災(以下「外部火災」という。)</u>が2箇所が発生したケースの2ケースを示す。</p> <p>2-1. <u>内部火災の場合</u></p> <p>(1) <u>前提条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応の最中に、<u>6号及び7号炉で原因の特定されない同時火災を想定する。</u> 火災の発生防止対策、感知・消火対策を実施していることから、<u>初期消火要員が対応する火災は、原子炉建屋、タービン建屋等の可燃物が少ない火災区域で発生し消火器で短時間に消火できる規模の火災を想定する。</u> 緊急時対応において、<u>運転員の現場操作に際して消火活動が必要な火災に対しては、運転員の一部を活用する。</u> 原子炉の運転状態として、<u>6号及び7号炉共に運転中、片方運転・片方停止、両方停止を想定し、各運転状態における運転員の人数を前提とする。</u> 	<p>(3) <u>消火活動用資機材及び水源</u></p> <p><u>東海第二発電所の消火活動用資機材の種類及び水源を以下に示す。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・屋外消火栓(水源:防火水槽及び原水タンク)(東海発電所と共用)</u> <u>・屋内消火栓(水源:ろ過水タンク及び多目的タンク)</u> <u>・消火器</u> <u>・化学消防自動車(1台)及び水槽付消防ポンプ自動車(1台)</u> <p>2. <u>重大事故等時における複数同時火災時の対応</u></p> <p>(1) <u>概要</u></p> <p><u>東海第二発電所敷地内において同時に複数箇所で火災が発生した場合、災害対策本部の確立前については、当直発電長は火災によるアクセスルート及び重大事故等対応に及ぼす影響等を考慮して消火活動の優先度を判断し、自衛消防隊を出動させ消火活動に当たらせる。災害対策本部の確立後については、当直発電長からの報告を受けた本部長代理が、上記と同様の観点から消火活動の優先度を判断し、自衛消防隊を出動させ消火活動に当たらせる。</u></p> <p><u>東海第二発電所敷地内において同時に複数箇所で火災が発生した場合の対応の例として、東海第二発電所の建屋内部の2箇所での同時火災のケース(以下「建屋内同時火災」という。)</u>及び<u>東海第二発電所敷地内(屋外)の2箇所での同時火災のケース(以下「屋外同時火災」という。)</u>について以下に示す。</p> <p>(2) <u>建屋内同時火災</u></p> <p>a. <u>前提条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・重大事故等の対応中に、東海第二発電所建屋内で原因を特定しない同時火災が発生することを想定する。</u> <u>・建屋内同時火災が発生した場合、当直運転員は初期消火活動に当たる。しかし、自衛消防隊が消火現場に到着し、当直運転員から消火活動を交替する場合や、火災によるアクセスルートや重大事故等対応に及ぼす影響の程度によっては、当直発電長の判断により、当直運転員が重大事故等の現場対応操作を優先する。</u> <u>・建屋内の火災であるため、消火活動は建屋内の消火器、消火栓を使用する。</u> 	<p>2. <u>重大事故等発生時における複数同時火災時の対応</u></p> <p>緊急時対応中に<u>島根原子力発電所構内において火災が発生し、消火活動が必要になった場合の対応について示す。火災については、建物本館内部での火災(以下「内部火災」という。)</u>が2箇所が発生したケースと、<u>発電所敷地内での火災(以下「外部火災」という。)</u>が2箇所が発生したケースの2ケースを示す。</p> <p>2.1 <u>内部火災の場合</u></p> <p>(1) <u>前提条件</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応の最中に、<u>建物本館内部で原因の特定されない同時火災を想定する。</u> 火災の発生防止対策、感知・消火対策を実施していることから、<u>初期消火要員が対応する火災は、原子炉建物、タービン建物等の可燃物が少ない火災区域で発生し消火器で短期間に消火できる規模の火災を想定する。</u> 緊急時対応において、<u>運転員の現場操作に際して消火活動が必要な火災に対しては、運転員の一部を活用する。</u> 原子炉の運転状態として、<u>2号炉運転中及び停止中を想定し、各運転状態における運転員の人数を前提とする。</u> 	

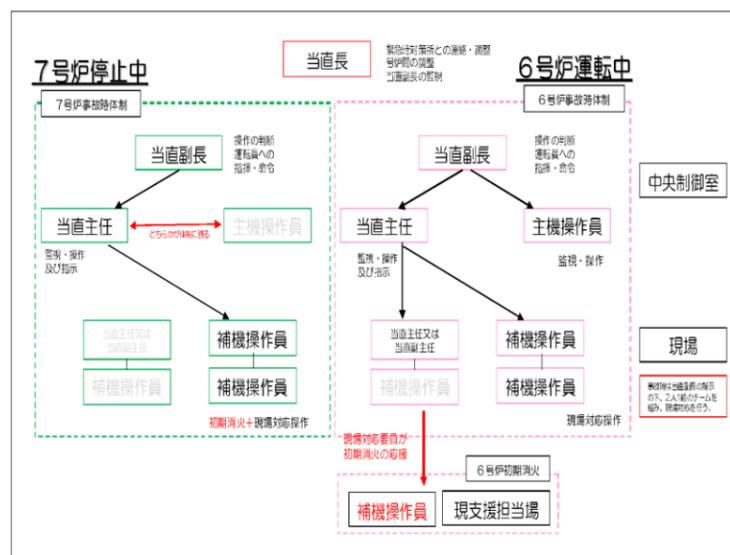
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(2) 内部火災での対応及び体制</p> <p>6号及び7号炉での同時火災に対する対応フローを第1図に、初期消火要員の体制を第2図に、運転員の体制を第3図～第5図に示す。</p> <p>当直長は、火災の状況を含めプラント状況の把握や緊急時対策本部との連絡を行っていることから、初期消火活動の指示と現場指揮本部設置までの活動の指揮を執る。消防隊長は、号機統括の指示を受け、速やかに現場指揮本部を設置するとともに、設置後は消火活動の指揮を執る。指揮権の委譲の際には、当直長と現場指揮者から状況説明を受ける。その後は、現場指揮者から直接的、間接的に適宜状況報告を受け両方の火災対応の指揮を執るとともに、緊急時対策本部との連絡を行う。</p> <p>消火体制については、6号及び7号炉同時火災発生に対応するために、初期消火要員として選任されている運転員、消防車隊員(委託)で2班を編成する。初期消火要員に選任されている運転員は原子炉の運転状態に依らず通常3名(運転中は専任、1ないし2プラント停止中は1名専任2名兼任)であることから、他の運転員1名を初期消火要員に充て、1班当たり運転員2名、消防車隊3名の計5名で初期消火活動を行う。</p> <p>なお、建屋内での火災発生に対して、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域で煙充満や放射線の影響により消火活動が困難となる区域は、固定式消火設備を設置する設計としており、当該火災区域での火災発生に対して初期消火隊員に依存することなく、速やかな消火活動が可能である。</p> <p>よって、プラントの運転状態に依らず緊急時対応中の6号及び7号炉の同時火災に対して、プラント当たり1班5名の初期消火要員で十分に消火活動が可能で、その活動も短時間であることから、初期消火要員に充てた運転員は、消火活動後速やかに現場操作対応を行うことが可能であり、緊急時対応に支障を及ぼすことはない。</p>	<p>b. 対応及び体制</p> <p>東海第二発電所の建屋内同時火災の対応フローを図2に、初期消火体制を図3に示す。</p> <p>当直発電長は、火災の状況を含めプラント状況の把握や災害対策本部との連絡を行うとともに、現場指揮所設置までの当直運転員が行う初期消火活動の指揮を執る。</p> <p>自衛消防隊長は、災害対策本部(消防班長)の指示を受け、速やかに現場指揮所を設置するとともに、設置後は消火活動を指揮する。指揮権の委譲の際には、当直発電長と現場対応者(当直運転員等)から両方の火災状況の説明を受ける。その後は、一方の火災現場に現場指揮及び連絡を担当する担当者を配置し、適宜状況報告を受け両方の火災対応の指揮を執るとともに、災害対策本部との連絡を行う。</p> <p>消火体制について、初期消火要員として当直発電長から指名された当直運転員等が自衛消防隊で初期消火対応を行い、その後は自衛消防隊で2班を編成し消火活動に当たる。消火活動は、自衛消防隊長及び自衛消防隊員6名の計7名の体制で対応可能であり、必要により現場指揮所と火災現場の連絡担当を配置する。</p>	<p>(2) 内部火災での対応及び体制</p> <p>建物本館内部での同時火災に対する対応フローを第1図に、建物本館内部での同時火災発生時の初期消火要員の体制を第2図に、運転員の体制を第3図、第4図に示す。</p> <p>当直長は、火災の状況を含めプラント状況の把握や緊急時対策本部との連絡を行っていることから、初期消火活動の指示と現場指揮所設置までの指揮を執る。自衛消防隊長は、指示者又は復旧統括の指示を受け、速やかに現場指揮所を設置するとともに、設置後は消火活動の指揮を執る。指揮権の委譲の際には、当直長と現場対応者から状況説明を受ける。その後は、消火班長から直接的、間接的に適宜状況報告を受け、両方の火災対応の指揮を執るとともに、緊急時対策本部との連絡を行う。</p> <p>消火体制については、初期消火要員として選任されている運転員2名、消防チーム(委託)6名で編成する。</p> <p>なお、建物内での火災発生に対して、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し維持するための安全機能を有する構築物、系統及び機器を設置する区域で煙充満や放射線の影響により消火活動が困難となる区域は、固定式消火設備を設置する設計としており、当該火災区域での火災発生に対して初期消火要員に依存することなく、速やかな消火活動が可能である。</p> <p>よって、プラントの運転状態に依らず緊急時対応中の内部火災に対して、8名の初期消火要員で十分に消火活動が可能で、その活動も短時間であることから、初期消火要員に充てた運転員は、消火活動後速やかに現場操作対応を行うことが可能であり、緊急時対応に支障を及ぼすことはない。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>ただし、原子力警戒態勢又は緊急時態勢が発令され号機統括が設置された場合には、消防隊長は、消火活動を優先すべき号機統括の指揮・命令のもと初期消火班の初期消火活動を指示する。</u></p> <p><u>なお、号機統括、消防隊長が権限を持つ作業が人身安全を脅かす状態となる場合においては、本部長へ作業の可否判断を求めることとする。</u></p> <p>本運用については、<u>火災防護計画の関連文書に定める。</u></p>		<p><u>本運用については、社内規程に定める。</u></p>	

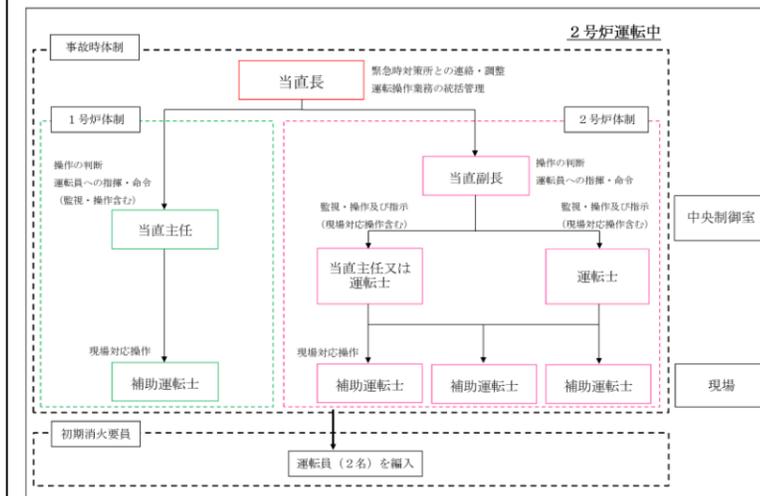
柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>【中央制御室】 ・6号及び7号炉での同時火災を認知</p> <p>【当直長】 ・消防隊長、消防車隊に出勤要請 ・運転員の初期消火要員への編入指示</p> <p>当直長は緊急時対策本部、消防車隊に火災発生場所を確実に連絡</p> <p>中央制御室 【当直長、初期消火要員(運転員)】 ・初期消火要員を召集(4名) ・中央制御室でプラント状況及び消火戦略確認 ・初期消火要員を2班に編成</p> <p>緊急時対策本部 【消防隊長】 ・現場出向</p> <p>自衛消防隊詰り所 【消防車隊】 ・隊員(6名)を2班に編成 ・現場出向(6号及び7号炉)</p> <p>【初期消火要員(運転員)】 ・現場出向(6号及び7号炉)</p> <p>【消防隊長】 ・火災対応を指揮する現場指揮本部設置(6,7号炉サービス建屋入口) ⇒現場本部設置以後、当直長から消防隊長へ初期消火要員の指揮権を委譲</p> <p>火災現場 【初期消火要員(運転員)、消防車隊】 ・現場到着(6号及び7号炉) ・消火活動</p> <p>・現場指揮本部設置後は消防隊長の指揮下で活動 ・消防隊長は、消火活動終了と判断した時点で、運転員の現場操作への復帰可否を判断</p> <p>第1図 建屋内部での同時火災に対する対応フロー</p>	<p>【中央制御室(当直発電長)】 ・建屋内での同時火災を検知</p> <p>【現場(当直発電長)】 ・建屋内での同時火災を確認</p> <p>【中央制御室(当直発電長)】 ・当直運転員へ現場確認を指示</p> <p>【中央制御室】 ・当直発電長は当直運転員(及び自衛消防隊)への初期消火対応指示 ・通報連絡要員(又は当直発電長)は自衛消防隊に出勤要請</p> <p>火災現場 【初期消火対応(当直運転員)】 ・火災現場での状況確認 ・延焼防止対応</p> <p>緊急時対策所 【災害対策本部(本部長代理)】 ・自衛消防隊に出勤指示</p> <p>【自衛消防隊長】 ・火災現場に移動</p> <p>【自衛消防隊】 ・隊員(6名)を2班に編成する ・火災現場(2箇所)に移動</p> <p>【現場指揮所(自衛消防隊長)】 ・火災対応を指揮する現場指揮所を設置(火災対象建屋入口部) ⇒現場指揮所の設置後は、当直発電長は、現場指揮権を自衛消防隊長に委譲する</p> <p>【初期消火対応(自衛消防隊)】 ・火災現場に到着(2箇所) ・初期消火活動</p> <p>図2 建屋内同時火災の対応フロー</p>	<p>【中央制御室】 ・2号炉での2箇所の同時火災を認知</p> <p>【当直長】 ・自衛消防隊長、消防チームへ連絡 ・運転員の初期消火要員への編入指示</p> <p>当直長は自衛消防隊長、消防チームに火災発生場所を確実に連絡</p> <p>中央制御室 【当直長、初期消火要員(運転員)】 ・初期消火要員(2名)を召集 ・中央制御室でプラント状況及び消火戦略確認</p> <p>緊急時対策本部 【自衛消防隊長】 ・火災対応を指揮する現場指揮所設置(緊急時対策所又は火災対象建物入口) ⇒現場指揮所設置以後、当直長から自衛消防隊長へ初期消火要員の指揮権を委譲</p> <p>消防チーム控室 【消防チーム】 ・隊員(6名)現場出動</p> <p>【初期消火要員(運転員)】 ・現場出動</p> <p>火災現場 【初期消火要員(運転員)、消防チーム】 ・現場到着 ・消火活動</p> <p>・自衛消防隊長は、消火活動終了と判断した時点で、運転員の現場操作への復帰可否を判断</p> <p>第1図 建物内部での同時火災に対する対応フロー</p>	
<p>【初期消火活動の全体指揮者】 初動対応 : 当直長 現場指揮本部設置後 : 消防隊長</p> <p>火災発生連絡</p> <p>当直長 ← 情報共有 → 消防隊長 ← 指揮・命令 → 号機統括 ← 指揮・命令 (人身安全) → 本部長</p> <p>初期消火活動指示</p> <p>運転員(2名)* 現場指揮者設定(1名) → 消防車隊員(3名)</p> <p>運転員(2名)* 現場指揮者設定(1名) → 消防車隊員(3名)</p> <p>*6,7号炉運転中は専任3名、兼任1名、片方停止中・両方停止中は専任1名、兼任3名</p> <p>第2図 6号及び7号炉同時火災(内部火災)発生時の初期消火体制</p>	<p>初期消火活動(指示)</p> <p>【中央制御室】 当直発電長</p> <p>火災発生連絡</p> <p>【現場】 当直運転員</p> <p>火災状況(情報伝達)</p> <p>【緊急時対策所】 災害対策本部(運転班) 災害対策本部(消防班)</p> <p>指揮・命令</p> <p>情報共有</p> <p>自衛消防隊長(自衛消防隊)</p> <p>自衛消防隊(連絡担当1名)*1</p> <p>自衛消防隊(消火担当2名)*2</p> <p>自衛消防隊(連絡担当1名)*1</p> <p>自衛消防隊(消火担当2名)*2</p> <p>*1 現場指揮対応 *2 自衛消防隊員2名一組での消火対応となるが、消火器及び屋内消火栓での消火活動であるため、十分対応可能</p> <p>図3 建屋内同時火災発生時の初期消火体制</p>	<p>自衛消防隊長</p> <p>運転員(1名)</p> <p>消防チーム(3名)</p> <p>運転員(1名)</p> <p>消防チーム(3名)</p> <p>第2図 建物内部での同時火災発生時の初期消火体制</p>	



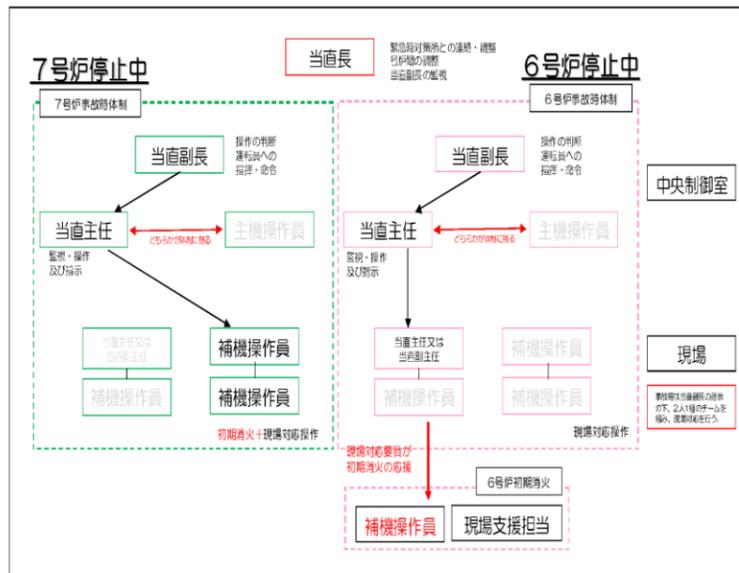
第3図 6号及び7号炉事故及び火災対応時の運転体制について
(6号及び7号炉とも運転中の場合)



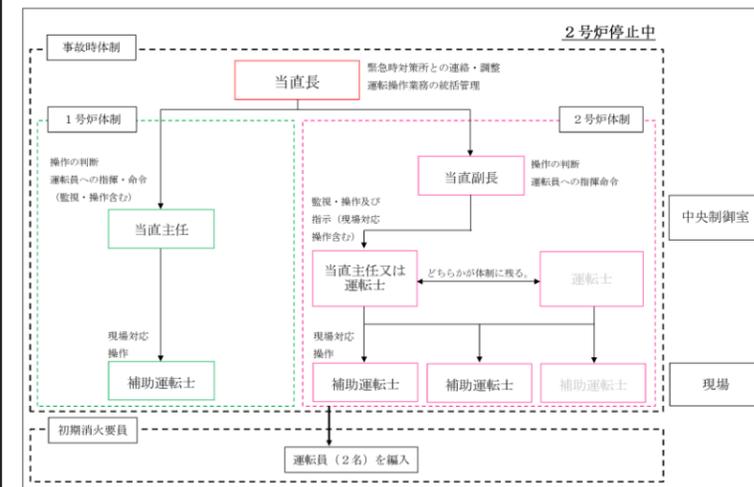
第4図 6号及び7号炉事故及び火災対応時の運転体制について
(6号炉運転中、7号炉停止中の場合)



第3図 2号炉事故及び火災対応時の運転体制について
(2号炉運転中の場合)

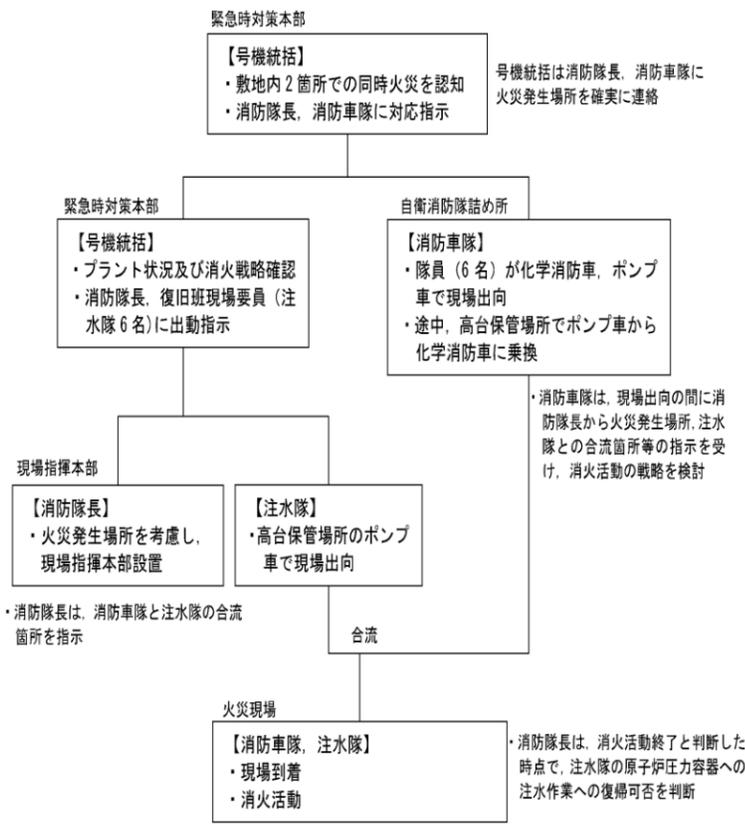


第5図 6号及び7号炉事故及び火災対応時の運転体制について
(6号及び7号炉いずれも停止中の場合)

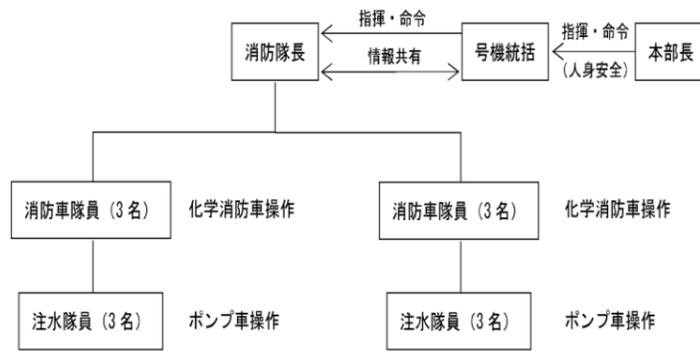


第4図 2号炉事故及び火災対応時の運転体制について
(2号炉停止中の場合)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2-2. 外部火災の場合</p> <p>(1) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部火災として、緊急時対応中に発電所敷地内で現場操作を妨げるような火災が同時に2箇所で発生することを想定する。 消火活動は<u>化学消防車、ポンプ車の組合せにより、消火活動を行う。</u> 化学消防車の操作は、<u>消防車隊が行う。</u> 復旧班の現場操作に際して消火活動が必要な火災に対しては、<u>消防車の操作が可能な復旧班現場要員を活用する。</u> <p>(2) 外部火災での対応及び体制</p> <p>6号及び7号炉での同時火災に対する対応フローを第6図に、初期消火要員の体制を第7図に示す。</p> <p>外部火災における消火活動は、消防隊長が指揮を執る。通常、敷地内の1箇所の火災発生に対しては、火災対応のため常時待機している消防車隊員6名で十分対応可能であるが、復旧班の現場操作に際して消火活動が必要な敷地内2箇所の同時火災が発生した場合には、<u>消防車隊員に加え復旧班現場要員(6号及び7号炉各7名)から注水隊員6名を充て、消火活動を行う。</u></p> <p>実際の放水活動は、<u>化学消防車とポンプ車の組合せで行うことから、1班当たり消防車隊3名、注水隊員3名で2班を編成し、2箇所に分かれて消火活動を行う。その際、消防車隊3名は化学消防車の操作、注水隊はポンプ車の操作を行う。</u></p> <p>一方、初期消火活動に充てられた注水隊員は本来緊急時の原子炉圧力容器への注水対応を行うため、消火活動が終了とした時点で、消防隊長の判断により速やかに原子炉圧力容器への注水作業に戻ることをとする。</p> <p>本運用については、<u>火災防護計画の関連文書に定める。</u></p>	<p>(3) 屋外同時火災</p> <p>a. 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>東海第二発電所敷地内の屋外で、重大事故等の対応中に発電所敷地内で現場操作を妨げるような火災が同時に2箇所で発生することを想定する。</u> 消火活動は<u>重大事故等対応のための活動である前提とし、化学消防自動車及び水槽付消防ポンプ自動車を用いる。</u> <u>火災状況や火災規模により、上記の消防用自動車に加えて可搬型代替注水中型ポンプを使用する。なお、可搬型代替注水中型ポンプは自主の消火設備として活用する。</u> <u>可搬型代替注水中型ポンプを用いる消火活動が必要な場合は、<u>保修班の現場要員を消火活動の要員として活用するため、初期消火要員の消火活動には影響を与えない。</u></u> <p>b. 外部火災での対応及び体制</p> <p>屋外同時火災の対応フローを図4に、初期消火体制を図5に示す。</p> <p>屋外同時火災における消火活動は、自衛消防隊長が指揮を執る。敷地内2箇所で同時火災に対しての消火活動は、<u>常時待機している自衛消防隊(当直守衛員消防隊7名)と自衛消防隊長等の2名(現場指揮者及び現場連絡責任者)の計9名で対応可能である。</u></p> <p>なお、<u>保修班の現場操作を前提として、可搬型代替注水中型ポンプを用いて消火活動を行う場合は、保修班の現場要員6名で消火活動を行う。この場合、現場要員は、消火活動の終了次第、災害対策本部の判断により速やかに原子炉等への給水作業等に戻る。</u></p>	<p>2.2 外部火災の場合</p> <p>(1) 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部火災として、緊急時対応中に発電所敷地内で現場操作を妨げるような火災が同時に2箇所で発生することを想定する。 消火活動は、<u>化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車等の組合せにより、消火活動を行う。</u> 化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車の操作は、<u>消防チームが行う。</u> 復旧班の現場操作に際して消火活動が必要な火災に対しては、<u>大量送水車等の操作が可能な給水・送水確保要員を活用する。</u> <p>(2) 外部火災での対応及び体制</p> <p>発電所敷地内での同時火災に対する対応フローを第5図に、発電所敷地内での同時火災発生時の初期消火要員の体制を第6図に示す。</p> <p>外部火災における消火活動は、<u>自衛消防隊長が指揮を執る。通常、敷地内の1箇所の火災発生に対しては、火災対応のため常時待機している消防チーム6名で十分対応可能であるが、復旧班の現場操作に際して消火活動が必要な敷地内2箇所の同時火災が発生した場合には、消防チームに加え、給水・送水確保要員から6名を充て、消火活動を行う。</u></p> <p>実際の放水活動は、<u>化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車等の組合せで行うことから、原則として、1班当たり6名の2班を編成し、2箇所に分かれて消火活動を行う。その際、消防チーム等は化学消防自動車及び小型動力ポンプ付水槽車等の操作を行う。</u></p> <p>一方、<u>初期消火活動に充てられた給水・送水確保要員は本来緊急時の原子炉圧力容器への注水等の対応を行うため、消火活動が終了とした時点で、自衛消防隊長の判断により速やかに原子炉圧力容器への注水等の作業に戻ることをとする。</u></p> <p>本運用については、<u>社内規程に定める。</u></p>	



第6図 発電所敷地内での同時火災に対する対応フロー



第7図 緊急時における敷地内の同時火災発生時の初期消火体制

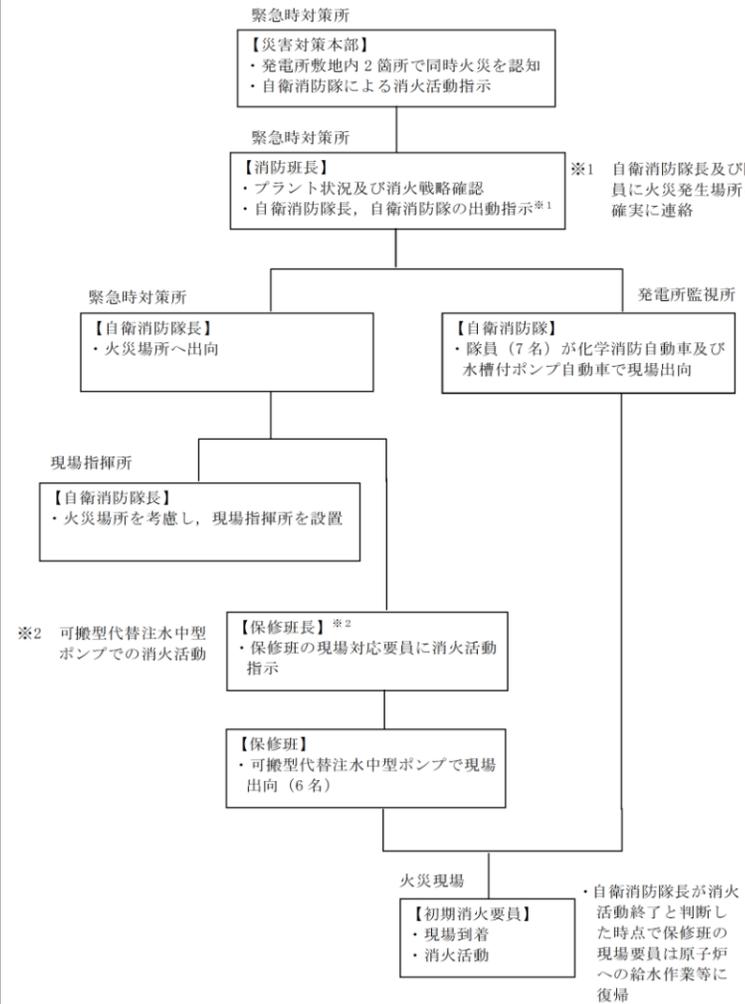
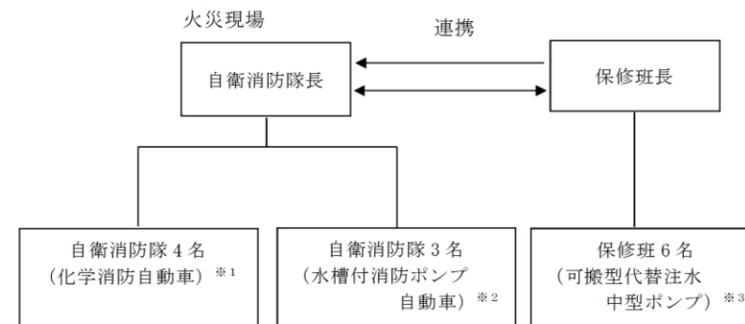
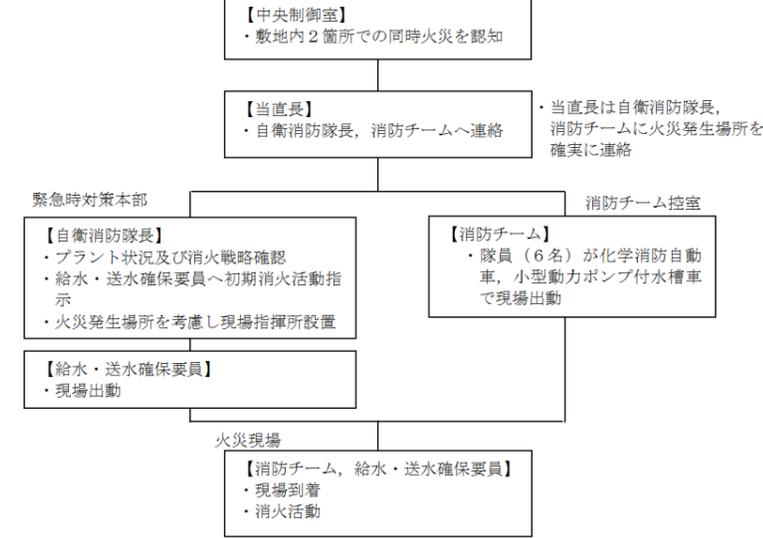


図4 発電所敷地内での同時火災に対する対応フロー

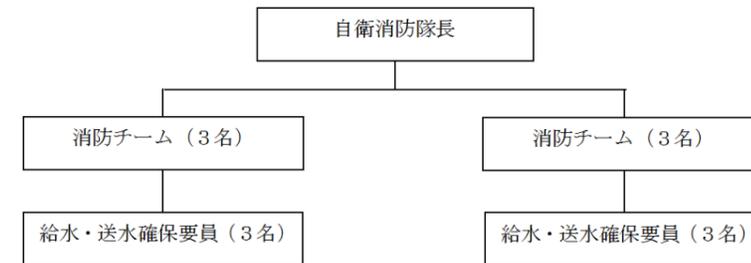


※1 筒先担当1名, 機関操作1名, 泡消火薬剤補充員2名
 ※2 筒先担当1名, 筒先担当補佐1名, 機関操作1名
 ※3 対応が必要な場合

図5 緊急時における発電所敷地内の同時火災発生時の初期消火体制



第5図 発電所敷地内での同時火災に対する対応フロー



第6図 発電所敷地内での同時火災発生時の初期消火体制

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における緊急時対策要員の動き</p> <p>重大事故等時における緊急時対策要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日勤務時間帯における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員，現場要員）は，平日勤務時間における対応者（執務できない場合の交替者を含む）を明確にした上で，5号炉定検事務室又はその近傍，及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に集合する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における緊急時対策所で初動態勢時に対応する要員（本部要員，現場要員）は，夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）中における対応者を明確にした上で，5号炉定検事務室又はその近傍，及び第二企業センター又はその近傍で分散して執務及び宿泊しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに5号炉原子炉建屋内緊急時対策所に集合する <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="font-size: small;">第1図 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所，5号炉定検事務室，第二企業センターの位置関係</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における災害対策要員の動き</p> <p>重大事故等時における災害対策要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日の勤務時間中においては災害対策要員のほとんどが事務本館で執務しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに緊急時対策所に集合する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）は，災害対策要員（初動）の要員が免震機能を持つ建物や耐震を考慮した建物に待機しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに緊急時対策所に集合する。 <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="text-align: center;">図 1 緊急時対策所までの参集ルート</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p style="text-align: center;">重大事故等時における重大事故等に対処する要員の動き</p> <p>重大事故等時における重大事故等に対処する要員の動きについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平日勤務時間帯において，重大事故等に対処する要員のほとんどが管理事務所で執務しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに緊急時対策所に集合する。 夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において，初動対応する重大事故等に対処する要員（本部要員，現場要員）は，免震重要棟又はその近傍，1，2号炉制御室建物又はその近傍及び3号炉制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており，招集連絡を受けた場合は，速やかに緊急時対策所に集合する。 <div style="border: 1px solid black; height: 200px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 緊急時対策所までのアクセスルート</p>	

緊急時対策所における主要な資機材一覧

緊急時対策所に配備している主要な資機材については以下のとおり。

5号炉原子炉建屋内緊急時対策所

○通信連絡設備

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}		
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(常設)	9台	
		衛星電話設備(可搬型)	15台	
発電所内	電力保安通信用電話設備	固定電話機	19台	
		FAX	2台	
	送受話器	ハンドセット	2台	
		スピーカー	2台	
	無線連絡設備	無線連絡設備(常設)	4台	
		無線連絡設備(可搬型)	90台	
	携帯型音声呼出電話設備	携帯型音声呼出電話機	6台	
		中継用ケーブルドラム	2台	
	発電所外	統合原子力防災ネット	テレビ会議システム(衛星系・有線系 共用)	1式
			IP-電話機(有線系)	4台
ワークを用いた通信連絡設備		IP-電話機(衛星系)	2台	
		IP-FAX(有線系)	1台	
衛星電話設備(社内向)		IP-FAX(衛星系)	1台	
		衛星社内電話機	4台	
テレビ会議システム		テレビ会議システム(社内向)	1式	
専用電話設備		専用電話設備(自治体他向)	7台	

※1: 予備を含む(今後、訓練等で見直しを行う)

○必要な情報を把握できる設備

通信種別	主要設備	数量
発電所内外	安全パラメータ表示システム(SPDS)	1式
	データ伝送設備	1式

○可搬型照明設備

品名	数量
ヘッドライト	100個
ランタンタイプLEDライト	60個

緊急時対策所における主要な資機材一覧

緊急時対策所に配備している主要な資機材については以下のとおり。

○通信連絡設備

通信種別	主要設備	台数 ^{※3}	
発電所内外	電力保安通信用電話設備 ^{※1}	(固定型)	4台
		(携帯型) ^{※2}	約40台
発電所内外	衛星電話設備	(固定型)	7台
		(携帯型) ^{※2}	12台
発電所内	無線連絡設備	(固定型)	2台
	無線連絡設備	(携帯型) ^{※2}	20台
	送受話器(ページング)		3台
	携行型有線通話装置 ^{※2}		4台
発電所外	テレビ会議システム(社内)		2台
	加入電話 ^{※1}		9台
	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	テレビ会議システム	1式
		IP電話	7台
	IP-FAX	3台	

※1 通信事業者回線に接続されており、発電所外への連絡も可能。

※2 予備の充電電池と交換することにより7日間以上継続して使用が可能。

※3 台数は、予備を含む(台数については、今後訓練等を踏まえた検討による変更となる可能性がある)。

○必要な情報を把握できる設備

通信種別	主要設備	台数
発電所内外	安全パラメータ表示システム(SPDS)	1式
発電所内	SPDSデータ表示装置	1式

○照明設備

通信種別	主要設備	台数
発電所内	LEDライト	20個
発電所内	ランタン	20個
発電所内	ヘッドライト	20個

緊急時対策所における主要な資機材一覧

緊急時対策所に配備している主要な資機材については以下のとおり。

1. 緊急時対策所

○通信連絡設備

通信種別	主要設備	数量 ^{※1}	
発電所内外	衛星電話設備	衛星電話設備(固定型)	5台
		衛星電話設備(携帯型)	10台
	電力保安通信用電話設備	固定電話機	10台
		P H S 端末	32台
	F A X	1台	
発電所内	所内通信連絡設備	ハンドセットステーション	1台
		スピーカ	1台
	無線通信設備	無線通信設備(固定型)	5台
	無線通信設備(携帯型)	62台	
発電所外	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP-電話機(有線系)	4台
		IP-電話機(衛星系)	2台
		IP-FAX(有線系)	2台
		IP-FAX(衛星系)	1台
		テレビ会議システム	1式
	テレビ会議システム(社内向)	テレビ会議システム(社内向)	1式
	専用電話設備	専用電話設備(ホットライン)	4台
	衛星電話設備(社内向)	衛星社内電話機	1台
		衛星テレビ会議システム(社内向)	1式
	局線加入電話設備	固定電話機	1台
	F A X	1台	

※1: 予備を含む(今後、訓練等で見直しを行う)

○必要な情報を把握できる設備

通信種別	主要設備	数量
発電所内外	安全パラメータ表示システム(SPDS)	1式
	データ伝送設備	1式

○可搬型照明設備

品名	数量
懐中電灯	43個
LEDライト(ランタンタイプ)	9個

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の<u>通報連絡責任者</u>が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長並びにその他定められた通報連絡先への通報連絡をFAXを用いて一斉送信するとともに、通報連絡後の総合原子力防災ネットワークの情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p>①発電所の<u>通報連絡責任者</u>は、特定事象等発見者から事象発生連絡を受けた場合は、<u>原子力防災管理者</u>へ報告するとともに、他の通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>②重大事故等（原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長及びその他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③内閣総理大臣、原子力規制委員会、新潟県知事、柏崎市長及び刈羽村長に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>④これらの連絡は、<u>発電所対策本部の通報連絡者（5名）と本社対策本部の通報連絡者（3名）</u>が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤その後、緊急時対策要員の召集で、参集した<u>通報班</u>の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥発電所から通報連絡ができない場合は、<u>本社から通報先にFAXを用いて通報連絡を行う。</u></p> <p>⑦原子力規制庁への情報連絡は、<u>統合原子力防災ネットワーク</u>を活用する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p style="text-align: center;">災害対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の<u>通報連絡責任者</u>が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事及び東海村並びにその他定められた通報連絡先への通報連絡を、FAXを用いて一斉送信するとともに、<u>さらにその着信を確認する。</u>また通報連絡後の総合原子力防災ネットワークの情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p>①発電所の<u>通報連絡責任者</u>は、特定事象等発見者から事象発生連絡を受けた場合は、<u>原子力防災管理者</u>へ報告するとともに、他の通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>②重大事故等（<u>原災法10条第1項</u>に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長並びにその他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③内閣総理大臣、原子力規制委員会、茨城県知事、東海村長に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>④これらの連絡は、<u>災害対策本部の通報連絡要員（6名）</u>が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤その後、<u>災害対策要員</u>の召集で、参集した<u>情報班</u>の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥発電所から通報連絡ができない場合は、<u>本店（東京）から通報先にFAXを用いて通報連絡を行う。</u></p> <p>⑦原子力規制庁への情報連絡は、<u>統合原子力防災ネットワーク</u>を活用する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙5</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策要員による通報連絡について</p> <p>重大事故等が発生した場合、発電所の<u>連絡責任者</u>が、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事並びにその他定められた通報連絡先への通報連絡をFAXを用いて一斉送信するとともに、通報連絡後の統合原子力防災ネットワークの情報連絡の管理を一括して実施する。</p> <p>①発電所の<u>連絡責任者</u>は、特定事象等発見者から事象発生連絡を受けた場合は、<u>所長（原子力防災管理者）</u>へ報告するとともに、他の通報対応者と協力し通報連絡を実施する。</p> <p>②重大事故等（<u>原子力災害対策特別措置法第10条第1項</u>に基づく通報すべき事象等）が発生した場合の通報連絡は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事及びその他定められた通報連絡先に、FAXを用いて一斉送信することで、効率化を図る。</p> <p>③内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事等に対しては、電話でFAXの着信の確認を行うとともに、その他通報連絡先へもFAXを送信した旨を連絡する。</p> <p>④これらの連絡は、<u>緊急時対策本部の連絡責任者（1名）と連絡担当者（3名）</u>が分担して行うことにより時間短縮を図る。</p> <p>⑤その後、<u>重大事故等に対処する要員</u>の召集で、参集した<u>情報管理班及び通報班</u>の要員確保により、更なる時間短縮を図る。</p> <p>⑥原子力規制庁への情報連絡は、<u>必要により統合原子力防災ネットワーク</u>を活用する。</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7,東海第二】 緊急時対策所通信設備を多重化・多様化していることから、島根2号炉は、本社からの通報連絡を期待しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>⑧通報連絡後の主要連絡は、<u>本社が内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制庁（原子力規制委員会）の対応を行い、発電所が新潟県、柏崎市、刈羽村の対応等を行う。</u></p> <p>⑨通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>⑧通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>⑦通報連絡の体制、要領については、手順書を整備し運用を行う。</p>	<p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、発電所において通報連絡を実施 柏崎 6/7 は一部本社にて実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
			<p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、発電所において通報連絡を実施 柏崎6/7は一部本社にて実施</p>
<p>第1図 原子力災害対策特別措置法第10条第1項等に基づく通報連絡経路</p>	<p>図 原子力災害対策特別措置法10条第1項に基づく通報連絡先</p>	<p>第1図 原子力災害対策特別措置法第十条第一項等に基づく 通報連絡経路</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 6</p> <p><u>廃止措置中の東海発電所の原子力防災体制との関係について</u></p> <p>1. 概要</p> <p><u>廃止措置中の東海発電所は全ての核燃料は搬出済みであり、今後、原子炉構造物が解体される。東海発電所には核燃料物質がないため、東海第二発電所のような重大事故等が発生することはない。</u></p> <p><u>しかし、東海発電所において原災法及び関連法令に定める特定事象が発生した場合には、東海第二発電所及び東海発電所で災害対策本部を同時に確立することとなる。</u></p> <p><u>本章では、災害対策要員の観点から、東海第二発電所及び東海発電所に災害対策本部を確立した場合における東海第二発電所の重大事故等対応が東海発電所の事故対応から受ける影響について整理した。</u></p> <p>2. 東海発電所で発生が想定される事故</p> <p><u>「原災法」及び「原子力災害対策特別措置法施行令」では、国民の生命及び財産の保護の観点から、これに影響する又は影響する可能性がある事象が発生した場合には、事業者の通報が要求されている。さらに、「原子力災害対策指針」及び「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」では、原子炉の状況に応じた通報すべき事象（EAL）が定められている。</u></p> <p><u>廃止措置中の東海発電所に該当するEALは「敷地境界付近の放射線量の上昇」、 「火災爆発等による管理区域外での放射線の放出」及び「事業所外運搬での放射線量の上昇」がある。</u></p> <p><u>東海発電所廃止措置計画認可申請書（平成 23 年度申請）では、廃止措置作業においてEALに該当する可能性がある事象として、「廃止措置工事において発生した放射性物質（粉じん）を捕捉した高性能粒子フィルタの破損による敷地境界の線量率の上昇」等が記載されている。また、廃止措置作業における「事業所内外運搬で、輸送容器からの放射性物質の流出による放射線量の上昇」が挙げられる。</u></p> <p><u>このように、廃止措置中の東海発電所においても原災法第 10 条に該当する特定事象が発生する可能性があり、これが、東海第二発電所の重大事故等時と同時に発生した場合には、東海第二発</u></p>		<p>・東海第二固有の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>東海第二は、東海第二発電所と東海発電所で同時に事故が発生した場合は、それぞれ別組織の体制を構築するが、島根の場合、2号炉の対応体制において、1号炉の対応を行う</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>電所と東海発電所において災害対策本部を同時に確立することとなる。</u></p> <p>3. <u>東海第二発電所災害対策要員の東海発電所災害対策要員との関係</u></p> <p><u>東海第二発電所重大事故等発生時に東海発電所で事故が同時発生した場合には、各発電所の災害対策要員は、原則として別組織とするが、東海第二発電所の災害対策本部の一部の要員は、東海発電所の災害対策本部の要員を兼務する。</u></p> <p><u>重大事故等の対応に係る現場作業を行う要員及びその要員に指示をする要員並びに特定施設に係る課題等の専門的な現場作業又は検討を行う要員は、各発電所の独立した組織とするが、独立した組織とすることによる安全性への影響が考えられる下記の要員は、東海発電所と東海第二発電所の災害対策本部の要員を兼務する。</u></p> <p><u>a. 災害対策本部長</u></p> <p><u>他発電所への悪影響を及ぼす事故状況を把握した上で、両発電所に係る事故対応上の意思決定（要員の避難、作業中断等）が必要である。このため、別組織の要員では、事故収束及び要員の安全確保に支障を来す。</u></p> <p><u>b. 広報班</u></p> <p><u>広報においては、同一敷地内に二つの発電所がある場合、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要がある。このため、別組織の要員が個々に情報提供すると、報道機関や住民に混乱を招く。</u></p> <p><u>c. オフサイトセンター対応</u></p> <p><u>オフサイトセンターの情報提供においては、同一敷地内に二つの発電所がある場合、両発電所の状況に関する情報を統合して同時に提供する必要がある。このため、別組織の要員が個々に情報提供すると、他機関の円滑な防災業務の遂行に支障を来す。</u></p> <p><u>また、広報班及びオフサイトセンターに指示・命令する本部長代理についても、同様に、安全性への影響の観点から兼務とする。</u></p> <p><u>上記の考え方を踏まえて東海第二発電所及び東海発電所の災害対策本部の要員を確保することにより、東海第二発電所及び東海</u></p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p><u>発電所の災害対策本部を同時に確立した場合にも、東海第二発電所の重大事故等の収束に係る作業を迅速かつ確実に行うことができる。したがって、東海発電所の事故対応が東海第二発電所の重大事故等対応に影響を及ぼさない。</u></p> <p><u>東海第二発電所及び東海発電所の災害対策本部の構成の関係を図1及び図2に示す。</u></p> <p><u>東海第二発電所災害対策要員111名は、東海第二発電所専従者97名及び兼務者14名から構成される。なお、東海発電所災害対策要員72名は、東海発電所専従者58名及び兼務者14名により構成される。</u></p> <p>4. <u>東海第二発電所重大事故等発生時に東海発電所の事故が同時発生した場合の初動対応</u></p> <p><u>東海第二発電所重大事故等発生時に東海発電所の事故が同時発生した場合には、中央制御室に常駐している情報班員1名が、電話や一斉通報システム等を用いて東海第二発電所災害対策要員及び（必要に応じて）東海発電所災害対策要員を非常招集する。この際、電話や一斉通報装置の操作による東海発電所の災害対策要員の非常招集は短時間であるため、東海第二発電所の状況及び当直運転員による対応状況に係わる緊急時対策本部への報告に影響はしない。</u></p> <p>5. <u>プルーム通過時の東海第二発電所及び東海発電所の災害対策要員の移動</u></p> <p><u>プルーム通過中は、東海第二発電所重大事故等の現場対応は実施できないが、緊急時対策所における災害対策本部の本部長及び本部長による本部体制及び各班の機能は維持され、SPDSデータ表示装置や監視カメラ等を用いてプラント状況や周囲状況の把握及び作業再開後の対応について、緊急時対策所内で議論される。</u></p> <p><u>上記の本部長及び運営支援組織（広報班）の本部長は東海発電所の災害本部体制と兼務していることから、これに、廃止措置主任者1名、本部長代理1名（東海発電所の災害対策本部体制のうち実施組織及び技術支援組織の取り纏め）及び廃止措置班2名（本部長、班長）をプルーム通過時に緊急時対策所に退避させることで、東海第二発電所に加えて廃止措置中の東海発電所を含めた総合的な状況把握と作業再開後の対応について議論することが可能である。</u></p>		

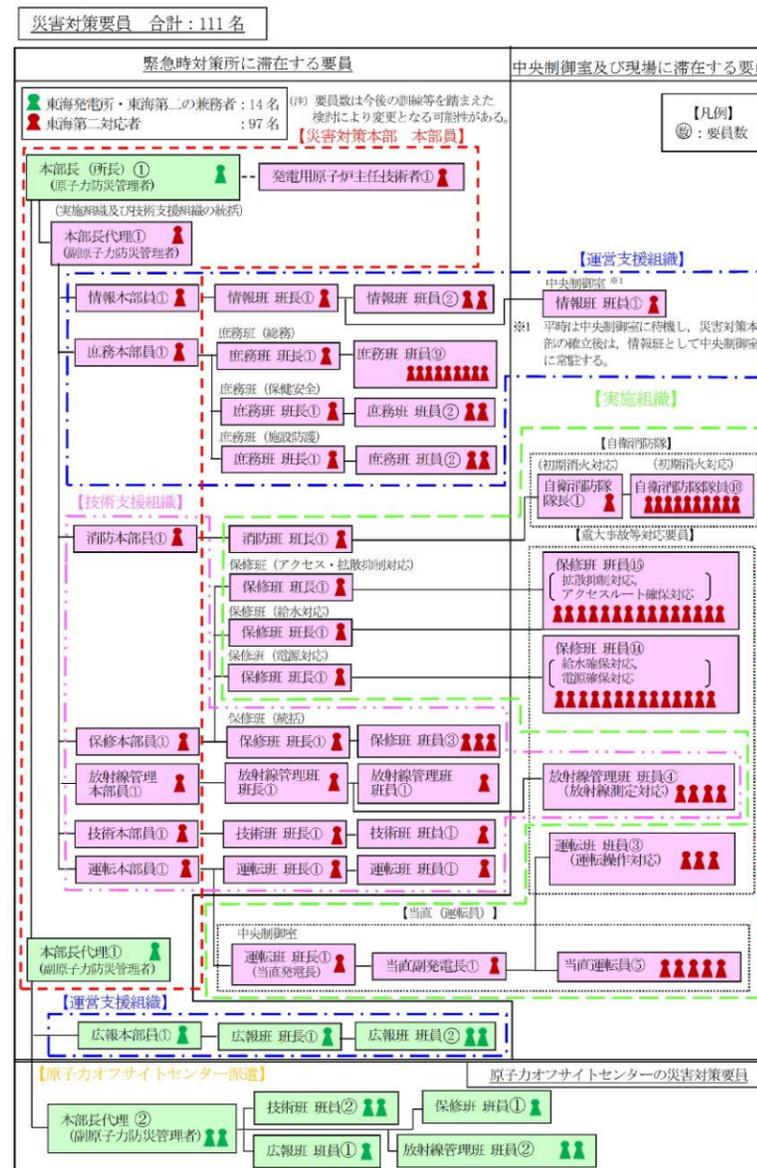


図 1 東海第二発電所及び東海発電所の災害対策要員の関係
(第 1.0.10-1 図の東海第二発電所災害対策要員を東海第二
発電所対応者及び兼務者等に分けた)

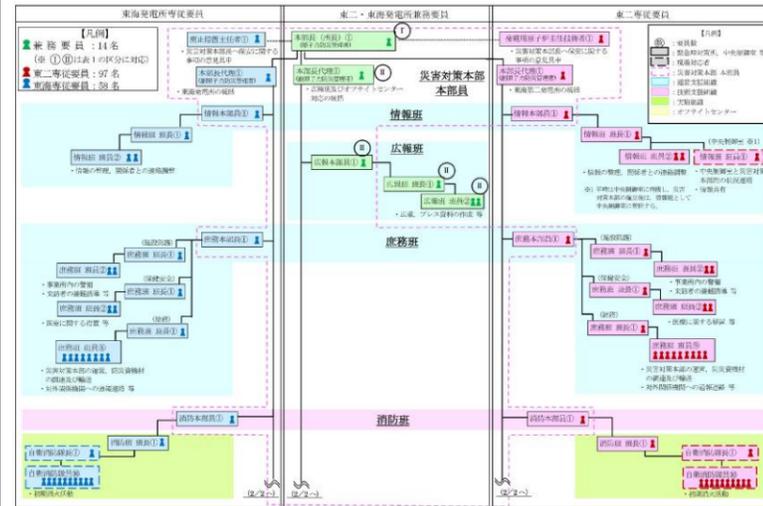


図2 東海第二発電所及び東海発電所の災害対策要員の構成
(1/2)
(各職位及び各班における発電所別の組織及び兼務の関係を整理したもの)

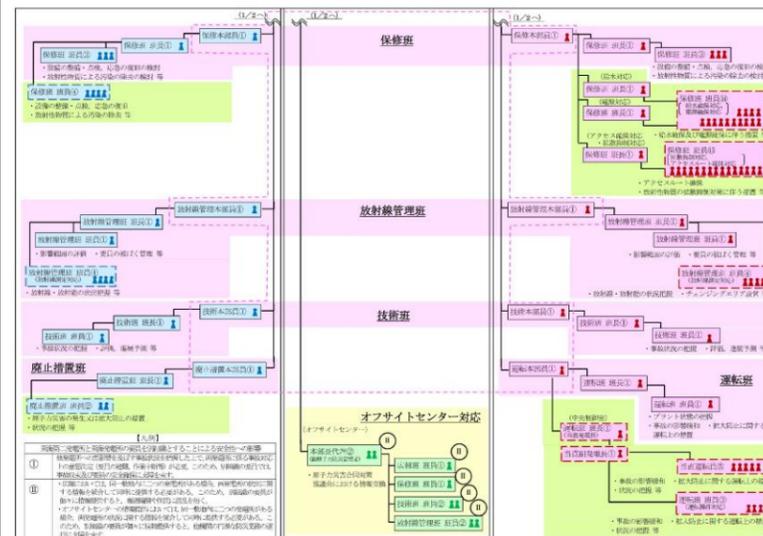


図2 東海第二発電所及び東海発電所の災害対策要員の構成
(2/2)
(各職位及び各班における発電所別の組織及び兼務の関係を整理したもの)

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																																																																			
<p style="text-align: right;">別紙7</p> <p style="text-align: center;">原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>柏崎エネルギーホール</p> <table border="1" data-bbox="181 443 905 636"> <tr><td>所在地</td><td>新潟県柏崎市駅前2丁目2-30</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南南西 約8km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約3,000m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・非常用ディーゼル発電機 50kVA</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入</td></tr> </table> <p>信濃川電力所</p> <table border="1" data-bbox="181 688 905 903"> <tr><td>所在地</td><td>新潟県小千谷市千谷川1-5-10</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南東 約23km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約3,800m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・非常用ディーゼル発電機 75kVA ・備蓄燃料: 2日分を備蓄</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品等(食料, 飲料水等)は備蓄</td></tr> </table> <p>当間高原リゾート(休憩・仮泊, 資機材置き場機能のみ)</p> <table border="1" data-bbox="181 955 905 1148"> <tr><td>所在地</td><td>新潟県十日町市珠川</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南南東 約44km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約350万m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・非常用ディーゼル発電機 300kVA(本館), 210kVA(新別館)</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・電話(有線系, 衛星系)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入, その後, 最寄りの小売店から調達</td></tr> </table>	所在地	新潟県柏崎市駅前2丁目2-30	発電所からの方位, 距離	南南西 約8km	敷地面積	約3,000m ²	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 50kVA	非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)	その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入	所在地	新潟県小千谷市千谷川1-5-10	発電所からの方位, 距離	南東 約23km	敷地面積	約3,800m ²	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 75kVA ・備蓄燃料: 2日分を備蓄	非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)	その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は備蓄	所在地	新潟県十日町市珠川	発電所からの方位, 距離	南南東 約44km	敷地面積	約350万m ²	非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 300kVA(本館), 210kVA(新別館)	非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系)	その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入, その後, 最寄りの小売店から調達	<p style="text-align: right;">別紙7</p> <p style="text-align: center;">原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>1. 日本原子力発電(株) 地域共生部 茨城事務所</p> <table border="1" data-bbox="952 367 1712 533"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県水戸市笠原978-25</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南西 約20km</td></tr> <tr><td>施設構成</td><td>商業ビル(鉄骨鉄筋コンクリート造7階建5階 執務室床面積約350m²)</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>非常用ディーゼル発電機(3.1kVA) 1台</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・電話(携帯電話, 衛星系) ・FAX(衛星系)</td></tr> <tr><td>その他</td><td>・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達</td></tr> </table> <p>2. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 日立事務所 別館</p> <table border="1" data-bbox="952 579 1712 745"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県日立市神保町2-8-4</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東 約15km</td></tr> <tr><td>施設構成</td><td>事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約1,300m²), 駐車場</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・資機材保管場所である地域共生部より運搬</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>3. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 別館</p> <table border="1" data-bbox="952 791 1712 957"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県水戸市南町2-6-2</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南西 約15km</td></tr> <tr><td>施設構成</td><td>事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,400m²), 駐車場</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・資機材保管場所である地域共生部より運搬</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>4. 東京電力パワーグリッド(株) 茨城総支社 常陸大宮事務所</p> <table border="1" data-bbox="952 1003 1712 1169"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県常陸大宮市下町1456</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>西北西 約20km</td></tr> <tr><td>施設構成</td><td>事務所建屋(鉄筋コンクリート造3階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,900m²), 駐車場</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・資機材保管場所である地域共生部より運搬</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table> <p>5. (株) 日立製作所 電力システム社日立事業所</p> <table border="1" data-bbox="952 1215 1712 1362"> <tr><td>所在地</td><td>茨城県日立市会瀬町4丁目2</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>北北東 約15km</td></tr> <tr><td>施設構成</td><td>体育館(約4,900m²), グランド施設(2面, 約28,000m²), 駐車場</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>・資機材保管場所である地域共生部より運搬</td></tr> <tr><td>非常用通信機器</td><td>・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table>	所在地	茨城県水戸市笠原978-25	発電所からの方位, 距離	南西 約20km	施設構成	商業ビル(鉄骨鉄筋コンクリート造7階建5階 執務室床面積約350m ²)	非常用電源	非常用ディーゼル発電機(3.1kVA) 1台	非常用通信機器	・電話(携帯電話, 衛星系) ・FAX(衛星系)	その他	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達	所在地	茨城県日立市神保町2-8-4	発電所からの方位, 距離	北北東 約15km	施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約1,300m ²), 駐車場	非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬	非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達	その他		所在地	茨城県水戸市南町2-6-2	発電所からの方位, 距離	南西 約15km	施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,400m ²), 駐車場	非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬	非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達	その他		所在地	茨城県常陸大宮市下町1456	発電所からの方位, 距離	西北西 約20km	施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造3階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,900m ²), 駐車場	非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬	非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達	その他		所在地	茨城県日立市会瀬町4丁目2	発電所からの方位, 距離	北北東 約15km	施設構成	体育館(約4,900m ²), グランド施設(2面, 約28,000m ²), 駐車場	非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬	非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達	その他		<p style="text-align: right;">別紙6</p> <p style="text-align: center;">原子力事業所災害対策支援拠点について</p> <p>島根支社</p> <table border="1" data-bbox="1774 367 2463 665"> <tr><td>所在地</td><td>島根県松江市母衣町115</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南東約9km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約6,300m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>可搬式発電機※</td></tr> <tr><td>通信機器</td><td>可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※, 一般電話・FAX, 衛星携帯電話</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達 駐車場は島根支社から約4km先に位置する自社関連会社の敷地を使用</td></tr> </table> <p>※ 設営時に車両等で搬送する。</p> <p>中国電力ネットワーク株式会社 知井宮変電所</p> <table border="1" data-bbox="1774 745 2463 999"> <tr><td>所在地</td><td>島根県出雲市知井宮町1756-7</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南西約3.4km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約8,100m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>可搬式発電機※</td></tr> <tr><td>通信機器</td><td>可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達</td></tr> </table> <p>※ 設営時に車両等で搬送する。</p> <p>広瀬中央公園</p> <table border="1" data-bbox="1774 1079 2463 1333"> <tr><td>所在地</td><td>島根県安来市広瀬町広瀬307</td></tr> <tr><td>発電所からの方位, 距離</td><td>南東約2.5km</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>約35,000m²</td></tr> <tr><td>非常用電源</td><td>可搬式発電機※</td></tr> <tr><td>通信機器</td><td>可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※</td></tr> <tr><td>その他</td><td>消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達</td></tr> </table> <p>※ 設営時に車両等で搬送する。</p>	所在地	島根県松江市母衣町115	発電所からの方位, 距離	南東約9km	敷地面積	約6,300m ²	非常用電源	可搬式発電機※	通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※, 一般電話・FAX, 衛星携帯電話	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達 駐車場は島根支社から約4km先に位置する自社関連会社の敷地を使用	所在地	島根県出雲市知井宮町1756-7	発電所からの方位, 距離	南西約3.4km	敷地面積	約8,100m ²	非常用電源	可搬式発電機※	通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達	所在地	島根県安来市広瀬町広瀬307	発電所からの方位, 距離	南東約2.5km	敷地面積	約35,000m ²	非常用電源	可搬式発電機※	通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※	その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達
所在地	新潟県柏崎市駅前2丁目2-30																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南南西 約8km																																																																																																																																					
敷地面積	約3,000m ²																																																																																																																																					
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 50kVA																																																																																																																																					
非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)																																																																																																																																					
その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入																																																																																																																																					
所在地	新潟県小千谷市千谷川1-5-10																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南東 約23km																																																																																																																																					
敷地面積	約3,800m ²																																																																																																																																					
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 75kVA ・備蓄燃料: 2日分を備蓄																																																																																																																																					
非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系) ・FAX(有線系)																																																																																																																																					
その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は備蓄																																																																																																																																					
所在地	新潟県十日町市珠川																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南南東 約44km																																																																																																																																					
敷地面積	約350万m ²																																																																																																																																					
非常用電源	・非常用ディーゼル発電機 300kVA(本館), 210kVA(新別館)																																																																																																																																					
非常用通信機器	・電話(有線系, 衛星系)																																																																																																																																					
その他	消耗品等(食料, 飲料水等)は信濃川電力所備蓄品を搬入, その後, 最寄りの小売店から調達																																																																																																																																					
所在地	茨城県水戸市笠原978-25																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南西 約20km																																																																																																																																					
施設構成	商業ビル(鉄骨鉄筋コンクリート造7階建5階 執務室床面積約350m ²)																																																																																																																																					
非常用電源	非常用ディーゼル発電機(3.1kVA) 1台																																																																																																																																					
非常用通信機器	・電話(携帯電話, 衛星系) ・FAX(衛星系)																																																																																																																																					
その他	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達																																																																																																																																					
所在地	茨城県日立市神保町2-8-4																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	北北東 約15km																																																																																																																																					
施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約1,300m ²), 駐車場																																																																																																																																					
非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬																																																																																																																																					
非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																						
所在地	茨城県水戸市南町2-6-2																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南西 約15km																																																																																																																																					
施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造4階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,400m ²), 駐車場																																																																																																																																					
非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬																																																																																																																																					
非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																						
所在地	茨城県常陸大宮市下町1456																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	西北西 約20km																																																																																																																																					
施設構成	事務所建屋(鉄筋コンクリート造3階建 執務室, 会議スペース等, 総床面積約2,900m ²), 駐車場																																																																																																																																					
非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬																																																																																																																																					
非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																						
所在地	茨城県日立市会瀬町4丁目2																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	北北東 約15km																																																																																																																																					
施設構成	体育館(約4,900m ²), グランド施設(2面, 約28,000m ²), 駐車場																																																																																																																																					
非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬																																																																																																																																					
非常用通信機器	・食料等の消耗品については, 調達可能な小売店等から調達																																																																																																																																					
その他																																																																																																																																						
所在地	島根県松江市母衣町115																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南東約9km																																																																																																																																					
敷地面積	約6,300m ²																																																																																																																																					
非常用電源	可搬式発電機※																																																																																																																																					
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※, 一般電話・FAX, 衛星携帯電話																																																																																																																																					
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達 駐車場は島根支社から約4km先に位置する自社関連会社の敷地を使用																																																																																																																																					
所在地	島根県出雲市知井宮町1756-7																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南西約3.4km																																																																																																																																					
敷地面積	約8,100m ²																																																																																																																																					
非常用電源	可搬式発電機※																																																																																																																																					
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※																																																																																																																																					
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達																																																																																																																																					
所在地	島根県安来市広瀬町広瀬307																																																																																																																																					
発電所からの方位, 距離	南東約2.5km																																																																																																																																					
敷地面積	約35,000m ²																																																																																																																																					
非常用電源	可搬式発電機※																																																																																																																																					
通信機器	可搬型衛星通信機器(電話, FAX)※ 保安電話(災害時優先)※																																																																																																																																					
その他	消耗品類(燃料, 食料, 飲料水等)は最寄りの小売店より調達																																																																																																																																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)

東海第二発電所 (2018. 9. 18版)

島根原子力発電所 2号炉

備考



第1図 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置

6. (株)日立パワーソリューションズ 勝田事業所

所在地	茨城県ひたちなか市堀口832-2
発電所からの方位、距離	南西 約10km
施設構成	工場施設(上屋あり, 約2,700m ²), グランド施設 (約16,000m ²)
非常用電源	・資機材保管場所である地域共生部より運搬。
非常用通信機器	・食料等の消耗品については、調達可能な小売店等から調達。
その他	

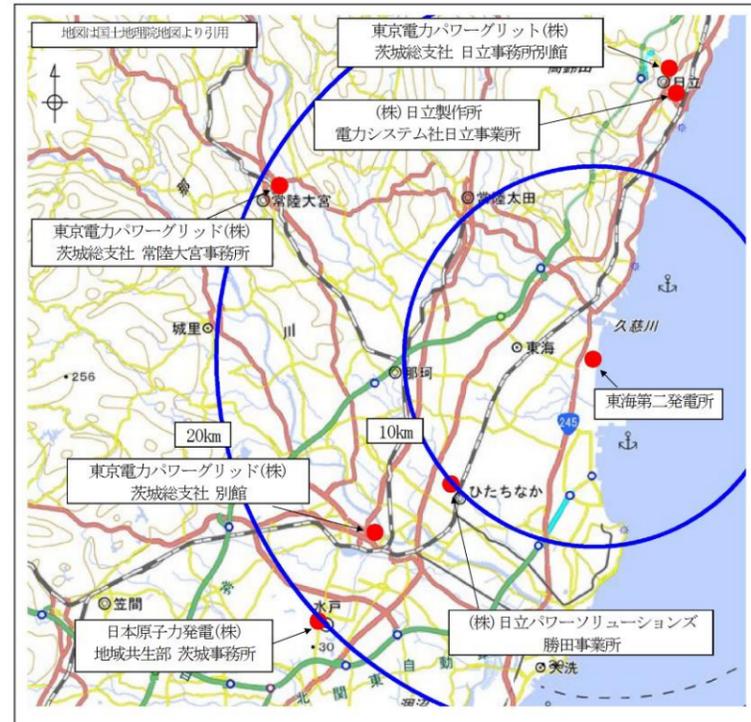
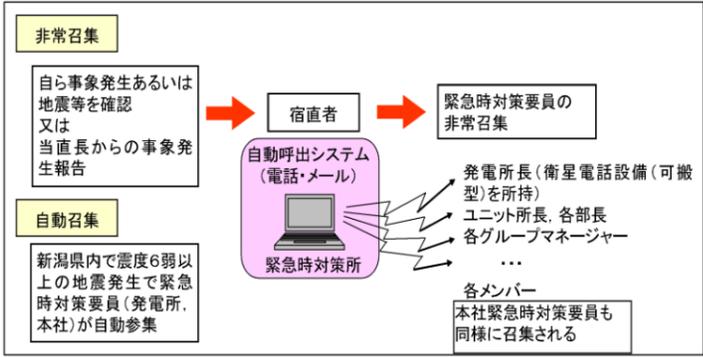
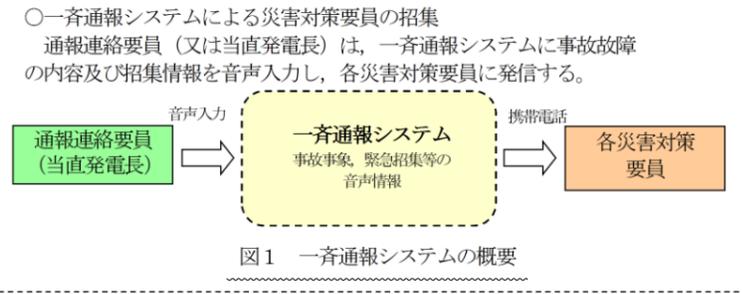
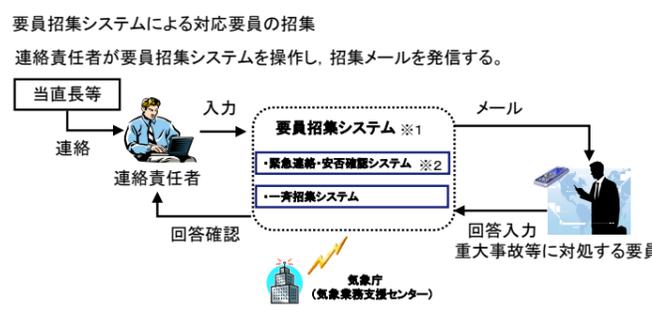


図 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置



第1図 原子力事業所及び原子力事業所災害対策支援拠点の位置

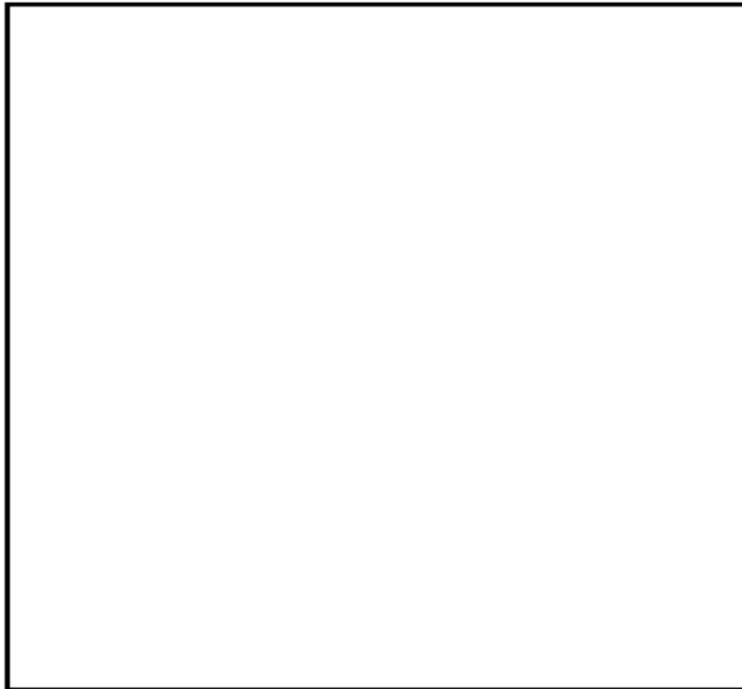
柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">別紙8</p> <p style="text-align: center;">発電所構外からの要員の参集について</p> <p>1. 要員の召集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる緊急時対策要員を速やかに非常召集するため、「自動呼出・安否確認システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う。（第1図）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 自動呼出・安否確認システムによる非常召集連絡</p> <p>新潟県内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、非常召集連絡がなくても自発的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には柏崎エネルギーホール又は刈羽寮（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>柏崎エネルギーホール又は刈羽寮に集合した要員は、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。柏崎エネルギーホール、刈羽寮には通信連絡設備として衛星電話設備（可搬型）を各10台配備する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙4</p> <p style="text-align: center;">発電所外からの災害対策要員の参集について</p> <p>1. 要員の参集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発電所外にいる災害対策要員への情報提供及び非常召集を速やかにするために、「一斉通報システム」を活用する。（図1）</p>  <p style="text-align: center;">図1 一斉通報システムの概要</p> <p>また、発電所周辺地域（東海村）で震度6弱以上の地震が発生した場合には、各災害対策要員は、社内規程に基づき自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や地方公共団体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保した上で参集する。</p> <p>発電所参集要員（拘束当番）である災害対策要員は、直接発電所へ参集する。発電所参集要員（拘束当番）以外の参集要員は、発電所外参集場所となる第三滝坂寮に集合し、発電所外参集場所で災害対策本部と参集に係る以下①～⑤の情報確認及び調整を行い、災害対策本部からの要員派遣の要請に従い、集団で発電所に移動する。（図2）</p>	<p style="text-align: right;">別紙7</p> <p style="text-align: center;">発電所構外からの要員の参集について</p> <p>1. 要員の招集の流れ</p> <p>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合に、発電所外にいる重大事故等に対処する要員を速やかに非常召集するため、「要員招集システム」、「通信連絡手段」等を活用し、要員の非常召集及び情報提供を行う。（第1図）</p>  <p style="text-align: center;">第1図 要員招集システム</p> <p>松江市内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、社内規程に基づき、非常召集連絡がなくても自主的に参集する。</p> <p>地震等により家族、自宅等が被災した場合や自治体からの避難指示等が出された場合は、家族の身の安全を確保したうえで参集する。</p> <p>集合場所は、基本的には構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）（第2図）とするが、発電所の状況が入手できる場合は、直接発電所へ参集可能とする。</p> <p>構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）に集合した要員は、緊急時対策本部と非常召集に係る以下の確認、調整を行い、通信連絡設備、懐中電灯等を持参し、発電所と連絡を取りながら集団で移動する。構外参集拠点（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）には通信連絡設備として衛星電話設備（携帯型）を各5台配備する。</p>	<p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し），発電所に行くための必要な装備（放射線防護服，マスク，線量計を含む））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等，移動する上で有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数，体調，移動手段（徒歩，車両），連絡先）</p> <p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により，必要の都度，発電所の連絡責任者と連絡をとり，発電用原子炉施設の運転に関し，保安上の指示を行う。</p>  <p>第2図 柏崎刈羽原子力発電所とその周辺</p>	<p>① 発電所の状況（設備及び所員の被災等）</p> <p>② 参集した要員の確認（人数，体調等）</p> <p>③ 重大事故等対応に必要な装備（汚染防護具，マスク，線量計等）</p> <p>④ 発電所への持参品（通信連絡設備，照明機器等）</p> <p>⑤ 気象及び災害情報等</p>  <p>図2 東海第二発電所とその周辺</p>	<p>①発電所の状況（発電所への移動が可能なプラント状況かどうか（格納容器ベントの実施見通し），発電所に行くための必要な装備（放射線防護服，マスク，線量計を含む。））</p> <p>②その他発電所で得られた情報（発電所への移動に関する道路状況等，移動するうえで有益な情報）</p> <p>③発電所へ移動する人の情報（人数，体調，移動手段（徒歩，車両），連絡先）</p> <p>発電用原子炉主任技術者は通信連絡手段により，必要の都度，発電所の連絡責任者と連絡をとり，発電用原子炉施設の運転に関し，保安上の指示を行う。</p>  <p>第2図 島根原子力発電所とその周辺</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																										
<p>2. 緊急時対策要員の所在について</p> <p>発電所員の約8割(第1表)が居住している柏崎市街地、刈羽村の大半は、柏崎刈羽原子力発電所から半径10km圏内(第2図)に位置しており、社員寮についても半径10km圏内に設置されている。</p> <p style="text-align: center;">第1表 居住地別の発電所員数(平成29年4月時点)</p> <table border="1" data-bbox="172 625 914 745"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>柏崎市</th> <th>刈羽村</th> <th>その他地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>820名 (73%)</td> <td>81名 (7%)</td> <td>223名 (20%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p>	居住地	柏崎市	刈羽村	その他地域	居住者数	820名 (73%)	81名 (7%)	223名 (20%)	<p>2. 災害対策要員の所在について</p> <p>東海村の大半は東海第二発電所から半径5km圏内であり、発電所員の約5割が居住している。さらに、東海村周辺のひたちなか市、那珂市など東海第二発電所から半径5km～10km圏内には、発電所員の約2割が居住しており、おおむね東海第二発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。(図2)(表1)</p> <p style="text-align: center;">表1 居住地別の発電所員数(平成28年7月時点)</p> <table border="1" data-bbox="952 632 1709 758"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>東海村 (半径5km圏内)</th> <th>東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5～10km圏内)</th> <th>その他の地域 (半径10km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>133名 (52%)</td> <td>58名 (23%)</td> <td>64名 (25%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所外からの災害対策要員の参集ルート</p> <p>3.1 概要</p> <p>発電所外から参集する災害対策要員の主要な参集ルートについては、図3に示すとおりである。</p>  <table border="1" data-bbox="1299 1770 1709 1854"> <thead> <tr> <th>発電所周圍の主要な橋梁</th> <th>構造</th> <th>橋長</th> <th>幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 榑橋</td> <td>桁橋</td> <td>503m</td> <td>4車線</td> </tr> <tr> <td>B 留大橋</td> <td>桁橋</td> <td>655m</td> <td>2車線</td> </tr> <tr> <td>C 久慈大橋</td> <td>トラス橋</td> <td>366m</td> <td>2車線</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">図3 主要な参集ルート</p>	居住地	東海村 (半径5km圏内)	東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5～10km圏内)	その他の地域 (半径10km圏外)	居住者数	133名 (52%)	58名 (23%)	64名 (25%)	発電所周圍の主要な橋梁	構造	橋長	幅	A 榑橋	桁橋	503m	4車線	B 留大橋	桁橋	655m	2車線	C 久慈大橋	トラス橋	366m	2車線	<p>2. 重大事故等に対処する要員の所在について</p> <p>発電所員の社宅・寮がある島根原子力発電所から半径5km圏内に、発電所員(約540名)の約4割が居住している。更に、島根原子力発電所から半径5～10km圏内には、発電所員の約3割が居住しており、おおむね島根原子力発電所から半径10km圏内に発電所員の約7割が居住している。(第2図)(第1表)</p> <p style="text-align: center;">第1表 居住地別の発電所員数(令和3年3月時点)</p> <table border="1" data-bbox="1754 621 2496 730"> <thead> <tr> <th>居住地</th> <th>5km圏内</th> <th>5～10km圏内</th> <th>10～20km圏内</th> <th>その他地域 (半径20km圏外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住者数</td> <td>231名 (43%)</td> <td>155名 (29%)</td> <td>90名 (17%)</td> <td>60名 (11%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 発電所構外からの要員の参集ルート</p> <p>(1) 概要</p>	居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)	居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)	
居住地	柏崎市	刈羽村	その他地域																																										
居住者数	820名 (73%)	81名 (7%)	223名 (20%)																																										
居住地	東海村 (半径5km圏内)	東海村周辺地域 ひたちなか市など (半径5～10km圏内)	その他の地域 (半径10km圏外)																																										
居住者数	133名 (52%)	58名 (23%)	64名 (25%)																																										
発電所周圍の主要な橋梁	構造	橋長	幅																																										
A 榑橋	桁橋	503m	4車線																																										
B 留大橋	桁橋	655m	2車線																																										
C 久慈大橋	トラス橋	366m	2車線																																										
居住地	5km圏内	5～10km圏内	10～20km圏内	その他地域 (半径20km圏外)																																									
居住者数	231名 (43%)	155名 (29%)	90名 (17%)	60名 (11%)																																									

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>柏崎市, 刈羽村からの要員参集ルートについては, 第3図に示すとおりであり, 要員参集ルートの障害要因としては, 比較的平坦な土地であることから土砂災害の影響は少なく, 地震による橋の崩壊, 津波による参集ルートの浸水が考えられる。</p> <p>地震による橋梁の崩落については, 要員参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも, 迂回ルートが複数存在することから, 参集は可能である。また, 木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお, 地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については, <u>平成19年新潟県中越沖地震においても, 橋梁本体の損傷による構造安全性に著しい影響のあるような損傷は見られず(※1), 実際に徒歩による通行に支障はなかった。</u></p> <p>新潟県が実施した広域避難シミュレーション(※2)によれば, <u>大規模な地震が発生により, 発電所で重大事故等が発生した場合, 住民避難のため発電所の南西の海側ルートに交通渋滞が発生しやすいという結果が得られている。</u>交通集中によるアクセス性への影響回避のため, 参集ルートとしては可能な限り避けることとし, 複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>	<p>東海第二発電所が立地する東海村は比較的平坦な土地であり, <u>発電所外の拠点となる要員の集合場所(第三滝坂寮)から発電所までの参集ルートは, 通行に支障となる地形的な要因の影響が少ない。</u>また, 木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。このため, 参集要員は通行可能な道路等を状況に応じて選択して参集できる。</p> <p><u>この他の参集に係る障害要因としては, 地震による橋梁の崩壊, 津波による参集ルートの浸水が考えられる。</u></p> <p>地震による橋梁の崩壊については, 参集ルート上の橋梁が崩壊等により通行ができなくなった場合でも, 迂回ルートが複数存在することから, 参集は可能である。なお, <u>地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については, 平成23年の東北地方太平洋沖地震においても, 実際に徒歩による通行に支障はなかった。</u></p> <p><u>参集ルートが津波により浸水した場合には, アクセス性への影響を未然に回避するため, 大津波警報発令時には, 基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート(図3に示す, ひたちなか市(那珂湊方面)及び日立市の比較的海に近いルート)は使用せず, これ以外の参集ルートを使用して参集する。</u></p> <p>大規模な地震が発生し, 発電所で重大事故等が発生した場合には, 住民避難の交通渋滞が発生するルート考えられるため, 交通集中によるアクセス性への影響回避のため, 参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし, 複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p>	<p>発電所構外からの参集ルートについては, 第3図に示すとおりであり, <u>参集ルートの障害要因としては, 比較的平坦な土地であることから, 土砂災害の影響は少なく, 地震による橋の崩壊, 津波による参集ルートの浸水が考えられる。</u></p> <p>地震による橋梁の崩落については, 参集ルート上の橋梁が崩落等により通行ができなくなった場合でも, 迂回ルートが複数存在することから, 参集は可能である。また, 木造建物の密集地域はなくアクセスに支障はない。なお, 地震による参集ルート上の主要な橋梁への影響については, <u>平成12年鳥取県西部地震においても, 実際に徒歩による通行に支障はなかった。</u></p> <p>大規模な地震が発生し, 発電所で重大事故等が発生した場合には, 住民避難の交通渋滞が発生すると考えられるため, 交通集中によるアクセス性への影響回避のため, 参集ルートとしては可能な限り住民避難の渋滞を避けることとし, 複数ある参集ルートから適切なルートを選定する。</p> <div data-bbox="1736 1276 2504 1818" style="border: 1px solid black; height: 258px; width: 259px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">第3図 発電所構外からの要員参集ルート</p>	<p>備考</p> <p>・地理的要因の相違 【柏崎6/7, 東海第二】 島根2号炉建設後の最も大きな地震実績で確認</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3図に図示した海沿いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p> <p>(※1)参考文献：2007 年新潟県中越沖地震の被害とその特徴／小長井一男（東京大学教授生産技術研究所）他 国土技術政策研究所資料 No. 439, 土木研究所資料 No. 4086, 建築研究資料 No. 112「平成 19 年（2007 年）新潟県中越沖地震被害調査報告」</p> <p>(※2) 参考文献：新潟県殿向け「平成 26 年度新潟県広域避難時間推計業務」～最終報告書～BGS-BX-140147 平成 26 年 8 月 三菱重工業株式会社 http://www.pref.niigata.lg.jp/genshiryoku/1356794481823.html</p> <p>(2) 津波による影響が考えられる場合の参集ルート 柏崎市津波ハザードマップによると、柏崎市中心部から発電所までの要員参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数十 cm 程度）が、大津波警報発生は、津波による影響を想定し海側や鱒石川の河口付近を避けたルートにより参集する。（第3図）</p>	<p>3.2 津波による影響が考えられる場合の参集ルート 東海村津波ハザードマップ（図4）によると、東海村中心部から東海第二発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数 10cm 程度）が、大津波警報発令時は、津波による影響を想定し、海側や新川の河口付近を避けたルートにより参集する</p>	<p>津波浸水時については、アクセス性への影響を未然に回避するため、大津波警報発生時には基準津波が襲来した際に浸水が予想されるルート（第3図に示す、比較的海に近いルート）は使用しないこととし、これ以外の参集ルートを使用して参集することとする。</p> <p>(2)津波による影響が考えられる場合の参集ルート 松江市津波ハザードマップによると、松江市中心部から発電所までの参集ルートへの影響はほとんど見られない（川岸で数 10cm 程度）が、大津波警報発生時は、津波による影響を想定し、海側や佐陀川の河口付近を避けたルートにより参集する。（第4図）</p>	<p>備考</p> <p>・地理的要因の相違 【柏崎 6/7】 新潟県固有の調査結果</p>



第3図 柏崎市，刈羽村からの要員参集ルート

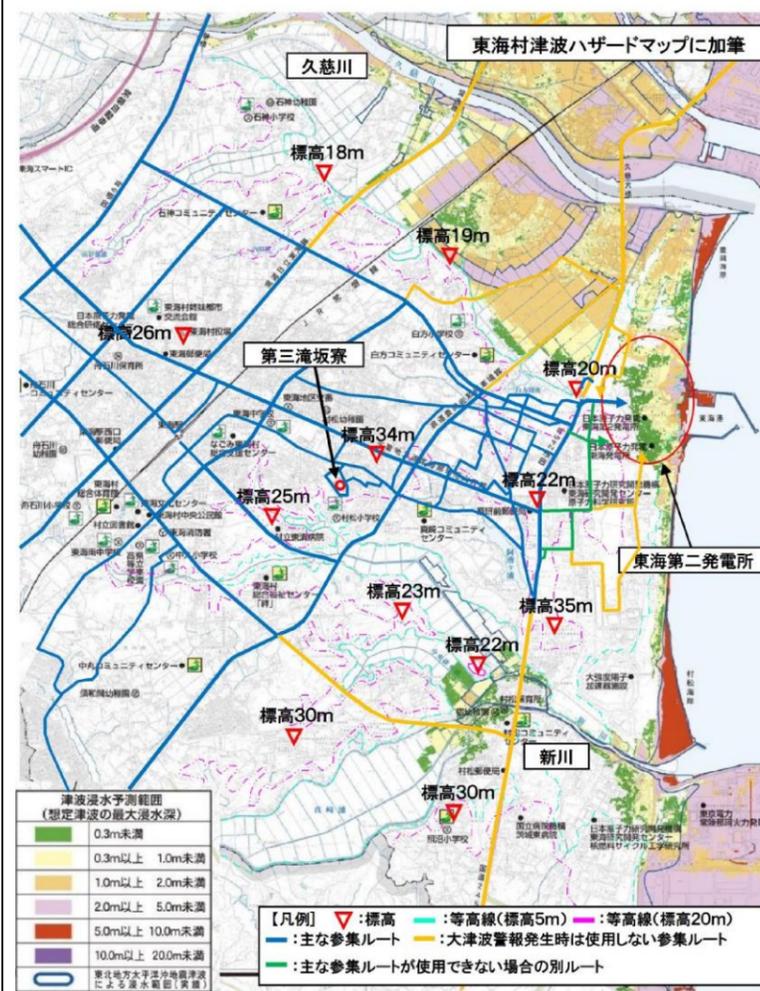


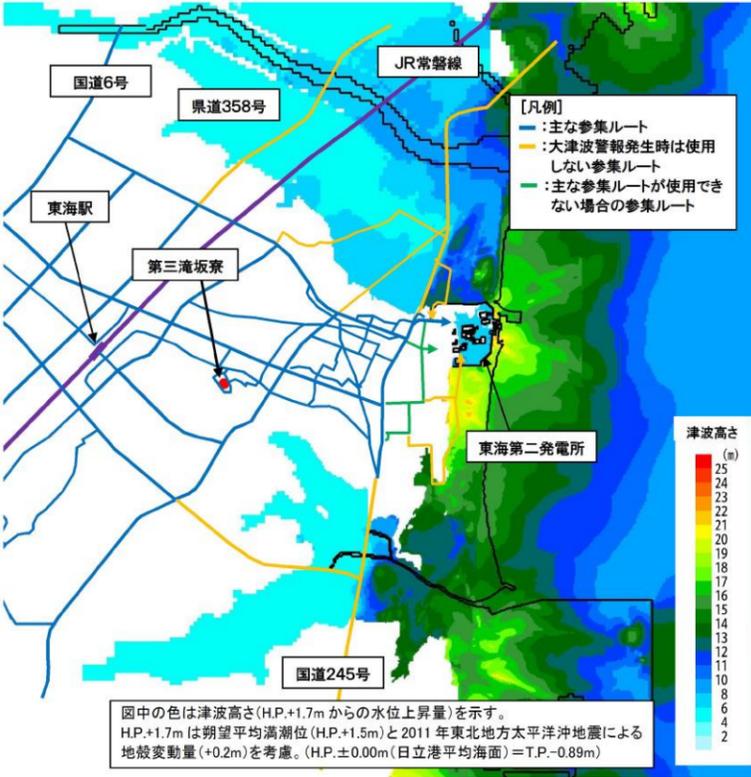
図4 茨城県（東海村）の津波浸水想定図（抜粋）

また、東海第二発電所では、津波PRAの結果を踏まえ、基準津波を超え敷地に遡上する津波に対して影響を考慮する必要がある。敷地に遡上する津波の遡上範囲の解析結果（図5）から、発電所周辺に浸水する範囲が認められるが、東海村中心部から東海第二発電所の敷地までの参集ルートに津波の影響がない範囲が確認できることから、津波の影響を避けたルートを選択することにより参集することは可能である。



第4図 参集拠点からの参集ルート

・評価内容の相違
【東海第二】
 島根2号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していない

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。 発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート 発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の正門を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。(第4図)</p>	 <p>図5 敷地に遡上する津波の遡上範囲想定図</p> <p>3. 3 住民避難がなされている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始されている場合には、住民の避難方向と逆方向に移動することが想定される。 発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止した上で、徒歩等により参集する。</p> <p>3. 4 発電所構内への参集ルート <u>東海第二発電所の敷地周辺の参集ルートについては、以下に示す敷地の特徴を踏まえて、複数の参集ルートを設定している。</u> <u>・東海第二発電所への参集に当たっては必ず国道245号線を通することから、同国道の交通状態及び道路状態によるアクセス性への影響を受けないように、同国道を通行する距離を短くするとともに、できるだけ多くの参集ルートを設定し、更に各参集ルートの構内への進入場所をできるだけ離す</u></p>	<p>(3) 住民避難が行われている場合の参集について 全面緊急事態に該当する事象が発生し、住民避難が開始している場合、住民の避難方向と逆方向に要員が移動することが想定される。 発電所へ参集する要員は、原則、住民避難に影響のないよう行動し、自動車による参集ができないような場合は、自動車を避難に支障のない場所に停止したうえで、徒歩や自転車により参集する。</p> <p>4. 発電所構内への参集ルート <u>発電所敷地外から発電所構内への参集ルートは、通常の一矢入口及び本谷入口を通過するルートに加え迂回ルートを確認している。(第5図)</u></p>	<p>備考</p> <p>・地理的要因の相違 【東海第二】 島根2号炉は、複数のルートで参集が可能</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>・敷地入口近傍にある 275kV 及び 154kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する</p> <p>・敷地高さを踏まえ、敷地を遡上する津波によっても影響を受けずに緊急時対策所に到達できる参集ルートを設定する</p> <p><u>この考え方に基づき、発電所外から発電所構内への参集ルートとして、正門ルート（通常時のルート）の他に、南側ルート、南西側ルート、西側ルート及び北側ルートを設定する。（図 6、図 7）</u></p> <p><u>各参集ルートの考慮すべき外的事象を表 2 に示す。また、送電鉄塔の倒壊時における通行の考え方を、別紙補足 1 に示す。</u></p> <p><u>災害対策要員が参集する際は、各参集ルートの状況を踏まえて安全に通行できるルートを選定する。</u></p> <p><u>なお、正門ルート及び代替正門ルートを通行できない場合は、隣接する他機関の敷地内を通行する南側ルート、南西側ルート、西側ルート及び北側ルートを介して災害対策要員が発電所に参集する。このため、他機関とは、通行に係る運用及び参集ルートに影響する障害物の撤去等に係る運用について、あらかじめ取り決めることとしている。</u></p> <p><u>3. 5 緊急時対策所への参集ルート</u></p> <p><u>平日の勤務時間帯においては、災害対策要員の多くは事務本館で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、災害対策要員（初動）が事務本館等での執務若しくは発電所構内に設けた待機場所に待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>事務本館及び発電所構内に設けた待機場所から緊急時対策所までの主な参集ルートを、図 8 に示す。</u></p>	<p><u>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊しても影響を受けない参集ルートを設定する。</u></p> <p><u>発電所近傍にある 500kV、220kV 及び 66kV の送電鉄塔の倒壊による障害を想定し、鉄塔が倒壊した場合における通行の考え方を別紙補足 1 に示す。</u></p> <p><u>平日の勤務時間帯において、重大事故等に対処する要員の多くは管理事務所で執務しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）においては、初動対応する重大事故等に対処する要員が免震重要棟又はその近傍及び 1、2 号及び 3 号炉制御室建物又はその近傍で執務若しくは待機しており、招集連絡を受けた場合は、速やかに緊急時対策所に参集する。</u></p> <p><u>管理事務所及び免震重要棟から緊急時対策所までの主なアクセスルートを、第 5 図に示す。</u></p>	<p>・評価内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉では、事故シーケンスとして津波特有の事故シーケンスを選定していない</p> <p>・東海第二固有の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根 2 号炉は他機関の敷地を通行しない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<div data-bbox="181 275 893 764" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="320 793 747 827" data-label="Caption"> <p>第4図 発電所構内への参集ルート</p> </div>	<div data-bbox="973 247 1694 695" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="973 827 1694 1274" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1018 1335 1644 1369" data-label="Caption"> <p>図7 発電所周辺の送電線路と発電所への参集ルート</p> </div>	<div data-bbox="1789 291 2487 739" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1783 751 2466 827" data-label="Caption"> <p>第5図 発電所構内への参集ルート及び緊急時対策所へのアクセスルート</p> </div>	

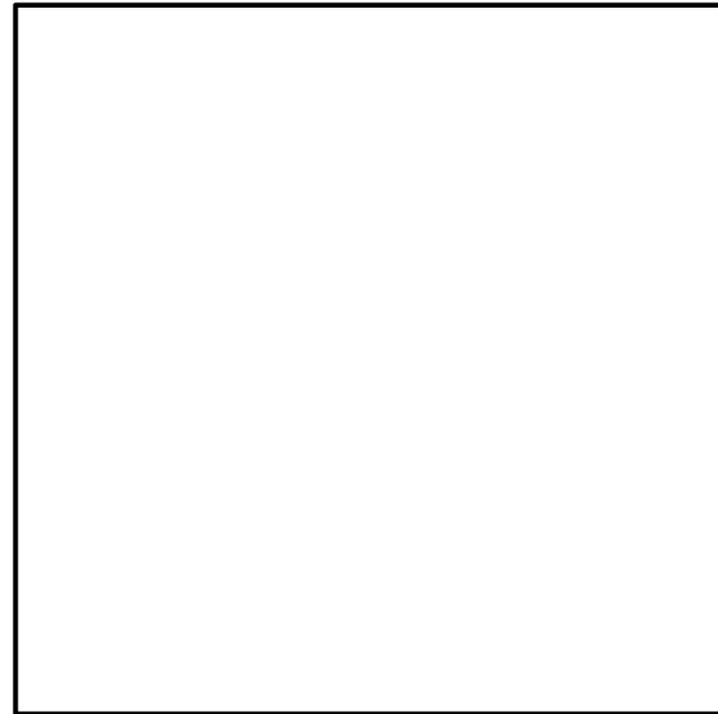


図8 緊急時対策所までの参集ルート

表2 各参集ルートの特徴を踏まえた要員参集の適合性

参集ルート (国道245号線からの進入ルート →橋内への進入ルート)	考慮すべき外的事象による 参集ルートへの影響の可能性		要員参集の適合性 (対応)	
	送電鉄塔 の倒壊 ^{※1}	津波浸水 ^{※2}	災害発生後1日程度以内	災害発生後1週間程度
[Empty table content]				

〈凡例〉 ○：影響の可能性なし（通行可能）、△：影響の可能性あり（状況に応じて通行可否を判断する）
 ※1 参集ルートの幅の一部あるいは全幅が、送電鉄塔の倒壊範囲と重複すると評価される場合は△とした。
 ※2 参集ルートの一部が、敷地に遡上する津波により浸水する範囲の評価結果（T.P.+8m）と重複する場合は△とした。

柏崎刈羽原子力発電所 6/7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>5. 夜間及び休日における要員参集について</p> <p>(1) 要員の想定参集時間</p> <p>第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において<u>直接徒歩移動</u>で参集する場合であっても、参集時間は約3時間30分と考えられる。</p> <p>また、大地震等が発生している状況では要員の自宅が被災する可能性もあるため、出発までの準備時間が約1時間必要であると仮定した場合であっても、<u>発電所への参集時間は約4時間30分と考えられる。</u></p> <p>さらに、<u>要員集合場所(柏崎エネルギーホール又は刈羽寮)に立寄り、情報収集を行った上で参集することから、集合場所に立寄るために遠回りする時間を1時間、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約6時間で発電所に参集可能であると考えられる。</u></p> <p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、重大事故等が発生した場合の緊急時対策要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む)～集合場所(情報収集時間を含む)～発電所までの参集に要する時間)を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、<u>5時間30分以内に参集可能な要員は350名以上と考えられる。</u></p> <p>なお、自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</p> <p>※ 必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>4. 夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の要員参集条件及び参集時間について</p> <p><u>実際に実施した参集訓練等で得られた結果及び各種のハザードを考慮した参集条件を保守的に設定し、これを用いて災害対策要員の参集時間を以下に評価した。</u></p> <p>4.1 評価条件</p> <p>(1) 自宅等を出発するまでの時間</p> <p><u>事象発生後に、あらかじめ拘束当番に指名されており発電所に参集する災害対策要員は、災対本部からの招集連絡を受けて、発生30分後に自宅を出発するものとする。(図7)</u></p>	<p>5. 夜間及び休日における要員参集について</p> <p>(1) 要員の想定参集時間</p> <p>第1表及び第2図に示すとおり、要員の大多数は発電所から半径10km圏内に居住していることから、仮に発電所から10km地点に所在する要員が、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、<u>発災30分後に自宅を出発するものとし、徒歩移動で参集する場合であっても、参集時間は約6時間30分と考えられる。</u></p> <p>さらに、<u>要員集合場所(緑ヶ丘施設、宮内(社宅・寮)及び佐太前寮)に立寄り、情報収集を行ったうえで参集することから、情報収集する場合の時間を30分必要であると仮定した場合であっても、発電所から10kmに所在する要員は、約7時間で発電所に参集可能であると考えられる。</u></p> <p>(2) 要員参集調査</p> <p>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)において、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向(所在場所(準備時間を含む。)～集合場所(情報収集時間を含む。)～発電所までの参集に要する時間)を評価した結果、<u>要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な要員は150名以上(発電所員約540名の約3割)と考えられる。</u></p> <p>なお、<u>自動車等の移動手段が使用可能な場合は、より多くの要員が早期に参集することが期待できる。</u></p> <p>※ 必要な要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p> <p>また、<u>集合場所(緑ヶ丘施設)からの参集訓練結果について別紙補足2に示す。</u></p>	<p>備考</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、集合場所を経由した場合の移動時間を考慮して時間を算出</p> <p>・運用の相違 【東海第二】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない</p> <p>・体制及び運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内について記載</p> <p>・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、集合場所からの参集訓練結果について記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><参考：要員参集調査による評価></p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の緊急時対策要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休（シルバーウィーク※）日中」「大型連休（シルバーウィーク※）夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（自宅、発電所、それ以外の場所の場合は最寄りの集合場所までの移動時間を回答）を調査することで、参集状況の評価。</p> <p>○要員集合場所（柏崎エネルギーホール又は刈羽寮）での情報収集時間 30 分を考慮（第5図）。</p> <p>※ 要員参集調査時期が 2015 年 9 月であり大型連休の対象をシルバーウィークとした。</p>		<p><参考：要員参集調査による評価></p> <p>○夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向をより具体的に把握するため、「平日夜間」「休日日中」「休日夜間」「大型連休日中」「大型連休夜間」の5ケースにおいて緊急呼び出しがかかった場合を想定し、その時々における要員の所在場所（発電所からの直線距離に応じた区分を回答）を調査することで、参集状況の評価する。（第7図及び第8図）</p> <p>○参集の流れは、所在場所（準備時間を含む。）～集合場所（情報収集時間を含む。）～発電所までの移動とする。</p> <p>○集合場所（緑ヶ丘施設、宮内（社宅・寮）及び佐太前寮）での情報収集時間 30 分を考慮する（第6図）。</p> <p>○過去5回の要員参集調査を実施し、重大事故等が発生した場合の重大事故等に対処する要員の参集動向を評価した結果、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上（発電所員約540名の約3割）と考えられる。このことから、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員（54名）は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認している※。</p> <p>※（a）平成28年5月：162名（うち、実施組織109名（復旧班49名、プラント監視班60名）） （b）平成29年5月：167名（うち、実施組織118名（復旧班67名、プラント監視班51名）） （c）平成30年1月：151名（うち、実施組織102名（復旧班50名、プラント監視班52名）） （d）令和元年1月：157名（うち、実施組織105名（復旧班49名、プラント監視班56名）） （e）令和2年1月：221名（うち、実施組織145名（復旧班74名、プラント監視班71名））</p>	<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】</p> <p>島根2号炉は、発電所からの直線距離に応じた区分を回答し、その距離を基に移動時間を算出</p>



a. 車が使える場合 (第6図)

- 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く)
- 大型連休でも、3時間30分以内に約6割の要員が参集可能な場所にいる。

b. 徒歩移動のみの場合 (第7図)

- 車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、7割程度の要員は、5時間30分以内に参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く)
- 通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約2割多い要員が柏崎刈羽地域近傍から不在(徒歩5時間30分以上)となるが、5時間30分以内で参集可能な要員は約半数。

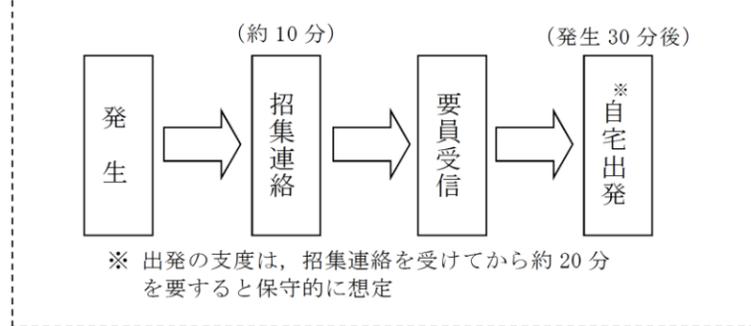


図9 要員の招集から自宅出発までの概要

(2) 移動手段・移動速度

徒歩による移動とする。参集訓練実績を元に移動速度を4.0km/h (67m/min) ※3とする。なお、参考として、自転車で参集する場合を想定し、同様の考え方で移動速度を12km/h (200m/min) とする。(別紙補足2)

※3 参集訓練の実績5.0km/h (83m/min) に対して保守的に4.0km/h (67m/min) とする。自転車は、訓練実績を踏まえて保守的に「12km/h (200m/min)」とする。



第6図 要員参集の流れについて (イメージ)

a. 車が使える場合 (第7図)

- 3時間30分以内に約8割の要員が参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く。)
- 大型連休でも、3時間30分以内に約5割の要員が参集可能な場所にいる。

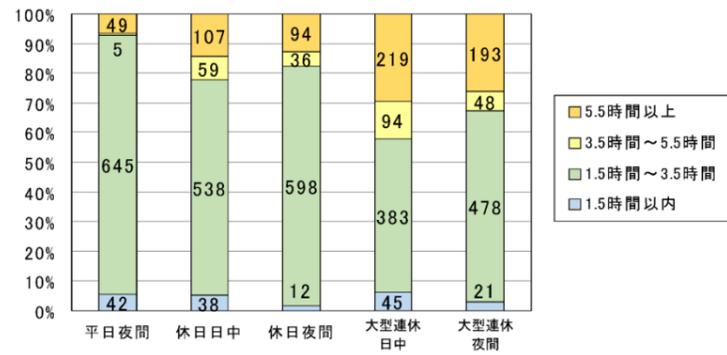
b. 徒歩移動のみの場合 (第8図)

- 車を使用した場合に比べ要員参集のタイミングが遅くなるが、6割程度の要員は、7時間以内に参集可能な場所にいることを確認した。(大型連休は除く。)
- 通常の休日と大型連休を比較すると、大型連休には約3割多い要員が半径10km圏内から不在(徒歩7時間以上)となるが、7時間以内で参集可能な要員は約3割。

・運用の相違
【柏崎6/7】
島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内について記載

・訓練内容の相違
【東海第二】
島根2号炉は、徒歩による訓練を実施

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)



※各所在場所から集合場所（柏崎エネルギーホール，刈羽寮）までの移動に要する時間を回答してもらい，その時間に以下の数値を加えて算出。

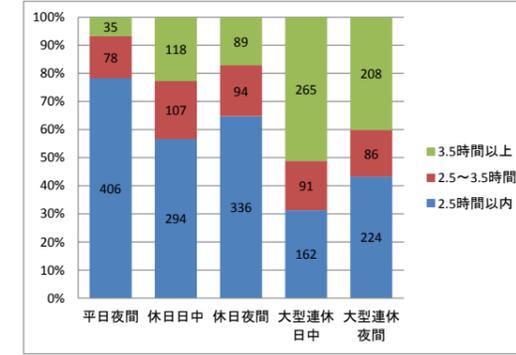
- ・自宅からの参集の場合，出発までの準備時間：30分
- ・集合場所での情報収集時間：30分
- ・集合場所から発電所への移動時間：30分

第6図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）

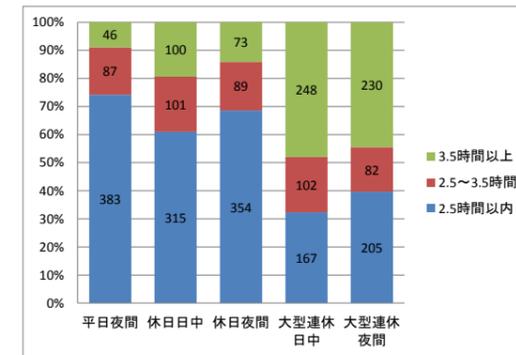
東海第二発電所 (2018. 9. 18版)

島根原子力発電所 2号炉

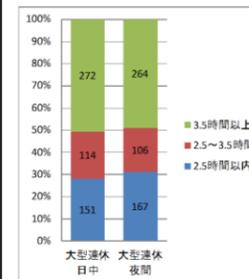
備考



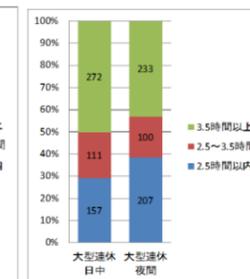
(a) 平成28年5月



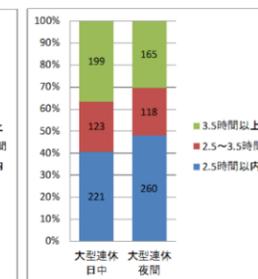
(b) 平成29年5月



(c) 平成30年1月



(d) 令和元年1月



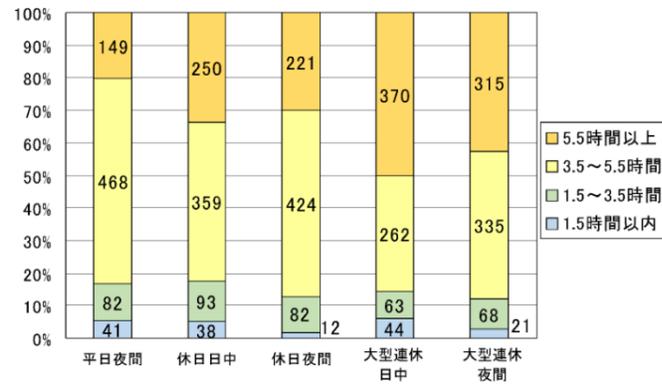
(e) 令和2年1月

※発電所からの直線距離に応じた区分を回答してもらい，その区分に応じた移動時間（30分以内（～10km），30分～1.5時間（10～30km），1.5時間以上（30km～））に以下の数値を加えて算出。

- ・出発までの準備時間：30分
- ・集合場所での情報収集時間：30分
- ・集合場所から発電所間に設ける一時立寄場所に駐車し，そこから徒歩で発電所までの移動時間：1時間

第7図 要員参集シミュレーション結果（車でアクセス可能）

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)



※出発までの準備時間を考慮の上、天候が良好な状況を想定し、集合場所を経由した場合の発電所（5号炉原子炉建屋内緊急時対策所）までの移動距離1時間以内（～3km）、1～3時間（3～10km）、3～5時間（10～17km）、5時間以上（17km～）により算出。

※自宅以外からの参集の場合、各所在場所から参集に要する時間を回答。

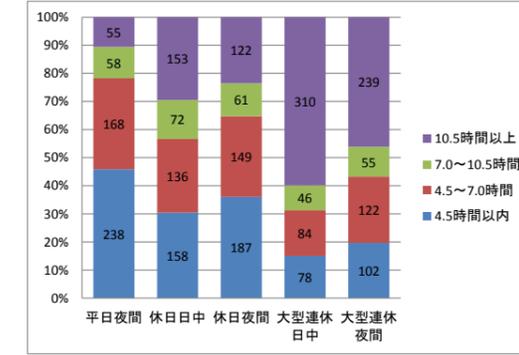
※集合場所での情報収集時間の30分を考慮。

第7図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）

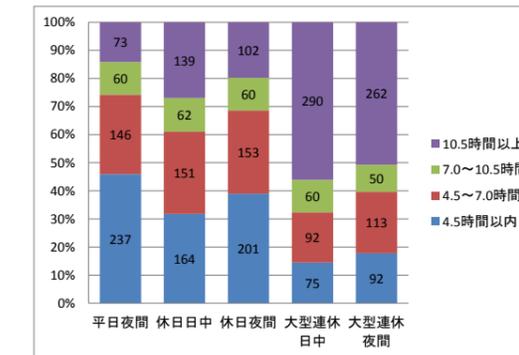
東海第二発電所 (2018. 9. 18版)

島根原子力発電所 2号炉

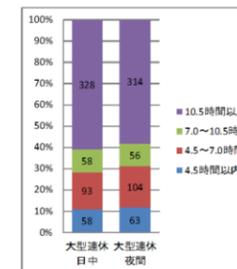
備考



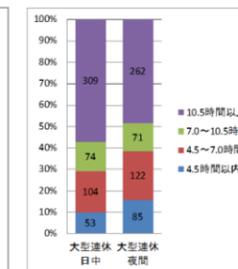
(a) 平成28年5月



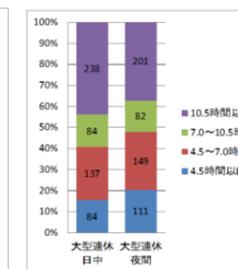
(b) 平成29年5月



(c) 平成30年1月



(d) 令和元年1月



(e) 令和2年1月

※出発までの準備時間を考慮のうえ、天候が良好な状況を想定し、集合場所を経由した場合の発電所（緊急時対策所）までの移動距離4.0時間以内（～3.5km）、4.0～6.5時間（3.5～10km）、6.5～10.0時間（10～20km）、10.0時間以上（20km～）により算出。なお、移動速度は参集訓練の実績（4.0km/h（67m/min））を基に算出している。（別紙補足2）

※発電所からの直線距離に応じた区分を回答。

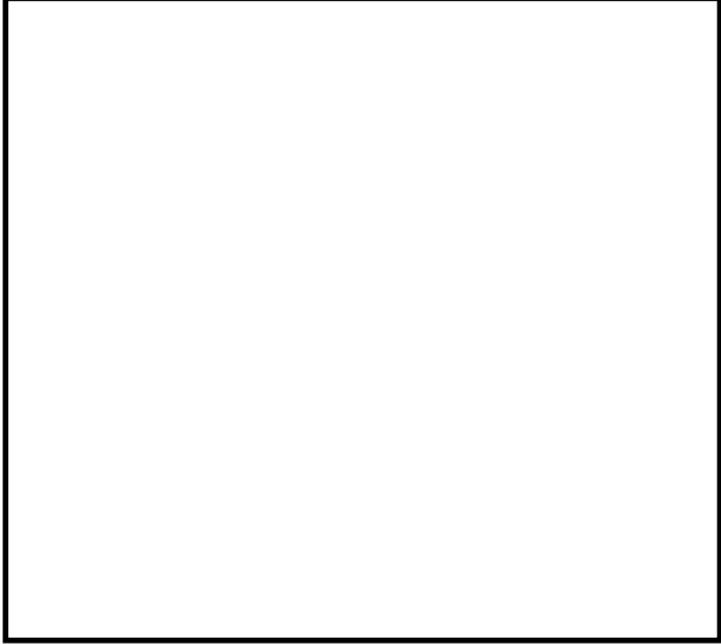
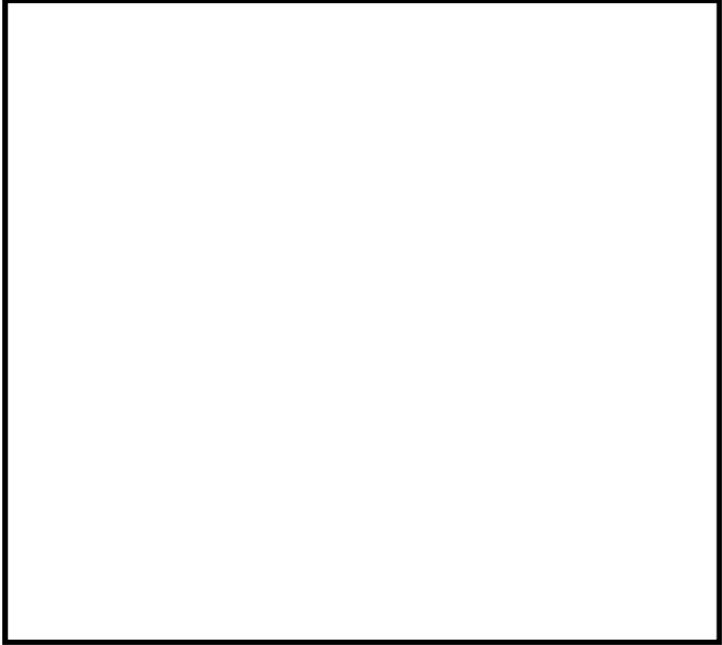
※集合場所での情報収集時間の30分を考慮

第8図 要員参集シミュレーション結果（徒歩移動のみ）

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																					
	<p>(3) <u>参集ルート</u> <u>参集する災害対策要員は、津波による浸水を受ける発電所周辺の浸水エリアを迂回したルートで参集する設定とした。</u></p> <p>4. 2 <u>参集に要する時間と災害対策要員数</u> <u>事象発生時には、発電所構内に常駐している災害対策要員（初動）39名を除く、予め拘束当番に指名されている災害対策要員（72名）を含む全ての災害対策要員※4が発電所に参集する。</u> <u>※4 発電所に参集する要員数は、全ての災害対策要員（255名、平成28年7月時点、表1参照）から災害対策要員（初動）39名を差し引いた216名となる。拘束当番である災害対策要員（72名）は、216名の内数である。</u></p> <p><u>参集する災害対策要員が、東海第二発電所の敷地に参集する（発電所構外の拠点となる集合場所を経由しない）までの所要時間と参集する災害対策要員数の関係を表3に示す。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>表3 参集に係る所要時間と災害対策要員数の関係</u> <u>（平成28年7月時点）</u></p> <table border="1" data-bbox="952 1129 1709 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="3">参集に係る所要時間</th> <th colspan="3">参集する災害対策要員数</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">徒歩 (4.0km/h)</th> <th colspan="2">参 考</th> </tr> <tr> <th>徒歩 (5.0km/h)</th> <th>自転車 (12km/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60分以内</td> <td>4名</td> <td>12名</td> <td>126名</td> </tr> <tr> <td>90分以内</td> <td>100名</td> <td>112名</td> <td>176名</td> </tr> <tr> <td>120分以内</td> <td>128名</td> <td>132名</td> <td>200名</td> </tr> </tbody> </table>	参集に係る所要時間	参集する災害対策要員数			徒歩 (4.0km/h)	参 考		徒歩 (5.0km/h)	自転車 (12km/h)	60分以内	4名	12名	126名	90分以内	100名	112名	176名	120分以内	128名	132名	200名		
参集に係る所要時間	参集する災害対策要員数																							
	徒歩 (4.0km/h)		参 考																					
		徒歩 (5.0km/h)	自転車 (12km/h)																					
60分以内	4名	12名	126名																					
90分以内	100名	112名	176名																					
120分以内	128名	132名	200名																					

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、発電所構外の緊急時対策要員は事象発生から約6時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、5時間30分以内に参集可能な緊急時対策要員は350名以上と考えられることから、<u>事象発生から10時間以内に外部から発電所へ参集する6号及び7号炉の対応を行うために必要な緊急時対策要員※(106名(1~7号炉の対応を行う必要な要員は合計114名))</u>は確保可能であることを確認した。</p> <p>また、<u>事象発生から10時間以内の重大事故等時の対応においては、発電所内に常時確保する44名の緊急時対策要員により対応が可能であるが、早期に班長以下の要員数が約2倍となれば、より迅速・多様な重大事故等への対応が可能と考えられる。</u>このため、<u>徒歩参集、要員自身の被災、過酷な天候及び道路の被害等を考慮し、事象発生から約6時間を目処に、外部から発電所に参集する40名の緊急時対策要員※を確保する。</u></p> <p>※ 要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>表3より、あらかじめ拘束当番に指名されており発電所に参集する災害対策要員(72名)は、<u>事象発生後120分には参集すると考えられる。</u>また、<u>参集ルート</u>の状況により自転車で参集できる場合には、<u>更に短時間での参集が可能となる。</u></p> <p>上記の参集に係る所要時間は、事象発生時に、構外から参集する災害対策要員に求められる参集時間(最短で約3時間、可搬型代替注水中型ポンプ等への燃料補給)と比較して十分に早い。(別紙補足3、別紙補足4)</p> <p>参集する災害対策要員は、<u>参集ルート上に建物等の倒壊他により通行が困難な状態を確認した場合には、それを避けた別の参集ルートを通行する。</u>この場合、参集時間に影響すると考えられるが、<u>表3の評価結果は、以下に示す保守的な条件設定に基づく評価結果であるため、実際の参集性には影響はない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害対策要員は発生30分後(招集連絡を受信してから20分後)に出発することとしているが、実態は数分で出発可能である。</u> ・<u>移動手段は、発電所周辺の道路の通行に支障があることを想定し、道路の状況に応じて参集ルートを選べる徒歩による移動とした。</u> ・<u>移動速度は参集訓練の実績(5.0km/h)に対し、保守的に4.0km/hとした。</u> ・<u>参集ルートは、発電所周辺には複数の道路があることから、主要な幹線道路を用いた主要参集ルートが通行できない場合でも比較的近い場所を迂回参集ルートとして通行することが可能である。</u>このため、<u>迂回参集ルートは主要参集ルートと比較して移動距離及び移動時間はあまり変わらない。</u>(別紙補足5) 	<p>(3) 参集要員の確保</p> <p>(1) 要員の想定参集時間、及び(2)要員参集調査から、夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)かつ、参集手段が徒歩移動のみを想定した場合であっても、<u>発電所構外の重大事故等に対処する要員は事象発生から約7時間で発電所に参集可能と考えられること、また、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休に重大事故等が発生した場合であっても、7時間以内に参集可能な重大事故等に対処する要員は150名以上(発電所員540名の約3割以上)と考えられる。</u>このことから、<u>夜間及び休日(平日の勤務時間帯以外)の初動体制の拡大を図り、長期的な事故対応を行うために外部から発電所へ参集する緊急時対策要員(54名※)は、要員参集の目安としている8時間以内に確保可能であることを確認した。</u></p> <p>※要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、参集の目安である8時間で参集可能な10km圏内として設定 ・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員には期待していないが、一定の緊急時対策要員が参集する目安時間を設定 ・運用の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員には期待していないが、一定の緊急時対策要員が参集する目安時間を設定

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙補足 1</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊とアクセスルートについて 発電所周囲には 275kV 及び 154kV の送電線鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。 送電線の脱落及び断線、あるいは送電線鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電線鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所へ参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定し通行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報発生の有無 ・ 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状態及び送電線の停電状況 ・ 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況 	<p style="text-align: right;">別紙補足 1</p> <p style="text-align: center;">鉄塔倒壊時のアクセスについて</p> <p>1. 鉄塔の倒壊と参集ルートについて 発電所周囲には 500kV, 220kV 及び 66kV の送電鉄塔が設置されており、送電線及び送電鉄塔は参集ルート上を横断又は参集ルートに近接している。(第 1 図) 送電線の脱落及び断線、あるいは送電鉄塔が倒壊した場合においても、垂れ下がった送電線又は倒壊した送電鉄塔に対して十分な離隔距離を保って通行すること、又は複数の参集ルートからその他の適切な参集ルートを選択することで、発電所に参集することは可能である。</p> <p>2. 送電鉄塔の倒壊時に通行する参集ルート 送電鉄塔の倒壊等が発生した際に通行する参集ルートについては、倒壊した送電鉄塔の場所及び損壊状況に応じて、その他の複数の参集ルートから、以下の事項を考慮して、確実に安全を確保できる適切な参集ルートを選定して通行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大津波警報発生の有無 ・ 倒壊した送電鉄塔及び送電線の損壊状態及び送電線の停電状況 ・ 上記以外の倒壊物による参集ルートへの影響状況 <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 20px;"></div> <p style="text-align: center;">第 1 図 発電所周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="943 212 1694 422">2.1 <u>275kV No. 2 送電鉄塔が倒壊した場合</u> 発電所進入道路を阻害することになる、<u>275kV No. 2 送電鉄塔の南側への倒壊又は154kV No. 5 鉄塔の北側への倒壊が起きて</u>も、<u>275kV No. 2 鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。</u> (図 1)</p>  <p data-bbox="973 1108 1665 1140">図 1 <u>送電鉄塔倒壊時のアクセスルート (代替正門ルート)</u></p>	<p data-bbox="1736 212 2499 380">(1) <u>66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔が倒壊した場合</u> 発電所侵入道路を阻害することになる<u>66kV No. 54-甲及びNo. 54-乙送電鉄塔の倒壊がおきても、これらの鉄塔を迂回することでアクセスすることは可能である。</u> (第2図)</p>  <p data-bbox="1804 1108 2448 1140">第2図 <u>一矢入口周辺の参集ルートと送電鉄塔の位置</u></p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="943 212 1718 468"> <u>2.2 154kV No.3 送電鉄塔が倒壊した場合</u> <u>西側ルートは、国道 245 号から 2 箇所のあるため、154kV</u> <u>No.3 送電鉄塔が倒壊しても、影響を受けない入口からアクセス</u> <u>することは可能。また、154kV No.3 送電鉄塔を迂回した場合は、</u> <u>JAEA 敷地内を通行して南西側ルートよりアクセスすることも</u> <u>可能である。(図 2)</u> </p> <div data-bbox="958 520 1679 1167" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1032 1241 1626 1272"> <u>図 2 鉄塔倒壊時のアクセスルート (西側ルート)</u> </p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="943 212 1709 422">2.3 154kV No. 2～No. 4 送電鉄塔が倒壊した場合 154kV No. 1～No. 4 送電鉄塔が全て西側へ倒壊して国道 245 号の 通行を阻害しても、発電所周囲の別の道に迂回することで 154kV 送電鉄塔の倒壊の影響を避けて発電所進入道路へアクセスするこ とは可能。(図 3)</p> <div data-bbox="958 470 1679 1115" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="1121 1152 1540 1230">図 3 鉄塔倒壊時のアクセスルート (別ルート(国道 245 号迂回))</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p data-bbox="943 212 1712 468">2.4 154kV No.2～No.4 送電鉄塔が倒壊した場合 275kV No.2 鉄塔の南側への倒壊又は154kV No.5 鉄塔の北側への倒壊が発生し、かつ154kV No.1～No.4 送電鉄塔が全て西側へ倒壊して国道245号の通行を阻害している場合、津波警報が発生していない状況であれば、標高の低い箇所を迂る北側及び南側ルートを用いてアクセスすることが可能である。(図4)</p> <div data-bbox="955 535 1676 1182" style="border: 1px solid black; height: 300px; width: 100%;"></div> <p data-bbox="988 1241 1668 1276">図4 鉄塔倒壊時のアクセスルート(北側, 南側ルート)</p>		

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を以下に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{※1}</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{※1}</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【出典】</p> <p>※1 電力安全小委員会送電鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書(平成14年11月28日)</p> <p>※2 原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成24年3月)</p> </div> <p>いずれの自然災害においても、送電鉄塔は鉄骨間の間隙を保って倒壊していることが確認できることから、災害対策要員は、送電線の停電など安全を確認した上で、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	<p>3. 倒壊した送電鉄塔の影響について 自然災害により送電鉄塔が倒壊した事例を以下に示す。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例①^{※1}</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>強風による送電鉄塔の倒壊事例②^{※1}</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>地震による斜面の崩落に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>津波による隣接鉄塔の倒壊に伴う送電鉄塔の倒壊事例^{※2}</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>【出典】</p> <p>※1 電力安全小委員会送電鉄塔倒壊事故調査ワーキンググループ報告書(平成14年11月28日)</p> <p>※2 原子力安全・保安部会・電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書(平成24年3月)</p> </div> <p>重大事故等に対処する要員は、送電線の停電など安全を確認したうえで、倒壊した送電鉄塔の影響を受けていない箇所を、離隔距離を保って迂回するルートで鉄塔の近傍を通過することが可能である。</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p style="text-align: right;">別紙補足 2</p> <p style="text-align: center;">参集訓練の実施結果</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する災害対策要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。参集する要員は、居住地及び年齢など種々の組み合わせを考慮して選定し、<u>発電所まで参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。</u></p> <p>この結果から、発電所外から参集する災害対策要員の参集するための<u>保守的な移動速度を設定した。</u></p> <p>2. 参集訓練の実施</p> <p>参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。</p> <p>2.1 参集訓練の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移動経路は発電所の東側を除いた、北側、西側、及び南側で2ルート of 合計4ルートを設定して実施。</u> ・<u>移動速度の計測は、移動手段を徒歩として実施。ただし、南側のルートの計測では、自転車での速度の計測も実施。</u> ・<u>各コースとも2名／組で実施し、年齢層によるバラツキをなくすため、各組の合計年齢が同じようになるように設定（各組で80歳～100歳）。</u> 	<p style="text-align: right;">別紙補足 2</p> <p style="text-align: center;">参集訓練の実施結果</p> <p>1. 概要</p> <p><u>重大事故等が発生した場合において、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集性を評価するため参集訓練を実施した。集合場所である緑ヶ丘施設から緊急時対策所に参集する時間を実際に計測して、移動速度を算出した。</u></p> <p><u>この結果から、発電所外から参集する重大事故等に対処する要員の参集するための速度を設定した。</u></p> <p>2. 参集訓練の実施</p> <p><u>参集訓練の実施に当たっての条件と実施結果を以下に示す。</u></p> <p>(1) 参集訓練の実施概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>移動経路は、通常参集ルートである一矢入口及び本谷入口、迂回ルートである宇中入口及び内カネ入口を通過して発電所にアクセスする4ルートを設定して実施。（第1図）</u> ・<u>移動速度の計測は、移動手段を徒歩として実施。</u> <p><u>・各コースとも2名／組で実施。</u></p> <div data-bbox="1745 1360 2496 1864" style="border: 1px solid black; height: 240px; margin: 10px 0;"></div> <p style="text-align: center;">第1図 集合場所（緑ヶ丘施設）からの参集訓練ルート</p>	<p>・記載方針の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、集合場所からの参集訓練結果について記載</p> <p>・訓練内容の相違 【東海第二】 島根 2号炉は集合場所から緊急時対策所までの参集時間を計測</p> <p>・訓練内容の相違 【東海第二】 島根 2号炉は徒歩による訓練を実施</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.18版)	島根原子力発電所 2号炉	備考																																																																																												
	<p>2.2 参集訓練の実施結果</p> <p>表1 参集訓練の実施結果 (平成27年9月29日実施)</p> <table border="1" data-bbox="952 300 1712 716"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>対象者</th> <th>実際の移動距離</th> <th>移動手段</th> <th>参集時間※1</th> <th>実際の移動速度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>A, B</td> <td>16.4km</td> <td>徒歩</td> <td>200分</td> <td>4.9km/h (82m/min)</td> <td>主に発電所の北側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>C, D</td> <td>11.5km</td> <td>徒歩</td> <td>122分</td> <td>4.6km/h (76m/min)</td> <td>主に発電所の西側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>E, F</td> <td>11.8km</td> <td>徒歩</td> <td>146分</td> <td>4.9km/h (81m/min)</td> <td>主に発電所の南側のうち内陸側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>G, H</td> <td>12.3km</td> <td>徒歩</td> <td>125分</td> <td>5.9km/h (98m/min)</td> <td>主に発電所の南側のうち海側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>I, J</td> <td>12.3km (往路)</td> <td>自転車</td> <td>58分</td> <td>12.7km/h (212m/min)</td> <td>主に発電所の南側のうち海側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>I, J</td> <td>12.3km (復路)</td> <td>自転車</td> <td>60分</td> <td>12.3km/h (205m/min)</td> <td>主に発電所の南側のうち海側から参集するルート</td> </tr> <tr> <td colspan="4">平均移動速度</td> <td colspan="3">徒歩: 5.0km/h (83m/min) 自転車: 12.5km/h (208m/min)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 休憩等を含む時間</p> <p>3. 参集訓練の評価</p> <p>表1 参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は83m/min (5.0km/h)と算出され、本訓練の評価用歩行速度を67m/min (4.0km/h)で設定した。</p> <p>また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を67m/min (4.0km/h)とした。</p> <p>なお、自転車を用いた移動速度は208m/min (12.5km/h)と評価でき、参集に自転車を用いれば参集に係る所要時間は更に短縮できることを確認した。</p>	No.	対象者	実際の移動距離	移動手段	参集時間※1	実際の移動速度	備考	1	A, B	16.4km	徒歩	200分	4.9km/h (82m/min)	主に発電所の北側から参集するルート	2	C, D	11.5km	徒歩	122分	4.6km/h (76m/min)	主に発電所の西側から参集するルート	3	E, F	11.8km	徒歩	146分	4.9km/h (81m/min)	主に発電所の南側のうち内陸側から参集するルート	4	G, H	12.3km	徒歩	125分	5.9km/h (98m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート	5	I, J	12.3km (往路)	自転車	58分	12.7km/h (212m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート	6	I, J	12.3km (復路)	自転車	60分	12.3km/h (205m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート	平均移動速度				徒歩: 5.0km/h (83m/min) 自転車: 12.5km/h (208m/min)			<p>(2) 参集訓練の実施結果</p> <p>第1表 参集訓練の実績結果 (令和元年11月22日実施)</p> <table border="1" data-bbox="1745 300 2496 642"> <thead> <tr> <th>ルート</th> <th>移動手段</th> <th>実際の移動距離</th> <th>参集時間</th> <th>実際の移動速度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一矢ルート</td> <td>徒歩</td> <td>5.7km</td> <td>80分</td> <td>4.3 km/h (72 m/min)</td> <td>通常ルート</td> </tr> <tr> <td>②本谷ルート</td> <td>徒歩</td> <td>9.0km</td> <td>110分</td> <td>4.9 km/h (82 m/min)</td> <td>通常ルート</td> </tr> <tr> <td>③宇中ルート</td> <td>徒歩</td> <td>11.4km</td> <td>169分</td> <td>4.0 km/h (67 m/min)</td> <td>迂回ルート</td> </tr> <tr> <td>④内カネルート</td> <td>徒歩</td> <td>7.0km</td> <td>99分</td> <td>4.2 km/h (70 m/min)</td> <td>迂回ルート</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均移動速度</td> <td colspan="4">4.4 km/h (73 m/min)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 参集訓練の評価</p> <p>第1表の参集訓練の結果より、徒歩での移動速度は73m/min (4.4 km/h)と算出され、本訓練の評価用平均速度を67m/min (4.0 km/h)で設定した。</p> <p>また、上記の参集性の評価に当たっては、測定結果に交通事情や道路条件及び道路上に発生した障害によって発生する迂回に要する時間を考慮し、保守的に参集に係る移動速度を67m/min (4.0 km/h)とした。</p>	ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考	①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート	②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート	③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート	④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート	平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)				<p>備考</p> <p>・ 訓練内容の相違</p> <p>【東海第二】</p> <p>島根2号炉は徒歩による訓練を実施</p>
No.	対象者	実際の移動距離	移動手段	参集時間※1	実際の移動速度	備考																																																																																									
1	A, B	16.4km	徒歩	200分	4.9km/h (82m/min)	主に発電所の北側から参集するルート																																																																																									
2	C, D	11.5km	徒歩	122分	4.6km/h (76m/min)	主に発電所の西側から参集するルート																																																																																									
3	E, F	11.8km	徒歩	146分	4.9km/h (81m/min)	主に発電所の南側のうち内陸側から参集するルート																																																																																									
4	G, H	12.3km	徒歩	125分	5.9km/h (98m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート																																																																																									
5	I, J	12.3km (往路)	自転車	58分	12.7km/h (212m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート																																																																																									
6	I, J	12.3km (復路)	自転車	60分	12.3km/h (205m/min)	主に発電所の南側のうち海側から参集するルート																																																																																									
平均移動速度				徒歩: 5.0km/h (83m/min) 自転車: 12.5km/h (208m/min)																																																																																											
ルート	移動手段	実際の移動距離	参集時間	実際の移動速度	備考																																																																																										
①一矢ルート	徒歩	5.7km	80分	4.3 km/h (72 m/min)	通常ルート																																																																																										
②本谷ルート	徒歩	9.0km	110分	4.9 km/h (82 m/min)	通常ルート																																																																																										
③宇中ルート	徒歩	11.4km	169分	4.0 km/h (67 m/min)	迂回ルート																																																																																										
④内カネルート	徒歩	7.0km	99分	4.2 km/h (70 m/min)	迂回ルート																																																																																										
平均移動速度		4.4 km/h (73 m/min)																																																																																													

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
	<p>4. 参集訓練の様子 参集訓練の様子を<u>図1</u>に示す。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>北側ルート</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>南側（内陸側）ルート</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>南側（海側）ルート（徒歩）</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>南側（海側）ルート（自転車）</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>図1</u> 参集訓練の様子</p>	<p>4. 参集訓練の様子 参集訓練の様子を<u>第2図</u>に示す。</p> <div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>一矢ルート</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>本谷ルート</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>宇中ルート</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 5px;">  <p>内カネルート</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><u>第2図</u> 参集訓練の様子</p>	

別紙補足 3

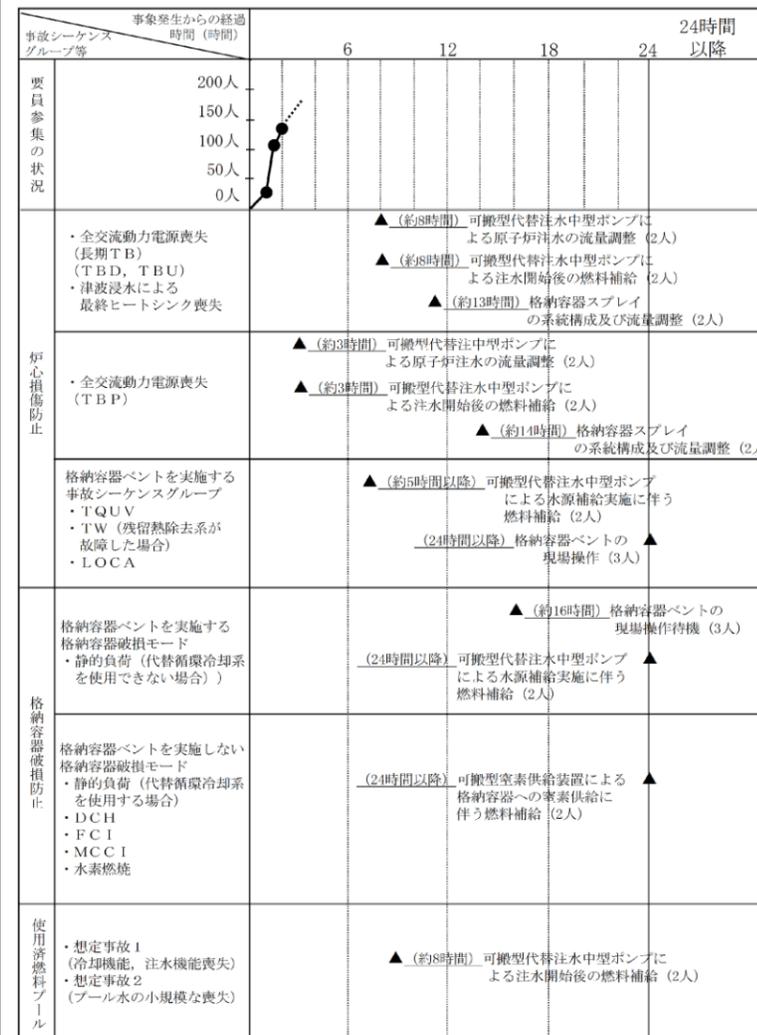


図1 各事故シーケンスグループ等において参集要員に求める
主な対応と参集時間

・運用の相違
【東海第二】
島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない

別紙補足 4

時 間	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
発生事象: TBP	▽ 事象発生 ▽ 要員参集			▽ 原子炉注水開始 ▽ 原子炉風圧										サプレッションポンプ圧力279kPa到達 格納容器スプレイ開始	
当直要員(7名)															
災害対策要員(指揮者等) (統括待機当番):(1名) (現場統括待機):(1名) (情報班員):(1名)	待機			緊急時対策所に参集											
災害対策要員(指揮者等) 情報班員:(1名)	中央制御室常驻														
重大事故等対応要員 (運転操作対応):(3名)	待機			中央制御室に参集 運転操作(原子炉注水系統稼働)											
重大事故等対応要員 (アクセスルート確保):(2名)	待機			緊急時対策所に参集 状況把握・ホイールローダ準備											
重大事故等対応要員 (放射線測定):(2名)	待機			緊急時対策所に参集 状況把握・測定準備											
重大事故等対応要員 (給水確保):(8名)	待機			緊急時対策所に参集 状況把握・可搬型代替注水中型ポンプ準備 設備移動・ポンプ設置・送水準備											
重大事故等対応要員 (電源確保):(2名)	待機			緊急時対策所に参集 状況把握・電源準備											
参集要員 (給油):(2名) (流量調整):(4名)				参集要員に期待している時間											
消火対応 自衛消防隊(11名)															

図 1 全交流電源喪失 (TBP) の作業と所要時間

・運用の相違
【東海第二】
島根2号炉は、有効性評価シナリオで参集要員を考慮していない

別紙補足 5

参集ルートに対する迂回参集ルートの移動距離及び移動時間の影響

東海第二発電所の構外の拠点（第三滝坂寮）から東海第二発電所の敷地までの参集ルートを、広範囲に複数設定した場合に、各参集ルートの移動距離と所要時間を以下に比較した。



図1 発電所の構外拠点から発電所敷地までの参集ルート及び迂回参集ルート

表1 図1の参集ルート及び迂回参集ルートの移動距離及び所要時間

ルート	距離 (m)	所要時間	
		移動速度：4.0km/h	(参考) 移動速度：5.0km/h
参集ルート①	3,180	47分28秒	38分10秒
参集ルート②	3,630	54分11秒	43分34秒
迂回参集ルート①	3,150	47分1秒	37分48秒
迂回参集ルート②	2,980	44分29秒	35分46秒
迂回参集ルート③	3,215	47分59秒	38分35秒
迂回参集ルート④	3,230	48分13秒	38分46秒

参集ルートと迂回参集ルートについて、距離の差は最大で650m、所要時間の差は最大で9分42秒である。参集に係る所要時間と災害対策要員数の関係の結果（本文表3）を踏まえると、迂回参集ルート所要時間の増加による要員参集結果への影響は少ない。

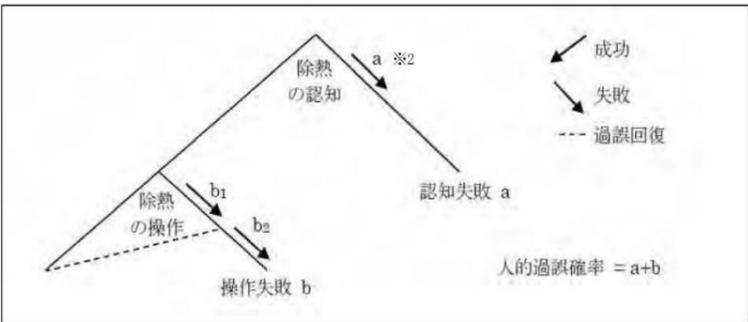
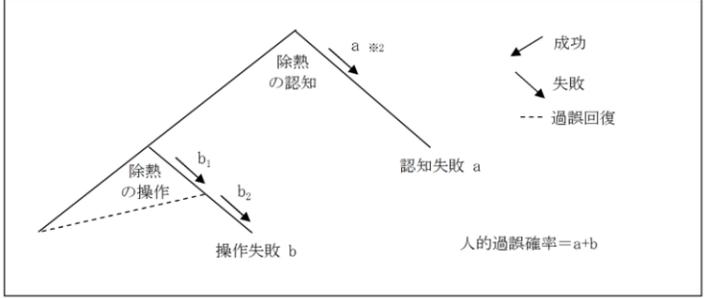
・記載個所の相違
【東海第二】
島根2号炉は、発電所構外の集合場所から緊急時対策所までの参集ルートについて、複数のルートの参集時間を実際に計測した結果を別紙補足2に記載

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;"><u>補足 1</u></p> <p><u>有効性評価シナリオと要員参集の整合性について</u></p> <p><u>添付資料 1.0.10 (重大事故等時の体制) 第 1 表「態勢の区分と緊急時活動レベル(EAL)」に示すとおり、発電所及び本社では、原子力警戒態勢又は第 1 次、第 2 次緊急時態勢の発令により、緊急時対策要員を非常召集することとしている。</u></p> <p><u>ここでは、非常召集により発電所外から発電所に参集する要員に期待する有効性評価シナリオを抽出し、緊急時対策要員を非常召集するきっかけとなる事態がどのタイミングで発生するかを確認することで、有効性評価の説明と要員参集のタイミングが整合しているか確認した。</u></p> <p><u>第 1 表に示す 12 のシナリオが該当し、参集要員で対応する現場作業は以下の 4 つが該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・代替原子炉補機冷却系準備操作 (代替熱交換器車等の資機材配置及びホース敷設、起動及び系統水張り作業)</u> <u>・低圧代替注水系 (可搬型) 準備操作 (代替循環冷却運転への切替えのための復水移送ポンプの一時的な停止に伴う、可搬型代替注水ポンプによる原子炉圧力容器への注水準備及び注水作業)</u> <u>・格納容器ベント準備操作 (フィルタ装置水位調整準備 (排水ポンプ水張り))</u> <u>・格納容器ベント操作 (フィルタ装置水位調整、フィルタ装置 pH 測定、フィルタ薬液補給)</u> <p><u>いずれの有効性評価シナリオにおいても、事象発生初期 (発生と同時に又は 15 分後) に原子力警戒態勢を発令する事態になることを確認した。</u></p> <p><u>有効性評価シナリオ上、要員参集に要する時間は事象発生から 10 時間後以降と想定しているが、この値は保守的に設定したものである。</u></p> <p><u>有効性評価シナリオ「停止中の全交流動力電源喪失」では、事象発生から原子力警戒態勢を発令する事態になるまでの時間が 15 分あるものの、事象発生から 10 時間後の作業開始に支</u></p>			<p>・運用の相違</p> <p>【柏崎 6/7】</p> <p>島根 2 号炉は、有効性評価において参集要員を考慮していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p><u>障を及ぼすものではないと考える。</u></p> <p><u>また、停止号炉の影響（添付資料 1.0.16）を考慮した場合、参集要員で対応する現場作業は、以下の2つが該当する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・停止号炉への使用済燃料プールへの可搬型代替注水ポンプによる注水</u> <u>・燃料給油作業（6号及び7号炉に対する燃料給油作業は宿直している緊急時対策要員にて対応）</u> <p><u>想定するシナリオは「停止中の全交流動力電源喪失」であり、事象発生から原子力警戒態勢を発令する事態になるまでの時間が15分あるものの、事象発生から10時間後以降から適宜行う作業に支障を及ぼすものではないと考える。</u></p> <p><u>なお、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等が発生した場合の緊急時対策要員の参集動向を評価した結果、要員の参集手段が徒歩移動のみを想定した場合かつ、年末年始やゴールデンウィーク等の大型連休であっても、5時間30分以内に参集可能な要員は半数以上（350名以上）と評価している。（添付資料 1.0.10（重大事故等時の体制）別紙 8 発電所構外からの要員の参集について 参照）</u></p>			

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017.12.20版)		東海第二発電所 (2018.9.18版)		島根原子力発電所 2号炉		備考	
第1表 有効性評価シナリオと要員参集の整合性確認結果							
有効性評価シナリオ	参集要員に期待する作業	要員参集のトリガーとなる有効性シナリオの時間と緊急時活動レベル (EAL) の事象	有効性評価上の時間				
			事象発生～EAL 発出	参集要員による作業開始までの時間	事象発生から10時間後	事象発生から16時間後	
全交流動力電源喪失 (外部電源喪失+非常用ディーゼル発電機喪失)	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉) 格納容器ベント操作 (10名/号炉)	外部電源喪失による原子炉への給水機能の喪失 →EAL AL22 (原子炉給水機能の喪失) ※1	0分 (同タイムリック)	事象発生から10時間後	事象発生から16時間後		
全交流動力電源喪失 (同上) + 原子炉隔離時冷却系機能喪失	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉) 格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から10時間後	事象発生から16時間後		
全交流動力電源喪失 (同上) + 直流電源喪失	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉) 格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から10時間後	事象発生から16時間後		
全交流動力電源喪失 (同上) + 主蒸気速がし安全弁再閉失敗	格納容器ベント操作 (10名/号炉) 代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉)			事象発生から18時間後	事象発生から10時間後		
崩壊熱除去機能喪失 (取水機能が喪失した場合)	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉) 格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から10時間後	事象発生から17時間後		
冷却材喪失事故時注水機能喪失	格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から22時間後			
崩壊熱除去機能喪失 (残留熱除去系が故障した場合)	格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から17時間後			
高圧・低圧注水機能喪失	格納容器ベント操作 (10名/号炉)			事象発生から10時間後			
高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉)			事象発生から10時間後			
雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (代替循環冷却を使用する場合)	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉) 可搬型代替注水系準備操作 (5名/号炉)			事象発生から16時間後			
雰囲気圧力・温度による静的負荷 (格納容器過圧・過温破損) (格納容器ベントを実施する場合)	格納容器ベント準備操作 (2名/号炉) 格納容器ベント操作 (8名/号炉)			事象発生から36時間後	事象発生から38時間後		
停止中の全交流動力電源喪失	代替原子炉補機冷却系準備操作 (13名/号炉)			全交流動力電源喪失15分経過→EAL AL25 (全交流電源の15分以上喪失) ※1	15分	事象発生から10時間後	

※1 添付資料 1.0.10 (重大事故等時の体制) 第1表 「態勢の区分と緊急時活動レベル (EAL)」 参照

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足 2</p> <p><u>当直副長による 操作員 への操作指示 / 確認手順について</u></p> <p>運転員の事故時における対応は、「<u>当直副長</u>」による「<u>操作員</u>」への操作指示がなされ、「<u>操作員</u>」による操作がなされる。 (<u>2 人</u>による対応)</p> <p>一方、確率論的リスク評価※1 では、以下のとおり人間信頼性評価 (HRA ツリー) にて評価を行っている。</p> <p>人間信頼性評価 (HRA) ツリーを用いた定量評価 (ATWS 収束後の RHR による原子炉格納容器除熱の例)</p>  <p>人的過誤確率では、操作員の認知失敗や操作失敗があったとしても、1 名の指示者の確認により是正がなされる評価手法を採用している。</p> <p>以上により、実際の運転員による操作と、確率論的リスク評価で用いた評価手法は、整合が取れている。</p> <p>※1 第 244 回 審査会合 資料 3-2-1 確率論的リスク評価について (補足説明資料) (指摘事項に対する回答) ピアレビュー推奨事項等を踏まえた PRA の評価条件見直し結果 HRA データシート 参照</p> <p>※2 認知失敗の過誤回復については、THERP の標準診断曲線時に既に考慮されているため HRA ツリーとして人的過誤の分岐を設定しない (チームとしての認知の失敗確率が適用される)</p>		<p style="text-align: right;">補足 1</p> <p><u>2号当直副長又は1号当直主任による運転士への操作指示 / 確認手順について</u></p> <p>運転員の事故時における対応は、<u>2号当直副長又は1号当直主任</u>による「<u>運転士</u>」への操作指示がなされ、「<u>運転士</u>」による操作がなされる。 (<u>1 人</u>による対応)</p> <p>一方、確率論的リスク評価※1 では、以下のとおり人間信頼性評価 (HRA ツリー) にて評価を行っている。</p> <p>人間信頼性評価 (HRA) ツリーを用いた定量評価 (炉心冷却後の RHR による停止時冷却の例)</p>  <p>人的過誤確率では、操作員の認知失敗や操作失敗があったとしても、1 名の指示者の確認により是正がなされる評価手法を採用している。</p> <p>以上により、実際の運転員による操作と、確率論的リスク評価で用いた評価手法は、整合が取られている。</p> <p>※1 第 244 回 審査会合 資料 3-4-2 島根原子力発電所 2号炉確率論的リスク評価 (PRA) について 参照</p> <p>※2 認知失敗の過誤回復については、THERP の標準診断曲線時に既に考慮されているため、HRA ツリーとして人的過誤の分岐を設定しない (チームとしての認知の失敗確率が適用される)</p>	<p>・体制の相違 【柏崎 6/7】 ③の相違</p> <p>・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、操作者 1 名を記載 柏崎 6/7 は操作者及び確認者の 2 名を記載</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 18 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: right;">補足3</p> <p>発電所が締結している医療協定について</p> <p>柏崎刈羽原子力発電所では、自然災害等が複合的に発生した場合等を想定し、より多くの医療機関で汚染傷病者を診療いただけるように体制を整備しておく必要があると考えている。</p> <p>現時点で、<u>柏崎総合医療センター、新潟労災病院の他、新潟県内にある5か所の病院(合計7病院)</u>と放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書を締結しており、汚染傷病者の受け入れ体制を確保している。</p>	<p style="text-align: right;">補足1</p> <p>発電所が締結している医療協定について</p> <p>東海第二発電所では、自然災害が複合的に発生した場合等を想定し、より多くの医療機関で汚染傷病者の診療が可能なように体制を整備しておく必要があると考えている。</p> <p>現時点で、<u>茨城東病院、日立総合病院、水戸赤十字病院、水戸医療センター、筑波大学附属病院など、茨城県内外にある10箇所の病院と放射性物質による汚染を伴う傷病者の診療に関する覚書を締結しており、汚染傷病者の受入態勢を確保している。</u></p>	<p style="text-align: right;">補足2</p> <p>発電所が締結している医療協定について</p> <p>島根原子力発電所では、自然災害等が複合的に発生した場合等を想定し、医療機関で汚染傷病者を診療いただけるように体制を整備しておく必要があると考えている。</p> <p>現時点で、<u>松江赤十字病院と放射線被ばく又は放射能汚染を伴う傷病者等が発生した場合の診療に関する覚書を締結して汚染傷病者の受け入れ体制を確保している。</u></p>	

実線・・・設備運用又は体制等の相違（設計方針の相違）
 波線・・・記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

まとめ資料比較表〔技術的能力 1.0.11 重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について〕

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">添付資料 1.0.11</p> <p style="text-align: center;"><u>柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉</u></p> <p>重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.0.11</p> <p style="text-align: center;"><u>東海第二発電所</u></p> <p>重大事故等発生時の発電用原子炉主任技術者の役割等について</p>	<p style="text-align: center;">添付資料 1.0.11</p> <p style="text-align: center;"><u>島根原子力発電所2号炉</u></p> <p>重大事故等時の発電用原子炉主任技術者の役割について</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p style="text-align: center;">< 目次 ></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任.....1.0.11-1</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等..... 1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割1.0.11-2</p>	<p style="text-align: center;"><目 次></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任.....1.0.11-1</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等..... 1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割1.0.11-2</p>	<p style="text-align: center;">< 目 次 ></p> <p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任 1.0.11-1</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等 1.0.11-1</p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割 1.0.11-2</p>	

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任</p> <p>(1) <u>原子力・立地本部長</u>は、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、<u>発電用原子炉主任技術者免状を有する者であって、次の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から</u>選任する。</p> <p>a. 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>b. 原子炉の運転に関する業務</p> <p>c. 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>d. 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者及び代行者は<u>特別管理職</u>とする。</p> <p>(4) <u>発電用原子炉主任技術者のうち少なくとも1名は部長以上に相当する者とし、発電用原子炉主任技術者の職務を専任する。</u></p> <p>(5) <u>(4)項以外の発電用原子炉主任技術者については、原子力安全センターの職務を兼務できる。</u></p> <p>(6) <u>(5)項の発電用原子炉主任技術者については、自らの担当している号炉について発電用原子炉主任技術者の職務と原子力安全センターの職務が重複する場合には、発電用原子炉主任技術者としての職務を優先し、原子力安全センターの職務については、上位職の者が実施する。</u></p> <p>(7) 発電用原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、(1)項から(5)項に基づき、<u>改めて</u>発電用原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(8) これらの体制を整備していても、万一、発電用原子炉主任技術者及び代行者が不在となった場合は、原子炉主任技術者の資格を有している者を常に把握していることから、速やかに発電用原子炉主任技術者を選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会へ届け出る。</p>	<p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任</p> <p>(1) <u>社長</u>は、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、<u>発電用原子炉主任技術者免状を有する者であって、以下のa.からd.のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から</u>選任する。</p> <p>a. 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>b. 原子炉の運転に関する業務</p> <p>c. 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>d. 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任する。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、<u>管理職（能力等級特3級以上又は役割ランク3号以上）</u>から選任する。</p> <p>(4) 代行者は、<u>管理職（能力等級特4級以上又は役割ランク4号以上）</u>から選任する。</p> <p>(5) 発電用原子炉主任技術者は、本店発電管理室に所属し、<u>発電所に駐在して、発電用原子炉主任技術者の職務を専任する。</u></p> <p>(6) 発電用原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、(1)項から(3)項に基づき、発電用原子炉主任技術者を選任し直す。</p> <p>(7) これらの体制を整備していても、万一、発電用原子炉主任技術者及び代行者が不在となった場合は、原子炉主任技術者の資格を有している者を常に把握していることから、速やかに発電用原子炉主任技術者を選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会へ届け出る。</p>	<p>1. 発電用原子炉主任技術者の選任</p> <p>(1) <u>電源事業本部長</u>は、発電用原子炉主任技術者及び代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であって、<u>以下のa.からd.のいずれかの業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から</u>選任する。</p> <p>a. 原子炉施設の工事又は保守管理に関する業務</p> <p>b. 原子炉の運転に関する業務</p> <p>c. 原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務</p> <p>d. 原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務</p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、<u>原子炉毎に</u>選任する。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、<u>電源事業本部参事以上の者の中から</u>選任する。</p> <p>(4) 代行者は、<u>課長以上の職位から</u>選任する。</p> <p>(5) <u>発電用原子炉主任技術者は、電源事業本部に所属し、発電所に駐在する。なお、品質保証部の部長、課長又は原子力人材育成センターの所長の職務を兼務できる。</u></p> <p>(6) 発電用原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、(1)項から(3)項に基づき、発電用原子炉主任技術者を選任し直す。</p> <p>(7) これらの体制を整備していても、万一、発電用原子炉主任技術者及び代行者が不在となった場合は、原子炉主任技術者の資格を有している者を常に把握していることから、速やかに発電用原子炉主任技術者を選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会へ届け出る。</p>	<p>・体制の相違</p> <p>【柏崎6/7,東海第二】 柏崎6/7及び東海第二は、職務を専任する炉主任を1名は配置しているが、島根2号炉は炉主任の職務と相反しない職務を兼務できるものとする</p> <p>・運用の相違</p> <p>【柏崎6/7】 島根2号炉は兼務可能とする職務は発電用原子炉施設の運転に直接権限を有していないため、記載していない</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>b. 保安規定に定める事項について、<u>原子力・立地本部長又は所長の承認に先立ち確認する。</u></p> <p>c. 保安規定に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>d. 保安規定に定める記録の内容を確認する。</p> <p>e. 保安規定に定める報告（第121条第1項）を受けた場合は、<u>自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。</u></p> <p>f. 保安の監督状況について、<u>定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。</u></p> <p>g. 原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会に<u>少なくとも1名が必ず出席する。</u></p> <p>h. その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に従事する者（所長を含む。）は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、自らの原子炉施設の保安活動を効果的に実施するため、所内会議（原子力発電保安運営委員会、発電所上層部によるミーティング等）への参加、現場パトロールを通じて、発電所の情報収集を行う。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と、<u>意思疎通を図るため、定期的に及び必要に応じて相互の職務について情報交換する。</u></p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、平常時のみではなく、重大事故等が発生した場合においても、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行うことを任務とする。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合の<u>発電所の緊急時対策本部</u>（以下、「<u>発電所対策本部</u>」という。）において、発電用原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保して配置する。</p>	<p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>b. 保安規定に定める事項を、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>c. 保安規定に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>d. 保安規定に定める記録の内容を確認する。</p> <p>e. 保安規定に定める報告（第121条第1項）を受け事態を確認し、その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。</p> <p>f. 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>g. <u>原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会に必ず出席する。</u></p> <p>h. その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に従事する者（所長を含む。）は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、自らの原子炉施設の保安活動を効果的に実施するため、所内会議（<u>原子炉施設保安運営委員会</u>、発電所上層部によるミーティング等）への参加、現場パトロールを通じて、発電所の情報収集を行う。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。</p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、平常時のみでなく、重大事故等が発生した場合においても、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合の<u>災害対策本部</u>において、発電用原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保して配置する。</p>	<p>2. 発電用原子炉主任技術者の職務等</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、次の職務を遂行する。</p> <p>a. 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示する。</p> <p>b. 保安規定に定める事項を、<u>電源事業本部長（原子力管理）又は所長の承認に先立ち確認する。</u></p> <p>c. 保安規定に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>d. 保安規定に定める記録の内容を確認する。</p> <p>e. 保安規定に定める報告（第121条第1項）を受け事態を確認し、その確認した正確な情報を自らの責任において社長に直接報告する。</p> <p>f. 保安の監督状況を定期的及び必要に応じて社長に直接報告する。</p> <p>g. <u>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会に必ず出席する。</u></p> <p>h. その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>(2) 原子炉施設の運転に従事する者（所長を含む。）は、発電用原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、自らの原子炉施設の保安活動を効果的に実施するため、所内会議（<u>原子力発電保安運営委員会</u>、発電所上層部によるミーティング等）への参加、現場パトロールを通じて、発電所の情報収集を行う。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者と<u>相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。</u></p> <p>3. 重大事故等対策における発電用原子炉主任技術者の役割</p> <p>(1) 発電用原子炉主任技術者は、平常時のみでなく、重大事故等が発生した場合においても、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実、かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合の<u>緊急時対策本部</u>において、発電用原子炉主任技術者の職務に支障をきたすことがないよう、独立性を確保して配置する。</p>	<p>・体制の相違 【東海第二】 島根2号炉は一部本社組織（原子力人材育成センター）の確認が含まれる</p> <p>・体制の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6／7号炉 (2017.12.20版)	東海第二発電所 (2018.9.12版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>b. <u>6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者は、6号及び7号炉同時被災時は、号炉ごとの保安の監督を誠実かつ最優先に行う。</u></p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等時において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、<u>発電所対策本部の本部長（所長）は、その指示等を踏まえ方針を決定する。</u></p> <p>(a) 発電用原子炉主任技術者は、<u>発電所対策本部</u>等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行う。</p> <p>(b) 発電用原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の指示を行うに当たって、<u>他号炉の発電用原子炉主任技術者、発電所対策本部の要員及び本社の緊急時対策本部の要員等から意見を求めることができる。</u></p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）に<u>当たり</u>、保安上必要な事項等について確認を行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改訂）における保安上必要な事項等について確認を行っている。このため、運転員及び<u>発電所対策本部の要員等</u>が手順書どおりに重大事故等対策の対応を行う場合には、発電用原子炉主任技術者からの指示等を受けることなく対応可能である。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発生連絡を受けた後、<u>発電所対策本部に非常召集</u>し、原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に<u>非常召集</u>できる体制、運用を整備する。</p>	<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示し、<u>災害対策本部の本部長（所長）は、その指示を踏まえ方針を決定する。</u></p> <p>(a) 発電用原子炉主任技術者は、<u>災害対策本部</u>等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ助言及び指示する。</p> <p>(b) 発電用原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の助言及び指示を行うに当たって、<u>災害対策本部の要員及び本店対策本部の要員等から意見を求めることができる。</u></p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に当たって、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者が、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）における保安上必要な事項等について確認を行っている。このため、運転員及び<u>災害対策本部の実施組織の要員等</u>が手順書どおりに重大事故等対策の対応を行う場合には、発電用原子炉主任技術者からの指示を受けることなく対応可能である。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発生連絡を受けた後、<u>災害対策本部に参集</u>し、原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に<u>非常召集</u>できる体制、運用を整備する。</p>	<p>b. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等が発生した場合において、原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示し、<u>緊急時対策本部の本部長（所長）は、その指示を踏まえ方針を決定する。</u></p> <p>(a) 発電用原子炉主任技術者は、<u>緊急時対策本部</u>等から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は事象緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ助言及び指示する。</p> <p>(b) 発電用原子炉主任技術者は、保安上必要な場合の助言及び指示を行うに当たって、<u>緊急時対策本部の要員及び緊急時対策総本部の要員等から意見を求めることができる。</u></p> <p>(2) 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）に<u>当たって</u>、保安上必要な事項について確認を行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者が、重大事故等対策に係る手順書の整備（制定・改正）における保安上必要な事項等について確認を行っている。このため、運転員及び<u>緊急時対策本部の実施組織の要員等</u>が手順書どおりに重大事故等対策の対応を行う場合には、発電用原子炉主任技術者からの指示を受けることなく対応可能である。</p> <p>(3) 発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）に重大事故等が発生した場合、発生連絡を受けた後、<u>緊急時対策本部に参集</u>し、原子炉施設の運転に関する保安の監督を誠実に行う。</p> <p>a. 発電用原子炉主任技術者が、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において、重大事故等の発生連絡を受けた後、発電所に<u>参集</u>できる体制、運用を整備する。</p>	<p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請</p> <p>・申請号炉数の相違 【柏崎6/7】 島根2号炉は単号炉申請</p>

柏崎刈羽原子力発電所 6 / 7号炉 (2017. 12. 20 版)	東海第二発電所 (2018. 9. 12 版)	島根原子力発電所 2号炉	備考
<p>(a) 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに<u>発電所対策本部</u>に駆けつけられるよう、早期に<u>非常召集</u>が可能なエリア（<u>柏崎市若しくは刈羽村</u>）に<u>6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者をそれぞれ1名待機させる</u>。</p> <p>(b) <u>6号及び7号炉の発電用原子炉主任技術者に加え、その代行可能者も確保する</u>。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、<u>非常召集</u>中であっても通信連絡設備（衛星電話設備（<u>可搬型</u>）等）を携帯することにより、<u>発電所対策要員</u>からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>なお、通信連絡設備（衛星電話設備（<u>可搬型</u>）等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（<u>制定・改訂</u>）における保安上必要な事項等についてあらかじめ確認していることから、定められた手順書と異なった対応が必要となった場合であっても、必要の都度、プラントの状況等を把握し、原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示等を行うことができる。</p>	<p>(a) 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに<u>災害対策本部</u>に駆けつけられるよう、早期に<u>非常召集</u>が可能なエリア（<u>東海村又は隣接市町村</u>）に発電用原子炉主任技術者又は代行者を配置する。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、<u>参集途上</u>であっても通信連絡設備（衛星電話設備（<u>携帯型</u>）等）を携帯することにより、<u>災害対策本部</u>からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>なお、通信連絡設備（衛星電話設備（<u>携帯型</u>）等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（<u>制定・改正</u>）における保安上必要な事項等について<u>予め確認</u>していることから、定められた手順書と異なった対応が必要となった場合であっても、必要の都度、プラントの状況等を把握し、原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示等を行うことができる。</p>	<p>(a) 重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに<u>緊急時対策本部</u>に駆けつけられるよう、早期に<u>非常招集</u>が可能なエリア（<u>松江市</u>）に発電用原子炉主任技術者<u>又は代行者を配置する</u>。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、<u>参集途上</u>であっても通信連絡設備（衛星電話設備（<u>携帯型</u>）等）を携帯することにより、<u>緊急時対策本部</u>からプラントの状況、対策の状況等の情報連絡が受けられるとともに自ら確認することができる。</p> <p>なお、通信連絡設備（衛星電話設備（<u>携帯型</u>）等）の整備は、技術の進歩に応じて、都度改善を行う。</p> <p>c. 発電用原子炉主任技術者は、重大事故等対策に係る手順書の整備（<u>制定・改正</u>）における保安上必要な事項等について<u>あらかじめ確認</u>していることから、定められた手順書と異なった対応が必要となった場合であっても、必要の都度、プラントの状況等を把握し、原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示等を行うことができる。</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請号炉数の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は単号炉申請 ・運用の相違 【柏崎 6/7】 島根 2号炉は、炉主任又は代行者 1名を早期に参集可能なエリアに待機